

北区

くらしのガイド

令和
6・7
年度版
(2024～2025)



City of Kita

北区

北区役所 〒114-8508 北区王子本町 1-15-22

HP <https://www.city.kita.tokyo.jp/>

☎ 3908-1111 (代表)



区のホームページ

区民の皆さまへ



北区長 やまだ 加奈子

みなさまには、日頃から北区政の推進にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
そして、新しく北区民となられたみなさま、北区へようこそ。

この度、「北区くらしのガイド」を発行しました。このくらしのガイドでは、生活に便利な様々な情報と、地域の多彩な魅力を紹介しています。区民のみなさまにはお手元で日々のくらしに是非お役立てください。

北区は区民や区内団体、企業の皆さま「誰かひとりではなく、みんなが豊かさを感じることができるあたたかな北区」「すべての区民が輝くまち北区」に向け、「みんなで創る。北区新時代!」を区の基本姿勢とし、子育て教育支援や高齢者活躍、安全安心な環境、経済活性化、スポーツ・文化振興、新たなまちづくり、行財政改革など、全力で取り組んでいます。更に進化・発展していく北区づくりに皆さまのお声やご参加をお待ちしています！

最後に、発行に当たっては民間事業者のみなさまから広告出稿のご協力をいただきました。ご協力いただいた事業者のみなさまに改めて感謝申し上げます。

令和6年10月

東京都北区紋章



(昭和27年7月1日告示第44号)

「北」の字を図案化して、円形に翼形を付し、
力強くダイナミックで飛躍するわが区の将来を表徴しています。

コミュニケーション・マーク



City of Kita

(平成8年4月3日告示第75号)

「さくら」の花びらで北区のイニシャル「K」をデザインしたもので、「花いっぱい北区」をイメージしています。北区のイメージを明るいさくら色に転換させるものです。また、輪のつながりは「交通」のネットワーク、そして区民、企業、区を訪れる人々と区のコミュニケーションや交流を表し、さらに、さくらの開花は、春の息吹、「誕生」をイメージさせます。

区の水・花

[昭和47年12月25日選定]

区の水
さくら

「バラ科サクラ属」



区の花
つつじ

「ツツジ科ツツジ属」

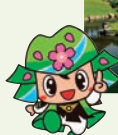


友好都市



もしえのん・あののん

山形県酒田市



かんらちゃん

群馬県甘楽郡甘楽町



なかのん

群馬県吾妻郡中之条町

海外：北京市西城区(中華人民共和国)／ウォルナットクリーク市(米国)



北区の情報発信



区公式ホームページ



区政情報の発信、利用者意見の収集等を行っています。

広報紙 北区ニュース

毎月1日・10日・20日号を制作し、町会・自治会などを通じてお届けしています。その他、ホームページやアプリでもご覧いただけます。



マチイロ



iOS版 (iPhone)



Android版

広報プラス



区公式SNS等

X(旧Twitter)

@kitaku_tokyo



メールマガジン

区民の皆さまの暮らしや防災に対する備えに役立つ情報を電子メール及び北区公式LINEで配信するサービスです。



Facebook



LINE



防災情報など緊急性の高い情報や、区政情報を取得できます。



友だち追加はこちら

問い合わせ先 広報課 ☎3908-1102

問い合わせ先 防災・危機管理課 ☎3908-8184
広報課 ☎3908-1102

YouTube / 東京都北区公式チャンネル

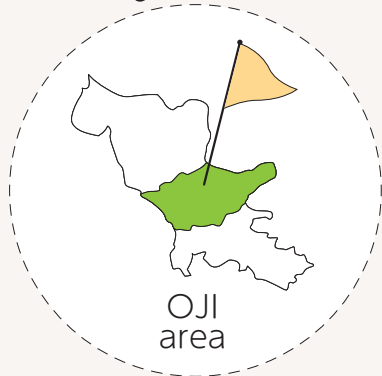


区長の定例記者会見を毎月発信！

区のイベントや取り組みについて紹介するほか、北区の施策や施設紹介、歴史・人物・観光・地域情報をテーマにした広報番組「住めば、北区東京。」を公開しています。



王子エリア



飛鳥山公園

八代将軍徳川吉宗が江戸庶民の行楽のために桜を植えたのがはじまりで、明治6年には日本最初の公園に指定されました。約600本の桜が植えられており、今も花見客で賑わいます。桜だけでなく、つつじやアジサイ、新緑、紅葉など、四季折々の風景に癒されます。



紙の博物館

世界有数の「紙」専門の博物館。



飛鳥山博物館

北区の歴史・自然・文化を知ることができる博物館。



中央図書館

約43万冊の蔵書、約500席の閲覧席などを備える。
「赤レンガ図書館」と呼ばれ、モダンなデザインも人気。



渋沢史料館

日本に近代的経済社会の基礎を築いた渋沢栄一に関する資料を展示しています。





北とぴあ

北区と区民の文化の拠点として建設された区のシンボルです。館内には、ホールや各種会議室など多彩な施設が整っています。「北とぴあ演劇祭」や「北とぴあ国際音楽祭」など、北とぴあならではの催しも見どころ。



北とぴあ国際音楽祭



十条銀座商店街

北区最大の店舗数を誇る十条銀座商店街は、品ぞろえや安さでも定評があります。アーケードの中は、いつも買い物客でにぎわっています。

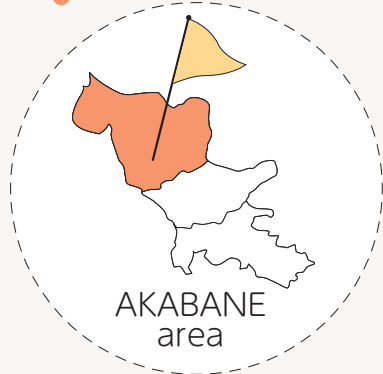


音無親水公園

かつて、この付近にあった王子七滝のひとつ「権現の滝」の再現や明治40年に架けられた舟串橋の復元など、数々の特色ある施設とさくら並木で彩られた公園は、「日本の都市公園百選」に選定されています。また、公園内に設置してあるあんどん型照明は「手づくり郷土賞」に選ばれて、夜の散歩にもおすすめです。



赤羽エリア



荒川赤羽緑地、 旧岩淵水門

広々と開放感あふれる景色の中で家族でリフレッシュできる憩いのスポットです。国の重要文化財である旧岩淵水門は、「赤水門」の愛称で親しまれています。



赤羽一番街商店街

古きよき昭和の香りただよう商店街。多くの人で賑わっています。

北区ふるさと農家体験館

北区有形文化財にも指定され、江戸時代後期に建てられた旧松澤家住宅を移築・復原した体験学習施設。親子で楽しめる講座などを開催しています。



浮間公園

JR埼京線「浮間舟渡駅」から徒歩1分にあり、浮間ヶ池と風車が印象的な公園です。池の東側の一角には、かつてサクラソウの名所として知られた浮間ヶ原の伝統を伝える桜草園場があり、毎年4月には「浮間さくら草まつり」が開催されます。

滝野川エリア



旧古河庭園

鹿鳴館などの設計を手掛けたイギリス人建築家、ジョサイア・コンドルによる洋館と洋風庭園、京都の庭師・植治こと七代目小川治兵衛の手掛けた日本庭園

が美しい調和を生み出しています。

春と秋には約100種類200株のバラが咲き誇ります。秋には美しい紅葉も楽しめます。



西ヶ原みんなの公園

夏に水遊びもできる公園。芝生エリアも広く、遊具もあり様々な遊びができるのびのびした公園です。



北区指定有形民俗文化財 赤紙仁王

東覚寺前にある一対の仁王像は「赤紙仁王」と呼ばれています。寛永18年に僧の宗海が疫病を鎮めるために建てたといわれる石の金剛力士像で、病のある部分に赤紙を貼って祈願すると病気が治るといわれ、病気が癒えた人はわらじを奉納するならわしがあります。

霜降銀座商店街

細い通りを挟んだお店には、生鮮品などの食材や日用品が豊富に並びます。春には西ヶ原周辺を歩きながらの謎解き「名探偵★浅見光彦の住む街ミステリーウォーク」を開催しています。



北区の四季

KITAKU CALENDER



3月 桜ウォーク.....



4月 浮間さくら草祭り.....



5月 春のバラフェスティバル
旧古河庭園.....



4月 赤羽馬鹿祭り.....

夏



6月 お富士さん.....



7月 飛鳥山博物館
「夏休みわくわくミュージアム」.....



8月 王子田楽 王子神社
東京都北区指定無形民俗文化財（民俗芸能）

秋



9月 北区花火会



10月 飛鳥山Hawai'i Festival



10月 ふるさと北区 区民まつり



11月 北とびあ国際音楽祭



2月 白酒祭 熊野神社
北区指定無形民俗文化財



12月 王子狐の行列

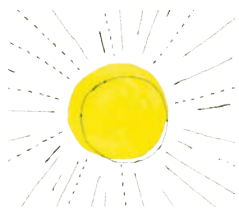


2月 稲村の餅搗唄 道灌山稲荷社
北区指定無形民俗文化財



1月 古民家で正月遊びを楽しもう
ふるさと農家体験館

冬



北区の魅力を届けよう！



1 「北区イメージ戦略ビジョン (KISS)」とは？

北区の個性と魅力を発掘・創造し、わかりやすく効果的に演出して広く発信していくことで、北区の知名度とイメージをより高めていくことを目指しています。このイメージ戦略の取り組みでは、北区アンバサダー、区内田康夫ミステリー文学賞、北区シティブランディング戦略推進部会（O-KISS・U-KISS）などがあり、文化的イメージの向上や若い世代との協働から生まれる北区の魅力を発信しています。

2 北区アンバサダー

北区にゆかりのある著名人・文化人に、「北区アンバサダー（大使）」を委嘱し、北区の知名度や文化的なイメージの向上に協力していただいています。

現在、3名の方々にアンバサダーを委嘱しています。



倍賞千恵子氏
(女優、歌手)
平成 18 年就任



弦哲也氏
(作曲家)
平成 20 年就任



水森かおり氏
(歌手)
平成 20 年就任



北区アンバサダーHP

3 区内田康夫ミステリー文学賞

北区の知名度を高め文化的イメージを強めるため、平成8年より北区アンバサダー（大使）として活動された作家の故内田康夫氏に協力いただき、平成14年4月に創設しました。

北区西ヶ原生まれの同氏の作品「浅見光彦シリーズ」には、北区が登場します。



内田康夫氏



北区内田康夫
ミステリー文学賞HP



4 北区シティブランディング戦略推進部会

北区の若手職員「北区シティブランディング戦略推進員（O-KISS）」、区内の大学生「北区シティブランディング戦略大学生協力員（U-KISS）」が協働して区の魅力をPRする活動を行っています。

【直近の取り組み】

北区公式HP内「北区の魅力再発見」ページのコンテンツの企画・検討

北区をPRする動画の企画・制作

WEB写真集の企画・検討

北区ニュースコラムの企画・検討



北区の魅力再発見・
KISS HP



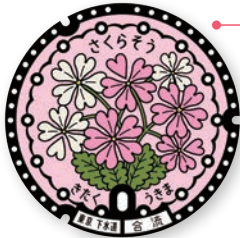
北区シティブランディングの取り組み

5 デザインマンホール蓋

東京都が実施する「デザインマンホール蓋を観光資源として活用したPR事業」により、区内2か所に設置されました。
その後北区のシティプロモーションの促進を図るために設置が進められ、令和6年7月現在区内では5か所に設置されています。

⑤浮間桜草

浮間4丁目32番先
(浮間舟渡駅東口付近)
浮間公園に隣接する浮間ヶ原桜草園場にて鑑賞することができる浮間桜草をモチーフにしたマンホール蓋です。



②清野とおる

赤羽1丁目67番付近
(線路ガード下)
『東京都北区赤羽』の著者である清野とおるさんご本人をモチーフにしたマンホール蓋です。



④リヴェルン

西が丘3丁目10番3号先
(稲付西山公園付近)
北区をホームタウンとする日テレ・東京ヴェルディベレーザの公式マスコット「リヴェルン」のマンホール蓋です。



③しぶさわくん

王子1丁目3番23号先
(飛鳥山公園アスカゴ前)
渋谷栄一が人生の拠点とした地、北区飛鳥山で誕生したキャラクターであるしぶさわくんのマンホール蓋です。



①のらくろ

田端5丁目4番1号(田端小学校プール側の道路)
漫画『のらくろ』(作者: 田河水泡)の主人公のらくろをモチーフにしたマンホール蓋です。



北区マンホールカードデザイン (令和6年7月現在)



のらくろ

配布場所: 田端文士村記念館
所在地: 田端6-1-2



清野とおる

配布場所: 赤羽文化センター
所在地: 赤羽西2-6-1-301
パルロード2 三階
(ショッピングセンタービビオの上)



しぶさわくん

配布場所: 渋谷×北区 飛鳥山
おみやげ館
所在地: 西ヶ原2-16
(飛鳥山公園内)



リヴェルン

配布場所: 赤羽スポーツの森
公園競技場
所在地: 赤羽西5-2-27



←北区のマンホール蓋やマンホールカードをより詳しく知りたい方はこちら

6 メモリアルフォトスポット

婚姻の届出などで来庁された方を祝福し、北区に愛着を深めて「住み続けたい」と思っていたく機会となるよう、メモリアルフォトスポットを設置しています。婚姻届けと一緒に撮影ができるオリジナルボードや、人気コミックス「東京都北区赤羽」の作者である漫画家の清野とおる氏の描き下ろしイラストメッセージパネルもあります。備え付けの自撮り棒もご利用いただき記念撮影をお楽しみください。



東京都北区は渋沢栄一ゆかりの地です！

令和6年7月3日、新一万円札が発行され北区ゆかりの偉人である渋沢栄一がお札の新しい顔となりました。北区には渋沢栄一が残してきた数多くの功績とその歴史や、明治34年以降、本邸として長い時間を過ごした飛鳥山には渋沢栄一の邸宅が今も残っています。北区では渋沢栄一のレガシーを引き継ぎ、現代の新しい価値観と融合させ、様々なブランディングを実施していきます。

●渋沢栄一 1840(天保11)～1931(昭和6)

渋沢翁は、現在の埼玉県深谷市に生まれ、最後の徳川幕府15代将軍・慶喜に仕えた後に明治政府に出仕して貨幣や銀行制度等の確立に深く携わりました。その後は、民間経済人として銀行を拠点に多くの民間企業の設立に携わり、育てるとともに、社会公共事業、教育機関の支援など民間外交に尽力しました。



(出典：国立印刷局ホームページ)

(出典：近代日本人の肖像)

Love

渋沢翁が愛した北区 ～王子製紙の立ち上げ～

明治8年、渋沢翁は王子に抄紙会社（後の王子製紙）の工場を建設しました。

程なくして、渋沢翁は飛鳥山に別荘を建設しますが、そこには設立に尽力した同社の工場を操業後も見守り続けたいという渋沢翁の思いがありました。

国内外からの賓客を迎えることが多くなった渋沢翁は、郊外の広い庭園を備えた邸宅が必要だったため、都心から離れた自然豊かな飛鳥山は、理想の場所でもありました。

渋沢翁は、後にこの地を家族と過ごす日常の生活の場としても使用し、飛鳥山をこよなく愛しました。



▲王子製紙会社王子工場第二工場
明治26年（渋沢史料館所蔵）

渋沢翁が建設した飛鳥山の邸宅の近くにある王子製紙会社の姿です。渋沢翁は、同社の設立や工場の敷地選定などに関わった経緯があり、同社に強い思い入れがありました。



▲洋紙発祥の地碑
抄紙会社の工場創立80周年を記念し、昭和28年にJR王子駅前の跡地に建てられました。



◀明治時代の飛鳥山
(北区飛鳥山博物館所蔵)
明治の世となっても、飛鳥山は木々が生い茂り、都会の喧騒を忘れてゆったりとした時を過ごせる憩いの場でした。

Live

渋沢翁が住んだ北区 ～本邸を構えた飛鳥山～

明治34年、渋沢翁は別荘として使用してきた飛鳥山邸を本邸とし、昭和6年に亡くなるまで住みました。

飛鳥山邸は、中国の陶淵明の詩「^{かす}帰園田居」にある「^{あひ}曖曖遠人村、依依墟里煙」（曖み曖めるは遠き人の村、依依らたる墟^{むら}里の煙）にちなみ、「曖依^{せんせう}村莊」とも呼ばれました。

現在も、飛鳥山公園の一画にある旧邸宅跡地には、大正建築「晩香廬」と「青淵文庫」が残っており、国の重要文化財に指定されています。

飛鳥山の地に建設した本邸には、つなぎ合わせた日本館・西洋館を中心に、茶室、文庫などが邸内に点在していました。昭和20年4月の空襲により、多くの建物が焼失してしまいましたが、大正期の2つの建物「晩香廬」・「青淵文庫」などの一部は現存します。



▲飛鳥山邸西洋館にて
(渋沢史料館所蔵)



▲日本館（渋沢史料館所蔵）



▲西洋館（渋沢史料館所蔵）

時代の「始動」の拠点となった北区

～この地で迎えた要人たち、渋沢翁が導いた地域～

渋沢翁の飛鳥山邸は単なる私邸にとどまらず、多くの賓客を迎える接待の場としても利用されました。

また、渋沢翁は、日本の近代経済社会の発展に尽力していくなかで、王子・滝野川地域への助言や寄付なども行い、地域の発展や人々との交流も大事にしました。



▲二本榎保存碑除幕式 大正5年10月22日
(渋沢史料館所蔵)

西ヶ原一里塚は、旧日光御成道の日本橋から二里目にあたる目印です。江戸時代の慶長9年、幕府は諸街道に一里塚を設け始めました。大正初期に西ヶ原の一里塚と榎が東京市電の軌道敷設で撤去の危機に瀕しましたが、渋沢翁はじめ東京市長、滝野川町長、地元住民の努力により保存されたことを記念して、運動に参加した有志者により保存碑が建てられました。



▲徳川慶光公御一家招宴(渋沢史料館所蔵)



▲蒋介石と栄一
(渋沢史料館所蔵)



▲音無橋開通記念(渋沢史料館所蔵)

北区景観百選2019にも選ばれた音無橋。王子神社傍に渡したアーチ型鉄筋コンクリート橋で、昭和4年12月に起工し、同6年1月に竣工しました。渋沢翁が建築・開通を支援しました。



▲現在の音無橋

飛鳥山に今も残る渋沢翁の邸宅

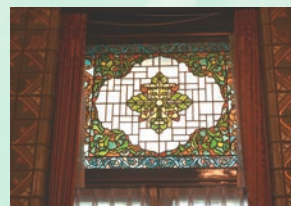
晩香廬 (大正6年竣工)

渋沢翁の喜寿(77歳)を祝って贈られた洋風茶室です。渋沢邸を訪れた賓客をもてなすために利用されました。タイルで作られた「寿」の文字や、長寿を祈念する「鶴」がデザインされた照明など、渋沢翁への祝意が随所に見られます。



青淵文庫 (大正14年竣工)

渋沢翁の傘寿(80歳)と子爵に昇格したお祝いを兼ねて贈られ、書庫や接客の場として使用されました。色鮮やかなステンドグラスや渋沢家の家紋をモチーフにした装飾タイルなど、意匠を凝らしたデザインは必見です。



北区の銘品・渋沢翁のおみやげも取り揃えています! ～渋沢×北区 飛鳥山おみやげ館～

大河ドラマ「青天を衝け」の放送をきっかけを、様々な渋沢翁のおみやげが開発されました! また、北区の銘品やしづさわくんグッズ、新一万円札発行にちなんだ商品もたくさん用意されていますので、飛鳥山公園に訪れた際はぜひお立ち寄りください。

住所: 東京都北区西ヶ原2-16
(飛鳥山公園管理事務所内)
電話番号: 080-4787-9842
休館日: 月曜休館/
祝日の場合は翌平日が休み
※年末年始についてはHPを参照
開館時間: 3～11月→11:00～16:30
※休日は17:00まで
12～2月→11:00～16:00
※休日は16:30まで



北区基本構想で定める「めざすべき将来像」

ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区

「基本計画2024」

北区基本構想の掲げる将来像を実現するため、令和6（2024）年～令和15（2023）年度の10カ年を計画期間とした総合計画であり、区が取り組むべき主要な施策の方向性を示したものです。

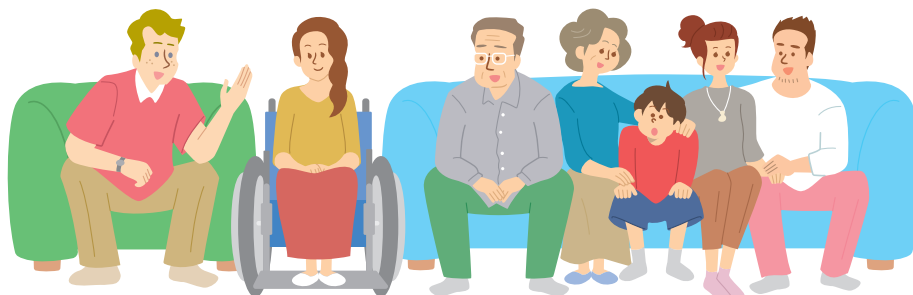
7つの主要政策の位置づけ

人口減少や少子高齢化の進行、激甚化・頻発化する自然災害、地球温暖化、生物多様性の保全など地球環境問題の深刻化、多様な個性や指向、価値観を尊重した社会システムの確立、新しい技術の活用やデジタル化への対応など、地域を取り巻く課題は複雑化、多様化しています。こうした課題に効果的に対応するため、政策の枠を超えた、分野横断的な政策展開が求められています。

こうした観点から、今後の区政において重点的、優先的に推進すべき分野横断的な政策展開の方向性を「主要政策」として設定します。

主要政策の概要

主要政策は、基本構想に掲げる区がめざすべき将来像の実現及び「誰かひとりではなく、みんなが豊かさを感じることができるあたたかな北区」、そして「すべての区民が輝くまち北区」の構築に向けて、今後の区政において特に重視すべき課題として以下の7つのテーマを設定し、これに対応した取組みの方向性を明示しています。





子どもの健やかな成長を応援しています！



「東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例」をご存じですか？

この条例は、子どもたちがだれ一人取り残されることなく、自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長できるよう子どもの権利を保障し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取り組みを推進することを目的として制定されました。



＜条例の基本理念＞

- ①子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えます。
 - ②子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されます。
 - ③子どもが将来への夢と希望をもって、幸せな状態で生活を送ることができるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備します。
- 詳しくは北区ホームページをご覧ください。



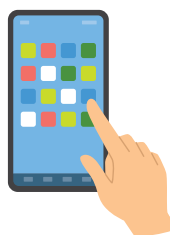
問い合わせ先 子ども未来課 ☎3908-9097



子育て応援ガイド

きたハピモバイルを利用しよう！

子育てに便利な機能が充実しています。令和4年10月にリニューアルし、保育園・幼稚園選びや入園手続きをサポートする新機能を追加しました。



問い合わせ先 子ども未来課 ☎3908-9097



妊活期からの支援

プレコンセプションケア

将来妊娠を希望する区民に対して講演会などの普及啓発を行うとともに、妊よう性検査費用の助成を行います。



問い合わせ先 健康政策課 ☎3908-9016



赤ちゃん学級

初めて赤ちゃんを迎える妊婦とそのパートナーを対象に、子育てのお話や沐浴などの育児体験を行う講座です。妊婦の方を対象にした「はぴママ学級」もあります。

産後ケア

産後の母子が助産師のいる専門的な施設を宿泊または日帰りで利用し、心身のケアや育児のサポートを受けます。



問い合わせ先 保健サービス課 ☎3908-7050

災害に備えましょう

⚠ 正確な情報収集をしましょう

地震や風水害が起きると、建物の倒壊や河川の氾濫などにより大きな被害が引き起こされる可能性があります。命を守るためには、正確で最新の情報収集と、それに応じた避難行動が大切です。区民の皆さまが適切な判断を行えるよう、北区では様々な情報ツールを使って、情報を発信しています。



避難所一覧



避難場所

⚠ 情報収集

◆北区防災ポータル

防災気象情報、避難情報の発令や避難所の開設、混雑状況、防災無線の放送内容などを確認することができます。



北区防災ポータル・
北区防災アプリ



◆北区防災アプリ

北区防災ポータルと同様の情報をスマートフォンで確認できます。メッセージのやりとりなどができるコミュニティ機能があるほか、緊急情報などがプッシュ通知で届きます。また、位置情報を活用し、現在地周辺の防災情報をマップ上で確認することができます。

Google Play・App Store からダウンロード！



iPhoneはこちら
Download on the
App Store



Androidはこちら
GET IT ON
Google Play



防災アプリアイコン

◆防災行政無線

区立公園や区の施設に設置した拡声子局（防災スピーカー）から、緊急情報や避難情報などを放送します。放送内容は、防災ポータルや防災アプリで内容を確認できるほか、「自動電話応答サービス(無料)」で聞き直しができます。

自動電話応答サービス ☎0120-061-724

◆北区メールマガジン

避難情報の発令、防災気象情報、防犯情報などのほか、イベント情報、区からのお知らせなどをメール、LINEで受け取ることができます。



メルマガ

◆北区防災地図

避難所、各種避難場所などの位置を確認できるほか、災害が起きてしまった時の対応方法などについてまとめています。北区防災ポータルや北区防災アプリで確認できるほか、北区ホームページでも閲覧できます。また、防災・危機管理課（第一庁舎2階13番）、広報課（第一庁舎3階1番）、区政資料室（第一庁舎1階）などで配布もしています。



防災地図

⚠ 備蓄をしましょう

災害が発生し、ライフラインや物流が一時的に止まる場合に備え、ご家庭に生活用品の備蓄をしましょう。普段使用している食料品や生活必需品を日常的に少し多めに備えておく「日常備蓄（ローリングストック）」がおすすめです。自宅での生活が継続できるよう、最低3日分、できれば1週間分の備蓄をしましょう。

◆主な備蓄品の例

- ・主食（乾麺、レトルトご飯など）、主菜（レトルト食品、缶詰など）、飲料水（1人1日3L）、菓子類（チョコレートなど）
- ・生活用品（ゴミ袋・大型ビニール袋、ラップ、トイレットペーパー・ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、生理用品、使い捨てカイロ、ライター）
※粉ミルク、離乳食、おむつ、おしりふき、ペット用品（必要な方のみ）
- ・防災用品等（簡易トイレ（1人1日7～8回）、厚手のゴム手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、モバイルバッテリー）

⚠ 水害に備えましょう

北区には、荒川をはじめ、石神井川などさまざまな規模の河川が流れています。また、がけ地も多いことから、大雨が降ると河川氾濫や土砂災害が起こる可能性があります。風水害は地震とは違い、災害の発生を予想することができます。日頃から備えましょう。

◆警戒レベル

区民の皆さまが災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動をとれるよう、避難情報や防災気象情報などの防災情報を5段階の「警戒レベル」を用いて、北区メールマガジン、北区防災アプリ、防災行政無線などでお伝えします。防災情報を確認したら、ご自身の状況に応じて自主的に避難するように心がけ、警戒レベル4「避難指示」までに、危険な場所からの避難を完了してください。

災害発生 高 ↑ 災害切迫度 ↓ 低		警戒レベル	新たな避難情報等 きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保
5	災害発生 大規模	避難指示	避難指示
4	災害のおそれ高い	避難指示	避難指示
3	災害のおそれあり	避難指示	避難指示
2	災害のおそれあり	避難指示	避難指示
1	災害のおそれあり	避難指示	避難指示

◆水害リスクの把握（各種ハザードマップ）

ハザードマップでは、国や東京都が指定した「洪水浸水想定区域図」や「土砂災害警戒区域」などにに基づき、河川が氾濫した場合の浸水想定や土砂災害の危険性がある場所を示しています。お住まいの地域に危険がないか、避難場所や避難経路について確認しましょう。

ハザードマップは北区ホームページで閲覧できるほか、防災・危機管理課（第一庁舎2階13番）や道路公園課（第一庁舎3階17番）、区政資料室（第一庁舎1階）などでも配付しています。



水害ハザードマップ

⚠ 北区防災センター（地震の科学館）に行ってみましょう

北区防災センターでは、地震のしくみや地震時の行動、対策に関する展示をしています。また、震度7の地震を体験できる起震装置、火災を想定した煙体験などもあり、わかりやすく防災について学ぶことができます。

問い合わせ先 東京都北区防災センター ☎3940-1811



町会・自治会加入のご案内

町会・自治会は、地域に住む皆さんによって自主的に組織された団体です。いざという時に頼りになるのは、町会・自治会をはじめとした、ご近所や仲間同士の助け合いです。

近年はSNSによる情報発信など、コミュニティ活動のデジタル化を進めています。この機会にぜひ町会・自治会への加入をご検討ください！

加入の方法などわからない点がありましたら、地域振興課までお問い合わせください。

地域振興課地域振興係（北とぴあ10階） ☎5390-0094

自主防災組織訓練

8月末から11月頃にかけて、多くの自主防災組織（町会・自治会）が大きな地震を想定した防災訓練を行っています。

お住まいの地域で開催される訓練に参加し、いざというときに自分自身や家族の身の安全を守り地域の方向士で助け合うことができるよう備えておきましょう。





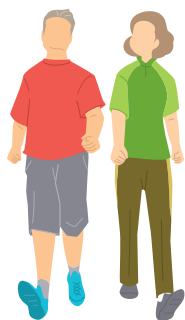
皆さんの健康づくりを応援します！



健康アプリ「あるきた」

日常生活の中で楽しみながら継続してウォーキングや健康づくりに取り組む総合アプリ。

区おすすめのウォーキングコースの制覇等によって貯めたポイントで景品の抽選に応募できます。



桜ウォーク

健康づくりのきっかけに、桜の時期に石神井川沿いを歩く人気イベントです。



問い合わせ先 健康政策課 ☎3908-9068



脳に効く！ウォーキング術を学ぼう

いつまでもいきいきと暮らすためにウォーキングは脳にも効果的！仲間とウォーキングを続けて、健康づくりに取り組んでみませんか？



介護予防で元気はつつサロン

元気なうちからの介護予防は大切です。サロンは、高齢者あんしんセンターごとに年に数回開催しており、介護予防に関する知識の学びと体験ができます。



絵本読み聞かせ教室

脳を活性化し、仲間と楽しく続けられる絵本の読み聞かせを学べます。活動グループを作って、初めての地域デビューを目指しましょう。



問い合わせ先 長寿支援課 ☎3908-9017



いきがい活動センター「きらりあ北」

人生100年時代に向けた新たな活動拠点として、高齢者の皆さんの就労と社会参加につながる「いきがいづくり」を支援します。

一人ひとりに合ったオーダーメイドの就労相談や講座の実施、健康づくりのための介護予防プログラム、また様々な地域交流イベント・ボランティア募集を行っています。



問い合わせ先 いきがい活動センター ☎5390-2220

北区の文化・芸術

(仮称) 芥川龍之介記念館の開設に向けて

日本を代表する作家・芥川龍之介は、大正3年から亡くなる昭和2年まで現在の北区田端1丁目に暮らしました。かつて龍之介が居住し、多くの作品を生み出した「北区田端431番地」に（仮称）芥川龍之介記念館を開館予定です。龍之介の生きた時代、創作を支えた雰囲気を「体感」できる書斎や趣向を凝らした庭を備えたこの施設は、令和8年度の開館を目指しています。



▲（仮称）芥川龍之介記念館 完成予想図（庭）



▲（仮称）芥川龍之介記念館 完成予想図（全体）

問い合わせ先 文化施策担当課 ☎5390-0093

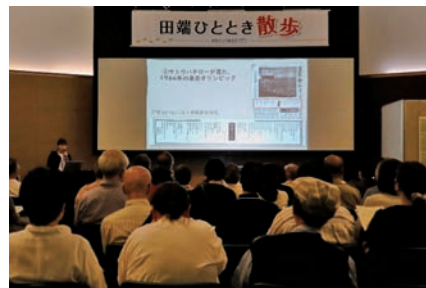
田端文士村記念館

JR田端駅北口より徒歩2分（田端6-1-2）。田端に暮らした芥川龍之介、室生犀星、萩原朔太郎等の直筆原稿や初版本、小杉放庵、板谷波山等の美術作品を見ることができます。

また、講演会や散策会、子ども向けイベント等、催事を通して、文士と芸術家の村とされた田端の魅力を発信しています。



▲企画展の様子



文学散歩の様子▶

問い合わせ先 ☎5685-5171

ココキタを利用してみよう！

文化芸術活動拠点ココキタ（豊島5-3-13）。

閉校した中学校の教室をリノベーションし、ダンス、音楽、演劇など文化芸術の利用のために安価な料金で開放しています。ダンスに適した床を備え、音響機材や大型鏡も使える「スタジオ」や、アンプやドラムセットのある「音楽スタジオ」などがあります。

プロ・アマチュアを問わず文化芸術活動で北区を盛り上げる拠点となっています。



▲4-E 音楽スタジオ1

問い合わせ先 ☎3913-8363

日テレ・東京ヴェルディベレーザを 応援しています！



北区をホームタウンとする女子プロサッカーチームです。
北区にある味の素フィールド西が丘をホームスタジアムとして戦っています。
令和2年度に北区と東京ヴェルディ(株)で「スポーツの推進に関する協定」を締結し、
令和4年度にはチームを「北区スポーツ大使」に委嘱しました。

©TOKYO VERDY

北区内では「リヴェルン」のマンホール蓋設置や地域清掃活動など様々な取組みを連携して行っています。サッカーファンならずとも、客席との距離が近いスタジアムで、サッカーの迫力を体験してみたいはいかがでしょうか。

他にも多くの体育施設があります。
是非ご利用ください。
詳しくは (112ページ～)



▲パノラマプール十条台 ☎5993-8337



▲元気ぶらぎ温水プール ☎5249-2214



◀赤羽スポーツの森公園競技場
☎5948-9281





未経験者も
ブランクがある方も

(水) 10:00-11:00 初級クラス
(金) 18:00-19:00 テクニカ
19:10-20:10 初級クラス
20:15-21:35 中級クラス
(土) 10:10-11:10 初級クラス
11:20-12:20 初級クラス
12:30-13:30 初中級クラス

全クラス見学可能
初級クラスは体験レッスンの受講可能

利用スタジオ
スタジオ フェイス
(当教室のスタジオではありません)
北区岸町1丁目6-20地下1階
JR王子駅 親水公園口
南北線王子駅 5番出口 徒歩4分

Abe Midori Flamenco Estudio

阿部碧里フラメンコ教室

恵比寿
王子
南浦和
秋田

050-1402-5551
info@abemidori.com



Johoku
Shinkin

夢をかなえるパートナー

城北信用金庫

城北信用金庫は「地域住民の幸福」×「地域企業の繁栄」×「地域社会の発展」
を理念に掲げ、地域のプラットフォームとしてお客さまに寄り添います。
金融はもちろん金融以外の些細なことでもお気軽にご相談ください。

北区エリアには

19店舗!
※2024年8月1日現在



しぶさくくん

- 預貯金の引き出し
- 公共料金の支払い
- 各種振り込み

お近くの店舗をご利用ください



公式 HP

©2020 東京北区観光協会 / 城北信用金庫

これからも
地域の皆さまと



たきカワくん

© TAKINOCAWA SHINKINBANK

瀧野川信用金庫

東京成徳大学大学院 心理・教育相談センター

★さまざまなこころの悩み、ストレス問題に関するご相談をお受けしております。

★開室日時：10時～17時
(月～土) (日・祝祭日は除く)

★個人面接：2,100円/回 (初回のみ3,100円)
親子並行面接：3,100円/回

〒114-0033 東京都北区十条 1-7-13
(JR埼京線 十条駅より徒歩5分 / JR京浜東北線 東十条駅より徒歩10分)

☎ (03) 5948-5162
(ご利用の際にはご予約が必要です。お気軽にお電話ください。)

📄 詳細はWebをご覧ください⇒「東京成徳大学 心理 センター」で検索。



★ゴキブリ・ネズミ・シロアリ・蜂・毛虫その他害虫防除管理★

★床下環境改善工事（調湿工事、床下清掃）★

信頼・安全・安心の工事で生活とお家を守ります
お気軽に御相談下さい！！

(有) 協栄消毒

■日本ペストコントロール協会会員

■日本しろあり対策協会会員

☎ 03-3915-6160

東京都北区滝野川3-46-10

ゴキブリ・ネズミ・シロアリ・他害虫駆除・消毒

ーお気軽に御相談くださいー

城北環境衛生同友会

東京都北区滝野川3-6-10

TEL 03-3915-5602

地元で親切で信頼と経験豊かなサービス加盟店

(有) 協栄消毒 TEL 03-3915-6160

(株) ミヤコ消毒 TEL 03-3908-2487

(株) 東京三井トータルサービス TEL 03-5944-6302

協栄産業(株) TEL 03-3915-6164

目次

ご利用にあたって

- この「北区くらしのガイド（令和6年・7年度版）」の行政情報は、標記のあるものを除き令和6年7月1日現在の内容を基本としています。内容に変更があった場合には、北区ニュースや北区ホームページなどでお知らせします。
- このくらしのガイドでいう「祝日」は「休日」を含みます。
- 各項目の内容は概略のため、詳しくは掲載している担当の課・係にお問い合わせください。
- 電話・ファクシミリ番号の市外局番「03」を省略して記載しています。

北区 くらしのガイド

ようこそ北区へ 北区ってこんなまち！ 2 北区の情報発信 3 エリア別北区の魅力紹介 4
北区の四季 8 北区の魅力を届けよう！ 10 北区基本構想で定める「めざすべき将来像」 14
子どもの健やかな成長を応援しています！ 15 災害に備えましょう 16
皆さんの健康づくりを応援します！ 18 北区の文化・芸術 19 日テレ・東京ヴェルディベレーザを応援しています！ 20

北区役所周辺案内 26 区民事務所 27

マイナンバー 29 転入してきたとき 30 転出するとき 31 住民登録 32 住民票の申請 34 印鑑登録 35
住民基本台帳カード 36 マイナンバーカード 36 電子証明書（公的個人認証サービス） 37 コンビニにおける
証明書の取得 37 戸籍 38 その他の届出等 39 税金 40 電子申請サービス 42 人口統計資料 42

相談ごとのあるとき 43

防災 45 防犯 46

保健所 47 休日診療 47 各種健康相談 48 健康診査・がん検診 48
医療費助成 49

国民健康保険 51 後期高齢者医療制度 53 国民年金 54
恩給・扶助料など 55 介護保険 55

リサイクル 59 食品ロス削減 60 ごみ収集 61 環境 63 動物 64 緑化 65 道路 66 自転車・駐輪場 67
コミュニティバス 68 区民交通傷害保険 69 暮らしにお困りの方に 69 消費生活 69 葬儀 69

住宅 71 建築 72 都市計画 74

中小企業 75 中小企業勤労者の福利厚生のために 76 就職・職業 77

高齢者の方に 78 障害のある方に 82 女性 88 ひとり親家庭 88
中国残留邦人等及び特定配偶者の方 89 ボランティアなど 89

出産・育児 91 住宅 94 保育・児童 94

幼稚園・こども園 101 区立学校 101 進学 102 教育相談 103

文化センター 104 図書館 104 博物館など 106 スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設） 107
地域振興室 107 区民施設 108 （公財）北区文化振興財団 111 公園内施設など 111 スポーツ 112

情報公開 118 広報 118 区政へのご意見 118

監査 119 選挙 119 議会 120

区の主な組織と施設 121

北区のプロフィール

1

庁舎等案内

26

手続き・届出・税

29

相談

43

防災・防犯

45

健康

47

保険・年金

51

暮らし・環境

59

まちづくり・住まい

71

仕事

75

福祉

78

子ども・出産

91

教育

101

文化・スポーツ

104

情報公開・広報

118

監査・選挙・議会

119

ダイヤルガイド

121



50音順 さくいん

あ

愛の手帳（知的障害の方に）	83
赤ちゃん・妊産婦についての訪問・相談	92
赤羽会館	108
赤羽しごとコーナー	77
赤羽スポーツの森公園競技場	115
あき地の雑草	63
飛鳥山公園／飛鳥舞台	112
飛鳥山博物館	106
荒川知水資料館	106

い

いきがい活動センター	81
育児相談	93
生垣の造成費用助成	65
いじめなどの相談	43・103
石綿（アスベスト）による健康被害救済制度	50
一時預かり保育	94
犬・ねこなどの死体処理	64
犬の登録	64
医療費の助成	52・83
印鑑登録	35

う

浮間子どもスポーツ広場	115
浮間つり堀公園	112
運動場	114・115

え

HIV検査	48
エコ広場館	59
NPO・ボランティアがらぎ	89

お

応急小口資金	69
屋外広告物許可申請	74
屋外体育施設	114
屋内体育施設	113
おむつの助成	78・79・85
親元近居助成	71
恩給・扶助料など	55
温水プール	109・114

か

会館（滝野川・赤羽）	108
外国人相談	43
介護保険	55
街灯の故障	66
買い物の苦情は	69
学資（奨学金）が必要なとき	102
学童クラブ	98
がけ・擁壁改修アドバイザー派遣	73
ガソリン券	85
学校設備等使用	117
家庭福祉員	94
神谷ホーム	87
仮ナンバー	40
環境	63

がん検診	48・49
観光協会	105
観光ボランティアガイド	105
監査	119
甘楽ふるさと館	110

き

議会	120
北運動場	115
北区おたがいさまネットワーク	80
北区公式ホームページ・SNS	118
北区広報番組「住めば、北区東京。」	118
北区セレモニーホール	69
北区ニュース	118
北区のプロフィール	1
北区文化振興財団	111
機能訓練事業	87
休日診療	47
休日保育	95
教育総合相談センター	43・103
狂犬病予防注射	64
共同住宅の建設	74
緊急通報システム	80・84
緊急保育	94
勤労者福利厚生事業	76

く

区域外就学	101
区営住宅の申込	71
区議会	120
区政資料室	118
区政モニター	118
区長へのはがき	118
区の主な組織と施設	121
区民交通傷害保険	69
区民事務所	27・28
区民相談室	43
暮らしにお困りの方に	69
車イスをお貸しします	86

け

軽自動車税	42
敬老祝品の贈呈	81
ゲートボール	115
結核の医療	50
元氣がらぎ	109
健康診査	48
健康相談	44・48
建築関係	72
建築物（中高層）による紛争の相談	74
原動機付自転車（125cc以下）	42

こ

広域交付住民票	34
公園内施設	111
公害医療手帳	50
光化学スモッグ	63
高額療養費・一部負担金	53
後期高齢者医療制度	53
後期高齢者健康診査	48
公共職業安定所	77
工場の立地	74
交通（事故）相談	43
校庭夜間開放	117
公的個人認証サービス	37
広報・広聴	118
高齢者あんしんセンター	78
高齢者虐待防止センター	44
高齢者在宅サービスセンター	80

高齢者住宅の申込	71
高齢者世帯住み替え支援助成	71
高齢者の相談	78
高齢者ヘルシー入浴補助券	81
小型特殊自動車の届出	42
国民健康保険	51
国民年金	54
個人情報等保護制度	118
戸籍	38
子育て相談	43・44・99
骨粗しょう症検診	49
子ども医療費助成	93
子ども家庭支援センター	96
子どもショートステイ	97
子どもセンター・ティーンズセンター	98
子どものための手当	92
子ども夜間救急事業	47
ごみ収集	61
ごみ屋敷	63
コミュニティアリーナ	109
コミュニティバス（Kバス）	68
コンビニ交付	37

さ

再生可能エネルギー機器等導入費用助成	63
サッカー場	115
三世代住宅建設助成	71
産後ケア事業	91

し

事業資金の貸付	75
自然ふれあい情報館	106
指定校変更	101
自転車・駐輪場	67
児童育成手当・児童扶養手当	92
児童館・児童室	98
自動車運転免許取得費の助成	85
自動車改造費の助成	85
児童相談所	99
児童手当	92
私道の補修・私下水の整備	66
児童発達支援センター	98
シニアクラブ	81
就学援助	102
就学相談	102
住居表示の届出	39・72
就職・職業	77
住宅改造費の助成	79・80・86
住民基本台帳カード	36
住民税	40
住民登録	32
住民票	34
授産場	82
出産費用にお困りの方は	93
出産を迎える方に	91
手話通訳者	86
障害者口腔保健センター	83
障害者世帯等転居費用助成	71
障害者福祉センター	83
奨学資金貸付制度	102
小学校の入学手続	101
消費生活センター	69
消費生活相談	43・69
情報公開	118
ショートステイ	80・84
女性の健康相談	44
女性のための相談	43・44・88
女性福祉資金	88
しらかば荘（那須高原学園）	110・111

自立支援医療	50・83
シルバー人材センター	82
シルバーパス	81
寝具乾燥	79・85
人口統計資料	42
心身障害の方の手当	83
身体障害者手帳	83
新築・増築・改築	72

す

水害	45・46
スペースゆう (北区男女共同参画活動拠点施設)	88・107
住まい改修支援助成	71

せ

生活福祉資金	69
生活保護	69
税金	40
精神障害の医療費助成	50・83
精神障害の方の施設	87
精神障害者保健福祉手帳	83
税の相談	40・43
選挙	119

そ

葬儀	69
相談ごとのあるとき	43・44
粗大ごみ	62
そらまめ相談室	44・88

た

体育館	113・114
大規模な建築物などの新築等を行うとき	73
ダイヤルガイド	121
滝野川会館	108
田端文士村記念館	106
多目的広場	116
短期入所生活介護(ショートステイ)	80

ち

地域振興室	107
地域福祉権利擁護事業	81・86
地区体育館	116
中学校の入学手続	101
中国残留邦人等の方	89
中小企業	75
中小企業勤労者の福利厚生	76
中等度難聴児発達支援	86
駐輪施設	67
庁舎等案内	26

て

庭球場(テニス)	113・114・115
低所得世帯の応急資金	69
手帳と手当	82
電子証明書	37
電子申請サービス	42
転出するとき	31
転入してきたとき	30

と

東京都教育相談センター	103
東京都心身障害者福祉センター	83
動物	64
道路	66
道路占用許可申請	66
道路の拡幅整備	72
都営住宅の申込	71

特定健康診査	48・52
特定保健指導	52
特別区民税・都民税の申告	40
特別支援学級・都立特別支援学校	102
特別児童扶養手当	92
特別養護老人ホーム	79
都市型軽費老人ホーム	81
都市計画	74
図書館	104
土地取引	74
都立職業能力開発センター	77

な

那須高原学園(しらかば荘)	110
名主の滝公園(茶室と集会室)	111
難病などでお困りの方に	49
難病医療費助成	83

に

日常生活用具の給付(障害者)	84
入学手続	101
乳がん検診	49
入所相談(身体・知的・精神障害など)	87
乳幼児健康診査	93
乳幼児ショートステイ	97
入浴介助	85
認証保育所	94
認証保育所利用者への保育料補助	94
妊婦健康診査	91
妊婦歯科健康診査	91
認知症の人への総合支援	58

ね

ネスト赤羽	77
年金の給付	54

の

納税の方法	41
-------	----

は

バーベキュー施設がある公園	112
博物館など	106
はぴママたまご面接	91
ハローワーク	77
ハンディキャップをお貸しします	86

ひ

引っ越し時の手続き	30・31
ひとり親家庭	88
ひとり親世帯の転居費用助成	71
病児・病後児保育	95

ふ

ファミリーサポートセンター	96
ファミリー世帯転居費用助成	71
プール	109・114・115・116
福祉園	87
福祉工房	87
福祉作業所	87
福祉タクシー利用券	85
不登校・非行などの相談	103
ぶらっとほーむ	80・82
ふるさと農家体験館	106
ふれあい館	109
文化芸術活動拠点(ココキタ)	111
文化センター	104

へ

ベビーシッター利用料軽減	95
--------------	----

ほ

保育園	94
放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)	98
防災・防犯	45・46
防災センター	45
放置自転車の防止	68
防犯灯を設置したいとき(私道)	66
防犯ボランティア	46
訪問支援	80
訪問理美容	79・85
法律相談	43
ホームヘルプサービス	84
北とぴあ	108
ほくとぴあメンバーズ(友の会)	111
保健所	47
保護樹木などの指定	65
母子及び父子福祉資金	88
母子健康手帳	91
母子・父子家庭	88
補装具	84
補聴器購入費用助成	80
ボランティアなど	82・89

ま

マイナンバー	29
マイナンバーカード	36
マッサージ券の交付	79・85
マンションの管理・耐震	72

み

みどりと環境の情報館(エコベルデ)	107
民生委員・児童委員	78・80

も

盲導犬の給付	85
--------	----

や

夜間開放(校庭)	117
野球場	114・115

ゆ

友愛ホームサービス	90
-----------	----

よ

養育医療	92
要介護・要支援認定	56
養護老人ホーム	81
幼稚園	101
予防接種	92

り

リサイクル	59
リフト付タクシー	79・86
緑化費用を助成	66

ろ

老人いこいの家	81
---------	----



庁舎等案内

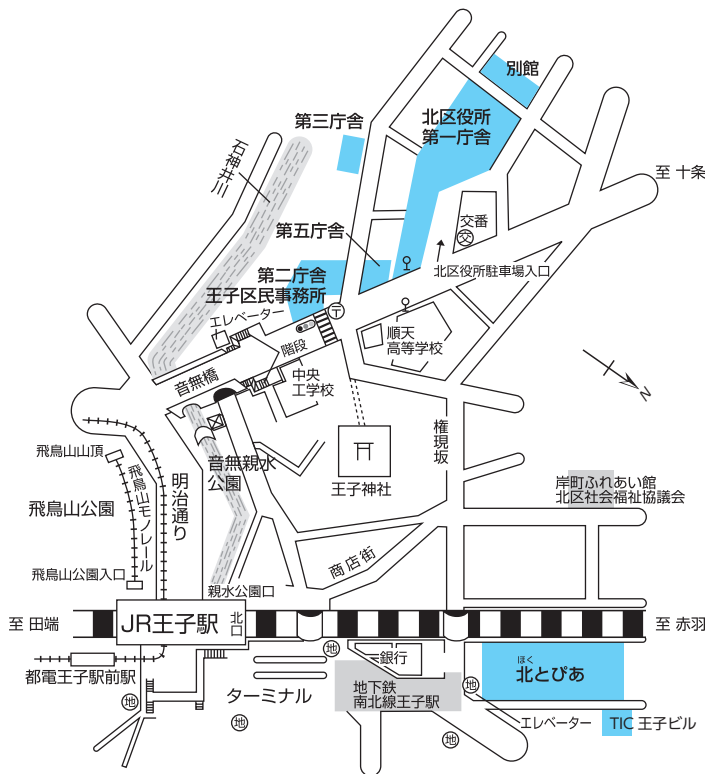
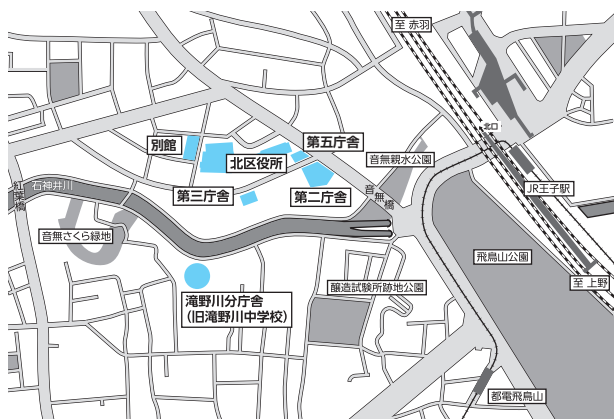
◆北区役所周辺案内 ◆区民事務所

電話 月～金曜(終日)…TEL 3908-1111
※祝日・休日を除く
土・日曜、祝日・休日に
緊急の場合…TEL 3908-1133
窓口受付 月～金曜 午前8時30分～午後5時
(区民事務所はP27-28を参照)
FAX 上記「窓口受付」時間以外で
緊急の場合…FAX 3908-1166

◆ 北区役所周辺案内

【主な交通機関】

- JR 王子駅北口(親水公園口)
徒歩5分
- 地下鉄南北線王子駅3、5番出口
徒歩5分
- 都電荒川線王子駅前
徒歩6分
- 国際興業バス赤50、王22、王23
北区役所停留所下車
- 北区コミュニティバス
北区役所停留所下車



北区役所庁舎ご案内

令和6年7月1日現在

■ 第一庁舎(王子本町1-15-22)

7階	まちづくり推進課、防災まちづくり担当課、拠点まちづくり担当課、建築課
6階	職員課(給与福利係)、議場傍聴席
5階	議場
4階	区議会事務局、委員会室、議員控室
3階	広報課、シティブランディング戦略課、区民相談室、総務課、区長室、職員課、交通事業担当課、企画課、財政課、経営改革・公共施設再配置推進担当課、しごと連携担当課、道路公園課、都市計画課、土木管理課、土木政策課、事業用地担当課
2階	保育課、子ども未来課(子育て給付係)そらまめ相談室、税務課、防災・危機管理課、地域防災担当課、生活安全担当課、収納推進課、国保年金課
1階	障害福祉課(障害福祉係、王子障害相談係)、区政資料室、健康政策課、保健サービス課、高齢福祉課、介護保険課、長寿支援課
地下1階	巡視室(時間外の戸籍届出等)、食堂

■ 第二庁舎(王子本町1-2-11)

4階	生活福祉課(生活支援係・医療介護係)、北区就労支援センター、戸籍住民課(個人番号カード交付係)
3階	契約管財課、地域福祉課、健康政策課(公害保健係)、住宅課
2階	戸籍住民課、会計課、区営住宅受付担当
1階	王子区民事務所

■ 第三庁舎(王子本町1-4-14)

3階	情報システム担当課
2階	生活福祉課
1階	生活福祉課、DX推進担当課

■ 第五庁舎(王子本町1-16-8)

3階	
2階	生活福祉課、北部地域保護担当課
1階	

■ TIC王子ビル(王子1-12-4)

3階	営繕課、設備・保全担当
2階	リサイクル清掃課、環境課、新庁舎整備担当課

■ 滝野川分庁舎(滝野川2-52-10)

4階	監査事務局
3階	教育総合相談センター(教育相談担当)、選挙管理委員会事務局、出産・子育て支援担当課
2階	教育政策課、学び未来課、学校改築施設管理課、生涯学習・学校地域連携課、教育指導課、教育総合相談センター(就学相談担当・事務担当)
1階	子ども未来課(子ども未来係、子ども施設係)、子どもわくわく課、学校支援課、適応指導教室

■ 北とぴあ(王子1-11-1)

11階	産業振興課、消費生活センター、東京広域勤労者サービスセンター北区営業所
10階	地域振興課、文化施策担当課、北区文化振興財団、スポーツ推進課、大規模区民施設整備担当課
5階	多様性社会推進課、スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)
4階	北区NPO・ボランティアぶらざ
1階	東京北区観光協会

窓口番号等はP121～123をご覧ください。

区民事務所

1. 区民事務所取扱事務一覧

取扱事務	平日昼間	平日夜間		日曜	
		王子・赤羽	第3火曜(注1) 王子・赤羽	(月2回) 王子・赤羽	(月1回)(注1) 赤羽のみ
(1) 住民記録関係					
住民票・除票等の写しの交付	○	○	○	○	○
住民票記載事項証明書の交付	○	○	○	○	○
転出入・転居・世帯変更の届出 ・マイナンバーカード(暗証番号も必要です)または住民基本 台帳カードの交付を受けている方は持参ください(世帯全員分) ・外国人の方は在留カード、特別永住者証明書等も必要です	○	－	○(注3)	－	●
不在住証明書の交付	○	○	○	○	○
住居表示に関する届出・証明	○	－	－	－	－
住民基本台帳の閲覧	○	－	－	－	－
マイナンバーカードの交付(予約制)(※)	○	－	－	－	－
広域交付住民票の写しの交付(午前9時から午後5時まで)	○	－	－	－	－
年金受給者現況届の証明	○(注2)	○(注2)	○(注2)	○(注2)	○(注2)
旧氏の記載・削除・変更	○	－	○(注3)	－	－
(2) 公的個人認証サービス関係					
電子証明書の発行・更新・失効・暗証番号再設定／変更(マイ ナンバーカードを必ず持参ください)	○	－	○(注3)	－	●(注3)
(3) 印鑑証明関係					
印鑑登録・登録廃止	○	－	○(注3)	－	●
印鑑証明書の交付(登録カードを必ず持参ください)	○	○	○	○	○
(4) 戸籍関係					
戸籍全部・個人事項証明書(謄・抄本)の交付	○(注4・5)	－	－	－	－
戸籍の附票の写しの交付	○(注5)	－	－	－	－
身分証明書の交付	○(注5)	－	－	－	－
不在籍証明書の交付	○(注5)	－	－	－	－
(5) 保険・年金関係					
国民健康保険の加入、資格喪失等の届出	○	－	○(注3)	－	●
国民健康保険証の交付	○	－	○(注3)	－	●
国民健康保険料の収納	○(注5)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注6)
後期高齢者医療保険料の収納	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注6)
介護保険料の収納	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注6)
国民年金の加入(3号を除く)、資格変更の届出	○	－	○	－	●
(6) 区税関係					
住民税証明書の交付	○	○	○	○	○
軽自動車税証明書の交付	○	○	○	○	○
住民税・軽自動車税の収納	○(注5)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注6)
(7) 保健関係					
母子健康手帳の交付	○	○	○	○	○
飼い犬の登録、注射済票の交付	○(注7)	○(注7)	○(注7)	○(注7)	○(注7)
(8) 使用料・手数料関係					
保育料の収納(緊急・一時預かり・休日・年末特別を除く)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注6)
区営住宅使用料の収納	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注6)
指定自転車置場登録手数料の収納	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注6)
(9) その他					
転入・転居による就学通知書の交付	○	－	○	－	●
地価公示図書の閲覧	○	○	○	○	○
自動車の臨時運行許可(仮ナンバーの貸与)	○	－	－	－	－

注1 第3火曜の夜間(王子・赤羽区民事務所)毎月1回日曜(赤羽区民事務所)に業務を拡大しています。

開庁日はホームページまたは王子区民事務所(電話:03-3908-8745)、赤羽区民事務所(電話:03-5948-9541)でご確認ください。

注2 申請人が書式を持参した場合に限りです。

注3 処理可能時間が限られておりますので、受付が終了時刻間際になりますとお手続きができない場合があります。

注4 広域交付及び除籍・改製原を除く、現在戸籍のみ発行します。

注5 王子区民事務所では取り扱っておりません。

注6 納付書持参の場合に限りです。

注7 飼い犬の登録手続きはP64をご参照ください。

※予約制で王子のみ交付をしています。(詳細は、交付通知書に同封のご案内をご覧ください。)

2. 窓口開庁時間

<証明書等交付>

平日昼間(月～金曜) …午前8時30分から午後5時まで

平日夜間(月～金曜) …午後5時から午後7時まで(王子・赤羽)

日曜(月2回) …午前9時から午後5時まで(王子・赤羽)

※開庁日の詳細については、ホームページまたは王子区民事務所(電話:03-3908-8745)、赤羽区民事務所(電話:03-5948-9541)でご確認ください。

<転出入等受付>

平日昼間(月～金曜) …午前8時30分から午後5時まで

第3火曜夜間【王子・赤羽】 …午後5時から午後7時まで ※3月・4月は実施しません。

日曜(月1回)【赤羽】 …午前9時から午後4時まで ※表中の●の業務が該当

◎大変混雑しますので、お時間に余裕をもってお越しください。

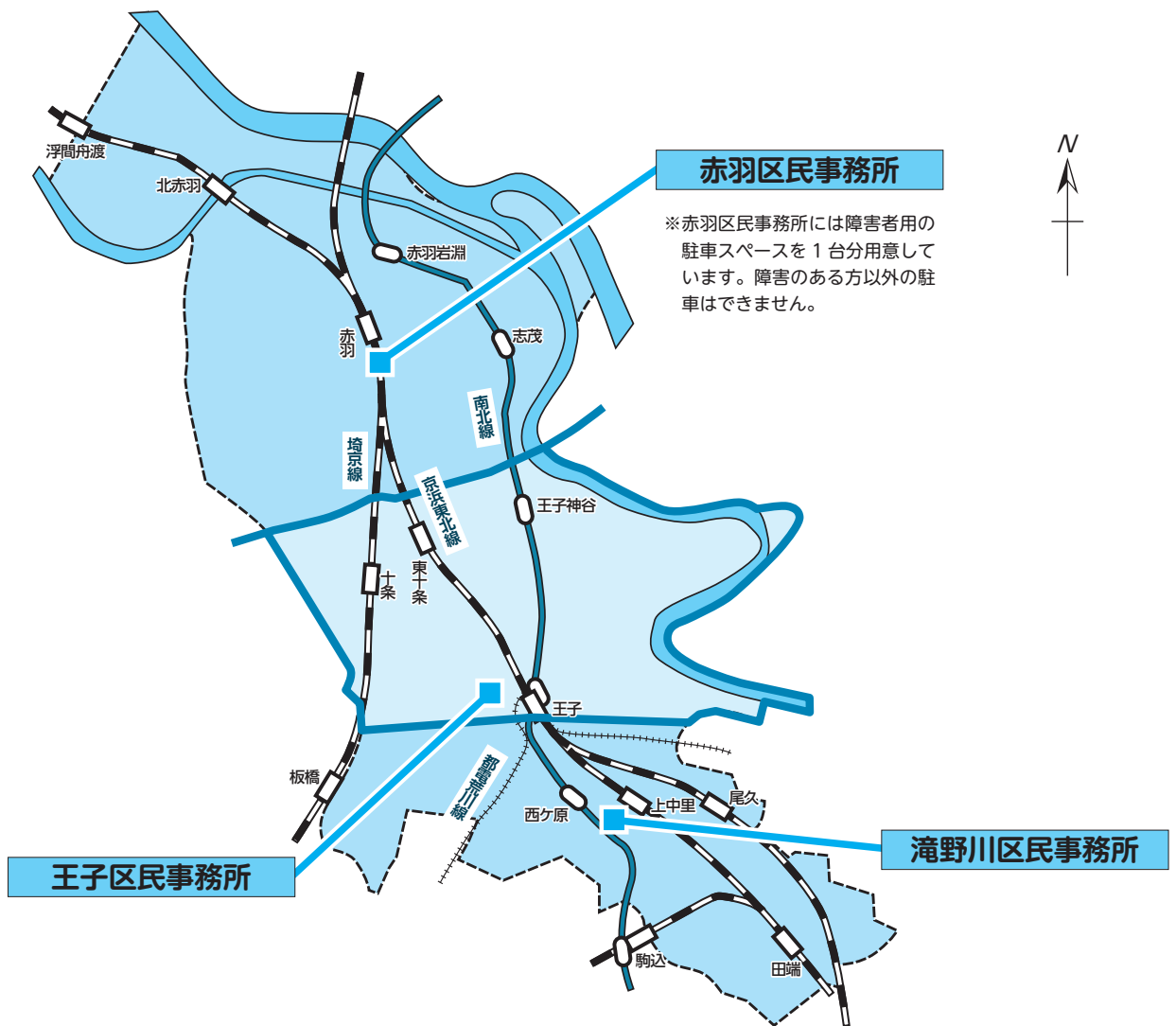
※開庁日の詳細については、ホームページまたは王子区民事務所(電話:03-3908-8745)、赤羽区民事務所(電話:03-5948-9541)でご確認ください。

※土曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は開庁しません。ただし、日曜開庁日と祝日が重なる場合は開庁します。

※滝野川区民事務所は、夜間と日曜は開庁しません。



庁舎等案内



赤羽区民事務所

※赤羽区民事務所には障害者用の駐車スペースを1台分用意しています。障害のある方以外の駐車はできません。

王子区民事務所

滝野川区民事務所

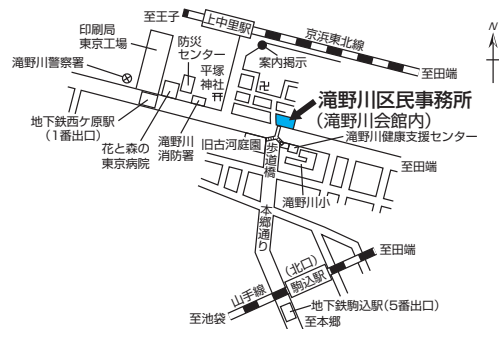
王子区民事務所

〒114-8508 王子本町 1-2-11 第二庁舎
TEL 3908-8745 FAX 3908-9233



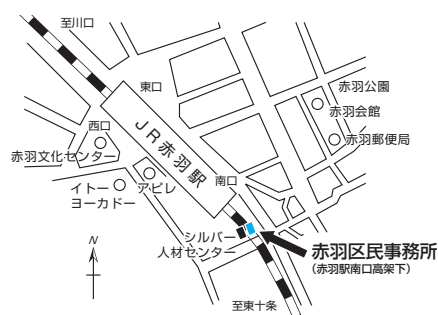
滝野川区民事務所

〒114-8534 西ヶ原 1-23-3 滝野川会館内
TEL 3910-0141 FAX 3949-5093



赤羽区民事務所

〒115-0045 赤羽 1-1-38
TEL 5948-9541 FAX 3905-2008



窓口開庁時間

【王子・赤羽区民事務所】

月～金曜…午前8時30分～午後7時
(祝日と重なる場合は閉庁)
日曜(月2回)…午前9時～午後5時
(祝日と重なる場合は閉庁)

※取扱事務によって窓口開設時間が異なります。

※開庁日及び取扱事務についてはお問い合わせいただくか、ホームページまたは27ページをご確認ください。

【滝野川区民事務所】

月～金曜…午前8時30分～午後5時
=以下、共通=

※土曜、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)は閉庁

手続き・届出・税

◆マイナンバー ◆転入してきたとき ◆転出するとき ◆住民登録 ◆住民票の申請 ◆印鑑登録
◆住民基本台帳カード ◆マイナンバーカード ◆電子証明書（公的個人認証サービス） ◆コンビニ等
における証明書の取得 ◆戸籍 ◆その他の届出等 ◆税金 ◆電子申請サービス ◆人口統計資料

◆ マイナンバー

マイナンバーを利用する主な事務

手続きの概要	担当課	電話番号
個人住民税の申告など	税務課	TEL 3908-1113
国民健康保険の資格取得・喪失など	国保年金課	TEL 3908-1131
国民健康保険の各種給付金の支給など		TEL 3908-1132
後期高齢者医療保険の資格取得など		TEL 3908-9069
後期高齢者医療保険の各種給付金の支給など		TEL 3908-9069
妊娠届出・母子手帳の交付、養育医療の申請など	保健サービス課	TEL 3908-7050
生活保護の申請、保護の実施など	生活福祉課・北部地域保護担当課	TEL 3908-1144
中国残留邦人等支援の実施など		TEL 3908-9004
老人福祉法に定める福祉給付・措置の実施など	高齢福祉課	TEL 3908-9083
身体障害者手帳交付申請受付	障害福祉課	王子障害相談係 TEL 3908-9081 TEL 3908-1358～9 赤羽障害相談係 TEL 3903-4161
精神障害者福祉保健手帳交付申請受付		
障害者自立支援給付・利用者負担限度額の決定など		
障害児通所給付費の支給・変更など		
自立支援医療（精神通院医療）・小児慢性特定医療費助成の申請など	介護保険課	TEL 3908-1120 TEL 3908-1285 TEL 3908-1285 TEL 3908-1286
要介護（要支援）認定申請など		
住所地特例制度		
介護保険資格取得・喪失など		
介護保険給付・利用者負担額の減額の申請など	保健予防課	TEL 3919-3102 TEL 3919-3104
結核医療費助成申請受付		
予防接種（健康被害救済制度）に係る手続きなど	子ども未来課	TEL 3908-9096 TEL 3908-9129
児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成など		
保育所入園の決定・保育料の賦課など	保育課	

※ 各手続きを行うにあたっては、あらかじめ担当課にご確認ください。

マイナンバーを利用する際の注意事項

■ 本人確認について

申請書などにマイナンバーを記入する際には、本人確認として「マイナンバーの確認」と手続きを行う方の「身元確認」が義務付けられています。

マイナンバーの確認にはマイナンバーカード、マイナンバーが記載してある住民票もしくは住民票記載事項証明書または通知カード（※）の提示が必要です。

身元確認はマイナンバーを確認した書類によって異なりますが、マイナンバーカード以外のものでマイナンバーの確認をした場合は、運転免許証やパスポートなど、官公署が発行した顔写真入りの証明書の提示などが必要です。

本人確認に関する資料に関する詳細や、代理人による手続きなどは、手続きを行う担当課にお問い合わせください。

マイナンバーの確認

個人番号カードを持っていない場合

住民票
(番号付き)

通知
カード(※)

または

住民票

+

運転
免許証

パスポート

または

など、官公署が発行した
顔写真入りの書類

令和2年5月25日に通知カードは廃止されていますが、通知カードに記載された氏名・住所等が、住民票に記載されている内容と一致しているときに限り、引き続き、通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。

個人番号カードを持っている場合

個人番号カード(裏面)

個人番号カード(表面)

1枚で行えます

◆ 転入してきたとき

外国人の方は在留カード・特別永住者証明書（切替前の方は外国人登録証明書）、一時庇護許可書または仮滞在許可書が必要です。入国後初めて住所を登録するときはパスポートもお持ちください。

※手続きの詳細は、担当課へお問い合わせください。

北区外の区市町村から転入してきたときの主な手続き

住民登録	▶ P32	転出証明書または特例転出届出後のマイナンバーカード（暗証番号も必要です）または特例転出届出後の住民基本台帳カード（世帯全員分）をお持ちのうえ、引越後 14 日以内に手続きをしてください。国外からの転入は、全員のパスポートが必要です。また、日本人の方は戸籍謄抄本及び戸籍の附票、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカードもお持ちください。	各区民事務所
印鑑登録	▶ P35	必要な方は、新たに登録手続きをしてください。	各区民事務所
国民健康保険	▶ P51	新たに加入の手続きをしてください。	国保年金課国保資格係 TEL 3908-1131 各区民事務所
障害者手帳	▶ P83	都内から 障害者手帳、健康保険証と交付状況連絡票をお持ちのうえ、手続きをしてください。 都外から 障害者手帳、健康保険証と所得証明書をお持ちのうえ、手続きをしてください。	障害福祉課王子障害相談係 TEL 3908-9081 FAX 3908-5344 障害福祉課赤羽障害相談係 TEL 3903-4161 FAX 3903-0991
各種障害者手帳	▶ P82	手帳をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。	
難病・小児慢性特定疾病 自立支援等医療費助成受給者証	▶ P83	転入前自治体発行の各受給者証をお持ちください。また必要書類については事前にお問い合わせください。	障害福祉課王子障害相談係 TEL 3908-1359 障害福祉課赤羽障害相談係 TEL 3903-4161
後期高齢者医療制度	▶ P53	都外から転入する方は、負担区分等証明書を区民事務所に提出してください。（後日、後期高齢者医療被保険者証を送付します）	国保年金課高齢医療係 TEL 3908-9069
介護保険	▶ P55	要介護・要支援認定をすでに受けている方は、前住所地が発行した「受給資格証明書」をお持ちのうえ、引越後 14 日以内に介護保険課で認定申請の手続きをしてください。認定を受けていない方は、手続き不要です。	介護保険課認定調査係 TEL 3908-1120
児童手当	▶ P92		
児童育成手当	▶ P92		
児童扶養手当	▶ P92	手当・医療の申請手続きをしてください。なお、申請日によって、資格の得られる日が異なる場合（遡及措置）があります。	子ども未来課子育て給付係 TEL 3908-9096
特別児童扶養手当	▶ P92	必要書類については事前にお問い合わせください。	
子ども医療証 (マル乳・マル子・マル青)	▶ P93		
ひとり親家庭等医療証	▶ P89		
母子健康手帳 (母と子の保健バッグ)	▶ P91		保健サービス課王子健康支援センター TEL 3919-7588 保健サービス課赤羽健康支援センター TEL 3903-6481 保健サービス課滝野川健康支援センター TEL 3915-0184
乳幼児健康診査	▶ P93	管轄の保健サービス課各健康支援センターへご連絡ください。	
子どもの予防接種	▶ P92	必要な予防票をお持ちでない方は保健予防課保健予防係へご連絡ください。	北区保健所保健予防課保健予防係 TEL 3919-3104
飼い犬の登録 注射済票の交付	▶ P64	北区保健所生活衛生課へご連絡ください。	北区保健所生活衛生課 TEL 3919-0431
保育園	▶ P94・123	保育課入園相談係へご相談ください。	保育課入園相談係 TEL 3908-9129
小・中学校（区立）	▶ P101・123	転入時に交付される就学通知書と、前籍校で発行した在学証明書・教科書給与証明書をお持ちのうえ、指定された学校で手続きをしてください。	学校支援課学事係 TEL 3908-1541
原動機付自転車・ 小型特殊自動車	▶ P42	他区市町村発行の廃車証明書・本人確認書類（P32）をお持ちのうえ、登録の手続きをしてください。	税務課税務係 TEL 3908-1114

北区内で転居したとき

引越後 14 日以内に最寄りの区民事務所へ届けてください。届出の際にはマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（交付を受けている方は世帯全員分）をご持参ください。また、外国人の方は在留カード・特別永住者証明書（切替前の方は外国人登録証明書）、一時庇護許可書または仮滞在許可書が必要です。

◆ 転出するとき

※手続きの詳細は、担当課へお問い合わせください。

北区外の区市町村へ転出するときの主な手続き

住民登録	▶ P32	あらかじめ転出証明書をお取りいただくか、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードによる特例転出届出を行ってください。	各区民事務所
印鑑登録	▶ P35	転出（予定）日をもって登録が抹消となります（外国人の方も同様です）。	
国民健康保険	▶ P51	被保険者証を必ずお返しください。世帯主が転出の場合は、家族全員の被保険者証をお持ちください。※高齢受給者証をお持ちの方は、高齢受給者証もお返しください。	国保年金課国保資格係 TEL 3908-1131 各区民事務所
障 受給者証 ▶ P83	都内へ	受給者証をお持ちのうえ、交付状況連絡票をお取りください。	障害福祉課王子障害相談係 TEL 3908-9081 FAX 3908-5344 障害福祉課赤羽障害相談係 TEL 3903-4161 FAX 3903-0991
	都外へ	受給者証を必ずお返しください。	
後期高齢者医療制度	▶ P53	都外へ転出する方は、後期高齢者医療被保険者証をお持ちのうえ、負担区分等証明書を区民事務所でご請求ください。	国保年金課高齢医療係 TEL 3908-9069
介護保険	▶ P55	要介護・要支援認定を受けている方は、「受給資格証明書」をお取りください。新住所地に住み始めてから14日以内に、転出先の区市町村の介護保険課で、認定申請を行ってください。	介護保険課認定調査係 TEL 3908-1120
		被保険者証、負担割合証をお返しください。	介護保険課介護保険料係 TEL 3908-1285
		区外の特別養護老人ホーム等、施設に入所するために転出される方は、お問い合わせください。	
児童手当	▶ P92	手当・医療の転出の手続きをしてください。必要書類については事前にお問い合わせください。	子ども未来課子育て給付係 TEL 3908-9096
児童育成手当	▶ P92		
児童扶養手当	▶ P92		
特別児童扶養手当	▶ P92		
子ども医療証 (マル乳・マル子・マル青)	▶ P93		
ひとり親家庭等医療証	▶ P89		
保育園	▶ P94・123	保育園入園相談係へご連絡ください。	保育園入園相談係 TEL 3908-9129
小・中学校（区立）	▶ P101・123	学校から在学証明書・教科書給与証明書をお取りください。	学校支援課学事係 TEL 3908-1541
原動機付自転車・ 小型特殊自動車	▶ P42	標識交付証明書・ナンバープレート・本人確認書類（P32）をお持ちのうえ、廃車手続きをしてください。	税務課税務係 TEL 3908-1114

その他の手続き

※電力自由化等により、下記の事業者以外と契約されている場合がございますので、契約相手先をご確認のうえ、お問い合わせください。

- 電話の移転は…… ご契約の各通信事業者へお問い合わせください。
- 電気は……… 東京電力カスタマーセンター フリーダイヤル 0120-995-001
- ガスは……… 東京ガスお客さまセンター（NTTナビダイヤル）
TEL 0570-002230 IP電話・海外から TEL 6735-8787
- 水道は……… 東京都水道局お客さまセンター（23区）TEL 5326-1101
- 郵便は……… 引越の1週間くらい前に、最寄りの郵便局の窓口で転居届の手続きを行ってください。
[本人確認のできる資料（運転免許証など）をお持ちください]。1年間、新住所へ郵便物が転送されます。
- 運転免許証は…… 下記警察署または新住所地の警察署にお問い合わせください。
王子警察署 TEL 3911-0110 (代) 赤羽警察署 TEL 3903-0110 (代)
滝野川警察署 TEL 3940-0110 (代)

◆ 住民登録

王子区民事務所 TEL 3908-8745 FAX 3908-9233

赤羽区民事務所 TEL 5948-9541 FAX 3905-2008

滝野川区民事務所 TEL 3910-0141 FAX 3949-5093

住民基本台帳（住民票）とは

住民基本台帳には居住関係、選挙人名簿の登録、国民健康保険、国民年金などの記録がなされ、就学、就職、不動産登記、自動車運転免許取得など、皆さんの日常生活に広く利用されるものです。平成24年7月9日からは、外国人住民の方も日本人と同じく住民基本台帳に記載し、住民票の写しが交付できるようになりました。

本人確認について

■ 個人情報保護のために

なりすましによる証明書の不正請求や虚偽の届出を防止するため、個人情報保護の観点から、窓口等で厳格な本人確認を行っています。

■ 確認させていただく請求・届出

主に次の請求・届出についてご協力をお願いします。

- 転入・転出届などの住民票の異動届出
- 住民票の写し等の交付
- 印鑑登録・廃止など
- 電子証明書の発行
- 母子健康手帳等の交付
- 仮ナンバーの貸与 など

■ 確認させていただく書類等

【1点確認書類（主なもの）】

- ・ 官公署発行で写真が貼付されているもの（マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、在留カードまたは特別永住者証明書など）
- ・ 官公署発行で写真が貼付されていないもの（住民基本台帳カード、各種健康保険被保険者証、介護保険証、年金手帳など）
- ・ 官公署以外の発行で写真が貼付されているもの（社員証、学生証など）
- ・ 官公署以外の発行で写真が貼付されていないもの（各種健康保険組合・各種国保組合等の被保険者証など）

【2点確認書類】

- ・ 前記以外のものでいずれか2点による確認（預貯金通帳、母子手帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、シルバーパス、公共料金の領収書、宛名入りの郵便物など）

※ 有効期限の切れたものは、本人確認書類とはなりません。

※ お持ちいただく本人確認書類は、最新の情報（氏名・

住所等）が記載されたものをお願いします。

※ 前記のいずれもお持ちでない場合は、各種の質問により確認させていただきます。

住所変更等の届出

王子区民事務所、赤羽区民事務所、滝野川区民事務所へお届けください。

届出の種類 ※1	届出期間	届出人	届出に必要なもの			
			転出証明書	国保保険証	印鑑登録証	マイナンバーカード (または住民基本台帳カード ※2 ※5)
転入届 (他の区市町村から引っ越してきたとき)	引っ越した日から14日以内	本人または世帯主	● ※3			●
転入届 (海外から引っ越してきたとき)			● ※4			● ※4
転出届 (区外に引っ越すとき)	引っ越す前			●	●	●
転居届 (区内で住所を変更したとき)	引っ越した日から14日以内			●		●
世帯変更届 (世帯主が変わったとき、世帯を分けたり、一緒にしたとき)	変更のあった日から14日以内			●		
国外移住 (国外へ移住するとき)				●	●	●
国外へ出国するとき (1年以上の海外出張、海外旅行をするとき)	出国するまで			●	●	●

※1 「外国人の方の住所変更等の届出」

在留カード、特別永住者証明書（切替前の方は外国人登録証明書）、一時庇護許可書または仮滞在許可書が必要です。

申請者は本人または同一世帯の方です。本人以外の同一世帯の方が申請する場合は家族全員の在留カード、特別永住者証明書（切替前の方は外国人登録証明書）、一時庇護許可書または仮滞在許可書をお持ちください。同一世帯以外の方が申請する場合はあわせて委任状が必要です。

※2 国民健康保険証は加入している方、印鑑登録証は登録している方、マイナンバーカード・住民基本台帳カードは交付を受けている方のみです。

※3 マイナンバーカード（暗証番号も必要です）または住民基本台帳カードによる特例転入の方は、カードをお持ちください。

※4 海外から転入するときは、パスポート並びに日本人の方は戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書及び戸籍の附票、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード、外国人の方は※1の書類が必要です。

※5 マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方は世帯全員分をお持ちください。

届出時の注意事項

- 届出人の本人確認書類（P32）が必要です。
- 届出が代理人の場合は、委任状、代理人の印鑑、代理人の本人確認書類が必要です。

特別永住者の方の住所・世帯変更以外の変更等の届出

王子区民事務所（特別永住者証明書交付申請受付窓口）
TEL 3908-8746

(1) 氏名・生年月日・国籍が変わったとき

申請者	本人または同一世帯の親族等
必要なもの	・特別永住者証明書（切替前の方は外国人登録証明書） ・変更したことが証明できる書類 ・パスポート（所持する場合のみ） ・写真1枚（縦4cm×横3cm、3カ月以内に撮影されたもの。16歳未満の方は不要）

(2) 特別永住者証明書の更新・再交付

申請者	本人または同一世帯の親族等
必要なもの	・特別永住者証明書（切替前の方は外国人登録証明書） ・パスポート（所持する場合のみ） ・写真1枚（縦4cm×横3cm、3カ月以内に撮影されたもの。16歳未満の方は不要）

- ※ 代理申請の場合はお問い合わせください。
- ※ 紛失等で特別永住者証明書がない方は運転免許証等本人確認できるものをお持ちください。紛失・盗難・滅失・汚損等以外の理由による再交付は手数料がかかります。
- * 各手続きには届出・申請期間があります。詳しくはお問い合わせください。
- * 中長期在留者の方の住所・世帯変更以外の変更届出等申請は東京出入国在留管理局（東京都港区港南5-5-30 TEL 0570-034259）です。

郵便による転出証明書の請求方法

- 転出の届出は、一般的には概ね2週間前頃を目安にあらかじめ窓口で手続きしていただくものです。
- 郵送による転出の届出は、原則引越してしまった後で窓口に来所できない方が請求できます。
- 転出証明書が手元に届いた後、新しい住所の市区町村で引越した日から14日以内に手続きを行ってください。また、転出される方の中にマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方がいる場合は、特例として転出証明書が交付されない場合があります。その際は北区で転出手続き後、転入地にカードを持参してください（暗証番号の入力が必要になります）。
- ご本人または世帯主のみが請求できます。代理人による請求はお取り扱いできません。

- 手数料は無料です。

請求書の書き方など

【請求先（封筒の宛名）】

〒114-8508（住所不要）

戸籍住民課王子区民事務所

【同封する請求書】

便せんなどに作成してください。

転出証明書請求書

請求年月日 ○○年○○月○○日

請 求 者 住 所（新しい住所）

氏 名 北 太 郎

生年月日 ○○年○○月○○日生

電話番号（昼間連絡がとれる連絡先）

- ①異動（引越した）年月日
- ②新しい住所（上記請求者の住所と同じ）
- ③新しい住所の世帯主名
- ④旧住所（北区での住所）
- ⑤旧住所の世帯主名（北区での世帯主名）
- ⑥異動した方、全員のカナ氏名
- ⑦異動した方全員の生年月日と続柄

【同封する本人確認書類】

請求者の本人確認書類（P32）の写しを同封してください。

【同封する返信用封筒】

宛先に、請求書の新しい住所とお名前を書いて、返信用切手を貼ってください。なお、お急ぎの方は速達分の切手を加えて請求してください。

オンラインによる転出届・転入（転居）予定連絡

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを使って、オンラインによる転出届及び転入（転居）予定連絡を行うことができます。

- 転出（区外に引越す）手続きは区民事務所の窓口にお越しいただくず、オンラインで手続きが可能です。

※ 場合によっては、役所に来庁する必要があります。

※ 国外への転出手続きはオンラインではできません。

- 転入（区外から引越す）・転居（区内で引越す）手続きは区民事務所の窓口に来庁いただく必要があります。

■必要なもの

- ・マイナンバーカード（有効な電子証明書が格納されている）
- ・マイナンバーカードの読み取りができるパソコン・ICカードリーダーまたはスマートフォン
- ※ マイナンバーカードの暗証番号の入力が必要です。
- ※ マイナポータルの操作方法等についてご不明な点がある場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡いただき、音声ガイダンス「4番：マイナポータル」を指定してください。

旧氏（旧姓）の併記

過去に称した戸籍上の氏を、住民票やマイナンバーカードに記載することができます。記載する氏の戸籍謄本等及び本人確認書類、マイナンバーカード（お持ちの方）が必要となります。詳しくは各区民事務所にお問い合わせください。

◆ 住民票の申請

住民票等の請求

【申請場所】

各区民事務所

【申請に必要なもの】

- ・本人、同一世帯構成員…請求者の本人確認書類
- ・任意代理人…代理人の本人確認書類、委任状（世帯構成が異なる場合は、親族の方でも委任状が必要になります）
- ・第三者…申請者の本人確認書類、疎明資料

【手数料】

1通300円、第三者による請求は1通500円

※ 年金裁定請求等の場合には手数料が免除になります。

【コンビニ等での住民票の取得】

マイナンバーカードを利用したコンビニ等での証明書の取得についてはP37をご覧ください。

■ 委任状の書き方など

便せんなどに必ず本人が自署してください。3カ月以内に作成されたものに限りです。

委 任 状	
代理人	住 所 北区赤羽〇丁目〇番〇号 氏 名 赤 羽 太 郎
委任内容	王子次郎の住民票・記載事項証明〇通申請受領の件 ① 世帯全員分・本人分 ② 世帯主・続柄の記載 要 ・ 不要 ③ 本籍・筆頭者の記載 要 ・ 不要（日本国籍の方） ④ 国籍・地域の記載 要 ・ 不要（外国籍の方） ⑤ 在留資格等の記載 要 ・ 不要（外国籍の方） ⑥ 個人番号の記載 要（下記注参照）・不要
使用目的	〇〇〇〇〇〇申請のため
私は、上記の者を代理人として、所定の権限を委任します。	
〇〇年〇〇月〇〇日	
委任者	住 所 北区王子〇丁目〇番〇号 氏 名 王 子 次 郎（署名または記名・押印） 生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 電 話 〇〇〇〇-〇〇〇〇 (日中連絡がとれる電話番号)

注：個人番号記載の住民票が必要な場合には、委任内容に「個人番号の記載 必要」とご記入ください。ただし代理人には交付せず、委任者の住民登録地に郵送となります。

委任状が必要な項目について

- 印鑑登録については…………… P35 ～ 36 参照
- 戸籍については…………… P38 ～ 39 参照
- 税金については…………… P40 ～ 42 参照

住民基本台帳の閲覧

住民基本台帳の一部（住所、氏名、生年月日、性別）の写しを閲覧台帳として閲覧に供しています。閲覧できるのは報道機関の世論調査や学術調査等、公益性が高い場合のみです。営利目的の閲覧はできません。閲覧の請求に関しては、本人確認書類（P32）の他、閲覧の目的が明らかになる具体的な資料等が必要になります。

【申請場所】 各区民事務所

【手数料】 1回100円

台帳による閲覧30分1,000円、転記1件につき100円

※ 各区民事務所とも全体の閲覧ができます。

郵便による住民票の請求方法

【請求できる方】

本人または同一世帯として住民票に記載されている方

【申請内容】

住所、氏名、生年月日、使用目的、提出先、通数、屋間の連絡先の電話番号、記載の要・不要（世帯主及び続柄、本籍及び筆頭者、国籍地域、在留資格等、個人番号）

【手数料】

1通300円分の定額小為替（ゆうちょ銀行・各郵便局で購入）を同封してください。

【その他】

郵送料切手を貼付した、宛先明記の返信用封筒を同封してください。請求した方の本人確認書類（P32）のコピーが必要になります。また、第三者が請求される場合は1通500円、疎明資料（契約書、申込書の写し等）、疎明資料と申請する住所が異なる場合は戸籍の附票等つながりが確認できるものも必要です。

【申請場所及び問い合わせ先】

〒114-8508（住所不要）

戸籍住民課（住民票郵送請求担当）

詳しくはお問い合わせください。

広域交付住民票の請求

住民登録をしていない自治体で住民票の交付を受けることができます。詳しくは交付を受けたい区市町村の窓口へお問い合わせください。

【請求できる方】 本人または同一世帯の方

【請求場所】 各区市町村の広域交付窓口

【請求に必要なもの】

・本人確認書類（例：マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードとその暗証番号・パスポート・運転免許証等・在留カードまたは特別永住者証明書）

※ 本人確認書類は、記載事項が最新の状態のものに限ります。

・印鑑

【取扱時間】

区市町村ごとに違います（北区では午前9時～午後5時）

【手数料】 区市町村ごとに違います（北区では1通300円）

◆ 印鑑登録

王子区民事務所	TEL 3908-8745	FAX 3908-9233
赤羽区民事務所	TEL 5948-9541	FAX 3905-2008
滝野川区民事務所	TEL 3910-0141	FAX 3949-5093

印鑑登録の手続き

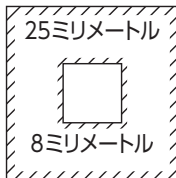
種類	受付窓口	手続きをする人	手数料
登録	区民事務所	・区内に住居登録をしている15歳以上の方 (意思能力のない方を除く) ・病気などやむを得ないときは代理人	300円
証明	区民事務所	印鑑登録証をお持ちの方本人、または代理人 ※印鑑登録証の提示が必要となりますので必ずお持ちください。	1通 300円

※ 全国の主要コンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）で利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書を取得できます（コンビニ交付についてはP37を参照）。区民事務所の窓口ではマイナンバーカードによる取得はできません。

登録できない印鑑

次のような印鑑は登録することができません。

- 住民票に登録されている氏名と違うもの（非漢字圏の方のみカタカナ印登録可）
- 職業や資格等をあわせて表しているもの
- ゴム印、その他印材が変形しやすいもの
- 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、または一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
- 印影が不鮮明なもの〔輪郭がないもの、摩滅しているもの、輪郭がおおむね3分の1以上かけているもの、逆彫り（文字が白く浮き出しているもの）〕
- 文字を極端に図案化したものや、くずし字等で判読が難しいもの
- その他、登録する印鑑として不適当なもの
〔例〕指輪の印、ダイヤル式印鑑、印鑑の輪郭内に模様を付したもの等



登録できる印鑑の具体例

次のような印鑑が登録できる印鑑の代表的な例です。

〔例〕北区 太郎
(氏の名の印鑑) (名のみ印鑑) (氏名の印鑑)



〔外国人の方の例〕
CARLOS ENRIQUE ALBERTO
(通称 アルベルト カルロス) (initial) (通称の名の印鑑)
(surname)



本人が申請する場合

■ 一般的な登録方法

※ 印鑑登録には数日かかります。

【照会書（回答書付）の郵送による方法】

申請のあった登録について、回答書付の照会書を郵送し、回答書を持参することと住民登録と同様の本人確認の手続き（P32）を行います。

- (1) 登録する印鑑と本人の本人確認書類（P32）をお持ちのうえ窓口へ申請すると、回答書付照会書が自宅宛に郵送されます。
- (2) 回答書付照会書が届きましたら、回答書に必要な事項を記入し、署名・捺印のうえ（1）で申請した窓口へ登録する印鑑、本人確認書類（P32）とともにお持ちください。

■ 例外的な登録方法（即日印鑑登録ができます）

- (1) 官公署発行の写真付き身分証明書・免許証・許可証で写真にプレス印による証印や、特殊加工がしてある有効期限内のもの、または在留カードや特別永住者証明書の提示により、本人確認を行います。
- (2) 保証人の保証書による方法
都内で印鑑登録をしている方の保証書（印鑑登録申請書の裏面）を提出していただき、登録する本人の本人確認書類（P32）もご提示願います。その際、北区外にお住まいの方が保証人の場合は、印鑑登録証明書（3カ月以内に発行されたもの1通）も添付していただきます。

※ 詳しくは窓口にお問い合わせください。

代理人が申請する場合

※ 印鑑登録には数日かかります。

代理人から申請された登録について、本人に回答書付の照会書を郵送し、本人が申請した場合と同じように、本人確認を行います。

【手続きに必要なもの】

- (1) 委任状（委任状の書き方をご覧ください）
 - (2) 登録する印鑑
 - (3) 代理人の印鑑
 - (4) 代理人の本人確認書類（P32）
 - (5) 委任した本人の本人確認書類（P32）または写し
- ※ 詳しくは窓口へお問い合わせください。

委任状の書き方

P34の記入例を参照し、便せんくらいの大きさの用



紙に必ず本人が自筆してください。委任状は3カ月以内に作成されたものに限りま。その他、不備などがあると、受付できない場合もあります。詳しくは区民事務所へお問い合わせください。

※ 委任する内容によって、次の項目を記入してください。

- 印鑑登録を申請するとき……「印鑑登録申請のこと」
- 回答書を持ってくるとき……「印鑑登録証受領のこと」
- 印鑑登録を廃止するとき……「印鑑登録廃止のこと」
- 印鑑登録証をなくしたとき
……………「印鑑登録証亡失のこと」
- 印鑑登録証の引き替えのとき
……………「印鑑登録証引き替え交付申請のこと」

次のようなときは届出が必要です

- 登録印鑑をなくしたり、登録をやめるとき
- 印鑑登録証をなくしたり、汚したり、破損したとき

登録の抹消

氏名が変わり印鑑と一致しなくなった場合、成年被後見人になられた場合、北区外に転出した場合、死亡した場合、出国等で住民票が消除された場合は、北区での印鑑登録は抹消されます。

◆ 住民基本台帳カード

王子区民事務所	TEL 3908-8745	FAX 3908-9233
赤羽区民事務所	TEL 5948-9541	FAX 3905-2008
滝野川区民事務所	TEL 3910-0141	FAX 3949-5093

住民基本台帳カードについて

マイナンバーカードの交付が始まったことにより、住民基本台帳カードの交付及び同カードへの公的個人認証サービス（電子証明書）の発行・更新は終了しております。

公的な本人確認書類や公的個人認証サービス（電子証明書）をご希望の方は、マイナンバーカードを申請してください。

現在お持ちの住民基本台帳カードは、カードの有効期限内は使用できます。

なお、以下の手続きは引き続き行っております。

- 転入届の特例により転入したとき
- 暗証番号を変更するとき
- 転出届の特例により転出したとき
- 転居したとき（北区内で引越しをしたとき）
- 氏名の変更があったとき

◆ マイナンバーカード

戸籍住民課個人番号カード交付係

TEL 3908-1329

マイナンバーカードとは

プラスチック製のICチップ付きのカードで、表面には住所・氏名・生年月日・性別・顔写真が、裏面にはマイナンバーが表示されます。希望される区民の方へ初回無料で交付しており、公的な本人確認書類及びマイナンバーを証明する書類として利用できます。

また、コンビニ交付の本人確認やマイナポータルログイン、健康保険証利用等で使用する「利用者証明用電子証明書」と子育てワンストップの電子申請や、e-Taxから確定申告を行うことができる「署名用電子証明書」を格納することもできます。なお、マイナンバーカードをお持ちの方で、券面事項が変更になった方は手続きが必要になります。

カード申請について

【申請できる方】

本人または法定代理人

※ カードの受け取りは、申請者本人が窓口に来庁する必要があります。

【申請に必要なもの】

申請にはカード交付申請書が必要です。申請書は、個人番号通知書と一緒に郵送されたものを使用してください。

※ 通知カードに同封されていた交付申請書も使用できます。

※ 申請書をお持ちでない場合は、お近くの区民事務所申請書を再度取得してください。

【申請方法】

・郵送による申請

申請書に顔写真をしっかり貼付けし、必要事項を記入したうえで封筒に入れ、下記送付先までお送りください。

〒219-8732

日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号
地方公共団体情報システム機構

個人番号カード交付申請書受付センター 行

・インターネットによる申請

下記ホームページより、カード交付申請ができます。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

※ 申請書に記載されている申請書IDが必要になります。

マイナンバーカードの再交付について

【申請できる方】

本人または法定代理人

【申請に必要なもの】

- 本人確認書類
- マイナンバーカード。マイナンバーカードを紛失し

ている場合には、遺失届などの疎明資料

- 本人の顔写真(縦4.5cm 横3.5cm 無帽、無背景)
 - 手数料(電子証明書を発行する場合には1,000円、発行しない場合には800円)
 - 法定代理人の場合には、上記に加え、代理人の本人確認書類、代理権の確認ができる書類が必要となります。
- ※ 本人確認書類により、交付方法が異なります。詳細については各区民事務所までお問い合わせください。

【申請場所・時間】

各区民事務所 平日 午前8時30分～午後5時

王子区民事務所	TEL 3908-8745
赤羽区民事務所	TEL 5948-9541
滝野川区民事務所	TEL 3910-0141

◆ 電子証明書(公的個人認証サービス)

王子区民事務所	TEL 3908-8745	FAX 3908-9233
赤羽区民事務所	TEL 5948-9541	FAX 3905-2008
滝野川区民事務所	TEL 3910-0141	FAX 3949-5093

電子証明書の新規発行、有効期間満了に伴う更新、氏名や住所変更に伴う署名用電子証明書の再発行、暗証番号変更及び再設定の手続きを行っています。詳しくは北区ホームページの「公的個人認証サービス・電子証明書」や「マイナンバーカードまたは電子証明書の更新」をご確認ください。

公的個人認証サービスとは

公的個人認証サービスは、オンラインで行政手続きをする際に「なりすまし」や「改ざん」を防ぎ、各種通信回線を通じて安全・確実な行政手続き等を行うための機能を電子証明書という形で提供しています。

電子証明書とは

電子証明書は利用者証明用電子証明書と署名用電子証明書の2種類があり、希望者のマイナンバーカードに格納されます。マイナンバーカードをお持ちの方は、各区民事務所で発行できます。利用者証明用電子証明書は、主にコンビニエンスストア等で住民票等を取得する際に利用できます。署名用電子証明書は主にe-Taxの手続きで利用できます(コンビニ交付サービスは住民基本台帳カードではご利用いただけません)。

サービスを利用するためには

電子証明書が格納されているマイナンバーカードが必要です(有効期間内のものに限り)。
また、同カードに記録された電子証明書等の情報を読み出す「ICカードリーダライタ」(各自で購入)や「スマートフォン」(対応機種に限る)も必要です。
なお、利用できるパソコンの仕様やマイナンバーカー

ドに適合するICカードリーダライタ等については公的個人認証サービスポータルサイト(<https://www.jpki.go.jp/>)でご確認ください。

※ 住民基本台帳カード向け電子証明書の発行・更新は、終了しています。新規にサービスを利用したい場合は、マイナンバーカードを申請してください。

◆ コンビニ等における証明書の取得

全国の主要コンビニエンスストア等のキオスク端末(マルチコピー機)でマイナンバーカード(個人番号カード)を利用して証明書を取得することができるサービスです。

【取得できる証明書】

- 住民票の写し(※1)
- 印鑑登録証明書(※2)
- 住民税課税(非課税)証明書(直近2年度分)(※3)
- 戸籍全部事項証明書(※4)(※5)
- 戸籍個人事項証明書(※4)(※5)
- 戸籍の附票(※4)(※5)

(※1) マイナンバー・住民票コードが記載されたものは取得できません。

(※2) 事前に印鑑登録の手続きが必要です。
印鑑登録証ではコンビニ交付をご利用いただけません。

(※3) 内容や徴収方法に変更のある方は、一定期間発行いただけません。

(※4) 請求者の現在の証明書が取得できます。

(※5) 届が出ている場合は以前の証明が発行されることがあります。

【ご利用できる方】

北区に住民登録をされている方で、利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードをお持ちの方
※ 戸籍の証明書については、北区に本籍のある方(本籍地区市町村と住所地区市町村が異なる方は本籍地にご確認ください)。

【利用方法】

キオスク端末が設置してあるコンビニエンスストア等にマイナンバーカードを持参し、ご自分でキオスク端末を操作して取得します。

メインメニューから「行政サービス」を選び、画面の案内にしたがって操作を行ってください。

操作の際には、利用者証明用電子証明書の暗証番号の入力が必要です。

【手数料】 1通200円

※ 戸籍全部・個人事項証明書は1通350円

【ご利用可能時間】

午前6時30分から午後11時まで(12月29日から1月3日を除く)

※ 戸籍の証明書は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで(祝日、12月29日から1月3日を除く)

※ その他システムメンテナンスなどにより利用できない場合もあります。

◆ 戸籍

戸籍住民課戸籍係

TEL 3908-8710 FAX 3908-8301

戸籍に関するご相談

個人の氏名、生年月日、親子関係、配偶関係などの身分に関することを登録公証するものが戸籍です。戸籍に関する相談やお分かりにならないことは戸籍係までお問い合わせください。

本人確認について

■ 個人情報保護のために

なりすましによる証明書の不正請求や虚偽の届出を防止するため、個人情報保護の観点から、窓口等で厳格な本人確認を行っています。

■ 本人確認を行う請求・届出

- 戸籍の証明書等の交付請求
- 養子縁組、協議離婚、婚姻、協議離婚または認知の届出
- 上記の届出の不受理の申出または取下げ

■ 本人確認書類等

請求・届出の種類によって、次の書類等を1点のみあるいは2点以上の確認を行います。また、確認書類等の氏名や住所などが請求・届出時の内容と違う場合は、交付等をお取り扱いできないことがありますのでご注意ください。

【1点確認書類（主なもの）】

- ・ 官公署発行で写真が貼付されているもの（マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書など）

【2点確認書類】

- ・ 官公署発行で写真が貼付されていないもの（国民健康保険証、政府管掌健康保険証、介護保険証、年金手帳など）
- ・ 官公署以外の発行で写真が貼付されているもの（社員証、学生証など）

【注意事項】

- 有効期限内であり、氏名と住所または氏名と生年月日のいずれかが確認できるものに限りします。
- 上記のいずれの本人確認書類もお持ちでない場合は、お問い合わせください。

戸籍関係の届出

届出は、窓口開庁時間（平日月曜～金曜午前8時30分から午後5時まで）は戸籍係でのみお取り扱いしています。

出生・婚姻・死亡・転籍等の届出をされる場合、届書1通のほか、添付書類や関連する届出が必要な場合があります。

あります。また、休日、窓口開庁時間外の届出は第一庁舎夜間窓口ですることができます。詳しくは、お問い合わせください（北区ホームページにも詳細な掲載があります）。

お亡くなりになった時の手続き

死亡届を出された後に火葬許可証と一緒に「ご遺族の手続きを支援するガイドブック」をお渡ししております。ガイドブックは、北区ホームページにも掲載しております。

戸籍の証明書の請求

種別	請求できる方	請求場所	
		本籍が北区内の戸籍等	本籍が北区外の戸籍等
戸籍全部・ 個人事項証明書 (戸籍謄本・抄本)	戸籍に記載されている方、またはその配偶者、直系尊属、直系卑属など	戸籍係 赤羽・滝野川区民事務所	本籍地の区市役所・町村役場
除籍全部・ 個人事項証明書 (除籍等謄本・抄本)		戸籍係	
届書の記載事項証明書	利害関係人（特別の事由がある場合に限り可）	戸籍の届出をした、区市役所・町村役場（※）	
戸籍届出受理証明書	届出人	戸籍の届出をした区市役所・町村役場	
戸籍の附票	戸籍に記載されている方、またはその配偶者、直系尊属、直系卑属など	戸籍係 赤羽・滝野川区民事務所	本籍地の区市役所・町村役場
身分証明書	本人（本人が未成年者の場合は親権者も可）		
不在籍証明書	どなたでも可		

- 戸籍の附票は特別の請求がない限り本籍・筆頭者の記載を省略します。
- 各種証明書は郵便で請求することもできます（郵便による請求方法はP39をご覧ください）。
- 一覧表「請求できる方」から依頼された方は「請求できる方」からの委任状を提出してください。
- コンビニ等での戸籍の証明書等の取得はP37をご覧ください。

※ 令和6年3月1日以降は請求場所が異なる場合があります。

戸籍全部事項証明書等の広域交付

北区以外の市区町村を本籍地とする方でも、戸籍・除籍全部事項証明書（謄本）を窓口で請求できます。ただし、システム化に対応していないなど一部の戸籍・除籍を除きます。

【ご利用いただける方及び取得できる戸籍の範囲】

申請者本人・配偶者・父母、祖父母等（直系尊属）・子、孫等（直系卑属）の記載のある戸籍証明書等が申請できます。

【請求できる証明書の種別（手数料は右記）】

戸籍全部事項証明書
除籍全部事項証明書（除籍謄本）
改製原戸籍謄本

【受付時間】

本籍地の自治体に電話で確認を行う必要があるため、北区が本籍の戸籍証明書等とは受付時間が異なります。

【本人確認（P38）】

本人確認書類等のうち1点確認書類の提示が必要です。

【注意事項】

郵送請求や代理人による請求、職務上請求では広域交付をご利用いただけません。本籍地にご請求ください。赤羽区民事務所、滝野川区民事務所では広域交付をご利用いただけません。第二庁舎2階の戸籍係窓口までお越しください。

詳細は北区ホームページをご確認ください。

委任状の書き方

- 委任する人の署名または記名・押印は、必ず委任する本人が行ってください。
- 窓口で交付請求書に記入していただきますので、請求する戸籍等の本籍、筆頭者、生年月日、使用目的を窓口に来られる方に正確に伝えておいてください。

【委任状の書き方】

P34の記入例を参照し、便せんなどに作成してください。

※ 請求する戸籍の表示（本籍・筆頭者氏名）を記入してください。

※ 委任内容によって次の項目を記入してください。

- | | | |
|--|---|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍全部事項証明書（謄本） ・戸籍個人事項証明書（抄本） ・身分証明書 ・戸籍の附票 | } | ○通請求受領の件 |
|--|---|----------|

本籍・筆頭者の記載 要・不要

などの必要な各証明書の種類と通数を記入してください。

郵便による戸籍全部・個人事項証明書などの請求方法

戸籍住民課戸籍係 TEL 3908-8710

次の4点を封筒に入れて、本籍地の区市役所・町村役場の戸籍係に請求してください。

【請求書】

北区ホームページからダウンロードするか、便せんなどに次のことを書いて送付してください。

- ・戸籍証明書郵送請求
- ・本籍（番地までご記入ください）
- ・筆頭者氏名（ふりがな）
- ・戸籍全部事項証明書（謄本）○通、または、だれの個人事項証明書（抄本）○通
- ・請求の理由（具体的に記入してください）
- ・請求者の住所・氏名・昼間連絡可能な電話番号
- ・必要な戸籍との続柄（筆頭者からみて）

【手数料】

手数料は必ず定額小為替で納めてください（郵便切手、収入印紙の代用はできません）。北区の戸籍手数料は、次項目の戸籍の証明書の手数料をご覧ください。なお、本籍が北区以外の方は、本籍地の区市役所・町村役場にお問い合わせください。

【返信用封筒】

郵便切手を貼付した、返信先（住民登録地に限る）明記の返信用封筒を同封してください。なお、お急ぎの場合は、両方の封筒に速達料（切手貼付）を加えてお送りください。

【本人確認書類】

請求の際は、請求する人の本人確認のため、氏名、現住所が記載された本人確認できる書類（P38）のコピーを同封してください。

※ 請求する戸籍に、請求する方のお名前が載っていない場合は、あらかじめ戸籍係までお問い合わせください。

戸籍の証明書の手数料

- 戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）..... 450円
- 除籍全部・個人事項証明書（除籍謄本・抄本）..... 750円
- 改製原戸籍謄本・抄本..... 750円
- 届書等情報内容証明書..... 350円
- 届書の記載事項証明書..... 350円
- 戸籍届出受理証明書..... 350円
- 戸籍の附票..... 300円
- 身分証明書..... 300円
- 不在籍証明書..... 300円

◆ その他の届出等

住居表示の届出

王子区民事務所	TEL 3908-8746	FAX 3908-9233
赤羽区民事務所	TEL 5948-9541	
滝野川区民事務所	TEL 3910-0141	

■ 住居表示の届出・申請方法

建物その他の工作物新築（新設）届	建物の新築、新設、建替をした場合 ※届出に必要な添付書類 案内図・各階平面図・配置図・敷地求積図 ※住居表示決定後に住居表示のプレートをお渡しします。
建物その他の工作物名称変更届	共同住宅や事業所など建物名称が変更になった場合
住居番号付定・変更・廃止申請書	増改築による共同住宅の部屋戸数の増減や出入口が変更となった場合など

それぞれの届出用紙は、北区ホームページからダウンロードできます。

北区ホームページ>戸籍・証明・住民手続き>住居表示>住居表示の届出

※ 窓口で届出るときは、各区民事務所（P27・28）まで
郵送またはFAXの場合は王子区民事務所（P28）宛てにお願いします。

■ 住居表示の実施による変更証明書

北区では昭和30～50年代にかけて、旧番地から現在の住居表示への変更を実施しました。相続等で実施前後の住居表示の変更証明が必要な場合に、実施当時の世帯主名や建物名称で証明書を無料で交付します。

■ 住居表示のプレートの再発行

王子区民事務所 TEL 3908-8746
建物の門や玄関などに貼っている住居表示（住所）の青色のプレートが破損・汚損した場合、ご連絡ください。無料で交付します。

(6cm×6cm)

(6cm×12cm)

王子本町
1丁目

2-11

自動車の臨時運行許可（仮ナンバー）

王子区民事務所	TEL 3908-8745
赤羽区民事務所	TEL 5948-9541
滝野川区民事務所	TEL 3910-0141

車検切れ、未登録などの自動車を車検・登録等のために臨時に運行するときは、臨時運行許可が必要です。同一自動車の継続または複数回の申請は、正当な理由がない場合、原則として許可されません。

【手続に必要なもの】

- ・期限切れの自動車検査証・抹消登録証明書・譲渡証明書・通関証明書等
- ・自動車損害賠償責任保険証明書（コピー不可）
- ・本人確認書類（住民登録と同様のためP32を参照）

【申請場所】区民事務所（P27・28）

【許可期間】1日～5日

【手数料等】

- ・臨時運行許可 1件 750円
- ・標識弁償金 1件 1,800円
- ※ 標識を紛失した場合

◆ 税金

税の相談

区税に関することは 税務課・収納推進課	TEL 3908-1111（代表）
国税に関することは 王子税務署	TEL 3913-6211（代表）
都税に関することは 北都税事務所	TEL 3908-1171（代表）
税一般に関することは 東京税理士会王子支部	TEL 5390-1213（代表） 受付時間 午後1時～3時

特別区民税・都民税（個人住民税）

税務課課税第一～四係
TEL 3908-1113 FAX 3908-2022

■ 申告が必要な方

- (1) 1月1日現在、北区に住んでいる方
 - (2) 1月1日現在、北区内に事業所または家屋敷を持っていて、北区内に住んでいない方
- ※ 申告の期限は毎年3月15日です。
- ※ 年金収入の方で、所得控除の適用を受けるためには申告が必要となる場合があります。
- ※ 公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方は税務署への確定申告は不要です。なお、区役所申告が必要となる場合があります。

■ 次の方は申告の必要がありません

- (1) 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
- (2) 税務署に所得税の確定申告書を提出した方
- (3) 前年中の所得が給与所得だけで、勤め先で給料から特別区民税・都民税を差し引かれている方（特別徴収）

なお、課税される方で次に該当する方は、税務署に申告すると所得税及び特別区民税・都民税の所得控除が認められる場合があります。

- ・ 火事・盗難などによって損害を受け、雑損控除を受けようとする方
- ・ 病気などによって治療費、医薬品代を支払い、医療費控除を受けようとする方
- ・ 年末調整の際、社会保険料、生命保険料などの控除がもれてしまった方

住民税を納めるのが困難なとき

■ 減免を受けるには

税務課課税第一～四係
TEL 3908-1113 FAX 3908-2022

生活保護を受けている方や、災害など特別な理由があつて、どうしても納められないときは、理由を証明する書類を添えて納期限までに申請してください。

■ 納税の猶予は

収納推進課 TEL 3908-1129 FAX 3908-7990
災害、そのほかやむを得ない理由によって期限内に納められないときは、ご相談ください。

納税の方法

収納推進課収納係 TEL 3908-1124 FAX 3908-7990

■ 税金を納めるところ

下記にてご納付いただけます。

- 銀行・信用金庫等（特別区指定金融機関・特別区公金収納取扱店）
 - 都内・山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局
 - 北区役所収納推進課窓口、赤羽・滝野川区民事務所
 - 指定コンビニエンスストア（納付書裏面に記載）
 - キャッシュレス決済（モバイルレジ、PayPay、LINEpay、au PAY、d払い、J-Coin Pay、楽天ペイ）
- ※バーコード印字がない納付書について、コンビニエンスストア、キャッシュレス決済でのお支払いはできません。

■ 便利な口座振替（自動払込）をおすすめします

特別区民税・都民税・森林環境税の普通徴収分は口座振替（自動払込）で納付することができます。
口座振替のお申し込みは、納税通知書に同封の「口座振替依頼書」に必要事項を記入、押印（通帳届出印）のうえご郵送ください。
収納推進課の窓口では、口座名義人ご本人であればキャッシュカードだけで口座振替登録（ペイジー口座振替受付）の手続きができます。詳しくは収納推進課収納係へお問い合わせください。

■ 北区納付案内センター

民間委託により、電話・訪問での「納付のご案内」を行っています。

税金の証明書が必要なときは

税務課税務係 TEL 3908-1114
区民事務所（P27・28）

税金の証明書は、原則として本人以外の方は請求できません。証明する年度、証明書の種類、使用目的、必要枚数をあらかじめ確認して、本人確認書類（P32）をお持ちください。なお、本人以外の方が代理で申請する場合は、委任状が必要です〔軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）を除く〕。委任状記載例（P34）を参考とした委任状、代理人自身の本人確認書類（P32）をお持ちください。

※ 税金の申告がない場合、証明書が発行できないことがあります。

※ 納税証明書申請の日の直近14日以内に納付がある場合は領収書（原本）をお持ちください。

※ 手数料は1通300円です。〔軽自動車税（種別割）

納税証明書（継続検査用）は無料〕

※ マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等で課税（非課税）証明書（直近2年度分）が取得できます。詳しくはP37をご覧ください。

【委任状記載例】

P34の記入例を参照し、便せんなどに作成してください。

委任する人の署名または記名・押印は、必ず委任する本人が行ってください。

※ 委任内容は次の項目を記入してください。

・令和○年度課税（納税）証明書○通申請受領の件
（特別区民税・都民税は前年の所得に課税されます）
〔例〕 令和6年度の課税証明→令和5年中の所得

郵便による証明書の請求方法

税務課税務係 TEL 3908-1114

【申請できる方】 本人のみ

【郵送していただくもの】

- (1) 申請書（申請書記載例を参考にしてください）
- (2) 証明書1通につき300円の定額小為替
各ゆうちょ銀行・郵便局で購入して、無記入のまま同封してください。
- (3) 切手を貼った返信用封筒
（住所・氏名を記入してください）
- (4) 現住所や氏名が確認できる本人確認書類のコピー
（運転免許証やマイナンバーカード、住民票など）
住所の履歴がわかるよう両面をコピーしてください。

【申請書の書き方】

下記の記入例を参照し、便せんなどに作成してください。

申請書	
内 容	令和○年度（※1）（課税・非課税・納税）証明書 ○通
目 的	○○○○申請に使用するため
現住所	○○県○○市○○×-×-×（※2）
氏 名	赤羽 一郎（※3、※4）生年月日 ○○年○○月○○日
連絡先電話番号	××××-××××（日中に連絡のつくもの）
証明年度の初日が属する年の1月1日時点の北区の住所	北区○○×-×-×
上記のとおり申請します。	○○年○○月○○日

- ※1 住民税は前年の所得に課税されます。
令和6年度の証明書→令和5年中の所得を証明
- ※2 証明書は本人の現住所以外には送付できません。
- ※3 証明年度の初日が属する年の1月1日の氏名から変更があった場合は、変更前の氏名もあわせて記入してください。
- ※4 北区在住の方や北区から転出後1度も引越していない方は、本人確認書類のコピーは必要ありません。

軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、その年の4月1日現在に軽自動車などを所有している方に納めていただきます。

■ 軽自動車の手続き

登録、廃車などの手続きは、次の場所で行っています。

【原動機付自転車・特定小型原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車】

税務課税務係 TEL 3908-1114

〒114-8508 北区王子本町1-15-22

【軽二輪、二輪小型自動車（125ccを超えるもの）】

東京運輸支局 練馬自動車検査登録事務所

TEL 050-5540-2032

〒179-0081 練馬区北町2-8-6

【軽三輪、軽四輪車】

軽自動車検査協会 東京主管事務所練馬支所

TEL 050-3816-3101

〒175-0081 板橋区新河岸1-12-24

■ 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の申告

税務課税務係

TEL 3908-1114

【登録】

- (1) 販売店から購入したとき
販売証明書、届出者の本人確認書類（P32）
- (2) 他の人から譲り受けたとき
廃車証明書、譲渡証明書、届出者の本人確認書類（P32）
- (3) 他の市町村から転入し、引き続き使用するとき
廃車証明書、届出者の本人確認書類（P32）

※ 法人登録の場合は上記以外に① ②が必要です。

①登記簿謄本

②定置場が法人の所在地と異なる場合は、公共料金の請求書等

※ 北区に住民登録がない場合は、広域交付住民票（3カ月以内発行のもの）及び定置場を確認する公共料金の請求書等も必要です。

【廃車（廃棄・北区から転出・譲るとき）】

標識、標識交付証明書、届出者の本人確認書類（P32）

※ 北区から23区内へ転出する場合は、転出先の区でナンバー変更の手続きができます。あらかじめ必要な書類等を転出先の区へお問い合わせください。ただし、廃車証明書が必要な場合は、お手数ですが北区での手続きをお願いします。

23区外へ転出する場合は、あらかじめ転出先の市町村へお問い合わせください。

● 本人以外の方が代理で申告する場合は委任状が必要です。

委任状、代理人自身の本人確認書類（P32）もお持ちください。

障害のある方の軽自動車税（種別割）の減免

税務課税務係

TEL 3908-1114

心身に障害のある方で手帳の交付を受けている方、生

活保護法により扶助を受けている方、その他その構造が専ら心身に障害のある方の利用に供するためのものである軽自動車等で当区の条例規定に該当する場合は、軽自動車税（種別割）の減免を申請できます。納税通知書が届いた日から納期限までに当該事由を証明する書類等を提示し減免申請書を提出してください。

◆ 電子申請サービス

DX推進担当課

TEL 3908-8548

電子申請サービスとは

北区では、窓口や郵送等で行っていた区への申請、届出、応募、講座の申し込み等一部の手続きについて、インターネットを通じた受付を行っています。

電子申請サービスを利用するためには

電子申請サービスの利用にあたっては、パソコンやスマートフォンなど、インターネットに接続できる環境が必要となります。

また、一部の行政手続きについて、マイナンバーカードが必要となるものがございます。

詳細は北区ホームページをご覧ください。

【電子申請サービス】

<https://www.city.kita.tokyo.jp/johoseisaku/kurashi/koseki/denshishinse/denshi.html>

◆ 人口統計資料

王子区民事務所

TEL 3908-8745

北区の人口統計に関する資料をホームページで公開しています。

【北区ホームページ＞MENUまたは総合案内＞区政情報＞統計・調査＞人口統計表（平成17年4月1日現在～直近月分）】

● 概要

● 区民事務所別

● 年齢別（男女別内訳含）

● 町丁目別（年齢別内訳・男女別内訳）など

町丁目別の年齢別内訳について、平成21年1月1日現在分までは5歳階級別となっています。直近3年分のものに関しては区政資料室（第一庁舎1階）で閲覧、コピーサービス（有料）を行っています。そのほかご不明な点はお問い合わせください。

地域振興課統計調査係

TEL 3912-4391

令和2年国勢調査に関する資料をホームページで公開しています。

【北区ホームページ＞MENUまたは総合案内＞区政情報＞統計・調査＞国勢調査＞令和2年国勢調査】



相談

◆相談ごとのあるとき

◆相談ごとのあるとき

種類	相談日時	相談員	相談内容	問い合わせ及び相談場所
法律相談	月・水・金曜 (電話・オンライン相談は月・水曜) 午後1時～3時30分 予約制 ※1	弁護士	土地・建物、相続、金銭貸借など一般的な法的解決策	広報課区民相談室 (区役所第一庁舎3階2番) TEL 3908-1101 ※1 相談希望日の前の週の月曜から電話または窓口で予約を受け付けます(オンライン相談の予約は北区ホームページ内の専用申し込みフォームから受付)。 ※2 当月の最終相談日の翌日から、翌月分の予約を電話または窓口で受け付けます。 [※1]・[※2]ともに、相談時間は、お一人30分以内です。
交通相談	金曜 午後1時～4時 予約制 ※2	専門員	示談方法、損害賠償額の算定、保険金の請求手続きなど交通事故全般	
外国人相談 (中国語)	第2・4火曜 午後1時～4時 予約制 ※2	専門員	身近な生活情報の提供、区の行政サービスに関する相談(中国語で相談可)	
人権相談	第4火曜 午後1時～4時 予約制 ※2	人権擁護委員	いじめ、差別、虐待など人権問題	
行政相談	第2木曜 午後1時～4時 予約制 ※2	行政相談委員	国の行政への意見・要望・苦情など	
税金相談	第2・3木曜 午後1時～4時 予約制 ※2	税理士	相続税、贈与税、所得税など税金全般	
不動産取引 相談	第1・3木曜 午後1時～4時 予約制 ※2	宅地建物 取引士	土地・建物の売買など不動産取引	
建築相談	第1・3火曜 午後1時～4時 予約制 ※2	建築士	設計・融資・敷地など建築全般	
登記等相談	第2木曜 午後1時～4時 予約制 ※2	司法書士	登記、債務整理、成年後見など	
表示登記相談 (調査・測量)	第1木曜 午後1時～4時 予約制 ※2	土地家屋 調査士	土地の境界・測量調査、新築時の建物表示登記など	
年金労働雇用 相談	第4木曜 午後1時～4時 予約制 ※2	社会保険 労務士	年金、労働保険・社会保険・人事・賃金などの労務	赤羽しごとコーナー (赤羽区民事務所内) TEL 3908-0161(就職相談) TEL 3908-3244(内職相談/就職支援アドバイザー)
行政書士 相談	第2火曜 午後1時～4時 予約制 ※2	行政書士	遺言書、遺産分割協議書、借地借家契約書などの作成	
就職相談	火・金曜 午前9時30分～午後4時30分 予約制 月～金曜 午前9時～午後5時	就職支援 アドバイザー ハローワーク職員	就職・内職の相談、あっせん	
内職相談	月～金曜 午前9時～午後5時	区職員		消費生活センター (北とぴあ11階) TEL 5390-1142(相談専用)
消費生活相談	月～金曜 午前9時30分～午後4時	消費生活 相談員	消費者の契約に関するトラブルや、製品事故、商品・サービスについての疑問や苦情など	
多重債務相談			借金の返済に関する相談	
起業相談 経営相談	月～金曜 午前10時～正午 午後1時～4時 予約制	中小企業 診断士	開業、経営の合理化、資金繰り、販売戦略、下請けなどに関する相談	産業振興課経営支援係 (北とぴあ11階) TEL 5390-1237
技術相談 販路相談	火～金曜 午前9時～午後5時 予約制	技術相談員 コーディネーター	出張・窓口相談により、製品の技術的な課題、販路やビジネスチャンスを拡大するための助言・情報提供を行います	産業振興課商工係 (北とぴあ11階) TEL 5390-1235
子どもの 発達・障害の 相談	月～金曜 午前9時～午後5時 予約制 ※祝日・年末年始は除く	心理相談員 区職員等	18歳未満のお子さんの発達・障害に関する相談(落ち着きがない、手先が不器用、転びやすい、集団生活が苦手、言葉が遅いなど)	児童発達支援センター TEL 3913-8841
教育相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時30分 ※祝日・年末年始は除く	教育相談員	お子さんの教育問題や、いじめなどに関する悩みごとなど (教職経験者・心理士等)	教育総合相談センター 教育相談総合窓口 TEL 3908-1326 (いじめ110番 TEL 3905-3110)
ひとり親 家庭相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	区職員	ひとり親(母子・父子)家庭の就業や生活設計等に関する相談	生活福祉課相談係 (区役所第三庁舎1階) TEL 3908-1142
女性相談			離婚、出産費用、DV等女性の悩みに関する相談	
子どもと 家庭の総合 相談	【電話相談】 (受付)午前9時30分～午後5時 【来所相談】月～土曜(祝日・年末年始は除く) ※来所相談は予約制	区職員等	子どもの養育、健康・しつけ、学習・遊び等子どもと家庭に関わる相談やヤングケアラー、子ども自身の悩みの相談など	子ども家庭支援センター TEL 3927-0874 (相談専用)
子どもの権利 相談窓口	月～金曜 午前9時～午後5時 ※電話またはホームページからの相談受付のみ	子どもの権利 擁護委員	子どもの権利侵害に関する相談窓口	北区子どもの権利相談窓口 TEL 5948-6882 (相談受付専用)



相談



相談

種類	相談日時	相談員	相談内容	問い合わせ及び相談場所
子育て相談	【専門相談（心理）】 曜日・時間についてはお問い合わせください。 ※電話相談もお受けします	臨床心理士 区職員など	子どもの養育、健康・しつけ、学習・遊び等子育てに関する悩みの相談や子ども自身の悩みの相談など ※各児童館でも区職員が随時ご相談をお受けしています	赤羽児童館 TEL 3901-1460（専用電話） 神谷子どもセンター TEL 3598-6771（専用電話） 豊島児童館 TEL 3911-9520（専用電話） 田端児童館 TEL 3823-2860（専用電話） 浮間子ども・ティーンズセンター TEL 3967-6623（専用電話） 桐ヶ丘児童館 TEL 3900-8671（専用電話） 西が丘児童館 TEL 3906-6431（専用電話） 滝野川西児童館 TEL 3918-5872（専用電話）
ひとり親家庭等の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	専門相談員等	ひとりで子育てすることの不安や生活に関わる困りごとの相談	そらまめ相談室（ひとり親家庭等相談室） （区役所第一庁舎2階5番窓口） TEL 3908-1363
児童虐待の相談	月～金曜 午前9時30分～午後5時	区職員	児童虐待に関する相談	子ども家庭支援センター TEL 3912-1894（専用電話）
女性相談	【こころと生き方・DV相談】※予約制 曜日・時間については、P107をご確認ください。 【女性のための法律相談】※予約制 第1土曜 午前9時30分～11時45分 第3木曜 午後5時～7時15分 【女性のためのLINE相談 To U（トゥーユー）】 毎週木・土曜 午後6時～9時（祝日・年末年始を除く）（要友だち追加）	専門相談員（女性） 弁護士（女性） 専門相談員	配偶者等からの暴力、親子関係、人間関係などの相談 離婚・相続など身の回りで起こるさまざまな問題に関わる法律についての相談（年度内2回まで）※オンライン相談可（要予約） 学校、仕事、子育て、家庭等に関する様々な悩みの相談	スペースゆう （北区男女共同参画活動拠点施設） （北とぴあ5階） TEL 3913-0163
男性相談（電話相談）	【こころと生き方・DV相談】※予約制 第1木曜 午後4時～7時30分 第3土曜 午後1時～4時30分	専門相談員（男性）	配偶者等からの暴力、親子関係、人間関係などの相談	
DV専用ダイヤル	火～金曜 午前9時～正午 午後1時～午後5時	支援専門員（女性）	DV被害に関する専用相談（電話相談）	TEL 3913-0015
性自認・性的指向に関する相談	【スペースゆうにじいる電話・法律相談】 【電話相談】（予約不要） 第1土曜 午後2時～5時 【法律相談】（予約制） 第4日曜 午前10時～11時30分 ※オンライン相談希望の場合も電話で予約が必要。	【電話相談】 専門相談員 【法律相談】 弁護士	性自認や性的指向等の悩みに関する電話相談及び法律相談。 ※法律相談はオンライン相談可	【電話相談】 TEL 3913-0162 ※時間内に直接お電話ください。 【法律相談】 スペースゆう （北区男女共同参画活動拠点施設） TEL 3913-0163
女性の健康相談（専門医相談）	赤羽健康支援センターで隔月開催（面接）※予約制 曜日・時間についてはお問い合わせください。	女性医師	思春期以降の女性を対象に女性特有の健康の相談、女性医師による個別相談、栄養相談、乳がん自己検査法体験・指導	保健サービス課 赤羽健康支援センター （女性の健康支援センター） TEL 3903-6481
健康相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	保健師 管理栄養士 歯科衛生士	健康についての相談 （心身の健康・生活習慣病予防・アルコール等嗜癖・栄養・歯科等）	保健サービス課王子健康支援センター TEL 3919-7588 保健サービス課赤羽健康支援センター TEL 3903-6481 保健サービス課滝野川健康支援センター TEL 3915-0184
障害者の総合相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	区職員	障害者に関する総合相談 ※精神障害の方はまず各健康支援センターにご相談ください	障害福祉課王子障害相談係 TEL 3908-9081 障害福祉課赤羽障害相談係 TEL 3903-4161 滝野川地域障害者相談支援センター TEL 4334-6548
障害者虐待の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	区職員	障害者虐待に関する相談	障害者虐待防止センター （王子障害相談係内） TEL 3908-9081
高齢者の総合相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	区職員	高齢者に関する総合相談	高齢福祉課高齢相談係 （区役所第一庁舎1階9番） TEL 3908-9083
高齢者虐待・介護の悩みなどの相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 水曜日 午前10時～午後4時	区職員 臨床心理士	高齢者虐待に関する相談 介護の悩みなどの相談（こころの相談室）	高齢者虐待防止センター （区役所第一庁舎1階9番） TEL 3908-1112 高齢福祉課高齢相談係 （区役所第一庁舎1階9番） TEL 3908-9083
分譲マンション管理相談	予約時に調整します。	マンション管理士	分譲マンションの維持・管理に関する相談	住宅課住宅計画係 （区役所第二庁舎3階9番） TEL 3908-9201
空き家相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時 （必要に応じて個別相談も実施）	区職員 （必要に応じて専門員）	空き家に関する相談	住宅課住宅計画係 （区役所第二庁舎3階9番） TEL 3908-9201



防災・防犯

◆防災 ◆防犯

◆ 防災

防災・危機管理課	TEL 3908-8184	FAX 3908-4016
地域防災担当課	TEL 3908-8194	FAX 3908-4016
防災センター	TEL 3940-1811	FAX 3940-3494

防災特集（16・17ページをご覧ください）

緊急医療救護所

北区保健所生活衛生課生活衛生係 TEL 3919-0431
大規模災害発生時、発災から72時間までにおいて、次の区内5カ所の病院の近接地等に設置し、主に傷病者のトリアージ、軽症者への応急救置等を行います。

医療機関名	所在地
東京北医療センター	赤羽台 4-17-56
花と森の東京病院	西ヶ原 2-3-6
明理会中央総合病院	東十条 3-2-11
赤羽中央総合病院	志茂 1-19-14
王子生協病院	豊島 3-4-15

家具転倒防止器具及び感震ブレーカー取り付け支援事業

自力では家具転倒防止装置や簡易型感震ブレーカーの設置が困難な世帯に対し、委託業者を申込者宅に無償で派遣し、器具の取り付けを支援しています。事業の詳細は下記窓口で配布する申請書をご覧ください。

●申請書配布窓口

防災・危機管理課、高齢者あんしんセンター、地域振興室、区民事務所、北区ホームページ等

●対象者、取り付け対象器具等に要件あり

※ 詳しくはお問い合わせください。

※ 北区公式HPからも詳細をご覧ください。

水害の特徴

北区は、大きく分けると、JR京浜東北線を境にして、西側の海拔20～25メートルの武蔵野台地と東側の海拔5メートル以下の荒川低地に分かれ、そのがけに沿った箇所では浸水が多く発生しています。

区内には、荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の4つの河川が流れており、台風や集中豪雨時などに、区は、関係機関と連携しながらその監視にあたっています。一方、このところ、「都市型水害」がたびたび発生しており、特に、地下室などへの浸水には十分注意する

必要があります。これは、高台地区でも起きることがあります。

台風や集中豪雨等、自然災害は避けることができませんが、その被害を最小限に抑えるためには、区はもとより、区民の皆さんと一体になった対策が必要です。

水害のタイプ

水害は、大きく2つのタイプに分かれます

●河川の水があふれる

区内を流れる4つの河川は、護岸の改修がおおむね完了しています。平成17年には石神井川の観音橋付近、平成22年7月には溝田橋付近において、集中豪雨の影響による浸水被害が発生しました。区では、石神井川に監視カメラと水位計を、区役所に降雨等観測機器を整備し、増水時の監視を強化しています。なお、一部のカメラ映像や観測データをインターネットを通して、広く情報提供しています。詳しくはホームページをご覧ください。

また、避難所などについては事前に「東京都北区洪水ハザードマップ」で確認してください。

●下水のマンホールなどから逆流する

ここ数年、1時間に50ミリを超えるような激しい雨が区内でもたびたび観測されています。このため、降った雨を下水管に収容しきれず、家屋、道路などが浸水するといった、「都市型水害」が毎年のように発生しています。

東京都下水道局では、現在、1時間あたり50ミリの降雨に対応できる施設整備を進めていますが、区内全域で完成するまでにはかなりの時間を要すると思われます。このため、下水道管の幹線工事が一部完了した箇所を暫定的に貯留管として供用することで浸水被害の軽減を図っています。

水害に備えて

●天気予報や気象情報に気を付けましょう

梅雨時期や台風シーズンに入ったら、テレビ、ラジオ、新聞などの気象情報に気を付け、特に警報発令時には最新の情報に留意してください。

●区民の皆さんから区への情報提供

近所の下水のマンホールがあふれて浸水していたり、堤防やその近くで水がもれている場所を見つけたら道路公園課まで連絡してください。身近でおきている浸水に関する情報は、区が、災害対策を的確に行うために、とても大切な情報です。

●区から提供される避難に関する情報



防災・防犯

大きな水害が発生するおそれがある場合、区は防災無線などを活用し避難の呼びかけをします。そのときは速やかに避難してください。

- 区では、土のう貸し出しを行っております
浸水被害防止の応急対策として、土のうが必要な場合は道路公園課までご連絡ください。当日では対応できない場合があります。

また、新たに土のうステーションを区内5箇所〔①北区役所（王子本町一丁目）②島下公園（赤羽西六丁目）③豊島公園（豊島二丁目）④堀船公園（堀船二丁目）⑤観音橋脇（滝野川五丁目）〕に設置しました。土のうステーションには土のうが置いてありますので必要な時にご利用ください。

各助成制度

道路公園課河川係

TEL 3908-9213

- 止水板
住宅、店舗、事務所に止水板を設置する場合
費用の2分の1 限度額50万円
 - 雨水貯留槽
個人住宅の屋根に降った雨水を一時的に貯め晴れた時に雨水利用するタンクを設置する場合
費用の2分の1 限度額2万5千円
 - 雨水浸透施設
個人住宅（500平方メートル未満）で屋根や庭に降った雨水を地下に浸透させる施設を設置する場合
限度額40万円
- ※ いずれも事前相談が必要です

◆ 防犯

生活安全担当課 TEL 3908-1121 FAX 3908-8169

防犯ボランティアパトロール隊を募集しています 北区安全・安心ネットワーク

【活動内容】

犯罪の抑止を目的として、定期的に地域のパトロールを行っていただき、不審者、不審物件を発見した場合には、110番通報等をしていただきます。

【加入要件】

- ①区内に在住・在勤・在学している方、5名以上で登録できるグループ
- ②警察や防犯協会などに登録を行っていないパトロール隊
- ③加入申請書、加入者名簿の提出が可能なグループ（パトロールボランティア保険加入のため）
- ④定期的（原則として月1回以上）な防犯活動が可能なグループ
（年度終了ごとに一年間の実施報告書を提出していただきます）

【活動の支援】

北区安全・安心ネットワークに加入していただくと、パトロールボランティア保険が適用になります。
また、パトロールグッズを配付します。

【申込方法】

生活安全担当課または北区ホームページで配布する加入申請書と加入者名簿に必要事項を記入し、ご提出ください。詳しくはお問い合わせください。

防犯ブザーを配布しています

区では、子どもの安全対策の一環として、区内在学の小学1年生に学校を通じて防犯ブザーを配布しています。区内在住で区外の小学校に通うお子さんには、個別に配布します。詳しくは、お問い合わせください。

地域安全・安心パトロール隊

区では地域安全・安心パトロール隊による巡回パトロールを実施しています。
青色回転灯を装備した車両が24時間365日体制でパトロールしています。

自動通話録音機を貸し出しています

オレオレ詐欺等の特殊詐欺を防止するために、区内在住の65歳以上の方が居住する世帯に自動通話録音機を無料で貸し出しています。（1世帯につき1台）
機械の設置に不安がある方へは、ご都合をお伺いした上で訪問し機械の設置も行います。申込等詳細につきましては、お問い合わせください。



健康

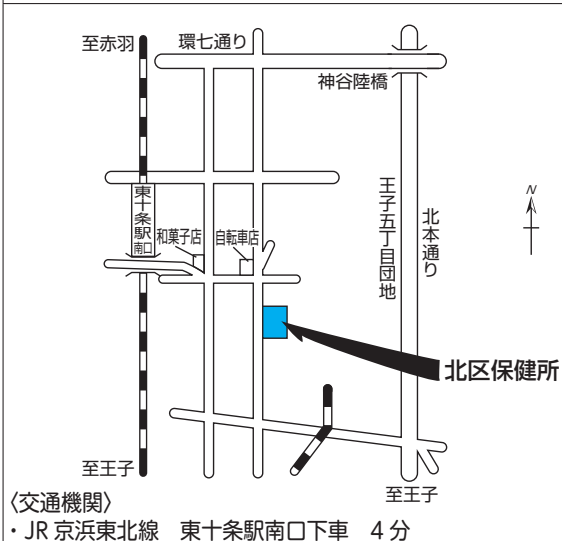
◆保健所 ◆休日診療 ◆各種健康相談 ◆健康診査・がん検診 ◆医療費助成

◆保健所

北区保健所 東十条 2-7-3

北区保健所生活衛生課	TEL 3919-0376	FAX 3919-3308
生活衛生係	TEL 3919-0431	環境衛生 TEL 3919-0720
食品衛生	TEL 3919-0726	医薬衛生 TEL 3919-0727

北区保健所保健予防課	TEL 3919-3101	FAX 3919-5163
保健予防係	TEL 3919-3104	感染症係 TEL 3919-3102



その他の休日・夜間診療（小児科、内科、眼科、歯科、耳鼻咽喉科）についての問い合わせは

東京消防庁テレホンサービス TEL 3212-2323

医療機関案内サービス“ひまわり”
(東京都保健医療情報センター)
TEL 5272-0303

●消防署（医療機関案内テレホンサービス）

王子消防署 TEL 3927-0119

赤羽消防署 TEL 3902-0119

滝野川消防署 TEL 3916-0119

●小児救急電話相談（東京都）

・平日 午後6時～翌朝8時
・休日及び年末年始 午前8時～翌朝8時
TEL # 8000 (プッシュ回線、携帯電話)
TEL 5285-8898



健康

子ども夜間救急事業

子ども（15歳以下）の急病患者のために、夜間の初期救急診療を行っています。受診の際は、保険証、①医療証、②子医療証などをお持ちください。

【診療日】

月～土曜（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

【診療科目】小児科

【受付時間】午後8時～午後10時45分

【問い合わせ及び所在地】

東京北医療センター（赤羽台4-17-56）
TEL 5963-3311（代表）

◆休日診療

急病患者のために、日曜、祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日～1月4日）に、診療を行っています。

受診される方は、保険証、①医療証、②子医療証、後期高齢者医療証などをお持ちください。お持ちにならない場合は10割負担となりますので、ご注意ください。

内科、小児科の診療は

●北区休日応急診療所

北区医師会館2階（王子2-16-11） TEL 5390-3011

【受付時間】午前10時～午後9時30分

歯科診療は

●休日歯科応急診療所

滝野川西区民センター2階（滝野川6-21-25）
TEL 5567-2055

北歯科医師会館1階（中十条2-11-4）
TEL 3900-5009

【受付時間】午前9時～午後4時30分

障害のある方や介護が必要な方に 訪問歯科医紹介

病気や障害があり、「どこの歯科医院で診てもらえばいいのかわからない」「歯科医院に通えないので、自宅や病院、施設に訪問診療してもらいたい」など歯の治療でお困りの方は、歯科医師会等にお気軽にご相談ください。

【対象】障害のある方および介護が必要な方で、通院が困難な方

【申込方法】地区歯科医師会へ電話による申込み

【受付時間】月～金曜（祝日、年末年始を除く）

次ページの

- ①③ 午前9時～午後5時
- ② 午前10時～午後4時
- ④ 午前9時30分～午後5時

次ページへ続く

【問い合わせ及び申込】

●王子・赤羽地区在住の方

①北歯科医師会事務局（中十条2-11-4） TEL3900-5009 FAX 3900-5101
②北歯科医師会在宅訪問歯科依頼窓口 （訪問相談専用電話） TEL070-4432-7703

●滝野川地区在住の方

③滝野川歯科医師会事務局（西ヶ原2-41-11） TEL3918-8060 FAX 3918-4994
④北区障害者口腔保健センター（滝野川6-21-25） 滝野川西区民センター 2階 TEL5567-2088 FAX 5567-3388

◆ 各種健康相談

各健康支援センターのお問い合わせは

保健サービス課王子健康支援センター TEL 3919-7588 FAX 3919-5163
保健サービス課赤羽健康支援センター TEL 3903-6481 FAX 3903-6486
保健サービス課滝野川健康支援センター TEL 3915-0184 FAX 3915-0171

健康についてお悩みの方

保健師、栄養士、歯科衛生士が相談に応じます。
相談の内容によっては日時の制限があります。事前に
電話でお問い合わせください。

■ 各種健康相談

各健康支援センター P44をご覧ください。

■ 難病についての相談

各障害相談係 P49・83をご覧ください。

■ 感染症についての相談

北区保健所保健予防課感染症係 TEL 3919-3102 FAX 3919-5163

感染症や結核の相談のほか、HIVウイルス、肝炎ウイルス
などの検査をしています。詳しくはお問い合わせください。

健康の維持・回復のために

病気や障害を克服するために学習や講演会を行った
り、患者さんや家族の方々が集まって、身体とこころ
のリハビリをするための教室などの事業を行います。

■ 呼吸器健康教室

健康政策課公害保健係 TEL 3908-9019 FAX 3908-5340

成人のぜん息・慢性気管支炎・肺気腫などの方のため
の教室です。呼吸筋体操、講習会をとおして呼吸機
能を高めます。

■ 機能訓練事業

障害者福祉センター事業係P88をご覧ください。

健康づくりのために

健康政策課健康増進係

TEL 3908-9068

区民の方の日頃の健康づくりのために、講演会や教室
を開催します。詳しくは、随時、北区ニュース等でお
知らせします。

このほかに「北区さくら体操」の普及、健康づくりグ
ループの活動支援なども行っています。

◆ 健康診査・がん検診

健康政策課健康政策係

TEL 3908-9016 FAX 3905-6500

健診コールセンター

TEL 3908-9034

保健サービス課王子健康支援センター

TEL 3919-7588 FAX 3919-5163

保健サービス課赤羽健康支援センター

TEL 3903-6481 FAX 3903-6486

保健サービス課滝野川健康支援センター

TEL 3915-0184 FAX 3915-0171

若年健康診査

●健診コールセンター

健診受診機会のない30代の方を対象に行う健診です。
区内の協力医療機関で実施します。

特定健康診査

●健診コールセンター

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着
目した健診です。健診結果により生活習慣の改善が
必要となった方には「特定保健指導」を実施します
（特定保健指導についてはP52をご覧ください）。

【対象】

北区国民健康保険にご加入の40歳～74歳の方

【実施場所】

区内の協力医療機関

- ※ 生活保護等を受給している方は、同様の健診を行
います。
- ※ 北区国民健康保険以外の医療保険にご加入の方は、
加入している医療保険者（保険証発行機関）が特
定健康診査及び保健指導を実施します。

後期高齢者健康診査

●健診コールセンター

75歳以上の区民の方及び一定の障害のある65～
74歳で、北区の後期高齢者医療制度にご加入の方



健康

を対象に行う健診です。区内の協力医療機関で実施します。

歯周病検診・口腔機能維持向上健診

- 健診コールセンター
20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・80歳及び75歳以上かつ奇数年齢の方を対象に将来の歯の喪失を予防することを目的として、区内の協力医療機関で実施します。

骨粗しょう症検診

- 各健康支援センター
当該年度中に30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の誕生日を迎える女性を対象に行う検診です。
対象の方にはお知らせを送付します。

がん検診・がん予防

- 健診コールセンター
がんの早期発見のため年1回（胃がん・子宮がん・乳がんは2年に1回）は検診を受けましょう。詳しくは北区ニュース及び北区ホームページをご覧ください。

■肺がん検診

【検診車・検診機関方式】

40歳以上の方を対象に実施しています。

■胃がん検診

【医療機関方式】

50歳以上で前年度胃内視鏡検査未実施の方を対象に、区内の協力医療機関で実施しています。

【検診車・検診機関方式】

40歳以上で前年度胃内視鏡検査未実施の方を対象に実施しています。

■子宮がん検診

【医療機関方式】

20歳以上で前年度未受診の女性を対象に、区内の協力医療機関で実施しています。

【検診機関方式】

20歳以上で前年度未受診の女性を対象に、区が委託した検診機関で毎月実施しています。

■乳がん検診

40歳以上で前年度未受診の女性を対象に、区内の協力医療機関で実施しています。

■大腸がん検診

【医療機関方式】

特定健康診査等と同時に実施しています。

【検診車・検診機関方式】

40歳以上の方を対象に実施しています。

■胃がんハイリスク検診

30・40歳で過去胃がんハイリスク検診を受診されていない方を対象に、区内の協力医療機関で実施しています。

◆医療費助成

難病などでお困りの方に

障害福祉課王子障害相談係

TEL 3908-1359 FAX 3908-5344

障害福祉課赤羽障害相談係

TEL 3903-4161 FAX 3903-0991

- 対象疾病に罹患し、認定基準を満たしていると認定された方には、医療費等の公費負担があります。
詳しくはP83をご覧ください。

自立支援医療（育成医療）

- 各障害相談係
18歳未満で腎臓疾患、心臓疾患、肢体不自由、内臓疾患などで、放置すると障害が残ると認められ、手術などにより障害の改善が見込まれる方。

自立支援医療（更生医療）

P83をご覧ください。

小児慢性特定疾病医療

- 各障害相談係
18歳未満の方で次の病気の方は、医療費公費負担の制度があります。
悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

療育給付

保健サービス課王子健康支援センター

TEL 3919-7588 FAX 3919-5163

保健サービス課赤羽健康支援センター

TEL 3903-6481 FAX 3903-6486

保健サービス課滝野川健康支援センター

TEL 3915-0184 FAX 3915-0171

18歳未満で、骨関節結核及びそのほかの結核にかかっており入院が必要な方が対象です。



健康

養育医療

P92をご覧ください。

結核の医療

北区保健所保健予防課感染症係

TEL 3919-3102 FAX 3919-5163

結核医療費（入院医療・通院医療）については、一部公費負担制度がありますので、お問い合わせください。

精神障害で入院しているお子さんに

障害福祉課王子障害相談係

TEL 3908-1359 FAX 3908-5344

障害福祉課赤羽障害相談係

TEL 3903-4161 FAX 3903-0991

18歳未満のお子さんが精神障害のため精神科病院または精神科病床に入院した場合、医療費が助成されます。

自立支援医療（精神通院）

P83をご覧ください。

大気汚染が病気の原因と思われる方に

健康政策課公害保健係

TEL 3908-9019 FAX 3908-5340

気管支ぜん息などの大気汚染障害者として認定された方に「医療券」をお渡しします。有効期間は2年間で、期間内に病気が治らないときは、更新の手続きをすることができます。

【新規申請の対象となる方】

次のいずれにも該当する方

- ・18歳未満の方で、気管支喘息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫及びそれらの続発症にかかっている方
 - ・東京都の区域内に引き続き1年（3歳未満は6カ月）以上住所を有する方
 - ・健康保険に加入している方
- 〔注〕健康保険とは、国民健康保険、会社等の健康保険、公務員共済などの医療保険のことです。
- ・申請日以降喫煙しない方

【新規申請のための申請書類等】

所定の用紙がありますので、お問い合わせください。

「公害医療手帳」をお持ちの方へ 〈更新手続きをお忘れなく〉

健康政策課公害保健係

TEL 3908-9019 FAX 3908-5340

現在、「公害医療手帳」をお持ちの方で、有効期間内に病気が治らないときは必ず更新の手続きを行ってください。有効期間が過ぎると一切の手続きができません。

なお、手続きは有効期間が切れる3カ月前から行うことができます。

石綿（アスベスト）による健康被害救済制度

独立行政法人 環境再生保全機構石綿救済相談ダイヤル

TEL 0120-389-931

この健康被害救済制度は、石綿（アスベスト）による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し、迅速に救済を図ることを目的として創設された制度です。この制度の対象となる病気は、石綿（アスベスト）を原因とする中皮腫（がんの一種）、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚です。現在これらの病気にかかっている方、これらの病気でお亡くなりになった方のご遺族の方が、認定の申請や救済給付の請求をすることのできる制度です。北区保健所保健予防課保健予防係（TEL 3919-3104）では、書類の配付、受付を行っています。

骨髄移植ドナー支援制度

北区保健所保健予防課保健予防係

TEL 3919-3104 FAX 3919-5163

骨髄移植推進のため、公益財団法人日本骨髄バンクの実施する骨髄移植・末梢血幹細胞移植事業で骨髄などの提供を行ったドナーの方に対する支援事業を行っています。

【対象となる方】

- ・平成30年4月1日以降に、骨髄バンク事業で骨髄などの提供を行った方（日本骨髄バンク発行の証明書が必要です）
- ・骨髄等の提供や検査などの通院入院期間中に北区に住んでいたこと
- ・骨髄等の提供が完了してからこの申請までの期間が一年以内であること

【支援の内容】

- ・骨髄等の提供や検査などのための通院入院日数一日につき
提供者本人 20,000円（上限7日）

【申請方法】

所定の様式がありますので、お問い合わせください。



健康



保険・年金

◆国民健康保険 ◆後期高齢者医療制度 ◆国民年金 ◆恩給・扶助料など ◆介護保険

◆ 国民健康保険

国民健康保険（国保）とは

国保年金課国保資格係

TEL 3908-1131 FAX 3908-6342

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者が日頃から保険料を出し合い、その保険料と国や都・区の補助金で医療費を支出する制度です。

※ 令和6年12月2日から保険証が廃止されます。廃止後の手続きは、北区公式ホームページ等でお知らせします。

■ 加入する方

勤務先等の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外は、すべて国保に加入しなければなりません。外国人の方も同様です。ただし、在留資格と在留期間が適切な方に限ります。

■ 主な手続きは14日以内にしてください

国保年金課国保資格係または区民事務所（P27・28）へ

	届け出の内容	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	北区に転入してきたとき	転入手続きのときにお申し出ください。
	勤務先等の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書や退職年月日がわかる書類
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	お子さんが生まれたとき	窓口でお申し出ください。
	保険証は、マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等があれば窓口交付します。	
国保をやめるとき	北区から転出するとき	転出手続きのときにお申し出ください。
	勤務先等の健康保険に入ったとき〔注〕	勤務先等の保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書
	死亡したとき	窓口でお申し出ください。
	65歳から74歳の方で後期高齢者医療制度の該当になったとき	窓口でお申し出ください。
その他	北区の国保をやめるときは、保険証をお返してください。 ※ 転出や死亡により、世帯主が変更になる場合は世帯全員の保険証をお持ちください。	
	保険証の紛失、汚損により再交付を受けるとき	マイナンバーカード等があれば窓口交付します。
	修学のために北区から転出するとき	国保の保険証、在学証明書等、転出先の住民票
	区外の介護保険施設等へ入所するとき	国保の保険証、入所証明書または入所日記載の契約書等
	区内で転居したとき 世帯主が変わったとき	転居の際に、古い国保の保険証をお持ち下さい。

※ 届け出の際は、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方）等と、来庁者の本人確認書類

（P32）をお持ちください。

※ 出生・死亡に関する国保の届け出は国保資格係で受け付けます。

〔注〕勤務先等の健康保険に入ったときは、勤務先から区役所への連絡はありませんので、必ずお届けください。

■ 勤務先等の健康保険に入って国保をやめる手続きは郵送又は電子申請でも受け付けます

〈お送りいただくもの〉

- ・勤務先等の保険証のコピー
- ・国保の保険証（実物）
- ・やめる方の「氏名、住所、電話番号（平日日中に連絡可能なもの）」を記入したメモ書き

〈送付先〉

〒114-8508（住所不要）北区役所 国保資格係

■ 国民健康保険料の決定

国民健康保険料は、国保に加入している方の前年の所得にもとづいて計算し、世帯主に納入通知書をお送りします。

年度の途中で、転入や転出、他の健康保険への加入等の異動があった場合、保険料が変更になりますので、遅くとも届け出のあった日の翌月20日頃までに変更通知書をお送りします。

納期限内での納付をお願いいたします

国保年金課国保保険料係

TEL 3908-1135 FAX 3908-6342

次の場所で納付できます。

- 公金収納取扱金融機関、都内・山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局
- 北区役所国保年金課 ●赤羽・滝野川区民事務所
- コンビニエンスストア（納付書裏面参照）

※ 領収書は大切に保管してください。

また、コンビニエンスストアをご利用の方は必ずレシートを受け取ってください。

※ スマートフォンでの納付（キャッシュレス決済）もできます。詳しくはお問い合わせください。

■ 北区納付案内センター

民間委託により、電話・訪問・SMS（携帯電話・スマートフォンにメッセージを送信）での「納付のご案内」を行っています。



保険・年金

保険料の納付には、便利な口座振替がおすすめです

国保年金課国保資格係 TEL 3908-1137

口座振替（自動払込）を利用しますと、支払いに行く手間がかからず、納め忘れの心配もなく便利です。引き落としは、毎月末日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。

口座振替のお申込みについては2通りの方法があります。

①「ペイジー口座振替受付サービス」でのお申込み
取扱金融機関のキャッシュカードがあれば、第一庁舎2階23・24番窓口で口座振替のお申込みができます。詳しくはお問い合わせください。

②「口座振替依頼書」でのお申込み

【受付】

対象金融機関窓口、北区役所（第一庁舎2階23・24番窓口）

※ 口座届出印の押印は鮮明にお願いいたします。

※ 郵送でも承ります。口座振替依頼書をご記入のうえ、国保資格係までお送りください。

保険料を納めることが困難なとき — 納付相談

国保年金課国保保険料係
TEL 3908-1135 FAX 3908-6342

納期限内に納付が困難な場合は、そのままにせず早めにご相談ください。

保養施設

国保年金課庶務係 TEL 3908-1130

北区の国保または後期高齢者医療制度に加入している方は、各種保養施設を割引きで利用できます。

【利用料金】

東京染井温泉 Sakura

（平日・中学生以上のみ）…………… 割引券参照

国保温泉センター（国保加入者のみ）…………… 割引券参照

特定健康診査・特定保健指導

国保年金課庶務係 TEL 3908-1193

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した「特定健康診査」「特定保健指導」を行います。「特定健康診査」については、P48をご覧ください。「特定保健指導」は、生活習慣病の発症や重症化を予防するための事業です。「特定健康診査」の結果、保健指導の基準に該当した方に、生活習慣の見直しに関する支援を行います。対象の方には「特定保健指導利用券」をお送りします。

国保で受けられる給付

国保年金課国保給付係

TEL 3908-1132

■病気やケガをしたとき

病院・診療所（医院）等の窓口で被保険者証（保険証）を提示（70歳～74歳の方は被保険者証と一緒に高齢受給者証を提示）すれば、かかった費用のうち自己負担の割合に応じた金額を支払うだけで、診察や治療を受けられます。残りは国保が負担します。

■入院したときの食事代（食事療養費）

入院中、1回の食事代のうち、本人負担額を除いた額を国保が負担します。本人負担額は年齢や所得により異なります。

■療養費の支給

次の1～7の場合で、医療費の全額を支払った場合には、国保に申請ができます。審査のうえ、保険適用が認められた場合には、国保負担分について療養費として支給します。申請書は審査機関による審査をするため、支給は申請から3～4カ月後となります。必要書類等はお問い合わせください。

1. 緊急のときや、旅行先など、やむを得ない理由で保険証をもたずに治療を受けたとき
2. コルセット等の治療用装具を作製したとき
3. ねんざや打撲などで接骨院で施術を受けたとき
4. 医師が治療上、マッサージ・はり・きゅうを必要と認めたとき
5. 生血を輸血したとき（第三者に限る）
6. 海外渡航中に急な病気やケガで治療を受けたとき
7. 骨髄移植や臍帯血等の搬送費を負担したとき

■精神医療給付金

自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方で、同一世帯の国保加入者全員が住民税非課税の方には、申請により「国保受給者証（精神通院）」が交付されます。

交付された方は、都内の指定医療機関では、自己負担金はかかりません。都外の指定医療機関では、受診時に自己負担金を支払い、その後、国保給付係に申請すると、自己負担金分が支給されます。

■結核医療給付金

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく医療受給者（患者票をお持ちの方）で、住民税が非課税（18歳未満の方は、世帯主が非課税）の方は、申請により「結核医療給付金受給者証」が交付されます。

交付された方は、都内の指定医療機関では、自己負担金（医療費の5%）はかかりません。都外の指定医療機関では、受診時に自己負担金を支払い、その後、国保給付係に申請すると、自己負担金分が支給されます。



■出産育児一時金

国保に加入している方が出産したとき、出生児1人につき出産育児一時金として50万円が、世帯主に支給されます。

原則として、国保から出産育児一時金を直接病院等に支払う仕組み（直接支払制度）になります。妊娠85日以上、死産、流産も支給されます。必要書類等はお問い合わせください。

■葬祭費

国保に加入している方が死亡したときは、葬儀代金を支払った方（領収書の宛名の方）に対して、葬祭費として7万円が支給されます。

■医療費が高額になったとき（高額療養費）

医療機関や薬局に支払った1カ月間の窓口負担が一定額を超えた場合、超えた分が高額療養費として払い戻されます。ただし、保険適用分のみが対象となり、入院時の食事代や差額ベッド代などは対象外です。該当世帯には診療月の3～4カ月後に初回のみ申請書を送付します。

■限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証

事前に「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の交付を受けて、受診の際に医療機関へ提示すると、1カ月の1医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります（入院と外来は別計算）。

※ 保険料の滞納がある場合は原則交付できません。

※ 70歳～74歳の方は所得により交付対象の要件が異なりますので、交付を希望する際は、事前に国保給付係までお問い合わせください。

■特定疾病療養受療証

人工透析の必要な慢性腎不全や、血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症などの特定疾病の方は、自己負担限度額が1医療機関につき、1カ月1万円または2万円になります。対象の方は「特定疾病療養受療証」を申請により交付します。詳細は国保給付係にお問い合わせください。

■一部負担金の減免

災害などにより、いちじるしく生活が苦しくなり一部負担金の支払いが困難なときには、申請により減額または免除になる場合があります。ただし、3カ月以内の入院に限ります。あらかじめ、国保給付係へご相談ください。

■国保と交通事故

交通事故などの第三者行為によってケガをしたときは、原則として医療費は加害者が負担すべきものですが、届け出により国保で治療を受けられる可能性があります。国保を使って治療を受けたときは、窓口負担分を除いた医療費を国保が一時立替え、後日、被害者の方に代わって、国保（北区）が加害者に請求することになります。国保で治療を受けるとき（受けたとき）は国保給付係に必ず届け出をしてください。

◆後期高齢者医療制度

国保年金課高齢医療係

TEL 3908-9069 FAX 3908-6342

75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に自動的に加入になります。

【対象となる方】

- ・ 75歳以上の方
- ・ 65歳以上75歳未満で一定の障害がある方

【資格の取得】

- ・ 75歳になったとき（75歳の誕生日当日から）特に手続きは必要ありません。
- ・ 65歳以上の方が、一定の障害があると認定されたとき（申請が必要です）

これに伴い、新しい被保険者証が一人に1枚交付されます。

医療機関で診療を受ける際、後期高齢者医療被保険者証を提示してください。

【一部負担金（自己負担）の割合】

医療機関等の窓口での支払いは医療費等の「1割」、「2割（令和4年10月～）」、「3割」です。自己負担の割合は、毎年8月1日に判定しています。

【高額療養費】

ひと月（1日から末日）の病院・薬局などの窓口負担額を合算して自己負担限度額を超えた場合は、超えた分が高額療養費として払い戻されます。

該当する方には、診療月のおおよそ4カ月後に初回のみ申請書が郵送されます。

【高額介護合算療養費】

1年間（毎年8月1日から翌年7月31日）の後期高齢者医療制度の自己負担と介護保険の利用者負担額の世帯での合算額が、自己負担限度額を超えるときは、申請により、それぞれの制度から払い戻されます。

【限度額適用・標準負担額減額認定証】（減額認定証）

自己負担割合が1割の方で、世帯全員が住民税非課税の場合は、申請により「減額認定証」の交付を受けることができます。医療機関等の窓口で提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用され、入院時の食費が減額されます。

【限度額適用認定証】

自己負担割合が3割の方で、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合は、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。医療機関等の窓口で提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。

【特定疾病の方に対する特例】

人工透析を受けている方、血友病、血液製剤によるHIV感染の方は、申請により自己負担限度額が1つの医療機関につき、月額1万円となります。

【その他】

- ・ 医師が必要と認めた補装具などを購入したときは、費用の全額を支払い、後日、区に支給申請書を提出



保険・年金

することにより、支払った費用の一部が払い戻されます。

- ・被保険者が死亡されたときは、葬祭を行った方に葬祭費として、申請により7万円が支給されます。
- ・交通事故などの第三者行為によってケガをしたときは、原則として医療費は加害者が負担すべきものですが、後期高齢者医療制度で治療を受けられる場合もあります。示談などにより加害者から治療費を受け取っていると、後期高齢者医療制度での診療が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

■ 後期高齢者医療制度の保険料

後期高齢者医療制度は、被保険者の皆さんに納めていただく保険料と、74歳までの保険制度（国保・被用者保険）から出される支援金、そして公費を財源として運営されます。

■ 保険料の納め方

保険料は個人単位で賦課され、一人ひとりが納付義務者となります。保険料の納付方法は、一定期間普通徴収（納付書または口座振替）の後、原則として公的年金からの差し引きとなります。年額18万円以上の年金受給者は年金の定期支払（年6回）の際、介護保険料と同時に差し引きとなります（特別徴収）。その他の方は、送付する納付書や口座振替で納めていただきます（普通徴収・7月から翌年3月までの9期割）。保険料の納付方法は、申請により年金から差し引く方法から口座振替に変更することができます。詳しくはお問い合わせください。

◆ 国民年金

各種年金の相談

日本年金機構 北年金事務所（上十条1-1-10）
TEL 3905-1011

国民年金とは〈国民年金制度〉

国保年金課国民年金係
TEL 3908-1138・1139・1140 FAX 3908-6342

国民年金制度は、保険料負担を原則とした世代間扶養によって、老齢になったときや、ケガや病気により障害の状態に該当したとき、または配偶者や子を残して死亡したときに年金を支給して、生活の安定に役立てることを目的としています。

■ 基礎年金

【第1号被保険者】

■ 必ず加入する方（強制加入）

厚生（共済）年金に加入していない20歳以上60歳未満の外国人を含む日本に住民登録がある方（自営業・自由業、学生、無職など）

■ 希望で加入できる方（任意加入）

- 海外に居住し、日本に住民登録がない20歳以上65歳未満の日本国籍の方
- 日本に住民登録がある60歳以上65歳未満の方（年

金額が満額に達している方と厚生年金に加入している方を除く）

- 65歳までに年金受給資格期間（10年）を確保できていないが、70歳までに受給資格を確保できる方（受給資格を得られるまでの期間）

※海外居住を除き、保険料は原則口座振替です。

【加入手続き及び保険料負担】

詳しくは北区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【保険料（令和6年度4月現在）】

区分	保険料
定額保険料（月額）	令和6年度 16,980円 令和7年度 17,510円
付加保険料（月額）	400円（付加年金希望者のみ）

※ 区役所・区民事務所では納付できません。金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

■ 保険料の免除

免除制度は、強制加入の第1号被保険者の方に適用されます。

■ 法定免除

生活保護法による生活扶助や障害基礎年金及び障害等級1、2級の障害厚生（共済）年金などの受給者は、届出をすることにより、保険料が全額免除されます。

■ 申請免除

本人、配偶者、世帯主の方の所得が基準以下で申請後承認されれば保険料の全額または一部が免除されます。なお、失業や廃業などが理由の時は、前年所得にかかわらず申請により保険料が免除されたり、納付が猶予される場合があります。

■ 学生納付特例

学生で、本人の前年所得が基準以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

■ 納付猶予制度

学生納付特例に該当しない50歳未満で、本人及び配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

※免除・猶予された期間の保険料は、10年以内は納付できます（ただし、2年を経過すると加算金がかかります）。

【年金の給付】

年金の種類	受給要件
老齢基礎年金	原則として10年以上の受給資格期間を満たした方が65歳になったとき。 60歳以上65歳未満の間に受給を繰り上げたり、66歳以降に受給を繰り下げることできますが、さまざまな制限があります。
障害基礎年金	20歳からの国民年金加入中、または60歳以上65歳未満で、日本国内に住んでいる間に初診日のある病気やケガで政令で定める障害の状態（1級または2級）になったとき。ただし、納付要件があります。 20歳前に初診日がある場合（厚生年金・共済年金に加入中は除く）は、20歳になったときに上記の障害の状態であるとき。納付要件はありませんが、本人の所得制限があります。

年金の種類	受給要件
遺族基礎年金	国民年金の加入者や老齢基礎年金を受け取る資格のある方が死亡した場合に、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。ただし、死亡した方の納付月数（免除期間を含む）が、定められた期間以上あることが必要です。また、「子」の年齢にも制限があります。
寡婦年金	国民年金第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が、10年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合に、10年以上婚姻関係が継続中の妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。
死亡一時金	国民年金の保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに死亡した場合に、生計を同一にしていた遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受けない方に支給されます。
特別障害給付金（平成17年4月施行）	- 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 - 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、国民年金任意加入していなかった期間中に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方に支給されます。（請求は65歳未満）

※ 死亡一時金を除いて、各年金の支給月は原則として2・4・6・8・10・12月となります。

◆ 恩給・扶助料など

戦傷病者・戦没者遺族年金・給付金

東京都福祉保健局生活福祉部計画課

TEL 5320-4078

- (1) 公務上の傷病などのため一定程度以上の障害を有する旧軍人等・準軍属の方には障害年金または一時金（恩給法の適用を受ける方は傷病恩給）が支給されます。
- (2) また戦傷病者特別援護法が適用される旧軍人等の方には、治療や施術のほか療養手当などが支給されます。
- (3) (1) (2) の方がそれが原因で死亡した場合及び戦没者の遺族の方には、援護法においては遺族年金（準軍属の方は遺族給与金）、恩給法においては公務扶助料などが支給されます。

旧軍人・軍属及びその遺族の方に 〈恩給・扶助料〉

東京都福祉保健局生活福祉部計画課

TEL 5320-4078

普通恩給の受給資格は、実在職年数に戦地加算及び職域通算したうえで、旧軍人では12年以上、旧軍属（判任官以上）では17年以上となっています。一時恩給の受給資格は引き続き実在職年数3年以上の旧軍人、また一時金の受給資格は通算して3年以上の旧軍人です。なお、これらの方の遺族にも支給されます。

◆ 介護保険

介護保険制度のしくみ

介護保険制度は「介護の問題」や「老後の不安」を解消するために、介護を社会全体で支えようとする制度です。40歳以上の方全員が加入します。皆さんに納めていただく保険料と公費で財源をまかない、介護が必要と認定されたとき必要な介護サービスの給付を受ける制度です。

介護保険に関する相談及び問い合わせ

介護保険制度のあらましや、介護保険サービス事業者などを掲載した冊子を介護保険課及び各高齢者あんしんセンターで配布しています。介護保険制度についてのご意見や認定結果、サービス内容、サービス事業者についての苦情・相談を受け付けています。

介護保険課給付調整係（保険給付・制度）	TEL 3908-1286・1119
介護保険課認定調査係（認定調査・審査関係）	TEL 3908-1120
介護保険課介護保険料係（資格・保険料関係）	TEL 3908-1285
介護保険課共通	FAX 3908-9257

介護保険のサービスを利用するには

「介護や支援が必要な状態」になったら要介護・要支援認定の申請をしてください。

■ 対象となる方

- 第1号被保険者（65歳以上の方）で、入浴、排せつ、食事など、日常生活動作について常に介護が必要な方及び家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な方
- 第2号被保険者（医療保険に加入している40歳以上65歳未満の方）で初老期における認知症、脳血管障害など、加齢に伴う病気（16種類の特定疾病）によって日常生活に介護や支援が必要な方

【16種類の特定疾病】

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊髄管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ



- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節又は両側の股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ・がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限ります。）

要介護・要支援認定の申請

【申請に必要なもの】

介護保険の被保険者証、主治医の氏名・連絡先、健康保険被保険者証（40歳以上65歳未満の方は必須）

【申請手続】

本人または代理人（親族、民生委員など）及び申請代行業者（指定居宅介護支援事業者・介護保険施設）

【申請受付場所】

各高齢者あんしんセンター（P78）

要介護・要支援認定

介護保険課認定調査係

申請すると、区の職員または区から委託した事業所の認定調査員が自宅などに訪問し、本人の状態を調査して作成した調査票とかかりつけ医の意見書をもとに認定審査会で審査・判定します（介護や支援が必要な度合いに応じて「要支援1・2」「要介護1～5」の7段階に分けられます）。

【認定通知】

申請してから原則として30日以内に認定の結果通知（介護度や認定の有効期間などが記載されています）と認定結果などが記載された介護保険被保険者証が送られます。「要支援1・2」「要介護1～5」と認定された方は介護保険のサービスを利用できます。ただし、要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが異なります。また、申請後、通知が届くまで介護サービスを受けていた場合、認定の結果によっては保険適用とならないこともあります。なお、「非該当（自立）」と判定された方は介護保険のサービスの利用はできませんが、地域支援事業を利用できる場合があります。

【認定更新】

認定の有効期間後も引き続き介護保険のサービスを利用したい場合は、更新の手続きが必要になります（更新時期には「更新申請のご案内」を送付します）。また、有効期間内でも心身の状況が変化した場合などは認定の見直しを申請できます。

介護保険で受けられる主なサービス

介護保険課給付調整係

■ 居宅サービス（介護予防サービスを含む）

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）※
 - ・訪問入浴介護
 - ・訪問看護
 - ・訪問リハビリテーション
 - ・通所リハビリテーション（デイケア）
 - ・通所介護（デイサービス）※
 - ・短期入所生活介護（ショートステイ）
 - ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
 - ・福祉用具の貸与及び購入
 - ・住宅改修
 - ・居宅療養管理指導
 - ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- ※ 介護予防サービスのうち訪問介護、通所介護については、介護予防・日常生活支援総合事業（P80）をご覧ください。

■ 地域密着型サービス

- ・小規模多機能型居宅介護
 - ・認知症対応型通所介護
 - ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ※ 要支援1の方は利用できません。
- 以下のサービスは要支援1・2の方は利用できません。
- ・夜間対応型訪問介護
 - ・地域密着型通所介護
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・看護小規模多機能型居宅介護
- ※ 上記以外にも、高齢者の方を対象とした福祉サービスがありますので、P79をご覧ください。

■ 施設サービス

- ※要支援1・2の方は利用できません。
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 - ※入所の相談についてはP79をご覧ください。
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護医療院

サービスの利用と自己負担

介護保険課給付調整係・介護保険料係

介護サービスを利用した方は、サービス費用の1～3割を負担します。

介護サービスを利用する時に、「介護保険被保険者証」と一緒に自己負担割合を示す「負担割合証」をサービス事業者に提示してください。

通いや施設入所の場合は、介護（予防）サービス費のほかに、食費、居住費（滞在費（宿泊するサービスの



み))、日常生活費の負担も必要です。

利用者負担を軽減する制度

介護保険課給付調整係

いずれも申請が必要です。

●負担限度額認定

(介護施設に入所・入院中の方で、一定の条件に該当する方は、食事、居住費(滞在費)の負担が軽減されます。)

●高額介護サービス費

●高額医療合算介護サービス費

●生計困難者に対する利用者負担額の軽減

●災害などにより損害を受けた場合による減免(福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等から転入された場合も含む)

住宅改修

介護保険課給付調整係

手すりの取り付けや段差解消など在宅生活を安全に過ごすための住宅改修について、給付限度額の範囲内で、後日、申請に基づいて改修費の7～9割が保険から給付されます。対象となる住宅改修については、改修前に事前の申請が必要になります。区に登録された事業所で住宅改修を行う場合は、最初から1～3割の負担で済みます。

福祉用具の購入

介護保険課給付調整係

腰掛便座・入浴補助用具などの福祉用具購入について、給付限度額の範囲内で、後日、申請に基づいて購入費の7～9割が保険から給付されます。領収書と、購入した商品のカタログのコピーなどを申請書に添えて、申請してください。都道府県知事等に指定された福祉用具販売業者からの購入のみが給付の対象となります。購入予定商品が給付の対象になるか不明の場合は、事前にお問い合わせください。区に登録された事業所で福祉用具を購入する場合は、最初から1～3割の負担で済みます。

福祉用具の貸与(レンタル)

介護保険課給付調整係

車イスや特殊寝台などの福祉用具は貸与(レンタル)の対象になります。要支援1・2及び要介護1の方は利用できる品目が限られます。利用するには、居宅介護(介護予防)サービス計画が必要となりますので、ケアマネジャーにご相談ください。

医療費控除

介護保険課給付調整係

介護サービス費の自己負担額は、医療費控除の対象になる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

介護保険被保険者証の交付

介護保険課介護保険料係

介護保険の被保険者証は要介護・要支援認定の申請や介護保険のサービスを利用するときに使用します。

■交付対象

- 65歳以上の方(新たに65歳になる方には、65歳に到達する月の前月末までに送付します)
- 40歳以上65歳未満の要介護・要支援認定を受けた方

介護保険料の決め方・納め方

介護保険課介護保険料係

■保険料

- 65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は、所得などに応じて16段階に設定されています。

■納付

- 納付方法には、特別徴収と普通徴収があります。

【特別徴収】

老齢、退職、遺族、障害年金のうち、基礎年金を年額18万円以上受給されている方は、年金から保険料があらかじめ差し引かれます(老齢福祉年金からは差し引かれません)。

【普通徴収】

年金から差し引かれない方、年度途中に第1号被保険者の資格を取得した方(65歳到達、転入等)は、区から送付する納付書により、金融機関やコンビニエンスストア、モバイルレジ、介護保険課、赤羽区民事務所、滝野川区民事務所などで納めていただきます。また、便利な口座振替(自動払込)により納付することもできます。

- 40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)は、加入している医療保険の保険料と合わせて徴収されます(各医療保険者にお問い合わせください)。

介護保険料を納めることが困難なとき

介護保険課介護保険料係

- 生活困窮のため介護保険料の納付が困難な所得段階第1段階(老齢福祉年金受給者のみ)、第2段階、第3段階の方は、申請により保険料が減額されることがあります。一定の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

次ページへ続く



保険・年金

- 災害などの特別な事情（福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等から転入された方も含む）があると認められたときは、保険料の減免や徴収猶予を受けられることがあります。詳しくはお問い合わせください。

社会保険料控除

介護保険課介護保険料係

介護保険料は、社会保険料控除の対象となります。

介護予防・日常生活支援総合事業

長寿支援課 TEL 3908-9017 FAX 3908-9257

高齢者の介護予防や日常生活の自立を支援するため、既存の介護事業所によるサービスと住民やNPOなどが参画する多様なサービスを総合的に提供する事業です。ご利用は、高齢者あんしんセンターにご相談ください。（P78）

■ (1) 介護予防・生活支援サービス

高齢者の日常生活の自立を目的とし、訪問型サービスや通所型サービスを行います。

【対象者】

①要支援認定者②笑顔で長生き調査（基本チェックリスト）の結果生活機能の低下が認められた方。要介護（要支援）認定の非該当の方を除きます。

【サービス】

- ・訪問型サービス（ホームヘルプサービス）
- ・通所型サービス（デイサービス）
- ・短期集中型健康プログラム

【自己負担】

- ・サービス費用の1割（一定以上の所得がある方は2割または3割）
- なお、介護サービス費の減免制度等と同様の制度があります。

詳しくはお問い合わせください。

■ (2) 一般介護予防事業

65歳以上の方を対象とした介護予防教室や地域での住民主体の介護予防活動の育成・支援などを行います。

- ・通いの場立上げ教室、認知症予防教室、介護予防リーダー養成講座などの教室や講演会
- ・介護予防拠点施設ぶらっとほーむ（P80）

認知症の人への総合支援事業

長寿支援課 TEL 3908-9017 FAX 3908-9257

認知症であっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりのために、できる限り早い段階から総合的に支援します。各高齢者あんしんセンターにご相談ください。（P78）

■ (1) 認知症初期集中支援事業

医療・介護の専門職（医師・臨床心理士・看護師・作業療法士・介護福祉士）が本人や家族の相談を受けて対象者を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などを行い、自立生活をサポートします。

【対象者】

原則として40歳以上で、自宅で生活をしている認知症が疑われる人及びその家族で

- ①認知症の診断を受けていない、または治療が中断している
- ②医療や介護サービスを利用していない、または利用が中断している
- ③認知症の診断は受けたが、認知症による症状の対応に困っている等の人が対象です。

※自己負担はありません。

■ (2) 認知症カフェ

認知症の人とその家族や地域のだれもが参加できる交流の場として、認知症カフェ「オレンジカフェきたい〜な」を開催しています。認知症についての正しい情報の案内のほか、医師による「もの忘れ相談」や専門スタッフ（歯科医師、臨床心理士、作業療法士）による認知症についての相談も受け付けています。若年性認知症カフェや男性限定カフェ、家族の集いカフェもあります。

■ (3) その他

- ①認知症に関する普及・啓発
- ②認知症サポーター養成講座の開催・活動支援
- ③認知症家族介護教室



北区認知症支援キャラクター
「こんちゃん」



暮らし・環境

- ◆リサイクル ◆食品ロス削減 ◆ごみ収集 ◆環境 ◆動物 ◆緑化
 ◆道路 ◆自転車・駐輪場 ◆コミュニティバス ◆区民交通傷害保険
 ◆暮らしにお困りの方に ◆消費生活 ◆葬儀

◆リサイクル

エコ広場館

指定管理者導入施設

エコ広場館は、リサイクル生活文化の振興を図る区民のリサイクル活動拠点です。さまざまなリサイクルに関する講座や資源活用イベントも開催しています。各館の活動内容は、毎月発行される「かわら版」でご案内しています。「かわら版」は図書館・地域振興室など区内施設にて配布しているほか、エコ広場館ホームページからもご覧いただけます。

【開館時間】 午前10時～午後4時

【休館日】

<富士見橋・滝野川西エコ広場館>

水曜日、祝日、年末年始

<エコ広場赤羽活動コーナー>

土・日曜日、祝日、年末年始

【エコ広場館ホームページ】

<https://www.eko-hirobakan.jp>

富士見橋 エコ広場館	田端 5-16-1 TEL 3824-3196 FAX 3821-2468
滝野川西 エコ広場館	滝野川 6-21-25 滝野川西区民センター 2 階 TEL 5567-3196 FAX 5394-8787
エコ広場 赤羽活動コーナー	赤羽 1-1-38 赤羽区民事務所内 TEL 6677-4440 FAX 6677-4440

【資源を集めています】

古布（古着）、ペットボトルキャップ、使用済切手、書き損じはがき、紙パック、発泡トレイ、廃食油（第2日曜 午前10時～午後2時）、使用済プリンター用インクカートリッジ

※ エコ広場赤羽活動コーナーは、使用済切手と書き損じはがきのみとなります。

【ごみ・リサイクルちゃんねる】

ごみやリサイクルに関する相談、遺品整理に関する相談を受け付けています。お気軽にお問合せください。

TEL 5972-4677 午前9時～午後4時（日曜、年末年始を除く）

資源の回収（びん・缶・ペットボトルなど）

家庭から出るびん・缶・ペットボトルなどを資源として回収しています。

店舗や会社、事業所など、事業活動から出る資源は回収できません。

北区清掃事務所作業第一係

TEL 3913-3141 FAX 3913-3741

品目	回収場所	出し方
びん・缶	●ステーション (まちの中で下記回収容器が設置された場所) びん：コンテナ（黄色） 缶：コンテナ（青色）	びんはふたを外し、中を軽くすすいで出してください。 【出せないもの】 割れているびん、化粧品のびん、陶器、グラス・コップ類、油の容器、スプレー缶、ペンキ缶など
ペットボトル	ペットボトル：回収ネット（青色配布型・緑色管理型） ※コンテナ（緑色）…大規模な集合住宅	キャップ・ラベルを外して中を軽く水ですすぎ、つぶして出してください。 【出せないもの】 油の容器、卵などのパック、シャンプーや洗剤の容器、色のついたペットボトル容器など

※ ステーションの場所の決定や管理、コンテナ保管は各町会や自治会など地域の皆さんが行っています。出す時間や騒音などに注意してきれいに使用してください。

※ ペットボトルはスーパーマーケットなどでも回収している場合があります。

ご利用の際は、各店舗のルールに従ってください。

北区清掃事務所事業管理係

TEL 3913-3077 FAX 3913-3741

品目	回収場所	出し方
紙パック 食品用発泡トレイ※1 (白色・色付き両方可)	●サンクルポストなど (区民センターや地域振興室などに設置)	洗って出してください。紙パックは開いてください。 【出せないもの】 内側が銀色(アルミ)、茶色の紙パック、油などで汚れたトレイ

次ページへ続く



品目	回収場所	出し方
廃食油	●富士見橋・滝野川西エコー広場館 (毎月第2日曜のみ) ●赤羽区民事務所 (原則毎月第2日曜のみ) ★ ●北区清掃事務所 ●滝野川清掃庁舎 ●浮間清掃事業所	ふたがしっかり閉まる容器に入れてください。未開封のものはそのまま出してください。 (午前10時から午後2時までに直接手渡してください) ★第2日曜が閉庁日にあたる場合は回収しません。閉庁日については北区ホームページなどでご確認ください。
インクカートリッジ (プリンター用)	●富士見橋・滝野川西エコー広場館 ●滝野川清掃庁舎 ●浮間清掃事業所 ●赤羽区民事務所	各施設に設置している回収箱に出してください。 ※対象メーカー：ブラザー、キャノン、エプソン、日本HP

※1 食品用発泡トレイはスーパーマーケットなどでも回収している場合があります。
ご利用の際は、各店舗のルールに従ってください。

リサイクル清掃課		TEL 3908-8538 FAX 3927-6550
品目	回収場所	出し方
古布	●富士見橋・滝野川西エコー広場館 ●東十条地域振興室 ●浮間地域振興室 ●北区清掃事務所 ●北ノ台スポーツ多目的広場	ポリ袋に入れて出してください。 【出せないもの】 中に綿や羽毛の入っている服や布団、皮革製品、ビニール、ゴム製品、毛布、汚れているもの、濡れているもの
ペットボトル キャップ	●富士見橋・滝野川西エコー広場館 ●滝野川清掃庁舎 ●浮間清掃事業所 ●赤羽区民事務所	洗ってから各施設に設置している透明な専用容器に出してください。

集団回収支援

北区清掃事務所事業管理係 TEL 3913-3077 FAX 3913-3741

集団回収とは、町会・自治会・マンション管理組合・PTAなど10世帯以上で構成された団体が、各家庭から出る古紙・古布・びん・缶など資源を集めて直接回収業者に引き渡す自主的な資源回収方法です。区では、集団回収活動の支援として回収量に応じて報奨金を支給しています。詳しくは北区清掃事務所事業管理係までお問い合わせください。

◆ 食品ロス削減

フードドライブ

リサイクル清掃課 TEL 3908-8538 FAX 3927-6550

ご家庭の未利用食品をお持ち寄りいただき、子ども食堂などに提供します。対象となるのは、賞味期限まで2カ月以上あり、未開封で常温保存が可能な食品です。

例：缶詰、レトルト食品、インスタント食品、米、お菓子など

受付場所	受付時間
富士見橋エコー広場館	午前10時～午後3時（水曜日、祝日、年末年始を除く）
滝野川西エコー広場館	
エコー広場赤羽活動コーナー	午前10時～午後3時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
北区清掃事務所	
滝野川清掃庁舎	午前8時～午後4時（日曜日、年末年始を除く）
浮間清掃事業所	
みどりと環境の情報館（エコベルデ）	午前9時～午後4時（月・火曜日、年末年始を除く） ※来館の際は事前にご連絡ください（3913-8340）。
自然ふれあい情報館	午前9時30分～午後4時（月曜日、年末年始を除く） ※来館の際は事前にご連絡ください（3908-0804）。
イトーヨーカドー赤羽店	店舗の営業時間に準じる
ヨークフーズ王子店	

家庭用生ごみ処理機等購入費用を助成します

リサイクル清掃課

TEL 3908-8538 FAX 3927-6550

家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、生ごみの減量化及びリサイクルの推進を図るため、家庭用生ごみ処理機等を購入する費用の一部を助成します。

【助成金額】

生ごみ処理機等の本体の購入金額（税込）の2分の1 上限2万円

【助成対象者】

以下の条件を全て満たす方が対象です。

- ・申請をした日から北区内に引き続き住所を有していること
- ・生ごみ処理機等から生成した減量ごみ又は堆肥を自ら適正に排出・処理できること
- ・生ごみ処理機等の使用状況等について、今後の区リサイクル清掃行政の参考資料とすることを目的として区が実施するアンケート調査に協力できること
- ・個人住民税を滞納していないこと

【助成対象機器等】

- ・生ごみ処理機 電気式、手動式、生物分解等の方法により、生ごみを減量又は消滅処理することができる機器
- ・堆肥化容器 地中の微生物等の活動を利用して生ごみを自然発酵及び分解し、処理する容器

【申込方法など】

※詳しくは北区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

◆ ごみ収集

家庭ごみ・資源（古紙・プラスチック）・粗大ごみの正しい分け方・出し方

北区清掃事務所（豊島8-4-3）

TEL 3913-3141 FAX 3913-3741

ごみ・資源（古紙・プラスチック）は、決められた集積所・場所に決められた収集曜日の朝8時までに出示してください。下記の区分により、収集日の8時から15時の間に回収します。リサイクルできるものはごみとせず、資源として活かしてください。

※ 収集曜日は集積所の看板、ホームページなどでお確かめください。

種類	回数	分け方	出し方
可燃ごみ	週2回	ゴム・革製品・台所の生ごみ・資源回収で出せない紙くず・紙おむつ・生理用品・衣類・木くず・リサイクルできないプラスチック類など	・ポリ容器、または中身の見える丈夫な袋に入れて出してください。 ・生ごみはよく水気を切って、新聞紙などで包んで出してください。 ・紙おむつは、汚物をトイレに流してから出してください。 ・木くず（板）は、30cm以下の長さにして出してください。
不燃ごみ	月2回	金属資源（小型家電・金属類）とその他の不燃ごみ（ガラス陶磁器・蛍光灯等）に分けて別の袋で出してください。 電池・アルミホイル・刃物類・葉、油、塗料の缶・スプレー缶・カセットボンベはその他の不燃ごみとして出してください。	・ポリ容器、または中身の見える丈夫な袋に入れて出してください。 ・ガラスや針、刃物などの鋭利なものは、新聞紙などに包んで「キケン」と表示してください。 ・小型家電からは必ず電池・充電電池を抜いてください。 ・スプレー缶、カセットボンベ、ガスライターなどは必ず使い切ってから他の不燃ごみとは別の袋に入れて出してください。 ※使い切れない場合には清掃事務所までご相談ください。
資源（古紙）	週1回	新聞・ちらし・雑がみ（紙切れ・包装紙・コピー用紙・はがき・厚紙・菓子箱など）・雑誌・本・段ボール	- 以下のとおり、それぞれに分けてひもで縛って出してください。 ・新聞とちらし ・雑誌、本、パンフレット ・雑がみ（紙切れ・包装紙・菓子箱など）は、雑誌にはさむか紙の袋などに入れてひもでしばって出してください。 ・段ボール ※回収は雨天でも行います。
資源（プラスチック）	週1回	●回収対象（①、②のいずれかに該当するもの） ① プラマークが付いた容器包装プラスチック（ボトル・キャップ、カップ・パック、ケース、トレイ、食料品・日用品の袋、チューブ、発泡スチロールなど） ② 100%プラスチック素材でできた製品プラスチック	・汚れていないプラスチック類を1つの袋に入れて出してください。値札などの紙製のシールは取り除いてください。 ・水などで軽くすすいでも汚れが落ちない場合は、可燃ごみに出してください。 ・電池や金属が含まれるプラスチック類は、出さないでください。 ・リチウムイオン電池は絶対に出さないでください。リサイクル施設で火災が発生しています。 ・一辺の長さが30cmを超えるものは粗大ごみとなります。
臨時ごみ		植木の刈込み（50cm以下にする）、家の中の片づけ及び引越しなど、一度に多量のごみ（45リットルのごみ袋で4袋を超えるごみ）を出す場合は有料です。清掃事務所にお申し込みください。	

北区では、集積所のカラス除けとして無料で防鳥ネットを貸し出ししています。ご希望の方は清掃事務所、または収集職員までご相談ください。

※ 各戸収集地域では、ネットの貸し出しを行っておりませんのでご了承ください（集合住宅を除く）。

種類	対象品目	出し方	
		申込先	申込手順
粗大ごみ (申込制)	おおむね 30cm 立方体以上の物 ● 自転車、三輪車など ● 机、イス、たんす、棚、ベッド、布団などの家具・寝具類 ● 掃除機、ステレオ、ストーブ、ガスレンジなどの家庭電化製品	粗大ごみ受付センター TEL 0570-075-533 https://ecolife.e-tumo.jp/sodai-kita-tokyo-u/ ※インターネットは24時間受付可	1. 粗大ごみ受付センターへ粗大ごみの収集をお申し込みください。 ※収集日と料金をご案内します。収集日は指定できますが時刻は指定できません。 2. センターで案内された料金分の有料粗大ごみ処理券（シール）を購入してください。 3. シールに収集日と名前（または収集日と受付番号）を書き、粗大ごみの見やすいところに貼ってください。 4. 収集予定日の朝8時までに自宅玄関前などに出してください。8時から15時の間に収集します。 5. 粗大ごみをご自身で直接持ち込む場合は、粗大ごみ受付センターへ粗大ごみ持ち込みの申し込みをしていただき、有料粗大ごみ処理券を貼ったうえで、指定された日時に浮間清掃事業所（浮間5-13-1）へ持ち込んでください。

※北区では、民間事業者と連携してリユース（再利用）を推進しています。

おいくら：一度に複数のリユースショップの買取価格を比較し売却ができるサービス

ジモティー：どなたでも不用になったものを簡単に投稿でき、地域内で受け渡しすることができるサービス



おいくら



ジモティー

※ エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機については、その家電品を購入した店か買い替えをする店、または**家電リサイクル受付センター**（TEL0570-087200（ナビダイヤル）（月～金曜 午前9時～午後5時）HP <https://kaden23rc.jp>）へお問い合わせください。

※ パソコン（本体・ディスプレイ）は資源有効利用促進法により、再資源化されています。

(1) 宅配便による回収

区と協定を締結している**リネットジャパンリサイクル株式会社**（TEL 0570-085-800（ナビダイヤル）（年末年始を除く午前10時～午後5時）HP <https://www.renet.jp/>）が、宅配便により家庭で不用になったパソコンを無料で回収します。

(2) メーカーによる回収

各メーカー等（製造元）へお問い合わせください。回収の申し込み先が分からない場合は、**パソコン3R推進協会**（TEL 044-540-0576 HP <https://www.pc3r.jp/>）へお問い合わせください。

● 清掃事務所で収集できないもの

※ 処理方法については清掃事務所にご相談ください。

- (1) 一辺が180cmを超えるもの
- (2) ガスボンベ類、石油類、工業製品、花火、マッチ、バッテリー（有毒性・危険性のあるもの）
- (3) 消火器、大型金庫、薬品類（埋立処分場の管理、または処分作業に支障をきたすおそれのあるもの）
- (4) 塗料（ペンキ）、印刷用インク、現像液、汚泥などの液体・液状のもの・粉末状のもの
- (5) オートバイ（部品を含む）、自動車の部品、タイヤ、ピアノ
- (6) 石、ブロック、土、コンクリート、砂
- (7) その他、収集・運搬に支障をきたすもの

事業系ごみ・資源（古紙・プラスチック）の出し方

お店や事務所・会社などの事業活動に伴って出た廃棄物は、事業者自らの責任で処理することが原則です。事業系ごみの処理は許可を得た廃棄物処理業者へ委託してください。ただしごみの排出量が少量で自ら処理することが困難な事業者については、可燃ごみ・不燃ごみ・古紙・プラスチックに限って清掃事務所が有料（事業系有料ごみ処理券）で収集します。なお、事業系ごみを区の収集に出す際は、あらかじめ清掃事務所にご相談ください。

※ 区では、事業系の粗大ごみやびん・缶・ペットボトルは一切収集しません。

※ 事業系有料ごみ処理券は「事業系有料ごみ処理券取扱所」の表示がある区内商店、コンビニエンスストア、スーパーマーケット及び北区清掃事務所で販売しています。

◆ 環境

再生可能エネルギー・省エネルギー機器等の導入費用を助成します

環境課環境政策係 TEL 3908-8603 FAX 3906-8474

地球温暖化やヒートアイランドへの対策として、区民及び事業者の方を対象に、再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等の導入をする際の費用の一部を助成します。

【助成対象者】

- (1) 区内に自ら居住または居住予定の住宅に助成対象機器等の設置・施工をし、自ら使用する方
- (2) 区内に有する事業所または有する予定の事業所に助成対象機器等の設置・施工をし、自ら使用する方

【主な助成資格要件】

- (1) 個人住民税または法人住民税を滞納していないこと
- (2) 導入する機器等が未使用のものであること
- (3) 同一年度内ですでに同一機器等の助成を受けていないこと
- (4) 導入しようとする機器等について、区の他の助成を受けていないこと
- (5) 建築物の販売、貸付け等による利益を目的としていないこと

【助成対象機器等（令和6年4月現在）】

- (1) 太陽光発電システム
 - (2) 高効率給湯器（エコキュート・ハイブリッド給湯器）
 - (3) 家庭用燃料電池装置（エネファーム）
 - (4) 住宅用蓄電システム
 - (5) HEMS
 - (6) 高反射率塗料
 - (7) 窓の断熱改修
- 別に中小企業者等、分譲住宅の管理組合等、町会・自治会用の助成があります。

【申込方法など】

- ※ 必ず設置・施工前に申請してください。
- ※ 助成対象機器の要件等、詳しくは北区ホームページをご覧ください。

いわゆる「ごみ屋敷」でお困りの方

環境課ごみ屋敷対策担当 TEL 3908-8092 FAX 3906-8474

住居やその敷地内外に大量の物品が置かれているなど「ごみ屋敷」でお困りの方の相談を受け付けています。

あき地の雑草でお困りの方は

環境課自然環境みどり係

TEL 3908-8618 FAX 3906-8474

区民の健全な生活環境を守るため、あき地の所有者または管理者は常に適正な管理を行うよう条例で義務づけられています。あき地の雑草でお困りの方の相談を受け付けています。

住まいのネズミ、ダニやハチの巣でお困りの方

北区保健所生活衛生課環境衛生（東十条2-7-3）

TEL 3919-0720 FAX 3919-3308

お住まいのネズミ、アレルギーを引き起こすダニ・カビや結露、敷地にできたハチの巣などでお困りの方の相談を受け付けています。

光化学スモッグの注意報

環境課環境規制調査係

TEL 3908-8611 FAX 3906-8474

夏場で風が弱くて日差しの強い日、もやがかかったように視野がかすむ日、こんなときは光化学スモッグに注意しましょう。光化学スモッグの注意報などが出たときは外出は控えめにしてください。

【発生状況】

- ・東京都光化学スモッグ情報ホームページ（東京都環境局）

<http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/ox.php>

歩きタバコ・吸い殻のポイ捨て等の禁止

環境課地域美化担当 TEL 3908-8610 FAX 3906-8474

路上喫煙などによるタバコの吸い殻の散乱や火傷などの被害を防止するため、平成20年12月1日より「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」を施行しています。喫煙マナーの改善に向けてご協力をお願いします。

【条例で禁止している喫煙行為】

- ・区内全域の公共の場所では、歩きタバコ（自転車の乗車中を含む）及びポイ捨てを禁止しています。
- ※ 公共の場所：道路、公園、広場、河川敷など公共の用に供する場所（屋外に限られます）
- ・路上喫煙禁止地区では、歩きタバコ及びポイ捨てのほか、区が指定した指定喫煙場所以外での立ち止まっただけの喫煙も禁止しています。

【路上喫煙禁止地区】

駅周辺等人が集まり、とくに区民等の安全及び地域の美化を推進する必要がある地区（JR王子駅・赤羽駅・田端駅・板橋駅東口・東十条駅周辺）について、区では路上喫煙禁止地区に指定しています。詳しくは、北区ホームページをご覧ください。

【啓発シール等の配布】

歩きタバコ及びポイ捨ての防止、かつ条例を広く周知するため、ご自宅の塀などに貼る啓発シール等を窓口で配布しています。ご希望の方はお問い合わせください。

※ 公道や電柱には貼れませんのでご注意ください。



◆ 動物

飼い犬の登録と狂犬病予防注射

北区保健所生活衛生課生活衛生係（東十条2-7-3）
TEL 3919-0431 FAX 3919-3308

区民事務所（P27・28）

犬を飼い始めたら、登録（鑑札の交付）と毎年狂犬病の予防注射を接種させ、注射済票の交付を受けてください。

■ **飼い犬の登録（一生に1回）** ……手数料3,000円
生後91日以上の犬を飼い始めたら「飼い犬の登録」が必要です。鑑札を紛失した場合には再交付申請が必要です。（再交付手数料1,600円）

【飼い犬の登録事項変更】

「飼い犬の所在地の変更」「飼い主の変更」「飼い主の住所・氏名の変更」「飼い犬の死亡」のときは届け出をしてください。

北区外からの犬の転入は、前登録地の鑑札をお持ちください。鑑札を紛失した場合には、再交付申請が必要です。（再交付手数料1,600円）

北区外へ転出のときは、北区の鑑札をお持ちになり、新しい住所地で届出をしてください。

【マイクロチップを装着した飼い犬の登録】

令和4年6月1日以降にマイクロチップを装着した犬は、原則として、環境省指定の登録機関（（公社）日本獣医師会）の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトでの登録が必要です。

ペットショップ等から購入した犬は、上記サイトで「所有者の変更登録」が必要です。また、引っ越しなどでの住所変更や飼い犬の死亡等の届出も上記サイトで行います。この場合、区窓口での申請・届出は不要です。（区窓口では手続きできません。）

■ **狂犬病予防注射済票の交付（毎年）** ……手数料550円
動物病院などで狂犬病予防注射を受け、狂犬病予防注射済証、3月下旬頃に送付する注射のお知らせ、手数料をお持ちのうえ窓口で手続きをしてください。注射済票を交付します。その年の注射済票を紛失した場合は、再交付申請が必要です。（再交付手数料340円）

【狂犬病予防定期集合注射】

例年4月に区施設を利用した狂犬病予防定期集合注射、注射済票の交付を行います。3月の北区ニュース又は3月下旬頃に送付する注射のお知らせをご覧ください。なお、定期集合注射は中止の場合があります。

●犬の首輪等には、鑑札と注射済票をつけてください。

飼い犬が人をかんだら

北区保健所生活衛生課生活衛生係
TEL 3919-0431 FAX 3919-3308

万が一、飼い犬が人をかんでしまったら、被害者に誠意をもって対応し、必ず次のことを速やかに行ってください。

ださい。

- (1) かまれた人の手当を行います。
- (2) 犬を落ち着かせて、隔離します。
- (3) 生活衛生係に届け出をします（24時間以内）。
- (4) 動物病院で狂犬病の疑いの有無について、犬の検診を行います。（48時間以内）。
- (5) 事故が大きいときには、警察にも連絡しましょう。

「犬の散歩をするときのマナー」

■犬をリードでつなぎます

犬は必ずリードでつないでください。
犬のとっさの行動に対処できるようリードは短めに持ちましょう。

■トイレは散歩前に家ですませます

■フンは必ず自宅まで持ち帰ります

ペットシートなどを敷いた上にさせると清掃の負担が軽減されます。オシッコは水で洗い流して、きれいにふき取ってください。

犬、ねこを飼えなくなったときは

東京都動物愛護相談センター TEL 3302-3507

動物は、終生の飼育が原則ですが、やむを得ない事情で犬・ねこを飼えなくなったときは、ご相談ください。新しい飼い主探しの助言や協力をお願いできるボランティア団体を紹介しています。

危険な動物（特定動物）について

東京都動物愛護相談センター業務担当 TEL 3302-3507

ニホンザル、ワニガメ、ニシキヘビなど人に危害を加える恐れのある危険な動物（特定動物）については、原則として飼育することはできません。詳しくは、業務担当にお問い合わせください。

犬・ねこ・その他小動物の死体処理は

王子・赤羽地区
北区清掃事務所 TEL 3913-3141 FAX 3913-3741

滝野川地区
滝野川清掃庁舎 TEL 3800-9191 FAX 3800-5785

動物の死体は、その飼い主や土地の管理者（事業所含む）が処理することになっています。自分で処理できない場合は、小動物（25kg未満）に限り、届出により清掃事務所が引き取ります。引き取りには手数料3,000円がかかります。道路や公園に放置されている場合には下記へご連絡ください。

なお、一般家庭の方で飼い主不明のものは清掃事務所までご相談ください。

区道
道路公園課道路係 TEL 3908-9265

区立公園・河川など
道路公園課公園係 TEL 3908-9275
道路公園課河川係 TEL 3908-9213

都道及び国道122号（北本通り） 北区清掃事務所	TEL 3913-3141
国道17号 国土交通省万世橋出張所	TEL 3253-8361

カラスの巣撤去

環境課自然環境みどり係 TEL 3908-8618

繁殖期に、カラスの親鳥がヒナを守ろうとして、人に対して威嚇や攻撃を行う被害が発生します。被害を軽減するため、区ではカラスの巣の撤去事業を行っています。

【撤去対象】

●実施条件

繁殖期にカラスからの威嚇・攻撃による被害がある場合で、かつ巣の所在する樹木などの所有者の同意がある場合。

●実施対象

民家・アパート・マンション・店舗・工場等の事業所・神社仏閣・私立学校・私立保育園等

※ 公園・道路（街路樹）・区立小中学校・JRの敷地・電柱などは、当該施設の管理者にご相談ください。

アライグマ・ハクビシンによる被害がある場合

環境課自然環境みどり係 TEL 3908-8618

区では、アライグマやハクビシンによる被害が生じている場合、専門業者による現地調査と箱わなの設置を行っています。

【現地調査・箱わな設置条件】

①建物の天井裏等に入り込まれている、又は敷地内の果実等への食害、若しくは敷地や屋上・ベランダ等への糞尿被害がある

②箱わなを安全に設置できるスペースがある

③所有（管理）者の同意がある

④所有（管理）者が箱わなの点検を毎日行うことができる、など

※ 箱わなの設置は、同一場所につき、年度に1回、最長1か月間です。

※ 庭や道路などで見かけただけの場合は対象となりません。

工場等の公害についての相談

環境課環境規制調査係 TEL 3908-8611

工場、建設工事などの騒音、振動、粉じん、悪臭等についての相談を受け付けています。

また、工場や指定作業場（20台以上の駐車場、クリーニング店など）は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、設置、変更、廃止等の際に申請や届出が必要です。

緑化

公園・街路の樹木に異常を発見したとき

区立の公園、児童遊園の樹木ならびに区道の街路樹の管理については、万全を期しています。樹木の異常を発見したときは、ご連絡ください。

区立公園・児童遊園の樹木の場合 道路公園課公園係	TEL 3908-9275
区道の街路樹の場合 道路公園課道路係	TEL 3908-9265
都道の街路樹の場合 東京都第六建設事務所	TEL 3882-1157

大きな木などを所有されている方へ 〈保護樹木などの指定〉

環境課自然環境みどり係
TEL 3908-8618 FAX 3906-8474

いまある区内のみどりは、区民のかけがえのない財産です。このようなみどりを守り育てていくために、一定規模以上の大きな樹木、樹林、生垣を、その所有者の同意を得て、保護樹木などに指定し、所有者の方に保存に努めていただいています。

【保護指定されると】

●区が指定標識を設置します。

●区が管理費用の一部を助成します。

●区が保険に加入します。

※ 詳しくは北区ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

生垣の造成費用を助成します

環境課自然環境みどり係
TEL 3908-8618 FAX 3906-8474

区では、安全でみどり豊かな生活環境をつくるため、生垣の造成費用の一部を助成しています。

【対象】

道路（私道を含む）に面している生垣で総延長が1メートル以上、植栽時の高さ1メートル以上で、生垣の外観を備えるもの。

【助成金額】

・造成費用1メートルにつき8,000円

※ 40メートルを限度とします。

・ブロック塀などの撤去費用1メートルにつき5,000円

※ 40メートルを限度として、生垣造成の長さの範囲内とします。

※ 生垣造成、ブロック塀撤去とも、必ず着工前に申請してください。

※ 詳しくは北区ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

屋上・ベランダ・壁面の緑化費用を助成します

環境課自然環境みどり係

TEL 3908-8618 FAX 3906-8474

区では、屋上緑化などを行う建物の所有者に造成費用の一部を助成しています。

- 緑化面積が、3平方メートル以上の屋上緑化事業
- 緑化面積が、1平方メートル以上のベランダ緑化事業
- 壁面緑化事業

※ 前年度分住民税を滞納していない方

※ 必ず着工前に申請してください。

※ 詳しくは北区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

◆ 道路

道路に関する次のようなご相談に応じています

土木管理課台帳係

TEL 3908-9230

- (1) 道路台帳の閲覧について
- (2) 道路の種別について
- (3) 区道の幅員について
- (4) 区道・公園等の境界について
- (5) 北区管理通路について など

道路に看板・日よけ・足場などを出すとき 〈道路占用許可申請〉

土木管理課管理占用係

TEL 3908-9220

道路（区道）を通行以外の目的で使用するときは、許可を受けることが必要です。突き出し看板、日よけ、工事用仮囲い、足場などを設置する場合は、必ず道路占用許可の申請書を提出し、許可を受けてから設置してください。

沿道区域を掘削するとき〈沿道掘削施行届〉

土木管理課管理占用係

TEL 3908-9220

北区においては、道路に接する区域の敷地について沿道区域内を掘削する場合、届出が必要となります。建物の新築などで区道と接した土地を掘削するときは、道路の損傷を予防するため、沿道掘削施行届を提出してください。

歩道切り下げやガードレールなどの撤去 〈道路工事施行承認申請〉

土木管理課管理占用係

TEL 3908-9220

車の出入りのため、歩道を切り下げたり、ガードレールなどを撤去する場合には、自費工事となります。申請書を提出し、承認を受けてから着工してください。

道路の陥没・損傷などについては お問い合わせください

道路の陥没や道路構造物（雨水ます・L型側溝など）の破損道路付属物（ガードレール、カーブミラーなど）の破損・補修

区道上の場合

道路公園課道路係

TEL 3908-9265

都道・国道122号上の場合

東京都第六建設事務所北工区

TEL 5993-0366

国道17号上の場合

国土交通省万世橋出張所

TEL 3253-8361

私道の舗装や私下水をきれいにしたいとき 〈私道私下水補助〉

道路公園課道路係

TEL 3908-9265

私道の舗装や補修、または、私下水を整備したいときは、土地の所有者承諾書及び沿道関係者全員による承諾があれば、区が工事費の一部または全部を補助して施工します。

【工事の対象についての助成条件】

- (1) 道路の幅員が1.5メートル以上であること
- (2) 道路を利用する家屋が3戸以上あること
- (3) 公道に接続していること
- (4) 建築基準法第42条1項3号道路、1項5号道路及び2項道路の指定を受けていること

【工事の内訳】

- (1) 私道の舗装及び補修（全額補助）
- (2) L型側溝、雨水ますの設置及び補修（全額補助）
- (3) 私道内の下水管、汚水ますの設置及び補修（一部補助）

※ 詳しくはお問い合わせください。

街灯の故障を発見したとき

街灯は交通車両や歩行者などの通行、また、防犯等の施設として必要な物です。不点灯や昼点灯などの故障した街灯を発見したときは、ご連絡ください。

区道上の場合

道路公園課道路係

TEL 3908-9265

都道・国道122号上の場合

東京都第六建設事務所北工区

TEL 5993-0366

国道17号上の場合

国土交通省万世橋出張所

TEL 3253-8361

区内の商店街の場合

産業振興課商工係または各商店街

TEL 5390-1235

※私道上は各町会・自治会にご連絡ください。

私道に防犯灯を設置したいとき 〈防犯灯補助〉

道路公園課道路係

TEL 3908-9265

私道（幅1.5メートル以上、延長30メートル以上）

の防犯灯を新設・改修したいときは、町会、自治会などから申請があれば、区が工事費を全額補助して施工します。申込手続には申請書・工事委託書・土地権利者の承諾書を提出してください。

なお、新設・改修後の維持管理は町会・自治会で行っていただきます。

◆ 自転車・駐輪場

駐輪施設のごあんない

土木管理課自転車対策係 TEL 3908-9218

【駐輪施設が利用できる方】

通勤や通学のために駅まで自転車を利用し、さらに次の(1)～(4)のいずれかに該当する方

- (1) 駅から住所または通勤・通学先が800メートル以上離れている方（施設の利用状況により変更することがあります）
- (2) 65歳以上の方
- (3) 身体に歩行困難を伴う障害のある方
- (4) 保育送迎をしている方

【駐輪施設の種類】

- (1) 自転車駐車場
有料制の自転車駐車場です。お申し込みは直接各自転車駐車場へ。詳しい場所等につきましては北区ホームページをご覧ください。

- (2) 指定自転車置場
年間登録制の自転車置場です。お申し込みは土木管理課自転車対策係まで
登録手数料 北区民4,110円 北区民以外8,220円

■ 自転車駐車場料金表

【利用料金1】利用料金2、3以外の自転車駐車場

種別	利用方法	北区民		北区民以外	
		一般	学生	一般	学生
自転車 (地下・一階) 尾久駅前屋上	当日	150円			
	1ヵ月	2,160円	1,290円	3,240円	1,940円
	3ヵ月	5,830円	3,490円	8,740円	5,240円
	6ヵ月	10,490円	6,290円	15,730円	9,430円
自転車 (二階)	当日	100円			
	1ヵ月	1,540円	920円	2,310円	1,380円
	3ヵ月	4,150円	2,490円	6,220円	3,730円
	6ヵ月	7,470円	4,480円	11,200円	6,720円

種別	利用方法	北区民		北区民以外	
		一般	学生	一般	学生
原動機付 自転車	当日	200円			
	1ヵ月	3,240円	1,940円	4,860円	2,910円
	3ヵ月	8,740円	5,240円	13,110円	7,860円
	6ヵ月	15,730円	9,430円	23,590円	14,150円

【利用料金2】浮間四丁目、赤羽北二丁目、赤羽駅西口北、赤羽駅南口第一、栄町、尾久駅前（屋上）自転車駐車場

種別	利用方法	北区民		北区民以外	
		一般	学生	一般	学生
自転車 (地下・一階) 尾久駅前屋上	当日	100円			
	1ヵ月	1,080円	640円	1,620円	970円
	3ヵ月	2,910円	1,740円	4,360円	2,610円
	6ヵ月	5,230円	3,130円	7,840円	4,700円
自転車 (二階)	当日	100円			
	1ヵ月	770円	460円	1,150円	690円
	3ヵ月	2,070円	1,240円	3,100円	1,860円
	6ヵ月	3,720円	2,230円	5,580円	3,340円
原動機付 自転車	当日	150円			
	1ヵ月	1,620円	970円	2,430円	1,450円
	3ヵ月	4,370円	2,620円	6,550円	3,930円
	6ヵ月	7,860円	4,710円	11,790円	7,070円

【利用料金3】赤羽駅西口駅前、赤羽駅東口自転車駐車場（当日利用）最初の2時間まで無料 以後2時間毎に100円、無料時間を含む24時間毎に上限500円

※ 原動機付自転車は浮間四丁目、浮間三丁目、赤羽北二丁目、赤羽駅西口・西口北、赤羽駅南口第一・第二、王子駅北口・南口、王子神谷駅北、十条駅西口、新田端大橋北、東十条駅南口のみです。

※ 利用できる原動機付自転車は、原付一種（道路交通法上の原動機付自転車）のみです。

■ 駐輪施設の所在地など

(1) 自転車駐車場

最寄駅	自転車駐車場名称	所在地	電話
浮間舟渡駅	浮間四丁目	浮間 4-30-8	TEL 3969-4643
北赤羽駅	浮間三丁目	浮間 3-1-47	TEL 3969-4643
	赤羽北二丁目	赤羽北 2-1-10	TEL 3969-4643
	北赤羽駅赤羽口	赤羽北 2-32-2	TEL 0120-356-621
赤羽駅	赤羽駅西口	赤羽西 1-7-1	TEL 0120-520-230
	赤羽駅西口駅前	赤羽西 1-5 先外	TEL 0120-356-621
	赤羽駅西口北	北赤羽 1-67-18	TEL 5993-1590
	赤羽駅南口第一	赤羽 1-1-28	TEL 3906-8462
	赤羽駅南口第二	赤羽 1-1-20	TEL 3909-6922
	赤羽駅南口第三	赤羽南 2-9-43 先外	TEL 0120-520-230
	赤羽東本通り	赤羽 1-7 先外	TEL 0120-036-548
	赤羽駅東口	赤羽 1-1 先外	TEL 0120-356-621
十条駅	十条駅西口	上十条 2-28 先	TEL 5963-6345
	十条駅東口	上十条 1-14 先	TEL 0120-520-230
東十条駅	東十条駅北口	東十条 4-1 先	TEL 0120-356-621
	東十条駅北口第二	東十条 3-18-30	TEL 0120-036-548
	東十条駅南口	東十条 3-18-43	TEL 3913-7760
王子駅	王子駅北口	王子 1-11-1 先	TEL 3913-7743
	王子駅南口	王子 1-3-40 先外	TEL 3927-6695
	王子駅明治通り	王子 1-6 先外	TEL 0120-520-230
	栄町	栄町 40-4 先	TEL 3927-6695
	音無親水公園	王子本町 1-1-1 先	TEL 0120-520-230
尾久駅	尾久駅前	昭和町 2-1-31	TEL 3809-7880
田端駅	新田端大橋北	東田端 2-20-45	TEL 0120-356-621
	新田端大橋南	東田端 1-17-21	TEL 0120-356-621
	新田端大橋中央	東田端 2-20-52	TEL 3894-1794
	田端駅前	田端 6-1-3	TEL 3821-1462
西ヶ原駅	西ヶ原駅前	西ヶ原 2-3-1	TEL 0120-520-230
板橋駅	北谷端公園脇	滝野川 7-14 先	TEL 0120-520-230



最寄駅	自転車駐車場名称	所在地	電話
西巣鴨駅	滝野川三丁目	滝野川 3-11-2	TEL 0120-520-230
王子神谷駅	王子神谷駅前	王子 5-20-3-B101	TEL 3914-9195
	王子神谷駅北	王子 5-29-4	TEL 3914-9195

(2) 指定自転車置場

赤羽、十条、駒込、上中里、赤羽岩淵、志茂の各駅周辺と赤羽公園脇、北谷端公園脇

放置自転車の防止

土木管理課自転車対策係 TEL 3908-9218

自転車を路上に放置すると、通行や緊急時の活動を妨げ、多くの方に迷惑をかけます。自転車は決められた場所に置きましよう。また駅から近い人は駅まで歩きましょう。

【放置自転車整理（禁止）区域】

この区域内（駅周辺）に自転車を放置すると撤去します。浮間舟渡駅、北赤羽駅、赤羽駅、赤羽岩淵駅、志茂駅、十条駅、東十条駅、王子神谷駅、王子駅、上中里駅、尾久駅、田端駅、駒込駅、板橋駅、西巣鴨駅、西ヶ原駅

【自転車を撤去された場合は】

放置自転車整理（禁止）区域に自転車を短時間でも放置すると、条例に基づき撤去する場合があります。撤去された場合は指定の移送場所で返還します。

【返還する曜日と時間】

月～土曜 午前10時30分～午後7時

日 曜 午前10時30分～午後4時

※ 年末年始、祝日は除く

【問い合わせ先】

コールセンター TEL 3908-1232

月～土曜 午前8時30分～午後7時

日 曜 午前10時30分～午後4時

※ 年末年始、祝日は除く

【持参するもの】

移送手数料5,000円、本人確認できるもの（免許証、保険証、学生証など）、自転車のカギ

・代理人による手続きの場合は、代理人の本人確認できるものをお持ちください。

【自転車保管期間】

1カ月（引き取りのない自転車は区で処分します）

◆ コミュニティバス

Kバス運行のごあんない

忘れ物・時刻表を含む運行全般・車内広告に関して
日立自動車交通（株） TEL 5682-1122

上記以外に関して
交通事業担当課 TEL 3908-9216

高齢者をはじめ、だれもが安心して移動できるまちづくりを進めるため、Kバス（コミュニティバス）を運行しています。

【運行ルート】

①王子・駒込ルート

JR王子駅（北とぴあ前）を起点に、障害者福祉センター・中央図書館・北区役所・飛鳥山公園・花と森の東京病院・旧古河庭園等を経由しJR駒込駅で折返し、JR王子駅へ戻るルートで、1周40分

②田端循環ルート

JR駒込駅を起点に、田端区民センター・JR田端駅（アスカタワー前）・富士見橋エコー広場館・滝野川会館等を経由し、JR駒込駅へ戻るルートで、1周24分

③浮間ルート

JR赤羽駅西口を起点に東京北医療センター、JR北赤羽駅浮間口、JR浮間舟渡駅を経由し、JR赤羽駅西口に戻るルートで、1周1時間

【運行時間】

〔王子・駒込ルート〕（平日・土・日曜・祝日とも）

・JR王子駅始発7時15分、JR駒込駅始発7時22分

・JR王子駅最終19時55分着

〔田端循環ルート〕（平日・土・日曜・祝日とも）

・JR駒込駅始発7時07分

・JR駒込駅最終19時31分着

〔浮間ルート〕

・JR北赤羽浮間口①バス停始発7時23分

・JR北赤羽浮間口⑨バス停最終19時15分着（平日）

18時55分着（土・日曜、祝日）

※ 詳しい時刻表は下記ホームページでご覧いただけます。

<https://www.hitachi-gr.com/k-bus>

【乗車料金】

● 1回100円で大人・子ども（未就学児を含む）とも同じで、王子・駒込ルートと田端循環ルートの乗継は、当日1回無料

※ 交通系ICカード乗車券（PASMOやSuicaなど）利用可。

※ シルバーパスや障害者手帳による割引はありません。

● 未就学児が小学生以上の方と同乗する場合、同乗者1名につき未就学児2名まで無料

● 1乗車は最大1周まで

● 回数乗車券：11枚つづり1,000円

※ 回数乗車券は文京区「Bーぐる」のご乗車にも利用可。

（「Bーぐる」の普通回数券でもご乗車できます。）

● 1日乗車券：300円

● 1カ月定期券：3,000円

【乗車券販売所】

・バス車内：定期券以外の乗車券が購入できます。（現金のみの取り扱い）

・定期券およびバス車外の販売所

運行事業者である日立自動車交通（株）までお問い合わせください。

◆ 区民交通傷害保険

地域振興課地域振興係

TEL 5390-0092

交通事故によりケガをされた場合や、自転車運転中、人にケガをさせてしまい損害賠償責任を負った場合などに保険金をお支払いする制度です。

【加入できる方】 加入年の4月1日時点、北区にお住まいの方

【申込期間】 毎年2月1日から3月31日まで(土・日曜、祝日除く)

【保険期間】 加入年の4月1日から翌年3月31日まで
詳しくは北区ホームページをご覧ください、お問い合わせください。

◆暮らしにお困りの方に

生活保護

生活福祉課相談係 TEL 3908-1144 FAX 3908-7171

病気やケガにより働くことができないなど生活にお困りの場合は、生活保護法に定められた各種扶助を受けることができます。いろいろな要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

くらしとしごとに関する相談

北区くらしとしごと相談センター(岸町1-6-17)

TEL 6454-3104 FAX 5948-6041

さまざまな事情で生活にお困りの方に対し、お仕事探しや生活のこと等、それぞれの抱えている課題について相談支援員と一緒に考え、状況にあわせた支援を行います。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。ご相談の際には事前にご予約ください。

生活福祉資金

北区社会福祉協議会(岸町1-6-17)

TEL 3907-9494 FAX 5948-6041

ほかからの借入が困難な、所得の少ない世帯、障害者や介護を必要とするおおむね65歳以上の高齢者のいる世帯を対象とした貸付です。

貸付金の使途は資金種類によって具体的に定められています。資金種類に応じ、貸付条件、基準、貸付利子、返済期間などが異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

貸付にあたりましては、連帯借受人や保証人が必要な場合があります。また、資金の種類によっては、お申込時に民生委員による面接が必要です。ご相談の際には事前にご予約ください。

低所得世帯の応急資金〈応急小口資金〉

生活福祉課生活支援係

TEL 3908-9046 FAX 3908-1241

区内に3カ月以上お住まいの低所得の家族で、世帯主または同居の親族が、災害・疾病その他の理由で緊急に費用の支出をしなければならないとき、ほかから借りることが困難で、借受後の償還が確実な世帯主にお貸しします。30カ月以内均等償還、無利子。保証人が1名必要です。詳しくはお問い合わせください。

◆消費生活

消費生活センター

消費生活相談

消費生活センター(北とぴあ11階)

TEL 5390-1142(相談専用)

消費者と事業者との間に生じた契約トラブルや、悪質商法の被害、商品・サービスに関する苦情、食品や製品による事故などの消費生活に関する相談に、消費生活相談員が、助言・事業者とのあっせん、情報提供など問題解決に向けての支援をします。また、借金の返済でお困りの方からの相談を受け付けます。

【相談日時】

月～金曜 午前9時30分～午後4時(祝日を除く)

出張講座のご案内

消費生活センター(北とぴあ11階) TEL 5390-1239

自治会・町内会、老人会などの集まりに講師を派遣して、悪質商法の手口や契約に必要な知識をわかりやすくお話しします。講師は実際に相談を受けている消費生活相談員です。希望日の1カ月前までに電話でご予約ください。講師料は無料です。

◆葬儀

葬儀を行える場所として

北区セレモニーホール

TEL 5392-0021

安心して葬儀を行える場所として、北区セレモニーホールがあります。

この施設は、2組の葬儀が同時にでき、ご家族の方の仮眠ができます。また、柩保管室にご遺体を安置できる冷蔵装置設備を備えています。

【ご利用できる方】

- ① 北区区内にお住まいの方の葬儀をされる方
- ② 北区区内にお住まいの方で葬儀を主宰される方
- ③ その他の方

【所在地】 浮間1-13-6 JR北赤羽駅浮間口下車
徒歩8分

【使用料金及び使用時間】

項目	式場一式	棺保管室
上記①②	74,000 円	7,700 円
上記③	111,000 円	11,500 円
使用時間	午後 4 時～ 翌日午後 3 時 30 分	24 時間単位 連続 168 時間まで

【休館日】1月1日・2日

【申込方法】直接北区セシモニーホールへ電話で確認
後、来館のうえ申請書をご提出ください。

区民葬儀

戸籍住民課戸籍係 TEL 3908-8709 FAX 3908-8301

23区内にお住まいの方の葬儀、または23区内にお住まいの方が葬儀を主宰するときに、比較的簡素で標準的な形式を利用して葬儀を行うことができる区民葬儀制度があります。火葬許可申請をする際に申し出られますと、区民葬儀券を発行します。区内の区民葬儀取扱指定店にお申し込みください。

■ 区民葬儀取扱指定店一覧表

店名	住所	電話番号
白岩葬儀店	豊島 1-7-2	3913-1837
(有)吉野葬儀社	豊島 2-25-7	3911-8992
(有)辻田葬儀社	中十条 2-8-10	3900-1388
(有)伊勢屋葬祭店	赤羽 3-1-1	3901-2203
(有)澤田葬儀社	西ヶ原 1-17-9	3910-2732

(令和6年8月末現在)

区民葬儀取扱業者についての相談・苦情窓口は

「全東京葬祭業連合会」区民葬儀相談窓口へ

相談受付日 月～金曜（祝休日を除く）

相談受付時間 午前9時～午後5時

受付電話番号 TEL 3941-4291





まちづくり・住まい

◆住宅 ◆建築 ◆都市計画

◆住宅

都営住宅の申込

東京都住宅供給公社都営住宅募集センター
TEL 3498-8894

テレホンサービス総合案内 TEL 6418-5571

都営住宅の募集は、抽選、ポイント方式などがあります。申込期間、申込方法などは広報東京都、北区ニュースなどでお知らせします。

区営住宅の申込

区営住宅受付担当 TEL 3908-1523

住宅に困っている一定所得以下の方のために、低廉な家賃で住宅を供給するものです。

申込期間、申込方法などは、北区ニュースなどでお知らせします。募集の時期は年1回(6月予定)です。

入居者は抽選で決定します。

高齢者住宅の申込

住宅課住宅支援係 TEL 3908-9203

65歳以上の一人暮らしの方で、住宅に著しく困窮している方に、高齢者住宅を提供しています。

あき家の入居登録者の募集をするときは、北区ニュースで申込の受付方法、申込期間などをお知らせします。募集の時期は年1回(9月予定)です。

住まい改修支援助成

住宅課住宅政策係 TEL 3908-9201

住宅の長寿命化・定住化の促進と地域経済の活性化のため、区民が区内中小事業者を利用して自己所有の住宅の改修工事を行った場合に、工事費用の一部を助成します(要事前申請)。

【申込方法及び助成条件】

※ 詳しくはお問い合わせください。

三世代住宅建設等助成

住宅課住宅政策係 TEL 3908-9201

三世代が同居して高齢者、子育てに配慮した住宅を北区内に建設または住宅改修する場合に助成を行います(要事前申請)。三世代とは、「祖父母、父母、子」等の世帯をいいます。

【助成金額】

- ・建設の場合 1棟につき50万円
- ・住宅改修する場合 工事費用の2分の1(上限20万円)

※ 義務教育課程修了前の子どもが2人以上いる世帯の場合、助成金の加算あり。

【申込方法、助成対象者及び住宅等に要件あり】

※ 詳しくはお問い合わせください。

親元近居助成

住宅課住宅支援係 TEL 3908-9203

子育てや介護等の共助を推進するため、北区内に住む親世帯に近居して住宅を取得するファミリー世帯に対し、取得時の登記費用の一部を助成します(要事前申請)。

【助成金額】

登記費用として司法書士等に支払った費用を一住宅あたり20万円を上限として助成

【申込方法、助成対象者及び住宅等に要件あり】

※ 詳しくはお問い合わせください。

高齢者世帯住み替え支援助成

住宅課住宅支援係 TEL 3908-9203

北区内に1年以上居住している高齢者世帯が、区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に転居した場合に、住み替えの際にかかる費用の一部(5万円)を助成します(自己の責任によらない「立ち退きの求め」を受けて区内の民間賃貸住宅に転居した場合の助成制度あり)。

【申込方法及び助成条件】

※ 詳しくはお問い合わせください。

障害者世帯・ひとり親世帯転居費用の助成

住宅課住宅支援係 TEL 3908-9203

北区内に1年以上居住している障害者世帯及びひとり親世帯が、自己の責任によらない「立ち退きの求め」を受けて、区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に転居した場合に、礼金と仲介手数料の合算額(15万円を限度)について助成します。

【申込方法及び助成条件】

※ 詳しくはお問い合わせください。

ファミリー世帯転居費用助成

住宅課住宅支援係 TEL 3908-9203

北区内に1年以上居住し、18歳未満の子どもを2人



以上扶養・同居している世帯が、区内の民間賃貸住宅から、最低居住面積水準以上かつ転居前より広い民間賃貸住宅に転居した場合に、転居費用の一部を助成します（子どもの年齢が18歳に達する年度の末日まで申請できます）。

【申込方法及び助成条件】

※ 詳しくはお問い合わせください。

分譲マンション管理無料相談

住宅課住宅政策係 TEL 3908-9201

マンション管理組合及び区分所有者を対象にマンション管理に関する相談を受け付けています。

※ 詳しくはお問い合わせください。

マンションの老朽度調査や耐震診断・補強を行うとき

住宅課住宅政策係 TEL 3908-9201

● 分譲マンションの老朽度調査（劣化診断）を行うマンションの管理組合に対して、調査費用の一部を助成します。

建築課構造・耐震化促進係 TEL 3908-1240

● 分譲マンション（昭和56年5月31日以前に建築に着手）の耐震化（耐震アドバイザー助成から改修助成まで）を支援します。

● 賃貸マンション（昭和56年5月31日以前に建築に着手）の耐震化（耐震アドバイザー助成・診断助成）を支援します。

※ 各制度共、申込方法や要件など、詳しくはお問い合わせください。

空き家無料個別相談

住宅課住宅政策係 TEL 3908-9201

区内の空き家のさまざまな問題に対して、相談員が助言・情報提供等の支援を行います（予約制）。

※ 詳しくはお問い合わせください。

不燃化特区内の支援制度

防災まちづくり担当課 TEL 3908-9162

■ 除却支援

一定の要件を満たす老朽建築物の除却をする方を対象に、当該建築物の除却費用と除却後の土地の整地費用の一部を助成します。

■ 建替え支援

一定の要件を満たす老朽建築物の不燃化建替えを行う建築主を対象に、建築工事費、建築設計費等の一部を助成します。

◆ 建築

新築・増築・改築をするとき〈確認申請〉

建築課建築指導係 TEL 3908-9166

建築基準法は、敷地、用途地域、建ぺい率、容積率、高さ、日影などの条件によって、建築できる建築物の種類、構造等を定めています。そのため、建築工事（リフォームに伴う増築、改築を含む）を始める前に建築確認を受ける必要があります。また、階数が3以上の建築物については中間検査を、建築物が完成したときは、完了検査を受けなければなりません。なお、建築物の規模等によっては、各種手続き、相談窓口が東京都となる場合もあります。

新築・建替等をするとき〈住居表示の届出〉

各区民事務所（P27・28）

建物の新築・建替等・建物名称の変更があった場合は、各区民事務所に届出（申請）が必要です（P39）。

建設リサイクル法に関する届出

建築課監察担当 TEL 3908-9196

一定規模以上の建築物の解体工事や新築工事、一定工事金額以上の改修工事・工作物工事・土木工事などを行う場合には、建設リサイクル法による届出が必要です。

狭あい道路等の拡幅整備

建築課細街路整備係 TEL 3908-9194

建物の新築などで、建築基準法第42条第2項道路（狭あい道路）等の整備に伴う門、塀の撤去費等について、区では、費用の一部を助成しています。また、狭あい道路等の拡幅整備も行っていますので、ご相談ください。

特定建築物・昇降機を所有の方〈定期報告〉

建築課設備審査担当 TEL 3908-9184

- (1) 特定建築物（ホテル・店舗・共同住宅・その他、区で定める建物）
 - (2) 防火設備（同上）
 - (3) 建築設備（同上）
 - (4) 昇降機（エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機）
- (1)については3年または毎年の調査報告が必要です。
(2) (3) (4)については毎年の検査報告が必要です。

建築関係の諸証明

建築課建築指導係 TEL 3908-9164

- 建築計画概要書の写し 1通 500円
- 自動交付機による交付は 1通 300円



- 建築台帳等記載事項証明書 1 通 500 円
自動交付機による交付は 1 通 300 円
- 住宅用家屋証明書 1 通 1,300 円

緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

建築課構造・耐震化促進係 TEL 3908-1240

地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として指定された緊急輸送道路の沿道で、一定の要件を満たす場合は、建物の耐震化に関する支援（耐震診断、補強設計、改修工事等）を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

木造民間住宅耐震化促進事業

建築課構造・耐震化促進係 TEL 3908-1240

大規模な地震に備え、災害に強いまちづくりを実現するために、平成 12 年 5 月 31 日以前に建築に着手した木造 2 階建て以下で地階を有しない住宅を対象に費用の一部助成を実施しています。

【各助成金額等】

耐震診断助成	耐震診断に要した費用の 10 分の 10 (限度額 13 万円)
耐震補強設計助成	耐震補強設計に要した費用の 3 分の 2 (限度額 20 万円)
耐震改修工事助成	耐震改修工事に要した費用の 3 分の 2 (限度額 100 万円、整備地域は 120 万円、高齢者世帯等は 150 万円)
耐震建替え工事助成 (昭和 56 年 5 月 31 日以前建築着手の住宅のみ)	建替え工事に要した費用相当額の 3 分の 2 (限度額 100 万円、整備地域は 120 万円、高齢者世帯等は 150 万円)

※ 各助成等を受けるには他にも要件があります。また、事前に必要な手続きを行わないと助成等の対象となりません。

ブロック塀耐震アドバイザー派遣事業

建築課構造・耐震化促進係 TEL 3908-1240

道路等に面する高さ 1.0 m を超えるブロック塀を対象に、無料で建築士を派遣し、ブロック塀の点検、危険度の説明や改善策等のアドバイスをを行います。

ブロック塀等安全対策支援事業

建築課構造・耐震化促進係 TEL 3908-1240

道路等に面する高さ 1.0 m を超える危険なブロック塀等の除却、改善及び建替え工事に要する費用の一部を助成します。

ブロック塀等除却工事助成	10,000 円/ m、上限 30 万円 20,000 円/ m、上限 50 万円 (通学路等に面する場合)
ブロック塀改善工事助成 (高さを 50 cm 以下に減じる工事)	6,000 円/ m、上限 20 万円 12,000 円/ m、上限 30 万円 (通学路等に面する場合)
ブロック塀等建替え工事助成	23,000 円/ m、上限 60 万円 40,000 円/ m、上限 95 万円 (通学路等に面する場合)

※ 各助成等を受ける場合は要件があります。詳しく

はお問い合わせください。

老朽空家等除却支援事業

住宅課住宅政策係 TEL 3908-9201

地震等の自然災害による被害や管理不全な状態による事故を防止するため、危険な老朽空家等を除却する費用の一部助成を実施しています。

【助成金額】 除却工事費の 2 分の 1 (限度額 80 万円)

がけ・擁壁改修アドバイザー派遣事業

建築課構造・耐震化促進係 TEL 3908-1240

高さ 2.0 m を超える擁壁等（道路等に面する場合は 1.5 m 以上）を対象に無料でアドバイザーを派遣し、現状の問題点や改修等の助言を行います。

擁壁等安全対策支援事業

建築課構造・耐震化促進係 TEL 3908-1240

地震、台風及び集中豪雨等の自然災害に備え、危険な擁壁等の安全を図るため、高さ 2.0 m を超える擁壁や道路等に面する高さ 1.5 m 以上の擁壁の改修工事費の一部助成を行っています。

【助成金額】

- 工事費の 3 分の 1 (限度額 400 万円)
- 土砂災害特別警戒区域内で高さ 2.0 m を超えるものは工事費の 2 分の 1 (限度額 600 万円)
- 総合評価ランク D 又は E に該当するものは工事費の 2 分の 1 (限度額 1,000 万円)

土砂災害対策支援事業

建築課構造・耐震化促進係 TEL 3908-1240

土砂災害による危険から住民の安全を守るため、土砂災害特別警戒区域内の民間既存住宅等に対し、土砂災害改修費用の一部助成を行っています。

【助成金額】 工事費の 5 分の 1 (限度額 75 万円)

新築・大規模改修するとき 〈雨水流出抑制施設設置〉

道路公園課河川係 TEL 3908-9213

敷地面積 500 平方メートル以上の施設を新築または大規模改修するときは、雨水流出抑制施設を設置することが定められています。なお、500 平方メートル未満の敷地についても同様にご協力ください。抑制施設設置にあたって、事前に計画書を提出していただきます。提出にあたっては下水道管理者と協議してください。



建築物（中高層）による紛争の相談

住宅課建築調整担当

TEL 3908-9206

本来、建築紛争は当事者同士が互譲の精神で話し合い解決を図るものです。しかし、話し合いがうまく進まないと、良好な近隣関係も損なわれてしまいます。これを防ぐために、区では条例に基づいた紛争の予防と調整を行っています。

【対象建築物】

高さが10メートルを超える建築物です。ただし、第2種低層住居専用地域では、軒の高さが7メートルを超える建築物または地階を除く階数が3以上の建築物です。

福祉のまちづくり届出・協議

地域福祉課事業調整係 TEL 3908-9082 FAX 3908-6666

区内で共同住宅や店舗等を新築、増築、改築するときは、障害者や高齢者などを含めた、すべての方が安全・快適に利用できるように整備していただくため、建物規模や用途などにより、建築確認申請に先立って届出、事前協議が必要です。

共同住宅などを建設するとき

都市計画課

TEL 3908-9152

3階以上かつ15戸以上の集合住宅、その他延べ面積1,500平方メートル以上の建築物などを建設するときは、建築確認申請を行う前に、区との協議が必要となります（北区居住環境整備指導要綱）。

住宅課建築調整担当

TEL 3908-9206

3階以上かつ15戸以上の共同住宅を建築（増築・改築・用途変更を含む）するときは、北区集合住宅の建築及び管理に関する条例に基づき近隣への周知及び区への事前協議が必要です。

景観づくりに関する届出・事前協議

都市計画課

TEL 3908-9152

一定規模以上の建築物の建築や工作物の新設、開発行為を行うときには、建築確認申請などに先立って協議を行い、届出が必要となります。

※ 外観の色彩の変更など建築確認申請の不要な場合も届出が必要となることもありますので、お問い合わせください。

屋外広告物を設置するとき〈屋外広告物許可申請〉

土木管理課管理占用係

TEL 3908-9220

店舗や事務所などに一定規模以上の屋外広告物を設置したり、その他の場所に広告物を表示する場合は、事前に東京都屋外広告物条例に基づき許可を受けることが必要となります。

工場立地法に関する届出

産業振興課産業振興係（北とぴあ11階）

TEL 5390-1234 FAX 5390-1141

敷地面積が9,000平方メートル以上または建築面積

が3,000平方メートル以上の大規模工場（特定工場）を区内で新設・増設または変更がある場合は、事前の届出が必要です。

◆都市計画

都市計画課

TEL 3908-9152

都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、まちづくりに関する事項を総合的・長期的な視点から策定した基本的な計画です。まちづくりの将来像や主要な道路、公園などの整備方針を明らかにしています。詳しくはお問い合わせください。

都市計画を知りたいとき〈用途地域・道路など〉

都市計画には、用途地域、防火地域、高度地区や道路、公園などが定められています。建物を建てる時や土地の売買をするときなどで、都市計画を知りたいときは、お問い合わせください。

なお、北区ホームページ（北区の地図）でも用途地域などの検索ができます。

<https://www2.wagmap.jp/kitaku/Portal>

宅地造成等を行うとき

一定規模以上の盛土等を行うときは、盛土規制法に基づく許可を、また500平方メートル以上の土地について宅地造成等の開発行為を行うときは、都市計画法に基づく許可が必要となります。

土地取引には

- (1) 2,000平方メートル以上の土地取引をしたときは、契約締結の日を含めて2週間以内に、区を経由して都知事に届け出る必要があります（国土利用計画法）。
- (2) 道路・公園などの都市計画施設予定区域内での200平方メートル以上の土地取引、または5,000平方メートル以上の土地取引をするときは、取引の3週間前までに、区に届け出る必要があります（公有地の拡大の推進に関する法律）。詳しくはお問い合わせください。

土地の公示価格等を知りたいとき

地価公示法に基づき、1月1日時点における標準地の価格を記載した資料が、都市計画課、各区民事務所（P27・28）、各区立図書館及び区政資料室で閲覧できます。土地売買などのときの参考にご利用ください。また、国土交通省ホームページ「不動産情報ライブラリ」からも閲覧ができます。





仕事

◆中小企業 ◆中小企業勤労者の福利厚生のために ◆就職・職業

◆ 中小企業

事業資金を借りたいとき

■ 区の融資制度

産業振興課経営支援係（北とぴあ11階）

TEL 5390-1237 FAX 5390-1141

中小企業者が事業運営に必要な資金を低利で活用できるよう、契約した金融機関に融資のあっせんをしています。また、中小企業者の借入負担を軽減させるため、利子及び信用保証料の一部を補給しています。

基本要件	(1) 区内に住所（法人の場合は本店登記）を有し、原則として引き続き1年以上同一場所で同一事業を営む中小企業者 (2) 前年度の特別区民税・都民税（法人の場合は前期の法人都民税）を完納していること (3) 東京信用保証協会の保証対象業種であること (4) 適切な事業計画と確実な資金計画があること (5) 個人は収入の過半数を事業収入から得ていること (6) 現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当しない、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有しない及び暴力的な要求行為を行わないこと ※ 本人申込の場合、必要に応じて融資あっせん申込前に経営アドバイザーの経営相談を実施します。（予約制）
取扱金融機関	主に区内の指定金融機関

■ 事業資金が必要な事業者へ

制度（使途）	対象者	融資限度額	融資期間
事業資金（運転・設備）	基本要件を満たしていること	2,000万円 （運転・設備 各1,000万円）	運転：5年以内（据置6カ月） 設備：8年以内（以内を含む）

■ 小口零細企業保証制度を利用する事業者へ

制度（使途）	対象者	融資限度額	融資期間
小規模企業小口資金 （運転・設備・借換）	基本要件を満たしており、次のすべての要件に該当すること (1) 従業員数が製造業等20人（卸・小売・サービス業は5人）以下であること (2) 今回の申込分の融資を含めて保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下であること	2,000万円	運転・借換：7年以内 設備：10年以内 （据置6カ月以内を含む）

※ 小口零細企業保証制度とは

常時使用する従業員数が製造業等は20人以下（卸・小売・サービス業を主たる事業とする事業者は5人以下）の会社及び個人等を対象とした全国統一の保証制度で、本融資を含めた保証付き融資残高が2,000万円以下であれば、100%保証となります。

■ 創業される方へ

制度（使途）	対象者	融資限度額	融資期間
起業家支援資金 （運転・併用・設備）	事業を営んでいない個人が新たに事業を始める場合（創業した日から1年未満を含む）で次のすべての要件に該当すること (1) 区内に住所（法人は本店登記）及び主たる事業所を有すること（ただし、北区ネスト赤羽入居者はいずれか一方があればよい） (2) 前年度の個人住民税を完納していること (3) 保証協会の保証対象業種であること (4) 開業前の場合、自己資金が開業資金の2分の1程度あること ※ 申込時に簡易診断があります。（要予約）	1,500万円（特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明がある場合は、2,000万円）	運転・併用：7年以内 設備：10年以内 （据置12カ月以内を含む）

■ 売上高が減少している事業者へ

制度（使途）	対象者	融資限度額	融資期間
不況対策資金 （運転）	基本要件を満たしており、最近3カ月または1年間の売上高が昨年同期と比較して減少していること	1,000万円	5年以内 （据置12カ月以内を含む）
不況対策借換資金※事業資金・不況対策資金などの借り換え（運転）	基本要件を満たしており、次のすべての要件に該当すること (1) 最近3か月または1年間の売上高が昨年同期と比較して減少していること (2) 北区中小企業一般融資を本融資により返済すること (3) 返済条件となる融資の元金返済を当初の約定どおり1年以上継続して行っていること (4) 借入額は返済条件となる融資の残額以上であること (5) 申込金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る ※ 不況対策借換資金の借換は不可	1,500万円 ※1	7年以内 〔据置なし〕

※1 不況対策資金との併用になる場合は合計して1,000万円が限度額です。

- ・その他、事業活性化支援資金・緊急資金・団体事業資金などの制度があります。
- ・年利率・利子補給・実質利率については制度ごとに異なります。詳しくはお問い合わせください。
- ・保証料補助についても制度ごとに異なります。詳しくはお問い合わせください。



■ 東京都中小企業制度融資

東京都産業労働局金融部金融課

TEL 5320-4877

中小企業向け創業融資、小規模企業融資などを行っています。

中小企業経営者のために

■ 中小企業相談

産業振興課経営支援係（北とぴあ11階）

TEL 5390-1237

これから事業を始める方や区内中小企業の皆さんの経営に関するさまざまな問題にお答えするため、専門のアドバイザー（中小企業診断士）による相談・指導を実施しています。

ご相談にあたっては電話予約をお願いします。

【起業相談】

起業・独立・開業資金・事業計画など

相談日時：月～金曜

午前10時～11時半 午後1時～4時

【経営相談】

経営全般・資金繰り・販促・融資など

相談日時：月～金曜

午前10時～11時半 午後1時～4時

■ IT・IoT、デザイン相談

産業振興課経営支援係（北とぴあ11階）

TEL 5390-1237

IoTの導入やweb活用、新製品のデザイン、集客力アップのための効果的なチラシの作成等について、専門家による相談を実施しています。

ご相談にあたっては電話予約をお願いします。

【IT・IoT相談】

相談日時：火曜 午後1時～3時半

【デザイン相談】

相談日時：木曜 午後1時～3時半

■ セミナー・交流会

産業振興課経営支援係（北とぴあ11階）

TEL 5390-1237

【起業家支援セミナー / 交流会】

起業を目指す方のためにセミナーや交流会などを開催しています。

■ 情報提供

産業振興課産業振興係（北とぴあ11階）

TEL 5390-1234

●「商工通信」の発行

●区内商工業の統計データ

※産業・ビジネスについて、北区ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kita.tokyo.jp/sangyo/index.html>

融資の最新情報を始め、中小企業経営・商店街運営

のための各種支援事業などの情報を提供しています。

◆ 中小企業勤労者の福利厚生のために

健康で明るい職場づくりのための福利厚生事業

（一財）東京広域勤労者サービスセンター北区営業所（北とぴあ11階）

TEL 5390-1242 FAX 5390-1177

■ 入会について

個々の企業・事業所で実施するには負担が大きい福利厚生事業をサービスセンターが代わって行っています。社内の親睦、生活のリフレッシュ、健康づくりにぜひお役立てください。

【入会できる方】

区内の従業員数500人以下の事業所や商店などで働く事業主や従業員の方を対象に事業所単位でご入会いただきます。

【入会金】1人200円

【会費】1人月額500円

事業所単位で3カ月ごとに事業所の指定する金融機関の口座から振り替えます。

※事業主が負担した従業員に係る会費などは、税法上の損金または必要経費として扱うことができます。

【入会方法】

北区営業所窓口または電話にてお問い合わせください。

【問合せ先】

（一財）東京広域勤労者サービスセンター北区営業所（北とぴあ11階）TEL 5390-1242

【事業内容】

- 給付事業
祝金、見舞金、弔慰金の支給
- 福利厚生事業
遊園施設の割引や食事券、観劇、映画、展覧会、大相撲、プロ野球などのチケットの割引あっせんなど
- レクリエーション事業
日帰りバスツアー、全国の宿泊施設・パッケージ旅行の補助など

詳細はサービスセンターホームページに掲載しています。

<https://www.tokyo-kinrou.jp/>



仕事

◆ 就職・職業

就職・内職相談

赤羽しごとコーナー（赤羽区民事務所内）（赤羽1-1-38）
就職相談 TEL 3908-0161 FAX 5993-0080
内職相談・就職支援アドバイザー TEL 3908-3244

ハローワークと同様に求人情報パソコンの簡単操作で、全国（区市町村単位）の求人情報が検索でき、職業に関する相談や紹介を行っています。

また、就職支援アドバイザーによる相談や、内職の相談・あっせん（要登録）も行っています。内職登録をご希望の方は健康保険証などの住所、氏名、生年月日の確認ができるものをお持ちください。

内職の仕事を発注していただく事業所の求人も募集しています。

【就職相談】

●就職支援アドバイザー

火・金曜 午前9時30分～午後4時10分（祝日・年末年始を除く）

※ 電話予約をお願いします。

●ハローワーク職員

月～金曜 午前9時～午後5時（祝日を除く）

【内職相談】

月～金曜 午前9時～午後5時（祝日を除く）

職業相談や雇用情報は〈公共職業安定所〉

ハローワーク王子（王子公共職業安定所）（王子6-1-17）
TEL 5390-8609

求人情報パソコンの簡単操作で、全国（区市町村単位）の求人情報が検索できます。

また、職業に関する相談や紹介、雇用保険手続、失業給付の支給などを行っています。

来所できない方のため、区内2カ所に設置したハローワークポケットやインターネットで、求人情報や各種情報を提供しています。

●ハローワークポケット

JR王子駅北口、JR赤羽駅東口

●ハローワーク インターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

●東京ハローワークホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/>

技能を身につけるには 〈都立職業能力開発センター〉

中央・城北職業能力開発センター
赤羽校（西が丘3-7-8） TEL 3909-8333
板橋校（板橋区舟渡2-2-1） TEL 3966-4131

■ 中央・城北職業能力開発センター各校

都立職業能力開発センターは、新たに職業に就かれる方、求職中の方、転職を希望している方を対象に、就職に向けて、職業に必要な知識・技能を習得していただくための施設です。授業料や科目など詳細は下記ホームページでご確認ください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>
（TOKYOはたらくネット）

北区で起業しませんか？ 〈創業支援施設「ネスト赤羽」〉

ネスト赤羽（赤羽1-59-9）
TEL 3598-0571 FAX 3901-7789

オフィス及びブース貸しのeスタートスペースを事業活動の拠点として提供しています。

インキュベーションマネージャーが起業を志す人や新規事業者に経営などの相談支援を行うほか、起業に役立つ相談会を開催しています。

なお、入居者の公募については、北区ニュースやネスト赤羽ホームページでお知らせします。

●融資に関する相談会…原則第3水曜日の午後開催

※詳細は下記ホームページでご確認ください。

<https://www.nest-akabane.com/>

労働に関する相談

東京都労働相談情報センター池袋事務所（豊島区東池袋4-23-9）
TEL 5954-6501（代表）

働く人や事業主の方のための労働相談、各種労働資料の提供、労働講座の開催を行っています。



仕事

福祉

- ◆高齢者の方に ◆障害のある方に ◆女性 ◆ひとり親家庭
- ◆中国残留邦人等及び特定配偶者の方
- ◆ボランティアなど

◆ 高齢者の方に

高齢者の相談・医療

高齢者の総合相談〈高齢者あんしんセンター〉

高齢者あんしんセンターは高齢者の心身の健康維持、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が運営にあたります。

各窓口では高齢者の総合相談に応じ、内容に対応した情報や資料提供を行います。

また、介護保険の認定申請、介護保険サービスや介護予防・日常生活支援総合事業の相談、認知症に関する相談や支援についても受け付けています。

十条台高齢者あんしんセンター	TEL 5948-5630 FAX 3906-6610
王子光照苑高齢者あんしんセンター	TEL 3927-8899 FAX 5902-7667
豊島高齢者あんしんセンター	TEL 6903-2712 FAX 6903-2707
十条高齢者あんしんセンター	TEL 5948-9981 FAX 5948-9982
東十条・神谷高齢者あんしんセンター	TEL 6908-4711 FAX 5390-0122
西が丘園高齢者あんしんセンター	TEL 5924-7715 FAX 5924-7712
みずべの苑高齢者あんしんセンター	TEL 5941-6722 FAX 5941-6723
赤羽高齢者あんしんセンター	TEL 3903-4167 FAX 3903-4257
赤羽北高齢者あんしんセンター	TEL 5948-5940 FAX 5948-5941
浮間高齢者あんしんセンター	TEL 3558-3689 FAX 3558-7988
桐ヶ丘やまぶき荘高齢者あんしんセンター	TEL 5924-0152 FAX 5924-0890
滝野川西高齢者あんしんセンター	TEL 6903-4015 FAX 6903-4016
飛鳥晴山苑高齢者あんしんセンター	TEL 3940-9175 FAX 3940-9176
滝野川はくちょう高齢者あんしんセンター	TEL 3822-6080 FAX 3822-6081
昭和町・堀船高齢者あんしんセンター	TEL 6807-6961 FAX 3810-6221
新町光陽苑高齢者あんしんセンター	TEL 5855-1219 FAX 5855-1217

介護保険の申請や高齢者福祉サービスの申請受付

高齢福祉課高齢相談係

TEL 3908-9083 FAX 3908-1229

※ 介護保険については、P55～58、後期高齢者医療制度については、P53～54をご覧ください。

認知症などで判断能力に不安をお持ちの方の相談、福祉サービス利用に関する苦情相談

北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」(岸町1-6-17)

TEL 3908-7280 FAX 3905-4653

福祉サービスの利用援助や金銭管理に関する相談、成年後見制度についての相談などをお受けします。

【一般相談】

社会福祉協議会職員が対応します。

【専門相談(予約制)】

権利侵害、成年後見制度の利用、遺言、相続などについての相談を弁護士などがお受けします。

〈専門相談日〉

第1・3水曜日 午後1時30分～4時30分

【成年後見制度の利用支援】

制度の説明や関係機関の紹介などを行います。

【福祉サービスの苦情相談】

随時受け付けています。内容によっては、第三者の苦情調整委員が対応します。

身近な福祉の相談は〈民生委員・児童委員〉

地域福祉課地域福祉係

TEL 3908-9041 FAX 3908-6666

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の身近な相談相手として福祉や子育てに関する相談に応じています。お住まいの地域の民生委員・児童委員についてはお問い合わせください。

介護が必要な高齢者の方に

高齢福祉課高齢相談係

TEL 3908-9083 FAX 3908-1229

紙おむつの支給・代金の助成

介護保険の要介護4・5(40歳以上)、要介護3(75歳以上)と認定されたおむつを必要とする方に、紙おむつを月1回支給します。また、入院中の方で、病院指定のおむつしか使用できない方には、おむつ代金の一部を助成します。

高齢者福祉マッサージ券の交付

区指定の施術所において使用できるマッサージ券を、一人暮らし高齢者定期訪問を受けている方には年間5回分、在宅の方で介護保険の要介護4・5と認定された方には年間9回分交付します。

なお、身体障害者福祉マッサージ券との併給はできません。

寝具乾燥

40歳以上の介護保険の要介護4・5と認定された方で、家族などによる寝具乾燥が困難な方に、月1回寝具乾燥等を行います。費用の1割は各自負担です。

ご自宅で調髪ができます〈訪問理美容〉

40歳以上の介護保険の要介護4・5と認定された方に、年4回理容師または美容師がご自宅を訪問して調髪します（各自負担あり）。

浴槽の取り替えなどを必要とする方に〈住宅改造費の助成〉

65歳以上で、浴槽・流し・洗面台の取り替え、トイレの洋式化の改造が必要と認められる方に、住宅改造費を助成します。必ず事前にご相談ください（介護保険による要介護認定結果が必要）。

徘徊症状のある高齢者の所在をお知らせします〈徘徊高齢者家族支援サービス〉

区内在住で認知症による徘徊^{はいかい}症状のある方（40歳以上）にGPS端末機をあらかじめ身につけていただき、徘徊により所在が不明になったときに、介護者からの依頼により、委託業者が「所在情報」を24時間対応で検索し、お知らせします（各自負担あり）。

要介護（要支援）認定者の障害者控除

65歳以上の要介護（要支援）認定を受けている方で、障害高齢者自立度・認知症高齢者自立度の基準に該当する方には、申請により、所得税及び住民税の障害者控除対象者認定書を交付します。

高齢者におむつを差し上げます

北区社会福祉協議会（岸町1-6-17）
TEL 3905-6653 FAX 3905-4653

介護保険の要支援1・2及び要介護1～3までの方（要介護3は申請時74歳以下）、65歳以上で常時おむつが必要な方に対して、3カ月間を限度としておむつを差し上げます。

要介護4・5の方、要介護3で75歳以上の方、障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の障害がある方など、他制度でおむつの支給等を受けられる方は対象外となります。

※ 事前に電話で対象となるかご確認ください。

※ 本制度で過去に支給を受けたことがある方は対象外となります。

外出困難な高齢者の方に〈リフト付きタクシー〉

障害福祉課障害福祉係

TEL 3908-9085 FAX 3908-5344

ねたきりなど的高齢者の方が、車イスや寝台のまま乗車できるリフト付きタクシーをご利用になれます。利用日の1カ月前からの予約制です。

区立の介護福祉施設で行っている介護保険事業

区立事業所のほかにも多数の民間事業所があります。事業所についての情報は、介護保険課の窓口やホームページで提供していますのでご利用ください。

※ 介護保険については、P55～58をご覧ください。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 指定管理者導入施設

在宅で介護を受けることが困難な方で、介護保険の要介護3～5に認定された方もしくは要介護1・2に認定された方で、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が困難と認められる方が入所し、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活の世話、機能訓練、健康管理などが受けられます。

【入所相談】

高齢福祉課高齢相談係

TEL 3908-9083 FAX 3908-1229

【施設】

施設名	床数	所在地
上中里つつじ荘	120床	上中里 2-45-2
清水坂あじさい荘	138床	中十条 4-16-32 ※
桐ヶ丘やまぶき荘	106床	桐ヶ丘 1-16-26 ※

- ※ 区立の3施設以外にも、区内の民間施設（王子光苑50床・ウエルガーデン西が丘園100床・みずべの苑63床・うきま幸朋苑115床・飛鳥晴山苑156床・新町光陽苑90床・赤羽北さくら荘148床・浮間こひつじ園100床）及び区外契約施設があります。
- ※ 特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘（短期入所生活介護・通所介護を含む）は、大規模改修工事のため旧浮間さくら荘（浮間3-11-26）へ仮移転しています（令和7年2月までの予定）。
- ※ 特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘（短期入所生活介護・通所介護を含む）は、令和7年度以降、大規模改修工事を予定しています。



福祉

短期入所生活介護（ショートステイ） 指定管理者導入施設

介護保険の要支援1・2及び要介護1～5と認定された方が介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練が受けられます。利用はケアマネジャーを通じて各施設へお申し込みください。

上中里つつじ荘	10床	TEL 5390-6003
清水坂あじさい荘	22床	令和7年2月まで TEL 6454-9034 3月から TEL 5924-2026
桐ヶ丘やまぶき荘	10床	TEL 5924-0150

※ 清水坂あじさい荘については、仮移転中のため令和7年2月まで空床利用型のみの受付としています。

通所介護（高齢者在宅サービスセンター） 指定管理者導入施設

介護保険の要支援1・2及び要介護1～5と認定された方が、食事、入浴などの介護や日常生活訓練などのサービスを受けられます。送迎サービスもあります。利用はケアマネジャーを通じて各施設へお申し込みください。

上中里つつじ荘	TEL 5390-6008
滝野川西高齢者在宅サービスセンター（滝野川6-21-25）	TEL 3916-1501
清水坂あじさい荘	令和7年2月まで TEL 6454-9035 3月から TEL 5924-2024
堀船高齢者在宅サービスセンター（堀船2-25-2-101）	TEL 3927-7557
桐ヶ丘やまぶき荘	TEL 5924-0151

介護予防・日常生活支援

介護予防拠点施設（ぷらっとほーむ） 指定管理者導入施設

いつまでも住み慣れたまちで、元気で自立した生活が送れるように、高齢者の社会参加と地域の支え合いの体制づくりを目指す介護予防事業と通所型サービス事業（運動、栄養、口腔機能向上等）を行います。一部自己負担があります。

【実施施設】

ぷらっとほーむ滝野川東（滝野川1-46-7）	TEL 5974-2540
ぷらっとほーむ桐ヶ丘（桐ヶ丘1-6-2-101）	TEL 3908-1277

見守り・声かけをします 〈北区おたがいさまネットワーク〉

長寿支援課 TEL 3908-9017 FAX 3908-9257
65歳以上の一人ぐらしの高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯の方で、見守りを希望される方に、高齢者

あんしんセンターと連携して、民生委員や声かけサポーター（ボランティア）が月2回程度の声かけをします。ご希望の方は、お近くの高齢者あんしんセンターにご相談ください。（P78）

要支援や要介護のおそれのある高齢者の方に 〈一般介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）〉

長寿支援課 TEL 3908-9017 FAX 3908-9257
65歳以上で要支援や要介護のおそれのある方に、生活機能の低下を防ぐとともに、介護予防の取組が続けられる仲間づくりを行うための体操教室を、北とびあやスポーツクラブ等で行っています。（介護予防・日常生活支援総合事業 P58）

定期的に訪問します〈民生委員〉

長寿支援課 TEL 3908-9017 FAX 3908-9257
65歳以上の虚弱な一人ぐらし高齢者を週に1回程度定期的に地域の民生委員が訪問し、安否の確認や悩みごとなどの相談に応じます。ご希望の方は、お近くの民生委員にご相談ください。（P78）

手すりなどの住宅改造が必要な方に 〈住宅改造費の助成〉

高齢福祉課高齢相談係 TEL 3908-9083 FAX 3908-1229
65歳以上で介護保険の要介護認定で非該当（自立）となった方で、住宅改造が必要と認められる方に、手すりの取り付け、床段差の解消、床材の変更、扉の取り替えなどの住宅改造費を助成します。必ず事前にご相談ください。

慢性疾患があるなど常時注意が必要な方に 〈高齢者見守り・緊急通報システム〉

高齢福祉課高齢相談係 TEL 3908-9083 FAX 3908-1229
おおむね65歳以上の一人ぐらしまたは高齢者のみの世帯で、慢性疾患があるなど日常生活で常時注意を要する方で、近隣に親族が居住していない方に緊急通報システム機器を設置します。また、希望される方には、火災安全システムや安否確認センサも設置します。所得により各自負担があります。

聴力が低下した高齢者の方に 〈高齢者補聴器購入費用助成〉

高齢福祉課高齢相談係 TEL 3908-9083 FAX 3908-1229
聴力が低下した65歳以上の方で、住民税非課税または住民税均等割のみ課税あるいは生活保護受給者の方



福祉

等で、聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちでなく、耳鼻咽喉科医が補聴器の使用が望ましいと判定した中等度難聴者の方に補聴器購入費用の一部を助成します。
※購入前に申請が必要です。必ず事前にご相談ください。

老人ホーム

高齢福祉課高齢相談係

TEL 3908-9083 FAX 3908-1229

養護老人ホーム

おおむね65歳以上で経済上、環境上の理由で家庭で生活することが困難な方の入所施設です。入所にあたっては本人及び扶養義務者の負担能力に応じて、各自負担があります。

区内には1施設あります。

都市型軽費老人ホーム

60歳以上の方で、自炊できない程度の健康状態にあり、一人暮らしに不安がある方で北区におおむね1年以上住民登録を有している方の入所施設です。入所にあたっては本人の負担能力に応じて負担があります。

手続き支援

北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」
(岸町1-6-17) TEL 3908-7280 FAX 3905-4653

福祉サービス利用援助事業 〈地域福祉権利擁護事業〉

高齢の方が安心して地域で生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、年金証書などの書類預かりなどの支援をします。ご本人と社会福祉協議会とが、契約をして、援助を行います(契約後の支援は有料です)。

詳しくはお問い合わせください。

敬老・親睦・施設

高齢者相互の親睦に〈シニアクラブ〉

長寿支援課 TEL 3908-9017 FAX 3908-9257

北区シニアクラブ連合会事務局 TEL・FAX 3914-5194

いきがいのある高齢期を過ごすため、おおむね60歳以上の地域の方が、自主的にクラブを結成して、社会奉仕活動、健康づくりを進める活動などを行っています。

入会はお住まいの地域で活動しているクラブへの加入になります。詳しくは北区シニアクラブ連合会事務局へお問い合わせください。

高齢者ヘルシー入浴補助券

長寿支援課 TEL 3908-9017 FAX 3908-9257

区内に住所を有する70歳以上の希望する方に、区内または荒川区内の指定公衆浴場が割引で利用できる「高齢者ヘルシー入浴補助券」を交付します。詳しくはお問い合わせください。

敬老祝品の贈呈

長寿支援課 TEL 3908-9017 FAX 3908-9257

88歳(米寿)、百歳及び男女の最高齢の方に祝品等を毎年9月に贈呈しています。

高齢者のいきいの場所に〈老人いきいの家〉

指定管理者導入施設

60歳以上の区民の方に、人生100年時代を見据えた生きがいづくりや健康づくり、介護予防、地域活動を通して社会参加につながる様々な事業を行っています。

志茂老人いきいの家

(志茂1-2-22 元氣ぶらざ内)

TEL 3902-5608 FAX 5249-2210

滝野川老人いきいの家

(滝野川1-46-7 滝野川東区民センター内)

TEL 3915-5545 FAX 3915-5615

名主の滝老人いきいの家

(岸町1-15-25 名主の滝公園内)

TEL 3909-3083 FAX 5948-5303

いきがい活動センター 指定管理者導入施設

TEL 5390-2220 FAX 5390-2233

高齢者の就労と社会参加につながる「いきがいづくり」を支援する拠点です。

【所在地】王子5-2-5-101

●JR京浜東北線東十条駅北口徒歩9分

●地下鉄南北線王子神谷駅徒歩6分

●都営バス王子5丁目徒歩6分

70歳以上の高齢者に〈東京都シルバーパス〉

一般社団法人東京バス協会東京都シルバーパス専用電話

TEL 5308-6950

東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課

TEL 5320-4275

シルバーパスで、都営交通、都内の民営バスが自由に乗車できます。70歳以上の希望する方に、東京バス協会が有料で発行します。詳しくはお問い合わせください。



福祉

仕事

60歳以上の方へ簡単な作業を〈授産場〉 指定管理者導入施設

王子授産場（王子2-19-20）	TEL 3912-9171
桐ヶ丘授産場（桐ヶ丘2-7-22）	TEL 3900-0275

働きたいという方のために簡単な作業を提供します。

【利用資格】60歳以上の方

【作業種目】箱折・袋詰など簡単な手作業

あなたの経験と能力を生かして 〈北区シルバー人材センター〉

公益社団法人北区シルバー人材センター（赤羽1-1-38）
TEL 3908-8400 FAX 3908-8405

定年後もいきがいのため、軽い仕事をしたいという健康な高齢者の会員組織で、地域に関わりの深い仕事を引き受け、自分の希望する仕事に知識や経験、技能を活かして就業する公共公益的な団体です。

【会員が従事する主な仕事内容】

- マンション清掃や管理 ●駐車場、駐輪場管理
- 公園清掃 ●公共施設の受付、案内
- 自転車整理 ●襖・障子の張り替え
- 植木の手入れ、草むしり ●家事援助

【入会手続き】

60歳以上の健康な北区民で、当センターの趣旨に賛同する方が対象です。

入会説明会（月1回・事前予約制）にご参加ください。
入会手続き（面接）後、理事会の承認を受け会員になります。（年度会費2,000円）

【入会すると】

当センターが請け負った仕事の中から希望に添った仕事に従事していただき、報酬は配分金として当センターから受け取る仕組みになっています。

【仕事の発注は】

仕事の依頼も受け付けています。
高齢者向きの仕事がありましたら、ぜひ当センターにご連絡ください。

ボランティア

地域でボランティア活動をしたい方に

ぶらっとほーむ滝野川東（滝野川1-46-7）	TEL・FAX 5974-2540
指定管理者導入施設	
ぶらっとほーむ桐ヶ丘（桐ヶ丘1-6-2-101）	
指定管理者導入施設	TEL 3908-1277 FAX 3908-1557

ぶらっとほーむ滝野川東・桐ヶ丘では、高齢者が中心となって地域の介護予防を進める仲間づくりやボランティア活動の相談・支援を行っています。詳しくはお問い合わせください。

◆ 障害のある方に

障害のある方の相談

障害者の方の総合窓口 〈身体・知的・精神障害及び難病〉

障害福祉課王子障害相談係	TEL 3908-9081・1358・1359 FAX 3908-5344
障害福祉課赤羽障害相談係	TEL 3903-4161 FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター	TEL 4334-6548 FAX 4334-6549

障害のある方の福祉サービスに関する相談に応じます。

※ 精神障害の方はまず各健康支援センター（P48参照）にご相談ください。

子どもの障害相談 （児童発達支援センター）

児童発達支援センター	TEL 3913-8841
------------	---------------

※ 詳しくはP98をご覧ください。

知的障害や精神障害などで判断能力に不安をお持ちの方の相談、福祉サービス利用に関する苦情相談

北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」 （岸町1-6-17）	TEL 3908-7280 FAX 3905-4653
---	-----------------------------

福祉サービスの利用援助や金銭管理に関する相談、成年後見制度についての相談などをお受けします。

【一般相談】

社会福祉協議会職員が対応します。

【専門相談（予約制）】

権利侵害、成年後見制度の利用、遺言、相談などについての相談を弁護士などがお受けします。

〈専門相談日〉第1・3水曜日 午後1時30分～4時30分

【成年後見制度の利用支援】

制度の説明や関係機関の紹介などを行います。

【福祉サービスの苦情相談】

随時受け付けています。内容によっては、第三者の苦情調整委員が対応します。

手帳と手当

障害福祉課王子障害相談係	TEL 3908-9081・1359 FAX 3908-5344
障害福祉課赤羽障害相談係	TEL 3903-4161 FAX 3903-0991



福祉

身体障害の方が支援を受けるために 〈身体障害者手帳〉

身体に障害のある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。障害の種別・程度により1～6級の手帳が交付されます。交付申請先など詳しくはお問い合わせください。

精神障害の方が支援を受けるために 〈精神障害者保健福祉手帳〉

精神障害のある方が一定の障害にあることを証明するものです。この手帳をもっていることによりいろいろな支援を受けられます。交付申請先など詳しくはお問い合わせください。

心身障害の方に〈各種手当〉

【心身障害者福祉手当（区の制度）】

区内にお住まいの方で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症及び難病医療費助成を受けている方に月額15,500円、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級の方に月額10,000円の手当を支給します。

※ 所得制限、年齢制限等支給制限があります。

※ 20歳未満の方は、児童育成手当が該当します。ただし、併給はできません。

児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当についてはP92をご覧ください。

【東京都重度心身障害者手当（都の制度）】

心身に特に重度の障害があるため、家庭において常時複雑な介護を必要とする方に手当（月額60,000円）を支給します。

※ 所得制限、年齢制限等支給制限があります。

【障害児福祉手当・特別障害者手当（国の制度）】

心身に重度の障害があるために、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に障害児福祉手当（月額15,690円）を、20歳以上で常時特別な介護を必要とする方に特別障害児手当（月額28,840円）を支給します。（令和6年度現在）

※ 所得制限等支給制限があります。

※ 月額は変動する場合があります。

知的障害の方が支援を受けるために〈愛の手帳〉

東京都北児童相談所	TEL 3913-5421 (代)
東京都心身障害者福祉センター	TEL 3235-2961

知的障害のある方がいろいろな支援を受けるために必要な手帳です。交付申請先など詳しくは、18歳未満は北児童相談所、18歳以上は東京都心身障害者福祉センターまでお問い合わせください。

医療と補装具

障害福祉課王子障害相談係
TEL 3908-1358・1359・9081 FAX 3908-5344
障害福祉課赤羽障害相談係
TEL 3903-4161 FAX 3903-0991

心身障害者医療費助成（マル障）

身体障害者手帳1・2級（内部障害の方は3級を含む）、愛の手帳1・2度及び精神障害者保健福祉手帳1級（平成31年1月より）で、国民健康保険や社会保険などに加入している方が対象です。区役所でお渡しする（障）受給者証を健康保険証と一緒に医療機関に提示すると、保険が適用される部分について一部費用を助成します。ただし、所得制限・年齢制限などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

自立支援医療（精神通院）

精神障害（てんかんを含む）のある方が病院または診療所へ通院して精神疾患の治療を受ける場合に、その医療費の一部を公費で助成します。

自立支援医療（更生医療）

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方で、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療を受けるとき必要と認められた方に、その医療費の一部を公費で助成します。

難病医療費助成

原因が不明で効果的な治療法が確立されておらず、経過が慢性にわたる難病について、経済的な負担を軽減するために医療費の助成を行っています。

【対象】

都内に住所を有し、医療費助成対象疾病に罹患し、認定基準を満たしている方

一般歯科診療所で治療が困難な方に

心身に障害のある方及び高齢者の方で、一般歯科診療所では治療が困難な方に対して、歯科治療及び口腔保健指導を実施しています（予約制）。

受診の際は保険証などをお持ちください。

【診療場所及び申込先】

北区障害者口腔保健センター （滝野川6-21-25 滝野川西区民センター2階）
TEL 5567-2088 FAX 5567-3388

【予約受付日及び予約受付時間】

月～金曜（祝日及び年末年始を除く）
午前9時30分～午後5時



身体障害の方に補装具を

身体障害者（児）の日常生活の向上のために、補装具の交付、修理、借受けの費用助成を行います。

【対象者】

身体障害者（児）

※ 品目によって対象者が異なり、判定が必要となる場合があります。

【補装具の主な品目】

眼鏡、補聴器、義手、義足、車椅子、姿勢保持装置 等
※ 購入後の助成はできません。必ず事前にご相談ください。

※ 原則として介護保険法や労働者災害補償保険法等の他法優先となります。

※ 所得制限（障害児の場合を除く）があり、本人や家族の所得に応じて自己負担があります。

※ 特定の難病に該当する方は、助成対象となる場合があります。

※ 一部品目は借受けが利用できない場合があります。

日常生活の援助

障害福祉課王子障害相談係

TEL 3908-9081・1358 FAX 3908-5344

障害福祉課赤羽障害相談係

TEL 3903-4161 FAX 3903-0991

滝野川地域障害者相談支援センター

（★印のついているもののみ）

TEL 4334-6548 FAX 4334-6549

ホームヘルプサービス（居宅介護）★

障害のある方が援助を必要とする場合、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、身体介護や家事援助など生活全般にわたる援助を受けることができます。

【対象】

身体障害・知的障害・精神障害・特定の難病に該当する方。ただし、介護保険対象者は介護保険が優先となります。

【費用】

世帯の収入状況等に応じて各自負担があります。

【手続】

窓口または電話で相談を受け付けます。相談をお受けした後、障害者の心身の状況（障害支援区分）の判定や必要なサービス量の調査をし、支給決定します。決定のあと、サービスを受ける方がホームヘルプ事業者と契約をします。

ショートステイ（短期入所・日中一時支援）★

身体・知的・精神障害のある方や難病等の方（難病等の方は、日中一時支援は対象になりません）が、介護

を行う方の疾病その他の理由でお困りの時、施設を一時的に利用することができます。

【費用】

世帯の収入状況等に応じて各自負担があります。食費などの費用負担があります。

【手続】

窓口または電話で相談を受け付けます。相談をお受けした後、障害者（児）の心身の状況（障害支援区分）の判定や必要なサービス量の調査をして決定します。

心身障害者の日常生活のために〈日常生活用具〉

心身に障害のある在宅の方に福祉の増進のために、日常生活用具の購入費用助成を行います。

【対象者】

心身に障害のある在宅の方

※ 品目によって対象者が異なります。

【日常生活用具の主な品目】

特殊寝台、特殊マット、ストマ装具、ネブライザー、フラッシュベル 等

※ 購入後の助成はできません。必ず事前にご相談ください。

※ 原則として介護保険の貸与、給付が優先となります。

※ 所得制限があり、本人や家族の所得に応じて自己負担があります。

※ 特定の難病に該当する方は、助成対象となる場合があります。

東京都心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養する保護者（65歳未満）が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡または重度障害）があったとき、残された障害のある方に終身一定額の年金が支給される任意加入の制度です。詳しくはお問い合わせください。

一人暮らし等の身体障害の方に〈緊急通報システム〉★

18歳以上の身体障害者手帳1・2級または難病患者（東京都の医療費助成を受けている方）で一人暮らしもしくは日中おひとりの方に、緊急時連絡用の緊急通報システム機器を設置します。所得により各自負担があります。

障害者の方のNHK放送受信料の減免

NHK放送受信料が全額または半額免除されます。

【全額免除】

障害のある方がいる世帯で、世帯全員が住民税を課税されていない世帯。

【半額免除】

契約者である世帯主が視覚もしくは聴覚障害または身体障害者手帳1・2級、愛



福祉

の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級、重度の戦傷病者（特別項症から第1款症）の方である世帯。

身体障害の方の入浴介助（訪問入浴）

肢体または体幹機能障害1・2級の方で、家族などの介助のみでは入浴が困難な方に巡回入浴車を派遣します。介護保険対象者は、介護保険が優先します。所得に応じて、各自負担があります。

心身障害の方に寝具乾燥★

身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度の方で、寝たきりなどの状態にあり、寝具の乾燥が困難な方に月1回専門業者が寝具乾燥を行います。費用の一部は各自負担です。

心身障害の方の理髪に〈訪問理美容〉★

外出困難な下肢または体幹機能障害1・2級または愛の手帳1・2度の方に、理容師もしくは美容師を派遣します（各自負担あり）。

重度心身障害の方に 〈紙おむつの支給★、代金の助成〉

身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方で重度心身障害に起因して常時おむつを必要としている方に紙おむつを支給します。入院中で、病院指定のおむつしか使用できない方には、おむつ代金の一部を助成します。

肢体不自由の方に〈マッサージ券の交付〉★

肢体不自由1～3級の方に年5回分のマッサージ券を交付します。指定のマッサージ師の施療所に事前に連絡して、施療を受けてください。なお、高齢者福祉マッサージ券の対象者には交付できません。詳しくはお問い合わせください。

目の不自由な方に盲導犬を給付します

視覚障害1級で、都内に1年以上居住する18歳以上の方に盲導犬を無料で給付します。なお、犬の飼育費などは各自負担です。所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

心身障害の方の自動車運転免許取得費の助成

18歳以上の障害のある方が自動車運転免許を取得する場合に費用の一部を助成します。対象要件があります。詳しくはお問い合わせください。

身体障害の方所有の自動車改造費の助成

就労などのために18歳以上の身体障害者本人が運転する自動車の操向装置および駆動装置を改造する場合、費用の一部を助成します。対象要件があります。詳しくはお問い合わせください。

心身障害の方の外出を支援します 〈福祉タクシー利用券〉★

下肢・体幹機能障害1～3級、視覚障害1・2級、内部障害1～3級または愛の手帳1・2度で在宅の方に外出支援として、1カ月につき500円券7枚と、100円券5枚の福祉タクシー利用券を交付します。対象要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

外出困難な重度身体障害の方に 〈リフト付きタクシー〉

重度の身体障害のある方が、車イスや寝台のまま乗車できるリフト付きタクシーをご利用になれます。利用日の1カ月前からの予約制です。詳しくはお問い合わせください。

心身障害の方の外出を支援します 〈ガソリン代助成〉★

自動車税または軽自動車税を減免された身体障害者手帳、愛の手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方にガソリン代の一部として1カ月3,500円分のガソリン券を交付します。ただし、福祉タクシー利用券の交付を受けていない方に限ります。対象要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

心身障害の方のために有料道路通行料の割引

身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちで、下記の要件に該当する方が有料道路を通行する場合、通常の通行料が半額になります（営業用の自動車などを除く）。
・身体障害の方が自ら運転する場合
・重度（一種）の身体障害の方、または重度（一種）の知的障害の方を乗せて、障害者本人以外の方が運転する場合
詳しくはお問い合わせください。

心身障害の方に交通機関の優遇措置

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に交通機関の優遇措置があります。都営交通（電車、バス、地下鉄）、民営バス、航空、JR、私鉄運賃の割引があります。対象者や内容がそれぞれ違いますので、詳しくはお問い合わせください。



福祉

住宅設備改善費の給付

学齢児以上の身体障害者手帳をお持ちの方で下肢・体幹等に係わる障害の程度が1～3級の方または補装具として車イスの交付を受けた内部障害の方に対し、住宅設備改善費を助成します。ただし、等級や年齢により、給付内容が限られます。また所得制限があり、かつ本人や家族の所得に応じて自己負担があります。

- ※ 工事後の助成はできません。必ず事前にご相談ください。
 - ※ 介護保険の対象の方は、介護保険の住宅改修が優先されます。
 - ※ 特定の難病に該当する方は、一部対象となる場合があります。
 - ※ 原則として一世帯あたり同一種目一回限りとなります。
- 詳しくはお問い合わせください。

小児慢性特定疾病児童等の日常生活のために (小児慢性特定疾病児童等日常生活用具)

小児慢性特定疾病児童等の日常生活の向上のため、次のような日常生活用具の購入費用助成を行います。

【対象】

- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- ・ 児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による用具の給付の対象とならない方

【主な品目】

特殊寝台、特殊マット、歩行用支援用具、ネブライザー 等

- ※ 購入後の助成はできません。必ず事前にご相談ください。また、所得制限があり、かつ家族の所得に応じて自己負担があります。

補聴器の購入費用を助成します (中等度難聴児発達支援)

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の中等度難聴児に対して補聴器の購入費用の一部を助成します。対象要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

- ※ 購入後の助成はできません。必ず事前にご相談ください。

聴覚障害の方に〈手話通訳者〉

手話通訳連絡所 (第一庁舎1階4番)
TEL 3908-8607 FAX 3908-6323

聴覚障害の方が、健聴者との意思疎通を円滑にするため、手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣します。利用には事前登録が必要です。FAXのほかにもメールでも依頼ができます。また、第一庁舎1階及び赤羽会館6階に常駐する手話通訳者は区役所・赤羽

会館各窓口での通訳や生活相談を行います。

児童発達支援給食費の助成

障害福祉課障害福祉係
TEL 3908-9085 FAX 3908-5344

児童発達支援サービス利用時に負担した給食費を助成します。詳しくはお問い合わせください。

車イスをお貸しします

北区社会福祉協議会 (岸町1-6-17)
TEL 3905-6653 FAX 3905-4653

ケガなどにより一時的に車イスが必要になった方に原則3カ月以内で車イスをお貸しします。

【必要なもの】 北区在住が証明できるもの
(免許証、健康保険証など)

- ※ 車イスは台数に限りがあり、ご希望時にお貸しできないことがありますので、事前に電話で予約してください。

ハンディキャブをお貸しします

北区社会福祉協議会 (岸町1-6-17)
TEL 3905-6653 FAX 3905-4653

車イスごと乗車できるリフト付きワゴン車をお貸しします。

【対象】

高齢者や身体障害者の方で、車イスやストレッチャーでないと移動が困難な方

【利用方法】

事前予約制。月4日間まで

- ※ 走行距離に応じてガソリン代相当分を負担していただきます。

【年会費】

2,000円 (年度ごとの更新が必要です。)

手続き支援

北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」
(岸町1-6-17) TEL 3908-7280 FAX 3905-4653

福祉サービス利用援助事業〈地域福祉権利擁護事業〉

知的障害、精神障害の方が安心して地域で生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、年金証書などの書類預かりなどの支援をします。ご本人と社会福祉協議会とが契約をして、支援を行います。

- ※ 契約後の支援は有料です。詳しくはお問い合わせください。



施設

施設の通所や入所に関する相談に応じます (入所・通所相談)

■ 身体・知的・精神障害者のための施設

障害福祉課王子障害相談係	TEL 3908-1358 FAX 3908-5344
障害福祉課赤羽障害相談係	TEL 3903-4161 FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター	TEL 4334-6548 FAX 4334-6549

■ 心身に障害のある児童のための施設

東京都北児童相談所	TEL 3913-5421
-----------	---------------

障害者福祉センター

障害者福祉センター (中十条1-2-18)	TEL 3905-7111 FAX 3905-7116
-----------------------	-----------------------------

- JR王子・東十条・十条駅下車 徒歩約10分
区内に居住する身体障害、知的障害及び精神障害の方の福祉の増進を図るための施設です。

【集会施設】

障害者福祉センターに登録している障害者団体に対して部屋の貸出を行っています。

室名 (定員)	和室 (20)、洋室 (15)、録音・音楽室 (20)、ボランティア室 (10)
貸出日	休館日、12月28日及び1月4日を除く日
休館日	年末年始 (12月29日～1月3日) 施設設備保守点検などで休館日とする日
貸出時間	午前9時～午後9時

【浴室】

家庭の風呂や一般浴場を利用することが困難な1～2級の体幹機能障害の方に対し、浴室の貸出を行います (要問い合わせ)。なお、入浴介助と送迎については利用者の負担となります。

障害者福祉センター事業係	TEL 3905-7121 FAX 3905-7116
--------------	-----------------------------

【作業訓練室】

15歳以上で中軽度の障害の方を対象に各種趣味の講座や、中軽度の知的障害の方にグループワーク・レクリエーション活動を行い、自立・社会参加促進のための支援をしています。

【機能訓練室】

脳卒中などの後遺症、そのほか疾病や負傷などにより高次脳機能障害と診断され、医療終了後も継続して訓練を行うことが望ましいと思われる方、又は軽度の若年性認知症の方、原則として40歳以上65歳未満 (利用開始時) の方を対象に通所による訓練を行います。

〈訓練内容〉高次脳機能障害訓練

※ 公認心理師等による相談や家族会もあります。

詳しくはお問い合わせください。

心身に障害のある方の通所施設

※ ご利用の際は、障害福祉サービス受給者証が必要になります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

■ 障害者福祉センター生活訓練室

障害者福祉センター支援係	TEL 3905-7113 FAX 3905-7116
--------------	-----------------------------

重度身体障害の方を対象とし、日々の通所を通して、生活・健康の支援を行い、生活の質の向上と自立の促進を図る施設です。

■ 福祉作業所

指定管理者導入施設

王子福祉作業所 (王子2-19-20)	TEL 3919-9575 FAX 3919-9576
赤羽西福祉作業所 (赤羽西5-7-5)	TEL 3907-5801 FAX 5948-5070
たばた福祉作業所 (西ヶ原1-19-12 滝野川健康支援センター2階)	TEL 5907-5215 FAX 5907-5214

就労が困難な知的障害の方で、単独で通所のできる方に作業や、生活訓練を行い自立を支援する施設です。

■ 福祉工房

指定管理者導入施設

赤羽西福祉工房 (赤羽西5-7-1)	TEL 3908-4111 FAX 3908-4072
--------------------	-----------------------------

身体障害のために就業能力の限られている方に作業訓練、生活訓練などを行い自立を支援する通所施設です。

■ 福祉園

指定管理者導入施設

あすなろ福祉園 (王子6-4-6)	TEL 3913-0188 FAX 3913-0189
若葉福祉園 (赤羽西6-9-2)	TEL 5993-5556 FAX 5993-5558

障害程度の重い18歳以上の知的障害の方に対し、社会生活能力の向上と自立に必要な作業、生活、健康づくり、計画相談等の支援を行う施設です。

知的障害の方のグループホーム〈神谷ホーム〉

指定管理者導入施設

障害福祉課王子障害相談係	TEL 3908-1358 FAX 3908-5344
障害福祉課赤羽障害相談係	TEL 3903-4161 FAX 3903-0991
障害者福祉センター	TEL 3905-7111 FAX 3905-7116

15歳以上の知的障害の方に対して生活の場を提供することにより、地域社会での自立生活を援助する施設です。



福祉

障害のある方の社会参加、自立生活の支援をします

障害者基幹相談支援センター
(中十条1-2-18 障害者福祉センター内)
TEL・FAX 3905-7226

主に地域の障害のある方やそのご家族のご相談に応じています。また、区内の関係機関と協力しながら、障害者の暮らしを様々な方法で支援しています。

- (1) 自立生活のための各種相談・情報提供
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組・人材育成
- (3) 権利擁護・虐待防止の取組
- (4) 地域移行・地域定着の促進の取組

障害者地域活動支援室「支援センターきらきら」
(中十条1-2-18 障害者福祉センター内)
TEL 3905-7201・3905-7202 FAX 3905-7203

障害のある方がより豊かに地域生活を送るために創作的活動又は生産的活動の機会の提供や相談支援等を行っています。

障害のある方の就労を支援します

主に知的・身体障害の方
就労支援センター北 ドリームヴィ (上十条2-1-12)
TEL・FAX 3906-7753

主に精神障害の方
就労支援センター北 わくわくかん (赤羽南2-6-6 B1)
TEL 3598-3337 FAX 3902-9996

就労の相談・訓練、就労の準備支援、職場の問題の相談などに応じています。

女性

女性の自立のための女性福祉資金

生活福祉課生活支援係
TEL 3908-9046 FAX 3908-1241

都内に6カ月以上お住まいで、北区に住所を有している寡婦、未婚の女性の方などにお貸しする資金です。償還期間は3～20年以内、無利子、保証人が必要です。詳しくはお問い合わせください。

女性のための相談

生活福祉課相談係
TEL 3908-1142 FAX 3908-7171

離婚や配偶者などからの暴力による被害などの悩みを抱えている女性や、保護、援助の必要な女性の相談に女性相談員が応じています。

スペースゆう (北区男女共同参画活動拠点施設)

スペースゆう
TEL 3913-0161 FAX 3913-0081

男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画を推進するための拠点施設です。

※ 詳しくはP107をご覧ください。

ひとり親家庭

ひとり親家庭の就労支援

生活福祉課相談係
TEL 3908-1142 FAX 3908-7171

次の事業により、ひとり親家庭の父または母の就労・自立を支援します。所得などの要件があります。

- 自立支援教育訓練給付金
- 高等職業訓練促進給付金
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 (ひとり親家庭の子も対象となります)
- 自立支援プログラム (就労計画書) 策定

ひとり親 (母子・父子) 家庭のための相談

生活福祉課相談係
TEL 3908-1142 FAX 3908-7171

ひとり親 (母子・父子) 家庭の就業や生活設計、母子生活支援施設入所 (母子のみ) などに関する相談に母子・父子自立支援員が応じています。

そらまめ相談室 (ひとり親家庭等相談室)
TEL 3908-1363

ひとりで子育てすることの不安や、生活に関わる困り事の相談に、専門相談員が応じています。

母子生活支援施設 指定管理者導入施設

生活福祉課相談係
TEL 3908-1142 FAX 3908-7171

生活上のさまざまな問題をかかえ、子 (18歳未満) の養育にお困りの母子世帯の生活と自立を支援する児童福祉施設です。入所期間は原則2年間です。

ひとり親家庭の自立のための 東京都母子及び父子福祉資金

生活福祉課生活支援係
TEL 3908-9046 FAX 3908-1241

都内に6カ月以上お住まいで20歳未満 (下のお子さんが20歳未満であれば20歳以上の上のお子さんも可) のお子さんを扶養しているひとり親家庭の方にお貸しする資金です。詳しくはお問い合わせください。



母子福祉応急小口資金

生活福祉課生活支援係

TEL 3908-9046 FAX 3908-1241

区内に3カ月以上お住まいの母子家庭で、災害、疾病その他の理由で緊急に費用の支出をしなければならないとき、借受後の償還が確実な方に5万円を限度にお貸しします。

無利子で12カ月以内の均等償還、保証人は不要です。詳しくはお問い合わせください。

ひとり親家庭等の医療費の助成

子ども未来課子育て給付係

TEL 3908-9096 FAX 3908-8310

母子・父子などのひとり親家庭等の方に医療証を発行し、医療費の助成をします。ただし、請求者及び扶養義務者（同居の親族）の所得制限があります。

詳しくはお問い合わせください。

【助成対象とならない方】

- (1) 申請者及び申請者と生計を同じくする扶養義務者の前々年の所得が所定の限度額を超えているとき
- (2) 生活保護法による保護を受けているとき
- (3) 健康保険に加入していないとき
- (4) 児童が児童福祉施設等（契約入居者を除く）に入所するようになったとき（保育園・通所施設等を除く）
- (5) 児童が、児童福祉法に規定する里親等に委託されているとき
- (6) 心身障害者医療費助成制度の助成を受けることができるとき

【受給要件、助成内容など】

下記の表をご覧ください。

■ ひとり親家庭等の医療費の助成

受給要件	助成内容	手続きに必要なもの
18歳に達した日以後の最初の3月末日までの児童（20歳未満で身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度の障害のある方を含む）で、次のいずれかに該当する児童を監護している母子・父子家庭等	健康保険の適用される診療や投薬の自己負担分を助成します。	●請求者及び児童の健康保険証（資格証明書または資格情報のお知らせでも可）※コピー可
(1) 父母が婚姻を解消した児童	ただし、収入によっては一部自己負担金が発生します。	●請求者及び児童の戸籍全部事項証明書（謄本）（発行から1カ月以内のもの）
(2) 父または母が重度の障害（おおむね身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童	※入院時の食事代は全額各自負担となります。	※ほかに提出書類が必要な場合もあります。
(3) 父または母の死亡・生死不明・1年以上遺棄されている・DV保護命令を受けている等		※所得制限など詳しくはお問い合わせください。
※「監護」とは、一般に児童の生活に通常必要とされる管理・監督を行うこと。		

児童扶養手当・児童育成手当

子ども未来課子育て給付係

TEL 3908-9096 FAX 3908-8310

児童を養育している母子・父子家庭などの方に手当を支給します。

※詳しくはP92をご覧ください。

◆ 中国残留邦人等及び特定配偶者の方

支援給付金及び配偶者支援金

生活福祉課生活支援係

TEL 3908-9004 FAX 3908-1241

厚生労働省が認定した「高齢基礎年金等の満額支給」の対象者となる中国残留邦人等とその特定配偶者の方に、支援給付金及び配偶者支援金を支給します。収入の基準等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆ ボランティアなど

NPO・ボランティア活動に関するご相談は

東京都北区NPO・ボランティアぶらざ（北とぴあ4階）

指定管理者導入施設 TEL 5390-1771 FAX 5390-1778

北区NPO・ボランティアぶらざでは、ボランティア活動やNPOに関する相談を受け付けています。「ボランティア活動をしてみたい」「グループを作りたい」「NPO法人になるにはどうしたらいい？」など、お気軽にご相談ください。

【開館時間】 火～土曜 午前10時～午後9時

日曜 午前10時～午後5時

【休館日】 月曜（月曜が祝日にあたる場合は、その翌日も休み）、年末年始

高齢者いきいきサポーター制度

特定非営利活動法人東京都北区市民活動推進機構

（東京都北区NPO・ボランティアぶらざ内・北とぴあ4階）

TEL 5390-1771 FAX 5390-1778

北区在住の65歳以上の方が、ボランティア活動を通じて社会参加や地域貢献の喜びを味わいながら、より元気になることを目的とした制度です。制度に登録し受入施設でボランティア活動をすると「いきいきサポーター手帳」にスタンプが押印され、スタンプ数に応じた交付金（上限あり）を申請することができます。

【対象者】 北区在住の65歳以上の方

【活動内容】 指定の区内高齢者施設などで行う、話し相手、洗濯物の整理、レクリエーション支援など



福祉

友愛ホームサービス

北区社会福祉協議会友愛ホームサービス担当
(岸町1-6-17) TEL 3907-9492 FAX 3905-4653

地域の高齢者の方などを対象に日常生活の簡単な手伝いをする住民参加型の有償在宅福祉サービスです。地域の方がサポートスタッフとして登録し、家事や外出付き添いなどのサービスを提供します。

【対象】

- (1) おおむね65 歳以上の高齢者
- (2) 心身に障害のある方
- (3) 難病、病弱、ケガなどのため支援を必要とする方
- (4) ひとり親家庭の養育者で、一時的な援助を必要とする方

※ その方の状況により、利用できるサービスが異なります。詳しくはお問い合わせください。

【利用料】

年会費：1,500 円（会員登録制）

利用料金：900 円／ 60 分（延長 300 円／ 20 分）

【サービス提供時間】

月～金曜（祝日、年末年始を除く）

午前9時～午後5時

手話を学びたい方〈手話講習会〉

障害者福祉センター事業係
TEL 3905-7121 FAX 3905-7116

15 歳以上で、区内在住在勤の方を対象に、聴覚障害者に対する理解を深め、聴覚障害者の生活支援のためにボランティア活動ができるよう、毎週月曜日に手話の実技指導を行っています。



福祉



子ども・出産

◆出産・育児 ◆住宅 ◆保育・児童

◆ 出産・育児

保健サービス課保健サービス係
TEL 3908-7050 FAX 3905-6500

保健サービス課王子健康支援センター
TEL 3919-7588 FAX 3919-5163

保健サービス課赤羽健康支援センター
TEL 3903-6481 FAX 3903-6486

保健サービス課滝野川健康支援センター
TEL 3915-0184 FAX 3915-0171

子ども未来課子ども未来係
TEL 3908-9097 FAX 3908-6606

子ども未来課子育て給付係
TEL 3908-9096 FAX 3908-8310

出産を迎える方に〈母子健康手帳〉

保健サービス課保健サービス係、
各健康支援センター、各区民事務所

妊娠届出書を保健サービス課保健サービス係、各健康支援センター、各区民事務所（P27・28）に提出しますと「母子健康手帳」と「母と子の保健バッグ」、「子育て福袋」をお渡しします。

バッグの中には、妊婦健康診査受診票、出生通知票、赤ちゃん学級の案内などいろいろな保健サービスのお知らせが入っています。妊娠届出書は、上記窓口にあります。

子育て応援団事業の一環としてお配りする福袋の中には、子育てガイドブック、子どもたちの育つ姿（家庭版）、安心ママパパヘルパー事業しおりが入っています。

※ 本人確認書類（P32）・マイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください。

※ 既に母子健康手帳をお持ちの方でも、北区に新たに転入された場合は「母と子の保健バッグ」等をお渡ししますので、保健サービス課保健サービス係または各健康支援センターに必ずお届ください。

※ 妊娠届出書を提出した方を対象に、はぴママたまご面接を実施しています。詳しくは各健康支援センターにお問い合わせください。

はぴママたまご面接

各健康支援センター

伴走型の相談支援の一環として、妊婦の方を対象に、保健師や助産師による面接を行っています。面接を終えた方には、はぴママグッズ等をお渡ししています。

初回産科受診料助成

各健康保健センター

低所得の方が母子手帳取得前に産科を受診した費用に

ついて、実費に応じて助成します。

出産・子育て応援事業

保健サービス課保健サービス係

妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じる伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施します。経済的支援としては、妊娠時に5万円相当、出産時に10万円相当の支援を実施します。

妊婦健康診査・新生児聴覚検査

保健サービス課保健サービス係、各健康支援センター

「母と子の保健バッグ」の中に受診票が入っています。都内委託医療機関において、問診・尿検査・貧血検査・血圧測定・梅毒検査などの妊婦健康診査と新生児聴覚検査を受診できます。また、多胎妊婦の方について、受診票で受けた分を超えて自己負担した健診費用の一部を助成する制度があります。くわえて、入院治療を必要とする妊婦高血圧症候群等の方には、医療費助成の制度（所得制限あり）があります。

里帰り出産等の妊婦健康診査・新生児聴覚検査費用の助成金

保健サービス課保健サービス係

里帰り出産等により都内委託医療機関以外（国内のみ）で妊婦健康診査と新生児聴覚検査を受診した際、受診票を使用できなかった方に費用の一部を助成します（上限あり）。

出産育児講座〈赤ちゃん学級など〉

各健康支援センター

妊娠された方やそのパートナーを対象に各健康支援センターで開講しています。保健師、助産師等が妊娠・出産・育児に関するお話をします。

妊産婦歯科健康診査

保健サービス課保健サービス係

「母と子の保健バッグ」の中に「妊産婦歯科健康診査受診票」が入っています。区内委託医療機関にて、問診及び口腔内診査が受けられます。（治療、口腔清掃は対象外）

産後ケア事業

各健康支援センター

母体の回復に不安のある方が助産院などで、宿泊又は日帰りによる心身のケアを受けられます。

多胎児家庭移動経費支援事業

各健康支援センター

母子保健事業に係る移動支援として、多胎児家庭を対



象にタクシー利用可能な子ども商品券を配布します。

赤ちゃん・妊産婦についての訪問・相談 〈子育て応援団事業〉

各健康支援センター

乳幼児、妊産婦の健康や育児について保健師または助産師が訪問し、相談、助言をしています。妊産婦のこころの相談もしています。詳しくはお問い合わせください。

養育医療

各健康支援センター

出生時の体重が、2,000グラム以下の乳児または医師が入院養育を必要と認めた新生児が、指定養育医療機

関に入院したとき、医療費を所得により一部給付します。

子どもの予防接種

北区保健所保健予防課保健予防係

【定期予防接種】

乳幼児や小中学生・高校生の定期予防接種については、接種時期に合わせて予診票を個別郵送します。転入等で必要な予診票をお持ちでない方は、ご連絡ください。

【任意予防接種】

おたふくかぜワクチン、インフルエンザワクチン、男性のHPV感染症予防ワクチンの接種費用の全額または一部を助成します。

子どものための手当

子ども未来課子育て給付係

区内に保護者の住所があり、下表の受給要件にあてはまる児童を養育している方に、それぞれ手当を支給します。

(1) 手当の支給は原則として申請の翌月分からとなります。

(2) 児童育成手当は申請者の所得制限が、また児童扶養手当及び特別児童扶養手当は請求者及び扶養義務者（同居の親族）の所得制限があります。

※ 詳しくはお問い合わせください。

■子どものための手当

※ 手当額は変わることがあります。※ 手続きについて、他にも書類が必要な場合もあります。事前にお問い合わせください。

手当名	受給要件・月額	手続きに必要なもの
児童手当	高校生年代（18歳に達した日以降の最初の3月末日までの児童（公務員の方は職場で申請してください） ●月額：10,000円～30,000円（令和6年10月1日現在）	●請求者の預金口座のわかるもの ●請求者の健康保険証（資格証明書または資格情報のお知らせでも可）※コピー可
児童育成手当	18歳に達した日以後の最初の3月末日までの児童で、次のいずれかの状態にある児童 (1) 父母が離婚（親権の有無は問わない） (2) 父または母の死亡・生死不明・1年以上遺棄されている・DV保護命令を受けている等 (3) 父または母が重度の障害を有する ●月額：13,500円	●請求者の預金口座のわかるもの ●請求者及び児童の戸籍全部事項証明書（謄本）（発行日から1カ月以内のもの）
障害手当	20歳未満で心身に障害があり、次のいずれかに該当する児童 (1) 「愛の手帳」1～3度 (2) 「身体障害者手帳」1、2級 (3) 脳性麻痺または進行性筋萎縮症 ●月額：15,500円	●請求者の預金口座のわかるもの ●身体障害者手帳、愛の手帳、所定の診断書
児童扶養手当	18歳に達した日以後の最初の3月末日までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満まで）で、次のいずれかの状態にある児童 (1) 父母が離婚（親権の有無は問わない） (2) 父または母の死亡・生死不明・1年以上遺棄されている・DV保護命令を受けている等 (3) 父または母が重度の障害を有する ●月額： ・全部支給 45,500円 ・一部支給 所得に応じて45,490円～10,740円 ※児童数により加算あり	●請求者の預金口座のわかるもの ●請求者及び児童の戸籍全部事項証明書（謄本）（発行日から1カ月以内のもの）
特別児童扶養手当	20歳未満で心身に障害があり、次のいずれかに該当する児童 (1) 「愛の手帳」1～3度程度 (2) 「身体障害者手帳」1～3級程度（4級の一部を含む） (3) 上記(1)、(2)と同程度の疾病もしくは、身体・精神障害 ※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。 ●月額： ・1級（重度）55,350円 ・2級（中度）36,860円	●請求者の預金口座がわかるもの ●身体障害者手帳、愛の手帳、所定の診断書

※ 心身障害者の方の手当（心身障害者福祉手当、東京都重度心身障害者手当、障害児福祉手当、特別障害者手当）についてはP83をご覧ください。なお、20歳未満の方が支給対象者となる心身障害者福祉手当と、児童育成手当の併給はできません。詳しくはお問い合わせください。

0歳から高校生相当年齢までの医療費の助成〈子ども医療費助成制度〉

子ども未来課子育て給付係

0歳から高校生相当年齢（18歳に達した日以降の最初の3月31日）までの子どもの医療費自己負担額（保険診療分）を助成します。

【助成対象年齢と医療証の名称】

- 0歳から6歳就学前まで…乳幼児医療証（乳医療証）
- 小学1年生から中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日）まで…子ども医療証（子医療証）
- 高校生相当年齢…高校生等医療証（青医療証）

【医療証を使用できる範囲】

東京都内の病院など。都外で診療を受ける場合は、一時自己負担額を立て替え、後日子育て給付係へ請求してください。

【申請に必要なもの】

子どもの健康保険証（出生の場合は子どもが加入予定の健康保険証（資格証明書または資格情報のお知らせでも可）※コピー可

- 高校生等医療費助成制度（青）事業開始前に実施していた「高校生の入院に係る医療費自己負担額（保険診療分）」については、令和5年3月31日分までを助成します。

乳幼児健康診査

各健康支援センター

3～4カ月児及び3歳児の健康診査、1歳6カ月児及び3歳児の歯科健診は、各健康支援センターで期日を定めて実施しています。また、6カ月児、9カ月児、1歳6カ月児健康診査は区が契約した医療機関で受診できます。あわせて、子育てや、お子さんの発育・発達に関する相談を受け付けています。また、定期的に臨床心理士による子どもの発達相談も行っています。

離乳食・子どもの食事

各健康支援センター

講習会や相談を行っています。

育児相談

各健康支援センター

赤ちゃんの成長・発達についての相談を実施しています。

歯科相談

各健康支援センター

歯科健診（4歳未満）や予防処置、歯のみがき方を指導しています。

歯の講演会や出張健康教育を行っています。

病気や障害のある子どものための相談

各健康支援センター（P44）・各障害相談係（P82） 児童発達支援センター（P82）

病気や障害のある子どもを育てていくうえでの不安や悩みなどについて相談を受け付けています。

北区医療的ケア児等コーディネーター （神谷1-13-10 KourtK3 あすか山訪問看護ステーション内）

TEL 6903-0313

医療的ケア等を必要とする方の相談を受け付け、区内外の関係機関と連携を図り、情報提供します。

赤ちゃん休けい室

子ども未来課子ども未来係

育児中の保護者の方が外出中におむつ替えや授乳などで気軽に立ち寄ることができる簡易スペース「赤ちゃん休けい室」を庁舎、区民施設（中央図書館、会館など）、児童館・子どもセンターを中心に設けています。

国保加入者が出産したとき〈出産育児一時金〉

国保年金課国保給付係

TEL 3908-1132

国保に加入している方が出産したとき、出生児1人につき出産育児一時金として50万円が、世帯主に支給されます。

原則として、国保から出産育児一時金を直接病院等に支払う仕組み（直接支払制度）になります。妊娠85日以上以上の死産、流産も支給されます。国保以外の健康保険に加入している方は、加入先の健康保険にお問い合わせください。

国保加入者が出産したとき （産前産後期間の保険料免除）

国保年金課国保資格係

TEL 3908-1131

国保に加入している方が出産したとき、申請により出産前後の一定期間の保険料が免除になります。北区に出産育児一時金の申請をしている方等は、申請が不要な場合があります。

【申請に必要なもの（詳しくはお問い合わせください）】

減免申請書、出産日等が確認できる書類（母子健康手帳等）、顔写真付きの公的身分証明書、保険証

出産費用にお困りの方は

生活福祉課相談係 TEL 3908-1142 FAX 3908-7171

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院して出産することのできない妊産婦（世帯の住民税が非課税など）の方は児童福祉法による助産施設を利用できますのでご相談ください。



◆ 住宅

ファミリー世帯転居費用助成

まちづくり・住まい P71 参照

親元近居助成

まちづくり・住まい P71 参照

◆ 保育・児童

保育園（認可保育園）、地域型保育事業、認定こども園（保育部分）の入園申請

保育課入園相談係 TEL 3908-9129 FAX 3908-9283

保育園は、保護者が就労や病気などのため保育を必要とするときに、保護者に代わってお子さんを保育する施設です。

【入園申請】

保育課入園相談係で受け付けます（郵送・電子申請可）。3月入園は行っていません。

4月入園については、毎年秋頃の北区ニュース等でお知らせしています。

申請の締切日や必要書類など、詳しくは「保育利用案内」をご覧ください。利用案内は、入園相談係及び区内認可保育園等で配布しています。また、北区ホームページからもダウンロードができます。

0歳（産休明け）からのお子さんをお預かりします〈認証保育所〉

保育課私立保育園係

TEL 3908-1333 FAX 3908-9283

※ 申込・お問い合わせは直接各施設にお願いします。

施設名	定員（名）	所在地	電話番号
ぽけっとランド 王子	30名	王子本町 1-1-18	5963-6201
メリーポピンス 赤羽ルーム	27名	赤羽 3-22-6-1 階	3902-3932
ぽけっとランド 北赤羽	30名	赤羽北 2-1-15-2 階	5963-3621

● いずれも一時預かり保育を実施しています。

家庭的環境の中で保育します〈家庭福祉員〉

保育課私立保育園係

TEL 3908-1333 FAX 3908-9283

区内在住で昼間お勤めなどで、お子さん（産休明け～2歳児）の保育を必要とする場合、家庭福祉員の自宅等で保育を行っています。

※ 申込・お問い合わせは、直接家庭福祉員にお願いします。

氏名	定員（名）	住所	電話番号
安部 良恵	4名	上十条 5-41-14	3900-9299

認証保育所などをご利用の保護者の方に保育料の補助を行います

保育課私立保育園係

TEL 3908-1333 FAX 3908-9283

保育を必要とするお子さんが認証保育所等を利用している場合、認可保育園を利用した場合に支払う保育料との差額に応じて補助を行います。

【対象者】

- (1) 当該年4月1日現在の年齢が満5歳以下の児童であること
- (2) 児童及び保護者が北区民であること（申請月の初日現在）
- (3) 児童及び保護者が同一世帯であること
- (4) 認証保育所、家庭福祉員又は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている認可外保育施設の利用者で、施設と月極契約（120時間以上）をしていること
- (5) 当該月の初日に認証保育所等に在籍していること（認可保育所等との二重在籍不可）
- (6) 保護者全員の保育を必要とする理由が確認できること
- (7) 認証保育所等の保育料と認可保育園の保育料に差額が生じること（2歳児以下のみ）

【補助上限額】

0～2歳児 67,000円

3～5歳児 20,000円

※ 認可保育園との差額に応じて補助額を決定します。無償化対象世帯は、無償化給付分に上乗せして交付します。

急にお子さんの面倒を見られなくなったとき〈緊急保育〉

保育課保育運営係 TEL 3908-9127 FAX 3908-9283

保護者の疾病・出産・看護（家族の入院）などにより、緊急に保育を必要とするお子さんをお預かりする制度です。北区内に住所があり、健康で集団保育が可能なお子さんをお預かりします。実施保育園は、定員に空きのある区立保育園（指定管理者制度を導入している保育園は除く）で、各園1日あたり1人です。各実施保育園に直接、お問い合わせ・お申し込みください。

※ 入院（出産）のお預かりは、里帰り出産（区外在住）でも利用できます。入院期間中のみとなります。

お子さんを一時的にお預かりします〈一時預かり保育〉

保護者が冠婚葬祭・地域活動の参加や休養を取るなど、

一時的にお子さんの保育を必要とする場合にお子さんをお預かりします。実施保育園は、定員に空きのある私立保育園及び一部の区立保育園（指定管理者制度を導入している保育園）です。

(1) 対象児童

区内在住、小学校就学前までの集団保育が可能なお子さんで認可保育園等に入園していない方

※ 各実施園の入園可能な年齢の範囲でお子さんをお預かりします。

(2) 実施日時

月～土曜〔祝日（振替休日を含む）、年末年始を除く〕

午前8時から午後6時までの必要とする時間（園により異なります）

※ キッズタウンうきま保育園及びキッズタウンうきま夜間保育園の実施日時については直接保育園にお問い合わせください。

(3) 利用料金

基本保育料 4時間まで …………… 2,000円

追加保育料 1時間につき …………… 500円

昼食・おやつ代（必要に応じて） …………… 500円

(4) 申込

実施保育園へ直接お申し込みください。

休日に保育が必要なお子さんをお預かりします〈休日保育〉

東十条保育園（東十条3-2-14）
TEL 3913-0530 FAX 3913-0532

西ヶ原東保育園（西ヶ原3-19-11）
TEL 3918-8251 FAX 3918-8259

赤羽台保育園（赤羽台1-4-11-105）
TEL 3900-0189 FAX 3907-8690

キッズタウンうきま保育園 キッズタウンうきま夜間保育園
共通（浮間5-13-1）TEL 5914-1332 FAX 5914-1605

つちっこ保育園（志茂3-11-6）
TEL 3903-6160 FAX 3903-6301

保護者の就労などにより、休日に保育を必要とするお子さんをお預かりします。

(1) 実施日時

年末年始（12月29日～1月3日）を除く日曜、祝日（振替休日を含む）

※ キッズタウンうきま保育園及びキッズタウンうきま夜間保育園は365日開園しています。

(2) 対象児童・利用料金

各実施園にお問い合わせください。

(3) 申込

実施保育園に直接お申し込みください。

病中・病気の回復期にあるお子さんをお預かりします〈病児・病後児保育（施設型）〉

保育課私立保育園係

TEL 03-3908-1333

【実施施設】

種類	施設名	電話	利用日	利用時間
病後児	キッズタウン東十条保育園	5902-7056	月曜日～金曜日（祝日、振替休日、年末年始を除く）	午前8時～午後6時
病児・病後児	東京北医療センター	5963-3423		
	にじいろ保育園志茂	6903-9265		午前8時30分～午後5時30分
	都立駒込病院（文京区）	3823-1305		

仕事などの事由により、病気の回復期にあるお子さんや、当面症状の急変が認められないお子さんの世話ができない保護者に代わってお預かりする制度です。

【対象児童】

- 東京北医療センター・キッズタウン東十条保育園・にじいろ保育園志茂
北区内の認可保育園、地域型保育事業所、認可外保育施設、幼稚園および認定こども園等に在籍する満1歳から就学前までのお子さん、または、北区内に住所を有し他区市の保育園及び幼稚園等に在籍する満1歳から就学前までのお子さん
- 都立駒込病院
北区内に住所を有する生後4か月から小学校3年生までのお子さん

【事前登録】

- 東京北医療センター・キッズタウン東十条保育園
登録申込書の提出が必要です。
- にじいろ保育園志茂・都立駒込病院
病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」での登録が必要です。

【利用方法】

- 東京北医療センター・キッズタウン東十条保育園
実施施設に直接電話で予約を行ってください。
- にじいろ保育園志茂・都立駒込病院
病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」から予約を行ってください。

ベビーシッター事業者を利用した場合の利用料を軽減します（待機児童対策・一時預かり利用支援事業）

保育課私立保育園係

TEL 3908-1333 FAX 3908-9283

■ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）

お子さんが認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所へ入所するまでの間、東京都が認定したベビーシッター事業者を利用する際にかかる利用者の負担を軽減する事業です。

【対象者】

0歳児から5歳児クラスの保護者のうち、次のいずれかに該当する方



- (1) 保育の必要性の認定を受け保育所等に入所申込みをした結果、入所保留となり、お子さんが待機児童となっている保護者
- (2) 保育所等の0歳児クラスに入所申込みをせず、1年間の育児休業を満了した後に、お子さんの1歳の誕生日から復職する保護者
 - ※ (1) (2) の方ともに産休・育休中の方は対象外です。有効期間内の「支給認定証」を有する必要があります。
 - ※ (1) の方は、最新月に区の入所内定を辞退している場合は対象外です。また、認可保育所等への継続申請が必要となります。
 - ※ (2) の方は、復職日の翌年度4月入所の認可保育園の入所申請をすることが要件となります。

【実施日時】

月曜～土曜（祝日・休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。）

【利用料】

1時間150円（税込）

【交通費補助】

ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）の利用者に対し、別途、ベビーシッターが居宅まで通うための交通費の補助を行います。児童一人あたり月額20,000円が上限です。

【利用料補助（第2子以降）】

ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）の利用者に対し、第2子以降の利用料の補助を行います（条件あり）。児童一人あたり月額33,000円が上限です。

■ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料の一部を補助する事業です。

【対象者】

北区内に住所を有する0歳児から5歳児クラスの保護者

【補助上限額】

午前7時から午後10時まで：1時間当たり2,500円

午後10時から午前7時まで：1時間当たり3,500円

【利用上限】

お子さん一人当たり年144時間まで（多胎児の場合は、お子さん一人当たり年288時間まで）

子育て応援モデル事業

子ども未来課子ども施設係	TEL 03-3908-8143
保育課私立保育園係	TEL 03-3908-1333

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所や幼稚園、認定こども園（以下「保育所等」という）を利用していない未就園児が一定期間保育所等に通うことで、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験から得られる『子育て』を応援するモデル事業です。

【対象者等】

各実施園で異なります。詳しくは北区ホームページを

ご覧ください。

北区こども誰でも通園制度試行的事業

保育課私立保育園係	TEL 03-3908-1333
-----------	------------------

保護者の就労要件を問わず、保育所等を利用していない未就園児が、月10時間を限度に、時間単位で保育園を利用できる事業です。

【対象者等】

各実施園で異なります。詳しくは北区ホームページをご覧ください。

子どもと家庭の総合相談と子育て支援サービスの提供〈子ども家庭支援センター〉

子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関わる相談に応じて、サービスの提供や調整を行っています。

【開館時間】

午前9時30分～午後5時30分

【申請・受付時間】

午前9時30分～午後5時

【休館日】

祝日・12/29～1/3

【相談事業】

「来所相談」	区職員や専門相談員（臨床心理士）が相談をお受けします（要予約）。 【受付時間】 午前9時30分～午後5時
「電話相談」 TEL3927-0874 （月～土）	子育てについての悩みや親子関係・友達関係など、お気軽にご相談ください。 【受付時間】 午前9時30分～午後5時

あなたの育児をサポートします ファミリー・サポート・センター事業

北区ファミリー・サポート・センター	TEL 3912-1909 FAX 3912-9668
-------------------	-----------------------------

子育て経験者などの育児のサポートができる方を募り、地域住民の協力、連携のもとに、保育園等への送迎や一時的な預かりなどを行います。

【ファミリー会員登録方法】

子ども家庭支援センター、児童館、保育園に設置されている入会申込み兼登録書（北区ホームページからもダウンロードできます）に記入して、申込先に直接または郵送でお申し込みください。申込受付後、個別説明会を行います。（要予約）

【謝礼金など】

ファミリー会員は下記の謝礼金を直接、サポート会員へお支払いください。交通費などの実費が必要な場合もあります。

利用区分	謝礼金額
月～金曜 午前7時～午後8時	児童1人1時間あたり800円
土・日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）	児童1人1時間あたり900円
月～金曜の午前7時～午後8時以外の時間	



- ※ きょうだい同時預かりの場合、2人目は半額（1時間あたり400円または450円）
- ※ 保育園の送迎や出張保育の場合は、サポート会員が自宅を出たときから帰宅するまでの活動時間で謝礼金の計算をします。

【サポート会員】

サポート会員は会員養成講座を修了後、登録となります。詳しくは直接お問い合わせください。

【申込先】

〒114-0002 王子6-7-3

子ども家庭支援センター内ファミリー・サポート・センター事務局

乳幼児を一時的に預かります 〈乳幼児ショートステイ〉

聖オディリアホーム乳児院 TEL 03-5971-8071

保護者の入院や出張、育児疲れなどでお子さんを養育することが一時的に困難になった際、お子さんを提携施設「聖オディリアホーム乳児院（中野区上鷲宮5-28-28）」でお預かりします。

【対象児童】

北区にお住まいの生後43日から2歳未満のお子さん
定員：1日1名まで

【利用料金及び利用可能日数】

1泊4,000円（食事付）

※減免制度あり

利用は1回の申請につき7日以内とします。

【申込】

ご利用の3日前までに、聖オディリアホーム乳児院へ電話で予約後、電子申請にてお申し込みください。

※初めてご利用の方は、事前面接があります。

お子さんを一時的に預かります 〈子どもショートステイ〉

児童養護施設星美ホーム

TEL 070-1417-5291

保護者が入院や出張、育児疲れなどで養育することが一時的に困難となった場合、お子さんを児童養護施設「星美ホーム」（赤羽台4-2-14 星美学園内）で日帰りや泊まりがけでお預かりします。

(1) 対象児童

区内に住んでいる2歳から18歳に到達した日以後最初の3月31日までのお子さん

(2) 利用料金及び利用可能日数

（減免制度あり。養育中に生じた実費分は本人負担です）

・ショートステイ（全日または宿泊の利用）

……… 1日（泊）2,000円（食事付）

利用は、1回の申請につき7日以内とします。

(3) 申込

ご利用の2日前までに、星美ホームへ電話で予約後、電子申請にてお申し込みください。

※初めてご利用の方は、事前面接があります。

産前産後のご家庭を支援します 〈安心ママパパヘルパー事業〉

子ども家庭支援センター

TEL 6903-0511 FAX 6903-0519

産前産後の育児を行っているご家庭の育児不安を少しでも軽減できるよう、ヘルパーがご家庭を訪問し、家事支援・育児支援の補助を行います。

【対象者】

北区にお住まいで、心身の疲労・育児不安があり、ほかに支援者がいない出産予定日の1カ月前から2歳（3歳になる前日）までのお子さんがある家庭

【利用時間帯】

月～土 午前9時から午後5時まで

※ 祝日、12/29～1/3を除く

【利用料金】（減免制度あり）

子ども1人につきベビーシッター2時間、産後ドゥーラ2時間まで無料（ヘルパー1人につき1時間あたり）

ベビーシッター		産後ドゥーラ	
単胎児	多胎児	単胎児	多胎児
1,000円	500円	1,000円	

【利用時間数】

1日1回、連続する2時間・3時間・4時間のいずれか（ベビーシッター）

利用期間	単胎児	多胎児
産前1か月前～ 出産予定日前日	6時間	6時間× 子どもの数
出生日～1歳になる前日	48時間	120時間
1歳の誕生日～ 2歳になる前日	20時間	180時間
2歳の誕生日～ 3歳になる前日	20時間	120時間

（産後ドゥーラ）

利用期間	単胎児	多胎児
産前1か月前～ 出産予定日前日	4時間	4時間× 子どもの数
出生日～ 生後6か月になる前日	12時間	120時間
出生日～1歳になる前日		

【事前登録および利用方法】

利用日の1か月前から1週間前までに事前登録してください。

事前利用登録申請書は区のホームページからダウンロード可能です。郵送・窓口・電子申請いずれかで、子ども家庭支援センターに提出してください。

利用登録通知書が届いたら、利用希望日の3営業日前までに、同封の利用案内をご覧くださいの上、利用申込をしてください。



児童虐待に関する相談・通告をお受けします

子ども家庭支援センター

TEL 3912-1894 (児童虐待専用電話)

休館日や夜間などで緊急を要する場合は、東京都児童相談センター (TEL 5937-2330) または最寄りの警察署へ連絡してください。

発達や障害に関する相談と療育を行います (児童発達支援センター)

発達や障害に関する相談

TEL 3913-8841

18歳未満のお子さんの発達や障害に関する相談をお受けしています。

障害児相談支援事業所として「障害児支援利用計画案」の作成も行います。

【相談及び利用日時】

月～金曜 午前9時～午後5時

療育について

TEL 3913-8841

区内に在住で療育が必要と判断され、「通所受給者証」の交付を受けた就学前のお子さんに対し発達を促すための支援を行います。また、保護者に対しても育児不安を軽減し、主体的に取り組めるように支援を行います。

子どもの育ちを支援します (児童館・児童室)

子どもわくわく課運営支援係

TEL 3908-9361 FAX 3908-9335

遊びをとおして児童の健やかな成長をはかり、情操をゆたかにすることを目的として設置しています。

【利用時間】

午前9時30分～午後5時30分 (日曜、第1月曜、祝日、年末年始は休み) ※第1月曜日は6か所開館あり。

【利用できる方】

0歳から18歳未満までの児童。ただし、乳幼児には保護者が同伴してください。利用は無料です。

【設備】

ブロック、人形、コンビカー、絵本など。

※ 児童館・児童室では「乳幼児クラブ」なども実施しています。詳しくはそれぞれの施設へお問い合わせください。

乳幼児親子・中高生世代の居場所 (子どもセンター・ティーンズセンター)

子どもわくわく課運営支援係

TEL 3908-9361 FAX 3908-9335

子どもセンターは、乳幼児親子が安心して1日過ごせる居場所です。年間を通した乳幼児クラブ活動や子育てに関する相談事業など、乳幼児親子への支援を実施しています。

ティーンズセンターは、中高生世代の居場所です。専

用時間帯 (午後5時30分～午後7時) や専用室を設けています。

【利用時間】

子どもセンターは児童館と同様です。ティーンズセンター併設館は、月～金は午後7時まで。

【利用できる方】

子どもセンターは主に乳幼児とその保護者。ティーンズセンター (専用時間帯) は中高生世代。

【設備】

子どもセンターには乳幼児親子専用室を、ティーンズセンターには中高生世代専用室を設けています。

小学生の放課後の居場所 (放課後子ども総合プラン (わくわく☆ひろば))

子どもわくわく課運営支援係

TEL 3908-9361 FAX 3908-9335

■放課後子ども教室 (一般登録)

平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所 (居場所) を提供しています。「わくわく☆ひろば」では、登録した児童と一緒に自由遊びや集団遊び、体験学習や季節行事などを行います。

【申込先】 各わくわく☆ひろば

【利用料】 無料

■放課後子ども教室 (一般登録早朝・夕方利用)

一般登録実施時間前後の早朝・夕方の時間帯、保護者が就労等で留守になる家庭の児童を対象に、安全・安心な居場所を提供することを目的としています。

【利用時間】

早朝利用 学校授業日：なし

学校休業日：午前8時15分～午前9時

夕方利用 学校授業日：午後5時～午後6時 (11月～2月は午後4時30分～午後6時)

学校休業日：午後5時～午後6時 (11月～2月は午後4時30分から午後6時)

【申込先】

各わくわく☆ひろば

【利用料】

早朝利用 月額1,000円

夕方利用 月額1,500円

減額免除される制度があります。詳しくはお問い合わせください。

【実施場所】

詳しくは北区ホームページをご覧ください。

■学童クラブ (学童クラブ登録)

北区立の小学校に在学する児童、区内に在住し区外の小学校に在学する児童で、保護者が就労などのために昼間留守になる家庭の児童が対象です。留守家庭の児童の安全を図るとともに、異年齢集団の良さを活かした健全な遊び、基本的生活習慣を身につけることを目的としています。

●小学1年生～3年生



【育成時間】

学校授業日：放課後～午後6時

学校休業日：午前8時15分～午後6時

延長育成時間：午後6時～午後7時

【申込先】

各学童クラブ

【育成料】

月額6,500円（おやつ代含む）

【延長育成料】

月額2,000円

減額免除される制度があります。詳しくはお問い合わせください。

子育てに関する悩みはなんでも 〈児童館・子どもセンターでの子育て相談〉

子育てに関する不安を解消し子どもの健全育成を支援するため、子育て相談を実施しています。専門相談員（臨床心理士など）がお話を伺います。

【専門相談（心理）日時】

各子育て相談センター館により異なります。

【子育て相談センター館】

赤羽児童館	TEL 3901-1460（専用電話）
神谷子どもセンター	TEL 3598-6771（専用電話）
豊島児童館	TEL 3911-9520（専用電話）
田端児童館	TEL 3823-2860（専用電話）
浮間子ども・ティーンズセンター	TEL 3967-6623（専用電話）
桐ヶ丘児童館	TEL 3900-8671（専用電話）
西が丘児童館	TEL 3906-6431（専用電話）
滝野川西児童館	TEL 3918-5872（専用電話）

※ 20カ所の児童館・子どもセンターでも、子育てアドバイザー及び区職員が相談をお受けしています。詳しくは、最寄りの児童館・子どもセンター（P100）へお問い合わせください。

みんなで祝い輝きバースデー〈子育て応援団事業〉

出産・子育て支援担当課 TEL 5948-6881

満1歳を迎えるお子さんと保護者の方を児童館・児童室・子どもセンターにお招きし、後日お祝いプレゼントを郵送します。お子さんの誕生月にお手紙が届きますので、ご確認ください。詳しくは、北区ホームページをご覧ください。

児童館と保育園の連携事業〈地域育て合い事業〉

子どもわくわく課運営支援係
TEL 3908-9361 FAX 3908-9335

保育課保育運営係
TEL 3908-9127 FAX 3908-9283

地域での総合的な子育て支援をするため、併設または近隣に設置されている区立児童館と区立保育園が連携

して、地域育て合い事業を行います。対象は、すべての保護者と子どもたちです。各施設では、地域の特性を活かしたさまざまな事業を実施します。

（1）乳幼児と小中高生のふれあい交流事業

子ども同士の出会いの場づくり、異年齢の交流を図ります。

（2）在宅乳幼児支援事業

在宅で子育てをしている保護者を支援します。

（3）子育てサークル支援事業

子育てのためのネットワークづくり、親同士及び子ども同士の出会いの場をつくります。

（4）まちぐるみの子育て支援事業

多世代の交流、子育て支援の地域コミュニティづくりを推進します。

実施場所は、次の児童館・保育園です。

①浮間 ②赤羽北 ③赤羽 ④赤羽西 ⑤西が丘
⑥東十条東 ⑦豊島 ⑧栄町 ⑨田端

※ 実施場所の所在地および連絡先は、児童館・子どもセンター一覧（P100）、保育園一覧（P123・124）をご覧ください。

親育ちサポート事業

出産・子育て支援担当課 TEL 5948-6881

乳幼児を育てる親を対象として、親が自信を持って子育てできるように、ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（カナダ生まれの親支援プログラム）を活用して、親育ちサポート講座を開催します。

【場所】

区内各児童館・子どもセンター（20カ所）

【実施日】

各館で異なります。詳しくは北区ホームページをご覧ください。

身近な子育ての相談は＜主任児童委員＞

地域福祉課地域福祉係
TEL 3908-9041 FAX 3908-6666

子育てをひとりで悩んでいませんか？お子さんのことで心配ごとはありませんか？地域で気になる家庭はありませんか？主任児童委員は、児童福祉に関する相談・支援を専門とする民生委員・児童委員です。法律により秘密を守る義務がありますので子育てのことや生活上の悩みごとを安心してご相談ください。お住まいの地域の主任児童委員についてはお問い合わせください。

児童相談所等（東京都）

東京都北児童相談所（王子6-1-12） TEL 3913-5421

児童相談所は、児童福祉法にもとづいて設置される行政機関です。

原則18歳未満の子供に関する専門の相談について、

子供本人・家族・学校の先生・地域の方々などの相談や通告を受け付けています。

児童相談所は、すべての子供が心身共に健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家庭等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

【相談日時】

月～金曜 午前9時～午後5時

※ 上記以外の時間帯については、児童相談所全国共通ダイヤル189で相談を受け付けています。

【よいこに (4152) 電話相談】

●相談電話番号 TEL 3366-4152

●相談時間 月～金曜 午前9時から午後9時
土・日・祝日(年末年始を除く)午前9時から午後5時

児童館・子どもセンター

	館名	所在地	電話番号 (FAX 兼)
1	滝野川東児童館	滝野川 1-46-7	3910-0886
2	赤羽児童館	赤羽南 1-16-1-101	3901-1208
3	栄町子どもセンター	栄町 33-3	3911-5836
4	赤羽西児童館	赤羽西 4-42-9	3906-3642
5	赤羽北児童館	赤羽北 1-5-5	3906-1149
6	豊島児童館	豊島 7-17-1	3911-9481
7	桐ヶ丘児童館	桐ヶ丘 1-16-27-102	3906-7763
8	田端児童館	田端 5-10-6	3823-2720
9	滝野川西児童館	滝野川 6-21-25	3916-3224
10	豊島東児童館	豊島 5-5-9-120	3913-8822
11	王子東児童館	王子 6-2-60	3913-8851
12	東十条東児童館	東十条 3-10-1	3912-3078
13	西が丘児童館	西が丘 2-4-1	3907-7394
14	袋児童館	赤羽北 3-7-2-101	3908-8561
15	浮間子ども・ティーンズセンター	浮間 4-29-32	3960-5301
16	十条台子どもセンター	中十条 1-2-18	3905-7120
17	八幡山子どもセンター	中十条 4-15-7	3905-0713
18	西ヶ原子どもセンター	西ヶ原 1-41-3	3949-1481
19	神谷子どもセンター	神谷 3-35-17	3902-3306
20	志茂子ども交流館	志茂 5-18-3	3902-4646





教育

◆幼稚園・こども園 ◆区立学校 ◆進学 ◆教育相談

◆ 幼稚園・こども園

区立幼稚園

学校支援課学校支援係

TEL 3908-9293 FAX 3906-8755

北区にお住まいの方を対象に4歳児からの2年保育を行っています。

じゅうじょうなかはら幼稚園とうめのき幼稚園は統合・再編し、令和7年4月に認定こども園に移行します。

また、たきさん幼稚園は、令和6年度は5歳児単学級で運営し、令和6年度末をもって休園します。

区立幼稚園	所在地	電話番号
じゅうじょうなかはら幼稚園	十条仲原 1-21-8	3906-1875
うめのき幼稚園	西が丘 2-21-15	3906-7643
たきさん幼稚園	滝野川 1-12-27	3918-0321

区立認定こども園の入園

学校支援課学校支援係
保育課入園相談係

TEL 3908-9293
TEL 3908-9129

さくらだこども園 所在地：王子5-2-6-103
TEL 3914-8486

〔仮称〕うめのきなこよしこども園 所在地：西が丘
2-21-15（予定） TEL 3906-7643

令和7年4月に、北区立2園目となる認定こども園「〔仮称〕うめのきなこよしこども園」が開園予定です。北区立認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せもち、小学校入学前の教育と保育を一体的に行う施設です。

幼稚園機能（1号認定）、保育園機能（2号認定）ともに4歳、5歳の2年制です。入園を希望される方は、幼稚園機能はこども園または学校支援課学校支援係に、保育園機能は保育課入園相談係にお問い合わせください。

毎年9月頃に北区ニュースなどでご案内しています。

私立幼稚園・私立認定こども園の入園申込

私立幼稚園及び認定こども園（教育機能部分・1号認定）に入園を希望される方は、各私立幼稚園等に直接、お申し込みください。幼稚園の教育時間は概ね4時間程度ですが、教育時間外に自園児を対象とした「預かり保育」を実施しています。

私立幼稚園等の保育料の補助

子ども未来課子ども施設係

TEL 3908-8143 FAX 3908-1341

私立幼稚園等へ通園させている保護者の方に保育料等の補助金と入園祝金が支給されます。ただし、一部の補助金については子ども・子育て支援新制度に移行した園は対象となりません。

◆ 区立学校

区立学校の入学手続きと健康診断

入学手続きのこと 学校支援課学事係

TEL 3908-1541

健康診断のこと 学校支援課保健給食係

TEL 3908-9295

【小学校・義務教育学校（前期課程）】

入学する年の前年の10月上旬ごろに北区教育委員会から就学時健康診断の通知書をお送りします。健康診断は10月中旬から実施しますので、指定された学校で受診してください。就学通知書は12月上旬にお送りする予定です。

【中学校・義務教育学校（後期課程）】

11月中旬に就学通知書をお送りする予定です（義務教育学校（後期課程）を除く）。なお、就学時健康診断は実施していません。

【外国籍の方の入学手続き】

区立学校への入学を希望される外国籍の方は、在留カード等をお持ちのうえ、学校支援課学事係へお越しください。お申し出により就学通知書を発行いたします。

【国立・都立・私立学校に入学する場合】

入学承諾書等をお持ちのうえ、学校支援課学事係に届け出てください。各区民事務所（P27・28）でも受け付けています。

就学する学校の変更

学校支援課学事係

TEL 3908-1541

北区では、お子さんの就学する小・中・義務教育学校を、住民基本台帳の住所によって指定しています。お子さんやご家庭の事情によっては、指定された学校以外の北区立の小・中・義務教育学校に就学すること（指定校変更）や、北区外に居住している方が、北区立の小・中・義務教育学校へ就学すること（区域外就学）ができる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。



教育

義務教育の費用にお困りの方〈就学援助〉

学校支援課学事係または各学校
TEL 3908-1541 FAX 3906-8755

公立の小・中・義務教育学校に通学するお子さんの学習に必要な費用を援助しています。詳しくは学校から配られる「就学援助のお知らせ」をご覧ください。（北区外の公立小・中学校に通学する場合はお問い合わせください。）

就学相談

教育総合相談センター就学相談担当 TEL 3908-1237

心身に障害のあるお子さんの就学または転学について、不安や相談事がある場合にお問い合わせください。

肢体不自由・知的・自閉症・情緒・視覚・聴覚障害等の子どもの就学 〈小・中学校特別支援学級、特別支援学校（肢体・知的・視覚・聴覚）〉

教育総合相談センター
就学相談担当 TEL 3908-1237 FAX 3908-1257

区立小・中学校（義務教育学校を含む）の特別支援学級と、都立特別支援学校（肢体・知的・視覚・聴覚・病弱）では、障害の種別などに応じた教育をしています。詳しくはお問い合わせください。

資格試験〈中学校卒業程度認定試験〉

東京都教育庁地域教育支援部義務教育課
TEL 5320-6752

就学義務の猶予または免除等のために義務教育が未修了の方は、「中学校卒業程度認定試験」が受けられます。詳しくはお問い合わせください。

◆ 進学

学資（奨学金）が必要なとき〈奨学資金貸付制度〉

教育政策課 TEL 3908-9279

経済的理由により高校などでの修学が困難な方に、奨学資金をお貸しします。

【申込資格】

- (1) 貸付日の6カ月前から引き続き北区内に住所を有する方
- (2) 高等学校（定時制を含む）、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、3年制以上の高等専修学校に進学または在学している方（ただし、通信制を除く）
- (3) 同種の奨学資金をほかから借り受けていない方
- (4) 連帯保証人を2名立てられること（詳しくは北区ホームページをご覧ください）

【貸付金額】

- ・国公立 1～3年生 ……年額10万円
- ・私立 1年生 ……年額20万円または30万円の選択
- 2・3年生 ……年額10万円または20万円の選択

【貸付期間】

進学または在学する学校における正規の修業期間

【募集時期】

例年10月上旬頃に広報紙等に掲載します。

【審査】

世帯収入、学業成績などを総合的に審査の上、貸付の可否を決定いたします。

【返済について】

無利子。貸付終了後1年据置。国公立学校進学者は5年以内、私立学校進学者は10年以内に返済。

【その他の貸付金】

このほかにも東京都育英資金〔東京都私学財団 TEL 5206-7929〕、ひとり親家庭の方を対象としたもの〔生活福祉課生活支援係 TEL 3908-9046〕、所得の少ない世帯の方を対象としたもの〔北区社会福祉協議会生活困窮者自立支援係 TEL 3907-9494〕などもありますので、詳しくはお問い合わせください。

塾代など進学に関わる資金が必要なとき ～受験生チャレンジ支援貸付事業～

北区社会福祉協議会（岸町1-6-17）
TEL 3907-9494 FAX 5948-6041

課税所得または総収入が一定基準以下等の要件を満たす世帯の子どもの進学を支援するため、学習塾等の受講費用及び高校・大学受験費用を貸し付けます。

【貸付限度額】

(1) 学習塾等受講料貸付金

- ・中学3年生 ……上限20万円
- ・高校3年生等 ……上限20万円

(2) 高校・大学受験料貸付金

- ・高校 ……上限27,400円
- ・大学等 ……上限80,000円

貸付条件など詳しくはお問い合わせください。相談はご予約優先となります。

【免除制度】

貸付金は対象の高校、大学等に入学した場合、申請により返済が免除されます。

高等学校卒業程度認定試験

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
TEL 5253-4111 内線2024・2643

高等学校を卒業していない方が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験制度があります。詳しくはお問い合わせください。



その他高等学校授業料に関する補助金等

私立高等学校等の学費負担を軽減する制度
東京都私学就学支援金センター TEL 5206-7814

都立高等学校の学費負担を軽減する制度
東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課 TEL 5320-6744

◆ 教育相談

お子さんの教育についての相談を受け付けます〈教育総合相談センター〉

教育相談全般（滝野川分庁舎3階） TEL 3908-1326

いじめ110番 TEL 3905-3110

お子さんの教育（学習、発達、性格、ことばときこえ、不登校、いじめなど）に関する相談に応じています。相談は無料で、個人のプライバシーは厳守します。

- 教育全般に関する相談、いじめや体罰に関する相談
- 不登校・集団不適合、そのほかの問題行動、学校及び家庭生活に関する問題についての心理相談

【電話相談の受付】

月～金曜 午前8時30分～午後5時30分

※ 祝日・年末年始は除く

【来所相談の受付】

月～金曜 午前8時30分～午後5時30分

※ 祝日・年末年始は除く

（予約を原則とします）

適応指導教室

不登校となっている区立小・中学校（義務教育学校を含む）のお子さんを対象としています。

【申込み】

学校と相談のうえ、上記教育相談担当にご相談ください。

東京都北児童相談所

東京都北児童相談所（王子6-1-12） TEL 3913-5421

P99を参照してください。

東京都教育相談センター

東京都教育相談センター
（新宿区北新宿4-6-1 東京都子供家庭総合センター4階）
TEL 0120-53-8288（フリーダイヤル）

児童・生徒及び、保護者からの相談を受け付けます。また、学校の先生方からの児童・生徒の指導に関する相談も受け付けています。

【相談内容】

いじめ、友人関係、学校生活、不登校、子育ての悩みや不安、家族関係、家庭内暴力、その他教育相談全般

東京都いじめ相談ホットライン（24時間対応）
TEL 0120-53-8288（フリーダイヤル）





文化・スポーツ

◆文化センター ◆図書館 ◆博物館など

◆スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設） ◆地域振興室 ◆区民施設

◆（公財）北区文化振興財団 ◆公園内施設など ◆スポーツ

◆文化センター 指定管理者導入施設

区民の知識及び教養を高める場を提供することで、教育、文化の発展を図ることを目的として設立された施設です。利用申込は各文化センターの窓口（午前9時～午後7時）で受け付けます。

【各文化センター】

施設名	施設内容
中央公園文化センター 十条台 1-2-1（中央公園内） TEL 3907-5661 FAX 3907-5666	学習室、和室、視聴覚室、展示コーナー、美術室、工芸室、多目的室、生涯学習情報コーナー、会議室、グループ室
赤羽文化センター 赤羽西 1-6-1-301（パルロード2の3階） TEL 3906-3911 FAX 3906-3915 TEL 3905-8271 予約専用	学習室、和室、視聴覚室、和洋裁室、美術室、料理室
滝野川文化センター 西ヶ原 1-23-3（滝野川会館内） TEL 5394-1230 FAX 5394-1231 TEL 3918-1052 予約専用	学習室、和室、視聴覚室、和洋裁室、料理室

【施設利用時間】

午前9時～午後10時

（ただし、赤羽文化センターは午後9時まで）

【休館日】

中央公園・滝野川	月曜、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）
赤羽	第3火曜及び年末年始（12月28日～1月4日）

このほか、臨時休館日があります。

【窓口申込期間】

- (1) 区内の官公署、そのほかこれに準ずるもの、社会教育関係登録団体は、使用日の2カ月前の同日から使用日まで
- (2) 区内の公益・福祉団体、5名以上でその半数以上が区内に在住、在勤または在学の団体は使用日の1カ月前の同日から使用日まで

●受付時間 午前9時～午後7時

【電話での利用予約受付期間及び時間】

利用希望の文化センターにお問い合わせください。

【使用料】北区ホームページをご覧ください。

※ ピアノ・CDラジカセなど附帯設備の使用については別に使用料をいただきます。

※ 次の利用団体は施設使用料の5割が減額（附帯設備を除く）されます。

- (1) 社会教育関係団体として教育委員会に登録された団体
- (2) 区内の公益・福祉団体が社会教育に関する事業を行う場合

【インターネットによる施設状況の照会及び利用予約申込】

インターネットで施設空き状況の照会、施設利用の予約申込が可能です。

https://yoyaku.city.kita.tokyo.jp/shisetsu/reserve/gin_menu

【インターネットでの利用予約受付期間及び時間】

●窓口の申請可能日の2日後から利用希望日の8日前
午前9時～午後11時30分

●施設状況の照会受付時間 24時間

なお、予約申込には社会教育関係団体の登録番号並びにパスワード取得が必要になります。また、使用申請書の提出、使用料の支払い及び使用承認書の交付は従来どおり各センターの窓口で取り扱います。

※ 詳しくは各文化センターへお問い合わせください。

◆図書館

近年、私たちが日常生活を営むうえで、各種の情報や知識の必要性が一段と重要視されています。区立図書館はそうした需要にお応えするため、多数の資料（図書、CDなど）を用意して区民の皆さんのご利用をお待ちしています。

【利用方法】

■個人貸出

1人あたり図書・雑誌計30冊、CDは計10巻、DVD1巻まで。期間は2週間（DVDは1週間）。初めての方は住所、氏名を確認できるもの（健康保険証・運転免許証・学生証など）をお持ちになればその日から借りられます。

■団体貸出

北区内に団体の事業所などを有する、5名以上のグループが登録できます。詳しくはお問い合わせください。

【休館日】

●月曜（中央図書館は第1・3・5月曜日（ただし、祝日にあたる場合は翌平日））

●「館内整理日」

・3月及び12月を除く第4木曜（ただし、祝日にあたる場合は翌日）

・3月31日（ただし、土・日・月曜にあたる場合は直前の金曜）

●年末年始（12月29日～1月4日）

●特別整理期間

【図書館の蔵書検索システム】

北区ホームページからご利用いただけます。

【図書館】

館名	所在地	電話番号(上) FAX(下)	最寄り駅等	開館時間
中央図書館 (赤レンガ図書館)	十条台 1-2-5	5993-1125 5993-1044	・JR 十条駅南口・東十条駅南口下車徒歩 12 分 ・JR 王子駅北口下車徒歩 15 分 ・地下鉄南北線王子駅下車徒歩 15 分 ・JR 王子駅(北とぴあ前)→Kバス(北区コミュニティバス) 中央図書館下車	午前 9 時 ～午後 8 時 (日曜、祝日は午後 5 時まで)
滝野川図書館	西ヶ原 1-23-3 滝野川会館地下 1 階	3910-9092 3576-3036	・JR 上中里駅下車徒歩 7 分・JR 駒込駅下車徒歩 10 分 ・地下鉄南北線西ヶ原駅下車徒歩 7 分	
赤羽図書館	赤羽南 1-13-1 赤羽会館 5 階	3901-1992 3901-8645	・JR 赤羽駅東口下車徒歩 5 分	
浮間図書館	浮間 4-29-32 浮間中学校複合施設 1 階	3965-6531 3969-2338	・JR 浮間舟渡駅下車徒歩 2 分	午前 9 時 ～午後 7 時 ※浮間・滝野川西・東十条図書館は午前 9 時～午後 8 時 (土・日曜、祝日は午後 5 時まで)
赤羽西図書館	赤羽西 5-7-5 赤羽西福祉作業所 3 階	3907-5992 5993-6492	・JR 赤羽駅西口→バス赤羽都営住宅下車徒歩 2 分	
昭和町図書館	昭和町 3-10-7 昭和町区民センター 3 階	3893-5418 3810-8581	・都電荒川車庫前駅下車徒歩 5 分 ・JR 尾久駅下車徒歩 7 分 ・JR 王子駅前→バス昭和町 3 丁目下車徒歩 2 分	
田端図書館	田端 3-16-2 田端区民センター 3 階	3828-5569 3828-7434	・JR 田端駅北口下車徒歩 10 分 ・JR 駒込駅→バス田端区民センター下車徒歩 1 分	
上十条図書館 *R6 年 11 月下旬開館予定	上十条 3-3-9 上十条区民センター 3 階	3905-3533 3905-3534	・JR 十条駅北口下車徒歩 6 分 ・JR 王子駅、赤羽駅西口→バス上十条三丁目下車徒歩 2 分	
赤羽北図書館	赤羽北 1-18-1-111	3907-6412 3907-6477	・JR 北赤羽駅赤羽口下車徒歩 7 分	
東田端図書館	田端新町 2-14-15	3810-4341 3810-4345	・JR 田端駅北口下車徒歩 8 分	
神谷図書館	神谷 3-35-17 神谷区民センター 1 階	5249-1200 5249-1203	・JR 東十条駅北口下車徒歩 15 分 ・JR 王子駅、赤羽駅東口→バス神谷陸橋下車徒歩 5 分	
滝野川西図書館	滝野川 6-21-25 滝野川西区民センター 5 階	3576-8800 3576-8804	・JR 板橋駅東口下車徒歩 10 分 ・地下鉄三田線西巣鴨駅下車徒歩 5 分 ・都電荒川線新庚申塚駅下車徒歩 7 分	
豊島図書館	豊島 3-27-22 豊島区民センター 1 階	3927-3421 3927-3417	・JR 王子駅前→バス豊島 4 丁目下車徒歩 4 分	
東十条図書館	東十条 3-2-14 東十条区民センター 1 階	5390-6680 5390-6700	・JR 東十条駅北口下車徒歩 3 分	
中央図書館分室	豊島 1-14-12 王子区民センター 2 階	3912-8566 3912-8400	・JR 王子駅北口徒歩 10 分 ・地下鉄南北線王子駅下車徒歩 10 分	

北区観光ボランティアガイド

産業振興課観光振興担当(北とぴあ 11 階)
TEL 5390-1234 FAX 5390-1141

皆さんのまちあるきに観光ボランティアガイドが同行し、北区の魅力を紹介しながら散策します。まちあるきをされる際にはぜひご利用ください。

利用できる方	2 名以上のグループ・団体
利用できる日	通年(ただし 12/29～1/3、7/13～15、8/13～15 を除く)
利用できる時間	おおむね午前 10 時から午後 4 時の間の 2 時間程度
利用料金	ガイド料金は無料です。ただし、コース上で入館料・拝観料が必要な場所でガイドを希望される場合は、担当ガイド分も、ご負担いただきます。
利用方法	利用日の 2 週間前までに申込が必要です。詳しくはお問い合わせください。

観光ボランティアガイドの申込
<https://www.city.kita.tokyo.jp/sangyoshinko/kanko/kanbora.html>



東京北区観光協会

一般社団法人東京北区観光協会(北とぴあ 1 階)
TEL 5390-1166 FAX 5390-1167
<http://prkita.jp/>

「北区の新しい価値を INNOVATIVE に創造する」をミッションに、コンテンツ制作やイベント企画、PR を行っています。SNS では北区の様々な魅力を発信しています。



観光協会フェイスブック
<https://www.facebook.com/prkita/>



観光協会インスタグラム
<https://www.instagram.com/instaprkita/>



◆ 博物館など

北区飛鳥山博物館

北区飛鳥山博物館（王子1-1-3 飛鳥山公園内）
TEL 3916-1133 FAX 3916-5900

- JR王子駅南口より徒歩5分
 - 地下鉄南北線王子駅・西ヶ原駅より徒歩7分
 - 都電荒川線飛鳥山停留場より徒歩4分
 - 都バス草64、王40系統飛鳥山停留所より徒歩5分
 - 北区コミュニティバス飛鳥山停留所より徒歩3分
- 地域の風土や歴史を、実物資料や復元模型、再現映像などでわかりやすく紹介している常設展のほか、北区にゆかりのある美術品・伝統工芸品の展示などを見ることができます。

さらに北区の歴史、文化に関する企画展や講座等を開催しています。また、北区の歴史や文化財に関するお問い合わせにお答えしています。

開館時間	午前10時～午後5時
休館日	月曜（月曜が祝日・振替休日の場合は開館し、その直後の平日に休館）、年末年始（12月28日～1月4日）
常設 展覧料	一般300円、障がい者150円、高齢者（65歳以上）150円、小中高生100円

<https://www.city.kita.tokyo.jp/hakubutsukan/>

飛鳥山3つの博物館 （紙の博物館・渋沢史料館・北区飛鳥山博物館）

紙の博物館	TEL 3916-2320
渋沢史料館	TEL 3910-0005

平成10年3月に飛鳥山公園内に3つの博物館が隣接して設置され、博物館ゾーンが誕生。3館で連携・協力しての事業開催や情報発信なども行っています。三館共通券（800円）での入館・観覧もできます。

合同HP <https://www.asukayama.jp/>

自然ふれあい情報館

自然ふれあい情報館（十条仲原4-2-1 清水坂公園内）
TEL 3908-0804

- JR東十条駅下車 徒歩10分
- JR赤羽駅下車 徒歩13分
- JR十条駅下車 徒歩13分

区民の皆さんが、都市における自然を見つめ直し、自然環境に関する学習、情報の交換などを行っていただくための施設です。ここには、北区の四季を題材としたパネル、区内に生息する魚類などが展示されています。とんぼ池、雑木林などからなる自然園も併設しています。また、生きもの観察や環境学習などの講座の開催や、生きもの名前や生態などのお問い合わせも受け付けています。

開館時間	午前9時30分～午後4時30分
休館日	月曜（祝日または休日のときは翌日）、年末年始

田端文士村記念館

田端文士村記念館（田端6-1-2） TEL 5685-5171

- JR田端駅北口下車 徒歩2分

※ 駐車・駐輪場は隣接の有料施設をご利用ください。
芥川龍之介をはじめ、田端に暮らした文士・芸術家約100名の功績を通じて、「田端文士芸術家村」という歴史を展示・散策会・講演会で紹介しています。

開館時間	午前10時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
休館日	月曜（月曜が祝日のときは火曜と水曜）、祝日の翌日（祝日の翌日が土日のときは翌週火曜）、年末年始
入館料	無料

<https://kitabunka.or.jp/tabata/>

北区ふるさと農家体験館（旧松澤家住宅）

北区ふるさと農家体験館
（赤羽西5-2-34 赤羽自然観察公園内）
TEL 5993-8361

飛鳥山博物館管理運営係 TEL 3916-1133

- JR赤羽駅西口下車 徒歩15分
- JR赤羽駅西口よりバス（王子駅前行）赤羽自然観察公園下車 徒歩4分
- JR王子駅よりバス（赤羽駅西口行）赤羽西四丁目下車 徒歩3分

【体験館の概要】

浮間地区に所在した古民家「区指定有形文化財 旧松澤家住宅」を赤羽自然観察公園内に移築復原した施設です。

この施設は、古民家を文化財として保護していくとともに、歴史文化の学習施設として、民具の展示や生活体験・年中行事などの体験事業を行っています

開館時間	午前9時30分～午後4時30分
休館日	なし（通年開館）
入館料	無料

荒川知水資料館（愛称：amoa、アモア）

荒川知水資料館（愛称：amoa、アモア）（志茂5-41-1）
TEL 3902-2271

- JR赤羽駅東口下車 徒歩20分
- 地下鉄南北線赤羽岩淵駅（1番出口）または志茂駅（2番出口）下車 徒歩15分

荒川の歴史をはじめ、治水事業の紹介、荒川の生きものなどを展示しています。

開館時間	平日午前9時30分、土日祝午前10時
閉館時間	午後5時 （土日祝の問い合わせや案内対応は午後4時まで） ※入館は閉館時刻の15分前まで。
休館日	月曜（月曜が祝日のときはその翌日） 祝日の翌日、年末年始
入館料	無料

<https://www.ara-amoa.com/>

みどりと環境の情報館（エコベルデ）

みどりと環境の情報館(エコベルデ) (豊島5-6-1 豊島五丁目遊び場内)
TEL 3913-8340

● JR王子駅（北口）より都営バスで10分

王40甲 西新井駅前行き

王40丙 宮城循環

王57 豊島五丁目団地行き

豊島五丁目団地下車 徒歩3分

区民の皆さんが、みどりと生きもの、環境への関心を深めるための施設です。

施設職員による園芸相談を実施しており、植物の育て方や楽しみ方を学ぶことができます。植物の名前などのお問い合わせについても随時受け付けています。また、土壌汚染対策についての情報を発信する場としても活用しております。更に、地域における環境活動を実践し、持続可能な社会を担う人材育成およびその活動などを支援することを目的に、環境学習講座を実施しております。

開館時間	午前9時～午後4時30分
休館日	月曜、火曜（祝日または休日のときは、直後の平日開館日に振替休館）、年末年始

◆スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)

スペースゆう（北とぴあ5階）
TEL 3913-0161 FAX 3913-0081

男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画を推進するための拠点施設です。

【利用時間】 午前9時～午後9時（火～土曜）
午前9時～午後5時（日曜）

【休館日】 月曜、祝日（月曜と祝日が重なる場合は翌日も休館となります）、年末年始（12月28日～1月4日）

【多目的室の利用】

男女共同参画を推進する団体が利用できます。

【申込方法（抽選）】

利用日の2カ月前の日が属する月の初日

※ 上記の抽選終了後は、随時窓口で受け付けます（電話での予約受付はできません）。

【団体登録】

男女共同参画を推進し、スペースゆうに登録した団体については、施設使用料が5割減額になります。

登録手続き等の詳細についてはお問い合わせください。

【施設使用料】

	施設名	定員	午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～9時
5階	多目的室A	30名	720円	1,120円	1,440円
	多目的室B	30名	720円	1,120円	1,440円

※ ピアノ等の附帯設備の使用については、別途使用料がかかります。また、登録団体でも5割減額にはなりません。

【相談事業】（要予約）

● ことごと生き方・DV相談

対象：女性（男性相談はP44参照）

火曜	毎週	午前10時～午後4時45分
水曜	第1	午後3時～7時45分
	第2・4	午後1時～5時45分
	第3	午前10時～午後7時45分
金曜	第1・3・5	午前10時～午後3時45分
土曜	第1・3	午前10時～11時45分
	第2・4	午前10時～午後3時45分
日曜	第1・3	午前10時～午後3時45分

※ 保育・通訳あり。詳細は、お問い合わせ（TEL 3913-0163）ください。

● 女性のための法律相談（P44参照）

● 女性のためのLINE相談 To U（トゥユー）（P44参照）

● にじいろ電話・法律相談（P44参照）

【講座・講演会】

年間をとおして、男女共同参画を推進するための講座や講演会などを開催しています。開催情報は、北区ニュースや北区ホームページなどでお知らせしています。

◆地域振興室

地域振興室は、区民の皆さんが行うコミュニティ活動を支援する事務所です。

打ち合わせや印刷のできる活動コーナーや会議室を備えていますのでご利用ください。

活動コーナー・会議室

【活動コーナー】

情報コーナー掲示板、印刷機など

※ 一部の機器は実費をいただきます。

【会議室】

赤羽・西ヶ原東地域振興室を除く17の地域振興室に設置されています。会議室として設置していますので、団体の打ち合わせや話し合いなどの会議目的でご利用ください。

【利用方法】

■登録要件

次の（1）または（2）の団体で、構成員が3名以上で、うち1名以上が区内在住、在勤、在学の方であり、かつ成人者が含まれること。

（1）区内の町会・自治会連合会、北区青少年地区委員会、北区赤十字奉仕団などの公共的団体

（2）NPO・ボランティア活動（非営利で、自主的・自発的に行われる、あらゆる分野における多様な活動（政治・宗教活動は除く）のうち、公益的なものをいいます。NPOは、法人格の有無を問いません）を行う団体

登録申請書は各地域振興室にあります。手続きや使用方法などは地域振興室にお問い合わせください。

■利用時間

午前9時～午後5時（活動コーナー・会議室の利用は、事前予約することにより夜間の利用が可能です）

■休館日

年末年始（12月29日～1月3日）、土・日曜、祝日（活動コーナー・会議室の利用は、事前予約することにより利用が可能です）

【地域振興室】

	施設名	所在地	電話番号
1	十条台地域振興室	中十条 1-2-18	3908-3521
2	王子地域振興室	豊島 1-14-12	3912-1521
3	豊島地域振興室	豊島 3-27-22	3912-1532
4	十条地域振興室	十条仲原 1-20-10	3908-3532
5	神谷地域振興室	神谷 3-35-17	3901-3505
6	赤羽西地域振興室	西が丘 1-5-2	3900-0049
7	志茂地域振興室	志茂 1-34-17	3901-3178
8	赤羽地域振興室	赤羽南 1-13-1	3901-1412
9	赤羽北地域振興室	赤羽北 2-25-8-201	3907-1800
10	滝野川西地域振興室	滝野川 6-21-25	3916-2246
11	滝野川東地域振興室	滝野川 1-46-7	3910-0131
12	西ヶ原東地域振興室	西ヶ原 1-23-3	3910-0142
13	昭和町地域振興室	昭和町 3-10-7	3893-5417
14	浮間地域振興室	浮間 2-10-2	3960-0047
15	桐ヶ丘地域振興室	桐ヶ丘 2-7-22	3907-2427
16	田端地域振興室	田端 3-16-2	3828-5560
17	東十条地域振興室	東十条 3-2-14	3912-8992
18	堀船地域振興室	堀船 2-16-11	3912-3531
19	東田端地域振興室	東田端 1-12-14	3800-6772

◆区民施設

北とぴあ

指定管理者導入施設

北とぴあ（王子1-11-1）

TEL 5390-1100（代） FAX 5390-1409

● JR・地下鉄南北線王子駅下車 徒歩2分

北とぴあは、北区の産業の発展と区民の文化の向上を目的として建設された北区のシンボルとなる施設です。大小8つのホール、各種会議室、研修室、音楽スタジオ、さらに消費生活センター（P69）、スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）（P107）、NPO・ボランティアぷらざ（P89）が整った、産業と文化活動の拠点です。

また、17階には展望ロビーもあります。

【開館時間】 午前8時30分～午後10時

【休館日】 年末年始（12月29日～1月3日）

※ ただし、上記のほか臨時休館日があります。詳しくは北とぴあのホームページでお知らせします。

■施設利用申込

【受付場所】 北とぴあ1階 施設受付

TEL 5390-1105（申込受付専用）

【受付時間】 午前9時～午後8時

【施設利用料】 詳しくは施設にお問い合わせください。

【インターネットによる施設状況の照会・予約】

施設の空き情報の照会や予約がインターネットからできます。ただし、ご予約の場合、一度利用者登録が必要となります。詳しくは北とぴあ受付にお問い合わせください。

※ 施設予約システム

https://yoyaku.city.kita.tokyo.jp/shisetsu/reserve/gin_menu

■駐車場（地下3階）

地下駐車場の高さ制限は2.8mです。

駐車台数が限られていますので、車でのご来館はなるべくご遠慮ください。

【利用料】

車種	駐車場利用料
大型車	30分ごとに600円
その他	30分ごとに150円 （入庫30分未満無料）

【入庫時間】 午前8時15分～午後10時

【出庫時間】 午前8時15分～午後11時

滝野川会館・赤羽会館 指定管理者導入施設

会館は、区民の皆さんの生活文化の向上と福祉の増進のため設けられた施設です。各種会合と文化活動の拠点として、また、地域での交流やふれあいの場として、ホール・集会室・和室などをお気軽にご利用ください。

滝野川会館	西ヶ原 1-23-3 TEL 3910-1651 ・JR 上中里駅下車徒歩7分 ・JR 駒込駅北口下車徒歩10分 ・地下鉄南北線西ヶ原駅下車徒歩7分
赤羽会館	赤羽南 1-13-1 TEL 3901-8121 ・JR 赤羽駅下車徒歩5分 ・地下鉄南北線赤羽岩淵駅下車徒歩10分

【開館時間】 午前9時～午後10時

【休館日】 年末年始（12月29日～1月3日）

なお、機械設備点検などのため月2回程度休館します。

【受付場所】 各会館管理事務所

【受付時間】 午前9時～午後6時30分

※ 機械設備点検などのため受け付けできない日もあります。

【インターネットによる施設状況の照会・予約】

施設の空き情報の照会や予約がインターネットからできます。ただし、ご予約の場合一度利用者登録が必要となります。詳しくは各会館にお問い合わせください。

※ 施設予約システム

https://yoyaku.city.kita.tokyo.jp/shisetsu/reserve/gin_menu

【施設使用料】

詳しくは各会館にお問い合わせください。

【駐車場】

駐車台数が限られていますので、車でのご来館はなるべくご遠慮ください。

〈使用料〉 30分ごとに150円（入庫30分未満無料）

〈利用時間〉 午前8時15分～午後10時15分

ふれあい館

ふれあい館は、地域でのコミュニティ活動や高齢者の方々の娯楽・教養の向上を目的に設けられた施設です。ホールや和室などを備えていますので、各種会合や文化活動の場としてご利用ください。

【開館時間】 午前9時～午後10時

【休館日】 年末年始（12月29日～1月3日）

【主な施設】

- ・集会コーナー 会合などに貸切利用（有料）ができます。
- ・高齢者福祉コーナー

60歳以上の方が個人で利用（無料）できます。

【集会コーナーの申込受付開始】

利用日の3カ月前の同日から（区外の方は利用日の2カ月前の同日から）受け付けます。

【集会コーナーの受付場所】

各ふれあい館事務室

【受付時間】

午前9時～午後7時※電話受付は午前10時からです。

【施設使用料】

詳しくは北区ホームページまたは各ふれあい館にお問い合わせください。

※ 区民の方と区民以外の方が使用する場合は使用料が異なります。

※ 区民の方は申込時に住所確認ができるものが必要です。

■ 所在地

※ 指定管理者導入施設

ふれあい館名	所在地	電話番号
浮間ふれあい館	浮間 2-10-2 (浮間区民センター内)	3965-5271
赤羽ふれあい館※	赤羽 1-59-9	3903-0886
志茂ふれあい館	志茂 1-34-17 (なでしこ小学校内)	3901-3620
神谷ふれあい館	神谷 3-35-17 (神谷区民センター内)	5249-1201
赤羽北ふれあい館	赤羽北 2-25-8-201 (赤羽北区民センター内)	5963-6363
桐ヶ丘ふれあい館※	桐ヶ丘 2-7-43	3905-0294
島下ふれあい館※	赤羽西 6-10-12	3906-1572
稲付ふれあい館※	赤羽西 3-19-5	3906-6788
西が丘ふれあい館※	西が丘 1-47-15	5993-3491
東十条ふれあい館	東十条 3-2-14 (東十条区民センター内)	3912-9357
王子ふれあい館	豊島 1-14-12 (王子区民センター内)	3914-7675
豊島ふれあい館	豊島 3-27-22 (豊島区民センター内)	3927-3641
上十条ふれあい館	上十条 3-3-9 (上十条区民センター内)	3905-3531
十条台ふれあい館	中十条 1-2-18 (十条台区民センター内)	3905-7118
岸町ふれあい館	岸町 1-6-17	3909-0711
堀船ふれあい館	堀船 3-7-12	3912-6914
昭和町ふれあい館	昭和町 3-10-7 (昭和町区民センター内)	3810-0851
東田端ふれあい館※	東田端 2-20-51	3809-5687
田端ふれあい館	田端 3-16-2 (田端区民センター内)	3822-1177

ふれあい館名	所在地	電話番号
滝野川東ふれあい館	滝野川 1-46-7 (滝野川東区民センター内)	5974-2266
滝野川西ふれあい館	滝野川 6-21-25 (滝野川西区民センター内)	3916-1400

コミュニティアリーナ

コミュニティアリーナは、学校体育館を改修しスポーツ（バレーボール・バスケットボール・バドミントン）、文化芸術（講演会・劇団練習・ダンス・コーラス）、健康づくり（筋力アップ教室）など、多目的に利用できる場として設けられています。ぜひご利用ください。

【開館時間】 午前9時～午後9時

【所在地及び受付時間】

● 豊島北コミュニティアリーナ

〈所在地〉 豊島5-3-13 TEL 3913-8363

〈受付時間〉 午前9時～午後7時

● 新町コミュニティアリーナ

指定管理者導入施設

〈所在地〉 田端新町2-27-17 TEL 3894-6201

〈受付時間〉 午前9時30分～午後7時

※電話受付は午前10時からです。

【使用料】 詳しくは北区ホームページまたは各施設にお問い合わせください。

【休館日】

年末年始（12月29日～1月3日）

※ 区民の方と区民以外の方が使用する場合は使用料が異なります。

※ 申込時に住所確認ができるものが必要です。

元氣ぷらざ 指定管理者導入施設

元氣ぷらざ TEL 5249-2214

元氣ぷらざは、北清掃工場の地元還元施設として、区民の皆さんの健康保持増進と、地域でのコミュニティ活動や高齢者の方々の娯楽・教養の向上を目的に設けられた施設です。レジャー型の温水プールのほか、ホールや和室を備えていますので、各種会合や文化活動の場としてご利用ください。また、志茂老人いこいの家を併設しています。（P81）

【所在地】 志茂1-2-22

【交通案内】

・地下鉄南北線志茂駅下車 徒歩5分

・都営バス

王子駅北口から赤羽駅東口行き、または北車庫行き
北車庫前下車 徒歩5分

赤羽駅東口から豊島五丁目団地行き

北車庫入口下車 徒歩3分

・JR 赤羽駅南口下車 徒歩15分

※ 駐車場台数が少ないため、お車でのご来館はご遠慮ください。

※ 駐車場は30分ごとに150円（入庫30分未満無料）

元氣ぷらざ温水プール

【利用時間】 午前9時～午後9時

(午後8時30分まで入場できます)

【休館日】原則として月2回(清掃日)・年末年始(12月29日～1月3日)・機械設備保守点検日等

【利用料金】

	2時間以内	超過料金(30分毎)
子ども(3歳～中学生)	100円	20円
大人	500円	120円
高齢者(65歳以上)	250円	60円

※ 障害者減額制度を利用する場合は、大人料金の50%を減額します。手帳(障害者手帳などの原本)を受付にご提示ください。

※ 高齢者料金での利用は、年齢確認ができるものがが必要です。

※ 3歳未満のお子さん、おむつを使用している方、水着を着ていない方は入場できません。

※ 温水プール・シャワー・床暖房は北清掃工場の余熱を利用しています。

【定員】392名(男200名・女192名)

※ 定員はロッカーの残数により変化します。

※ 障害者用更衣室(ロッカー6台)、プール専用車イスを用意してあります。障害のある方のご利用は介助者の付き添いが必要な場合があります。

【施設】

25メートルプール、流水プール、ウォータースライダー、子どもプール、ジャグジー、採暖室

■ 元氣ぶらざ集会施設

【使用申込】

利用希望日の3カ月前の初日(原則として1日)です。申込受付開始日の午前9時までに来館した方を対象に、抽選を行い決定します。抽選には、一つの催し物につき代表者の方のみ参加できます。

【休館日】

原則として月2回(清掃日)・年末年始(12月29日～1月3日)・機械設備保守点検日等

【使用料金】

詳しくは施設にお問い合わせください。

※ 区民以外の方が使用する場合は、申込方法と料金が異なります。

※ 区民の方は申込時に住所確認できるものがが必要です。

北区自然休暇村「甘楽ふるさと館」

甘楽ふるさと館 TEL 0274-74-2660

区民の皆さんが良好な自然環境の中でスポーツ・レクリエーションを楽しむための施設です。皆さんのご利用をお待ちしています。

【所在地】群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡2014-1

【施設利用】宿泊室(和室12室・洋室6室)、研修室(3室)、食堂、屋外バーベキューガーデン

【利用できる方】

- ・区民……………①北区在住・在勤の方
②北区在住者と同行する2親等以内の親族

・上記以外の方

【交通のご案内】

・JR 高崎駅から上信電鉄に乗り換え、上州福島駅から車(送迎車は事前予約)で10分

・上信越自動車道・富岡ICから10分

【使用時間】

チェックイン 午後2時、チェックアウト 午前10時

【利用料金(1泊2食付きの料金)・休憩時間(午前10時～午後8時30分)】

区分	宿泊(1泊)		休憩(日帰り入浴1回)	
	大人	小人 (3歳以上 中学生以下)	大人	小人 (3歳以上 中学生以下)
北区民	5,830円	4,510円	330円	165円
上記以外の方	9,350円	7,810円	550円	330円

※ 3歳未満は無料です。

(1) 申込方法 直接甘楽ふるさと館に電話でお申し込みください。利用日の2カ月前(15人以上の団体の場合は4カ月前)の1日から予約を受け付けます(休日の場合はその翌日)。夏休み・年末年始の期間については、抽選となります。申込期間など詳細は、直接施設へお問い合わせください。

(2) 受付時間 午前9時～午後8時(休館日を除く)

【団体助成制度】

東京都北区社会教育関係団体、北区内の町会・自治会などが研修会、レクリエーション等で15人以上宿泊するときに、子どものみ1人1泊につき700円を助成します(1回3泊まで)。利用日の10日前までに区民施設係で申請してください。

【団体助成受付場所】

地域振興課区民施設係 TEL 5390-0095

【受付時間】午前9時～午後5時(平日)

【持参するもの】

- ・北区社会教育関係団体登録証
- ・団体の代表者印(シャチハタ不可)
- ・宿泊者名簿(利用者氏名、性別、年齢、住所が記載されているもの)

【休館日】不定期。詳しくは施設にお問い合わせください。

【甘楽ふるさと館ホームページ(予約はできません)】

<https://www.kanra-gunma.jp/>

校外施設

那須高原学園(北区しらかば荘) 指定管理者導入施設

那須高原学園(北区しらかば荘) フリーダイヤル0120-731-471

児童・生徒の利用期間を除いて、区民の保養施設として、または研修、レクリエーションの場としてご利用ください。

【所在地】栃木県那須郡那須町大字湯本206

【交通のご案内】

- ・東北本線黒磯駅より関東自動車(那須湯本行)で35分・仲町下車 徒歩12分

※ 黒磯駅からしらかば荘の無料送迎あり（予約制）
・東北新幹線那須塩原駅より関東自動車（那須湯本行）
で50分・仲町下車 徒歩12分

【利用方法】

〈通常期〉

電話申込（先着順）

・区民（北区内在住及び在勤者）

……………利用日の6カ月前の1日から

・区民以外……………利用日の5カ月前の1日から

・1室1人利用……………利用日の1カ月前の1日から

（和洋室は、身体障害者手帳等をお持ちの方を優先します。お持ちでない方は、利用日の1カ月前の1日から申し込みできます。）

〈トップシーズン〉

専用はがきでの申し込み後に抽選となります。

※ 専用はがきは、生涯学習・学校地域連携課、各地域振興室、赤羽・滝野川会館、桐ヶ丘・滝野川体育館、北運動場、北区役所第一庁舎区政資料室にあります。

宿泊日	はがき受付期間	空き室申込（電話）
4/29～5/5	2/1～2/10	3/1～
12/29～1/3	10/1～10/10	11/1～

・2/10及び10/10消印有効

・空き室申込は区民以外も可

・学校利用期間のご利用できません。

・休園日 12月の第2火曜日から3日

1月の第2火曜日から4日

2月の第3火曜日から3日

状況により変更する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【インターネットによる施設状況の照会・予約】

施設の空き情報の照会や予約がインターネットからできます。

<https://www.kitaku-shirakaba.jp/>

◆（公財）北区文化振興財団

（北とぴあ10階）

総務係 TEL 5390-1223

事業係 TEL 5390-1221

FAX5390-1147

北区における地域文化の振興を目的にさまざまな文化事業を行っています。財団が主催、共催する事業などのご案内は、エンジョイ北区（文化情報紙／隔月発行）や北区ニュース（毎月20日号）、文化振興財団ホームページに掲載されています。

【主な事業】

各種コンサート、歌舞伎、落語などの公演、北とぴあ国際音楽祭、区民オーケストラ及び合唱団の育成、北とぴあ演劇祭、まちかどコンサート、子ども文化教室（ココキタ）、王子カルチャーロードギャラリーの利用受付
<https://kitabunka.or.jp/>

ほくとぴあメンバーズ（友の会）

主に北とぴあで開催する財団主催公演などを対象として、チケットの優先予約や割引制度などの特典が受けられます。いつでも加入できますので、ぜひご利用ください。

【会費】年額1,500円

【お問い合わせ】

ほくとぴあメンバーズ事務局 TEL 5390-1121

【入会手続】

ウェブ入会<https://kitabunka.or.jp/members/>又は北とぴあ1階チケット売り場

文化芸術活動拠点（ココキタ）

区民の皆さんの文化芸術活動を応援する施設です。オープンギャラリー、スタジオなどのレンタルスペース、軽食を楽しめるカフェがあります。音楽・ダンス・演劇等の練習や発信の場としてお気軽にご利用ください。

【利用時間】午前9時～午後9時

【休館日】毎週月曜日および年末年始

※ 月曜日が休日の場合は直後の休日でない日

【駐車場】なし

※ レンタルスペース利用方法、利用料金や利用者登録等については、ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

文化芸術活動拠点ココキタ受付窓口 TEL 3913-8363
〒114-0003 豊島5-3-13

都バス「豊島五丁目団地行・宮城循環・西新井駅行」
豊島六丁目または豊島五丁目団地下車 徒歩3分

<https://kitabunka.or.jp/cocokita/>

◆ 公園内施設など

道路公園課公園係

TEL 3908-9275

名主の滝公園／茶室と集会室

水と緑ゆたかな都会のオアシス、「名主の滝公園」内の茶室、集会室をご利用ください。

【所在地】岸町1-15-25

【使用料（半日単位）】

室名	広さ	定員	使用料	
			区民	区民以外
茶室	3帖、8帖	10名	1,230円	1,840円
※緑陰亭	10帖	10名	740円	1,110円
※洗心亭	10帖	10名	740円	1,110円

※ 月曜、年末年始は休みです。

【利用時間】午前9時～正午、午後1時～4時

【申込受付】区民の方…使用日の3カ月前から受け付けます
区民以外…使用日の2カ月前から受け付けます

次ページへ続く

区民の方が申し込みをする場合は、住所が確認できる書類等をご持参ください。

【駐車場】なし

※工事のため、当面の間、茶室のご利用は出来ません。

飛鳥山公園／飛鳥舞台

飛鳥山公園に、能舞台をイメージした松造りの野外ステージが設けられています。各種イベントにご利用ください。

【所在地】王子1-1-3

【使用料】午前9時～正午、午後1時～4時の半日単位で4,930円（区民以外の方は7,390円）

【申込受付】区民の方…使用日の3カ月前から受け付けます

区民以外…使用日の2カ月前から受け付けます

区民の方が申し込みをする場合は、住所が確認できる書類等をご持参ください。

【駐車場】飛鳥山公園駐車場（右下欄参照）

浮間つり堀公園

大小2つの池には、それぞれキンギョ・フナが放流され、のんびり釣りを楽しめる公園です。

【所在地】浮間5-4-19 JR浮間舟渡駅下車 徒歩13分

【入園料】無料

【開園時間】午前9時～午後5時

午前8時30分～午後6時（7・8月）

※年末年始は休園（12月26日～1月4日）

【釣り具使用料】竿200円、エサ100円

【その他】釣り具を持参する方は、次のことを守ってください。

- ・竿は3m以内のものを使用してください。
- ・エサは生きエサを使用してください。

【駐車場】なし

バーベキュー施設がある公園

荒川岩淵関緑地（荒川河川敷）

【所在地】岩淵町23-45先

【利用時間】午前9時～午後5時

【利用料金】500円（1人1日）※中学生未満を除く

【申込】㈱サンワックス TEL 6331-4374

<https://www.arakawaiwabuchi-bbq.jp/>

赤羽自然観察公園

【所在地】赤羽西5-2-34

【規模】カマド10基（道具持込）

【定員】最大約60名

【申込】㈱日比谷アメニス TEL 3905-4551

【駐車場】1グループ1台

駐車場がある公園

荒川赤羽緑地駐車場 （新荒川大橋野球場横のJR鉄橋下）

【所在地】赤羽三丁目先

【駐車可能台数】普通車198台、大型車も可能

【使用料】大型車1回2,000円 普通車1回500円

【利用可能日】土・日曜、祝日（12月29日～1月3日を除く）

【利用時間】午前5時45分～午後6時15分（4～9月）

午前6時45分～午後5時15分（10～3月）

荒川岩淵関緑地駐車場（荒川知水資料館横）

【所在地】志茂5-41

【駐車可能台数】普通車38台

【使用料】普通車1回500円

【利用可能日】土・日曜、祝日（12月29日～1月3日を除く）

【利用時間】午前5時45分～午後6時15分（4～9月）

午前6時45分～午後5時15分（10～3月）

中央公園駐車場

【所在地】十条台1-2-1

【駐車可能台数】普通車36台

【使用料】普通車30分150円（全日1,200円）

【利用可能日】12月29日～1月3日を除く毎日

【利用時間】午前5時45分～午後10時30分（4～9月）

午前6時45分～午後10時30分（10～3月）

飛鳥山公園駐車場

【所在地】西ヶ原2-15

【駐車可能台数】大型車3台、普通車22台

【使用料】大型車30分600円 普通車30分150円

【利用可能日】12月29日～1月3日を除く毎日

【利用時間】午前8時30分～午後6時30分

◆ スポーツ

利用施設、時間帯によって施設利用料金が異なります。詳しくは北区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

体育施設

施設利用方法

団体利用をするためには、窓口で事前に団体登録手続き後、予約が必要です。個人利用については公開日を設けています。



【受付窓口】

北とぴあ1階体育施設受付	TEL 5390-1140
桐ヶ丘体育館	TEL 3908-2316
滝野川体育館	TEL 3940-1801
赤羽体育館	TEL 3901-3144
北運動場	TEL 3902-5639
赤羽スポーツの森公園競技場	TEL 5948-9281

【インターネットによる受付】

施設の空き情報の照会や予約がインターネットからできます。

※ 施設予約システム

https://yoyaku.city.kita.tokyo.jp/shisetsu/reserve/gin_menu

屋内体育施設

桐ヶ丘体育館 指定管理者導入施設

桐ヶ丘体育館 TEL 3908-2316

【所在地】赤羽台3-17-57

● JR 赤羽駅西口下車 徒歩15分

● 国際興業バス法善寺交番下車 徒歩4分

【規模】アリーナ、柔道場、剣道場、弓道場、庭球場
6面（砂入り人工芝4面、ハード3面）

【駐車場】

● 普通車14台、軽自動車5台、障害者用1台

● 30分150円 1日1,200円

【トレーニングルーム】

● 当日券300円

● 定期 1ヵ月2,400円 3ヵ月6,100円 6ヵ月11,100円

※ 65歳以上・障害者手帳等をお持ちの方は半額です。

※ 高校生以上が利用できます。

【指導公開日（指導員が希望者に技術指導します）】

（使用料：大人300円・中学生以下100円・65歳以上・障害者手帳をお持ちの方150円）

種目	曜日
バドミントン	火
幼児小学生体操教室（事前申込制）	金
剣道	火・木
柔道	水・金

※ 祝日はお休みになります。

【施設公開日（指導員はいません）】

（使用料：大人300円・中学生以下100円・65歳以上・障害者手帳をお持ちの方150円）

種目	曜日
卓球	水（祝日を除く）
和弓・洋弓	毎日（貸切の場合を除く）

【休館日】

第3月曜（祝日の場合は翌日）、臨時休館日、年末年始

滝野川体育館 指定管理者導入施設

滝野川体育館 TEL 3940-1801

【所在地】西ヶ原2-1-6

● JR 上中里駅下車 徒歩5分

● 地下鉄南北線西ヶ原駅下車 徒歩5分

【規模】アリーナ、第一・第二武道場、プレイルーム、
第一・第二・第三会議室、庭球場3面（ハード）、弓道場

【駐車場】

● 普通車35台、軽自動車2台、障害者用1台

● 30分150円 1日1,200円

【トレーニングルーム】

● 当日券300円

● 定期 1ヵ月2,400円 3ヵ月6,100円 6ヵ月11,100円

※ 65歳以上・障害者手帳等をお持ちの方は半額です。

※ 高校生以上が利用できます。

【指導公開日（指導員が希望者に技術指導します）】

（使用料：大人300円・中学生以下100円・65歳以上・障害者手帳をお持ちの方150円）

種目	曜日
柔道	火
エアロビクス	水
剣道	水
バレーボール	金
幼児小学生体操教室（抽選）	火

※ 祝日はお休みになります。

【施設公開日（指導員はいません）】

（使用料：大人300円・中学生以下100円・65歳以上・障害者手帳をお持ちの方150円）

種目	曜日
卓球	金
バドミントン	水
和弓	火
	木

※ 祝日はお休みになります。

【休館日】

第3月曜（祝日の場合は翌日）、臨時休館日、年末年始

赤羽体育館 指定管理者導入施設

赤羽体育館 TEL 3901-3140

【所在地】志茂3-46-16

● 地下鉄南北線志茂駅（1番出口）下車 徒歩7分

● 都営バス北車庫入口下車 徒歩3分

● JR 赤羽駅東口下車 徒歩17分

【規模】メインアリーナ、サブアリーナ、弓道場、トレーニングルーム、エクササイズスタジオ、多目的ルーム、屋内ランニングコース、幼児体育室、スポーツ情報コーナー、クラブルーム、ゲストギャラリー

【駐車場】

● 駐車場43台（障害者用1台含む）30分150円 1日1,200円

● 駐輪場48台、バイク置場計10台（入口横、志茂東公園側各5台）

【トレーニングルーム】

● 当日券400円

● 定期 1ヵ月3,200円 3ヵ月8,000円 6ヵ月14,000円

※ 65歳以上・障害者手帳等をお持ちの方は半額です。

※ 高校生以上が利用できます。

【一般公開日】

(使用料: 大人300円・中学生以下100円・65歳以上・障害者手帳をお持ちの方150円)

種目	曜日
卓球	月
バスケットボール	火
フットサル	木
バドミントン	金
和弓	毎日 (貸切の場合を除く)
ランニングステーション	毎日

※ 祝日はお休みになります。

【中高生公開日】

(使用料: 100円)

種目	曜日	
バスケットボール	A 週	月
卓球・バドミントン		水
バスケットボール	B 週	金
フットサル		火

※ 祝日はお休みになります。

※ 利用券購入時に学生証を提示してください。

※ A週とB週を交互に実施しています。詳細は、赤羽体育館ホームページでご確認ください。

【休館日】

第3月曜日 (祝日の場合は翌日)、臨時休館日、年末年始

パノラマプール十条台 指定管理者導入施設

パノラマプール十条台 TEL 5993-8337

【所在地】中十条1-5-6

● JR 東十条駅南口下車 徒歩10分

● 国際興業バス南橋下車 徒歩1分

【規模】屋内プール (開閉式ドーム)

25m × 13m (6コース)

水深0.25 ~ 1.25m可動床 (通常は1.1m)

【開場時間】午前9時~午後9時

【休場日】第3月曜 (祝日の場合は翌日)、年末年始、設備保守点検期間・清掃日など

【使用料 (2時間まで)】

・大人 500円

・子ども (3歳~中学生) 100円

・65歳以上・障害者手帳等をお持ちの方 250円

【超過料金 (30分ごと)】

・大人 120円

・子ども (3歳~中学生) 20円

・65歳以上・障害者手帳等をお持ちの方 60円

※ 3歳から未就学児のご利用は、幼児開放時間帯のみとなります。

元氣ぷらざ (温水プール)

元氣ぷらざ管理事務所 TEL 5249-2214

P109を参照してください。

屋外体育施設

中央公園運動場 指定管理者導入施設

赤羽スポーツの森公園競技場 TEL 5948-9281

【所在地】十条台1-2-1 (中央公園内)

● JR王子駅下車 徒歩13分

● JR十条駅下車 徒歩9分

● 国際興業バス 中央公園バス停下車 徒歩1分

※ 駐車場についてはP112を参照してください。

■ 野球場・庭球場

【規模】野球場2面・庭球場2面 (砂入り人工芝)

【利用時間帯】

区分	昼間	夜間
4~9月	午前6時~午後6時	午後6時30分~8時30分
10~11月	午前7時~午後5時	午後6時~8時
12~3月		

※ 野球場は、水曜、第2・4土曜の午後2時~6時 (4~9月) 午後1時~5時 (10~12月) と、第3日曜及び5月5日の夜間を除く時間は、少年登録チームの利用となります。

【休場日】野球場 12月28日~3月末

庭球場 年末年始

■ サイクリングロード

長さ607m、幅2.5mのカラー舗装道路で貸し自転車を27台用意してあります。

【利用対象】中学生以下

【使用料】無料

【利用時間】

・4月から9月まで.....午前9時~午後4時30分

・10月から3月まで.....午前9時~午後4時

※ 天候の影響により、貸出を中止する場合があります。

【休場日】月曜 (祝日の場合は翌日)、年末年始

【利用方法】中央公園運動場管理事務所で受け付けます。

新荒川大橋野球場 指定管理者導入施設

北運動場管理事務所 TEL 3902-5639

【所在地】赤羽3-29先 (荒川河川敷)

● JR赤羽駅下車 徒歩17分

● 地下鉄南北線赤羽岩淵駅下車 徒歩8分

【規模】一般用6面・少年用3面

※ 駐車場についてはP112を参照してください。

【利用時間】午前6時~午後6時 (4~9月)

午前7時~午後5時 (10~3月)

【休場日】年末年始

新河岸川庭球場 指定管理者導入施設

北運動場管理事務所 TEL 3902-5639

【所在地】岩淵町41

● JR赤羽駅下車 徒歩15分

● 地下鉄南北線赤羽岩淵駅下車 徒歩6分

- 【規模】庭球場5面（ハード）
 【利用時間】午前6時～午後6時（4～9月）
 午前7時～午後5時（10～3月）
 ※ 11月15日から1月14日までの午後3時から5時の時間帯は、日没の関係で午後3時から4時の1時間貸出となります。
 【休場日】年末年始

浮間舟渡庭球場 指定管理者導入施設

- 赤羽スポーツの森公園競技場 TEL 5948-9281
 【所在地】浮間4-27-1（新河岸東公園内）
 ●JR浮間舟渡駅下車 徒歩1分
 【規模】庭球場4面（砂入り人工芝）
 【駐車場】
 ●普通車20台、障害者用1台
 ●30分150円 1日1,200円
 【利用時間】午前8時～午後6時（4～9月）
 午前9時～午後5時（10～3月）
 ※ 11月15日から1月14日までの午後3時から5時の時間帯は、日没の関係で午後3時から4時の1時間貸出となります。
 【休場日】年末年始

新荒川大橋サッカー場 指定管理者導入施設

- 北運動場管理事務所 TEL 3902-5639
 【所在地】赤羽北1-22-22先（荒川河川敷）
 ●JR赤羽駅下車 徒歩17分
 ●地下鉄南北線赤羽岩淵駅下車 徒歩8分
 【規模】1面（70m×100m）
 ※ 駐車場についてはP112を参照してください。
 【利用時間】午前6時～午後6時（4～9月）
 午前7時～午後5時（10～3月）
 【休場日】月曜（祝日の場合は翌日）、年末年始

浮間子どもスポーツ広場 指定管理者導入施設

- 赤羽スポーツの森公園競技場 TEL 5948-9281
 【所在地】浮間4-27-1（新河岸東公園内）
 ●JR浮間舟渡駅下車 徒歩7分
 【規模】野球場 …… 少年2面
 サッカー場 … 少年1面（フットサル2面として使用可能）
 フットサル場 …… 1面
 【駐車場】
 ●普通車20台、障害者用1台
 ●30分150円 1日1,200円
 【利用時間】午前8時～午後6時（4～9月）
 午前9時～午後5時（10～3月）
 ※ 11月15日から1月14日までの午後3時から5時の時間帯は、日没の関係で午後3時から4時の1時間貸出となります。
 【種目】少年野球、少年サッカー、フットサルなど

- 【休場日】年末年始

北運動場 指定管理者導入施設

- 北運動場管理事務所 TEL 3902-5639
 【所在地】神谷2-47-6（北運動公園内）
 ●JR赤羽駅南口下車 徒歩12分
 ●地下鉄南北線志茂駅下車 徒歩7分
 ●都営バス北車庫前下車 徒歩4分
 【駐車場】
 ●普通車17台、障害者用1台
 ●30分150円 1日1,200円
 【種目】陸上競技、サッカー、グラウンドゴルフ、ゲートボールなど
 〈個人利用日（陸上）〉
 毎週火・木曜 午後3時～9時（祝日を除く）
 【使用料】大人300円、中学生以下100円、65歳以上・障害者手帳等をお持ちの方150円
 【休場日】第3月曜（祝日の場合は翌日）、年末年始

赤羽スポーツの森公園競技場 指定管理者導入施設

- 赤羽スポーツの森公園競技場 TEL 5948-9281
 【所在地】赤羽西5-2-27
 ●JR赤羽駅北口下車 徒歩20分
 ●地下鉄都営三田線本蓮沼駅下車 徒歩15分
 ●国際興業バス赤羽自然観察公園下車 徒歩1分
 【駐車場】
 ●普通車37台、大型車3台、障害者用1台
 ●（普通車）30分150円 1日1,200円
 （大型車）30分600円 1日4,800円
 【種目】

グラウンド	サッカー、フットサル、ゲートボール、グラウンドゴルフなど
ふれあいホール	会議、集会、室内軽スポーツなど

- 〈個人利用日（サッカー）〉
 毎週水曜 正午～午後9時（祝日を除く）
 【使用料】大人300円、中学生以下100円、65歳以上・障害者手帳等をお持ちの方150円
 〈ランニングステーション〉
 休場日を除く毎日
 【使用料】大人300円、中学生以下100円、65歳以上・障害者手帳等をお持ちの方150円
 【休場日】第3火曜（祝日の場合は翌日）、年末年始及び特別清掃日

区立プール 指定管理者導入施設

- パノラマプール十条台 TEL 5993-8337
- | 施設名 | 所在地 |
|--------|----------------------|
| 王子プール | 王子3-24-1（王子三丁目児童遊園内） |
| 谷端プール | 滝野川7-42-1（南谷端公園内） |
| 桐ヶ丘プール | 桐ヶ丘1-8-1（桐ヶ丘中央公園内） |

【開設期間】7月中旬～8月下旬

【利用時間】午前9時～午後5時50分

【使用料（2時間以内）】

大人（高校生以上）200円、子ども（中学生以下）100円、
65歳以上・障害者手帳等をお持ちの方 100円

■夜間団体利用（王子・谷端プールのみ）

【利用時間】午後6時30分～8時30分

【使用料】4,620円（パノラマプール十条台での事前予約・料金支払が必要です）

北ノ台スポーツ多目的広場 指定管理者導入施設

北運動場管理事務所 TEL 3902-5639

【所在地】上十条5-14-4

●JR十条駅下車 徒歩15分

※ 駐車場はございませんので、車での来場はご遠慮ください。

【規模】体育館、第一スポーツ広場、第二スポーツ広場

【中高生開放時間】

●体育館（バレーボール・バドミントン・卓球）

曜日	時間帯
平日（学校休業日） 土・日・祝日	正午～午後3時、午後3時～午後6時
平日（学校休業日以外）	午後3時～午後6時

●第1スポーツ広場・第2スポーツ広場

曜日	時間帯
平日（学校休業日） 土・日・祝日	4月～9月まで：午後1時～午後3時、 午後3時～午後6時 10月～3月まで：午後1時～午後3時、 午後3時～午後5時
平日（学校休業日以外）	4月～9月まで：午後3時～午後6時 10月～3月まで：午後3時～午後5時

【休場日】年末年始、第二日曜日の翌日（祝日の場合は翌日）

豊島北スポーツ多目的広場

北とびあ1階体育施設受付 TEL 5390-1140

【所在地】豊島5-3-13

●都営バス豊島五丁目団地下車徒歩3分

※ 駐車場はございませんので、車での来場はご遠慮ください。

【種 目】少年野球・サッカー

【休場日】年末年始

豊島五丁目グリーンスポーツ広場

指定管理者導入施設

北運動場管理事務所 TEL 3902-5639

【所在地】豊島5-6先（荒川河川敷）

●都営バス宮城二丁目下車 徒歩10分

●都営バス豊島橋下車 徒歩5分

【駐車場】

●普通車33台、障害者用2台

●1回 500円

※ 駐車場は土・日・祝日のみ利用可能です。

【種 目】

陸上競技（個人利用）、サッカー、ラグビー、少年野球
〈個人利用日（陸上）〉

●4月から9月まで（祝日を除く）

曜日	時間帯
月・水	正午～午後6時
火・木・土	午前6時～正午 ※土曜日のみ午前11時まで

●10月から3月まで（祝日を除く）

曜日	時間帯
月・水	午前11時～午後5時
火・木・土	午前7時～午後1時

【使用料】大人（高校生以上）200円、65歳以上・障害者手帳等をお持ちの方…100円、中学生以下…50円

【休場日】年末年始

学校施設

地区体育館

（登録・予約に関すること）
体育施設窓口（P113）へお問い合わせください。

（施設に関すること）
生涯学習・学校地域連携課 TEL 3908-9323

【対象校】

〈体育館〉

堀船小・十条富士見中・西浮間小・滝野川紅葉中・旧
十条台小・王子桜中・桐ヶ丘中・明桜中・赤羽岩淵中・
教育総合相談センター・なでしこ小・稲付中・田端中・
都の北学園

〈武道場〉

滝野川紅葉中・赤羽岩淵中・稲付中

【種 目】

〈体育館〉

バレーボール（1面、ただし練習は2面可）、バドミ
ントン（3面）、バスケットボール（1面）、卓球（6台）、
屋内フットサル（十条富士見中）、その他

※ コートの面数は学校によって異なります。

詳しくはお問い合わせください。

〈武道場〉

剣道・空手・柔道・ダンスなど（シューズ制限あり）

【使用できる日時】

第1・3日曜の 午前	午前9時～正午
第1・3日曜の 午後1	正午～午後3時
午後2	午後3時～6時
火・木・土曜の 夜間	午後6時30分～9時30分 祝日の場合は、第1・3日曜の 午前・午後と同じ時間帯になります

※ 教育総合相談センターのみ、平日の夜間及び土・
日曜・祝日の午前～夜間に使用可能

【利用対象】屋内施設登録の区内登録をしているチーム

【利用方法】詳しくはお問い合わせください。

校庭夜間開放

(登録・予約に関すること)
体育施設窓口 (P113) へお問い合わせください。

(施設に関すること)
生涯学習・学校地域連携課 TEL 3908-9323

【対象校】

桐ヶ丘中・十条富士見中・滝野川紅葉中・赤羽岩淵中・
滝野川第五小・滝野川第二小・稲付中・浮間中

【使用できる日】

桐ヶ丘中	月・水・木・土・日曜
十条富士見中	月・火・木・金・土曜 (テニスのみ 12～3 月は休場)
滝野川紅葉中	月・水・木・土・日曜
赤羽岩淵中	月・水・木・土・日曜
滝野川第五小	月・火・木・金・土曜 (12～3 月は休場)
滝野川第二小	月・火・水・金・土曜 (12～3 月は休場)
稲付中	月・火・木・土・日曜
浮間中	月・火・木・金・日曜

【使用できる時間】 午後6時30分～8時30分

【種 目】

- ・サッカー／桐ヶ丘中・滝野川紅葉中・赤羽岩淵中・
稲付中・浮間中
- ・テニス／滝野川第五小・滝野川第二小
- ・サッカー・テニス／十条富士見中

【利用対象】

種目ごとに区内登録をしているチーム

【利用方法】

詳しくはお問い合わせください。

学校設備等使用

生涯学習・学校地域連携課 TEL 3908-9323

区立小・中学校の体育館・教室・校庭などを使用した
いは事前に学校長の承諾が必要です。詳しくはお問
い合わせください。

- ※ 校庭の夜間利用については照明設備は使用できま
せん。
- ※ なでしこ小学校・浮間中学校・都の北学園利用に
ついては団体登録が必要になります。詳しくはお
問い合わせください。





情報公開・広報

◆情報公開 ◆広報 ◆区政へのご意見

◆情報公開

情報公開制度

情報公開コーナー（総務課文書係）
TEL 3908-8624 FAX 3905-3423

情報公開制度とは、区民の皆さんの請求により、区が保有している「区政情報」の写しの交付または閲覧・視聴によって公開する制度です。公開請求の対象となる「区政情報」とは、区の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、区が現に保有しているものです。

【請求方法】 所定の公開請求書を窓口へ提出してください。

【費用負担】 公開の請求に係る事務手数料は無料です。
写しの交付については、実際に要した費用を負担していただきます。

※ 請求対象である「区政情報」が、非公開情報（個人に関するものなど）に該当する場合、公開請求に応じられないことがあります。

個人情報等保護制度

個人情報保護コーナー（総務課文書係）
TEL 3908-8624 FAX 3905-3423

個人情報等保護制度とは、区が事務事業を行う際に取り扱う個人情報等について、その収集、保管などの原則を明確にするとともに適正な管理を図るためのものです。さらに、区が保管している自己に関する情報等の開示などについて区民の皆さんの権利を保障するものです。

【請求方法】 所定の開示等請求書を窓口へ提出してください。その際、当該請求に係る自己情報の本人等であることを証するもの（運転免許証など）の提示が必要です。

【費用負担】 開示などの請求に係る事務手数料は無料です。写しの交付については、実際に要した費用を負担していただきます。

※ 請求対象である自己情報等が、非開示情報（法令などで開示できないと定めがあるものなど）に該当する場合、開示などの請求に応じられないことがあります。

◆広報

広報紙

『北区ニュース』（月3回（1日、10日、20日）発行）
広報課 TEL 3908-1102 FAX 3905-3422

『きたくぎかいだより』

区議会事務局 TEL 3908-9948 FAX 3908-0600

北区教育広報紙『くおん』（年4回発行）
教育政策課 TEL 3908-9279 FAX 3908-1265

※ 点字版、声の広報を発行しているものもありますので、お問い合わせください。

北区公式ホームページ・SNS

広報課 TEL 3908-1102 FAX 3905-3422

区政をはじめ、区内の様々な出来事、地震や台風などの緊急情報をお伝えするために、ホームページやSNS等で情報発信をしています。

北区広報番組「住めば、北区東京。」

シティブランディング戦略課
TEL 3908-1364 FAX 3905-3422

【視聴方法】 ※手話つき

① ケーブルテレビ J:COMチャンネル東京北
毎日12時・20時・22時の3回放映（約15分）

② DVDの貸し出し

※ 中央図書館またはシティブランディング戦略課で貸し出しています。

③ YouTube 東京都北区公式チャンネルで公開しています。

区政資料室

広報課（区役所第一庁舎1階）
TEL 3908-1111 内線2148

区政に関する資料などの閲覧・貸出などを行っています。北区の刊行物などを販売（郵送可）しています。

◆区政へのご意見

広報課 TEL 3908-1102 FAX 3905-3422

区長へのはがきなど

区政に関する要望・意見・苦情などを、「区長へのはがき」、「北区ホームページ」、「電話・FAX」で受け付けています。「区長へのはがき」は、区の施設に備え付けています。

区政モニター

区政に対する区民の皆さんの意見・要望などを聴き、円滑な区政運営に資するため、「区政モニター制度」を設けています。

このほか、若い世代からの意見・要望などを区政運営の参考とするため、「小学生との区政を話し合う会」・「中学生モニター会議」・「高校生モニター会議」を開催しています。





監査・選挙・議会

◆監査 ◆選挙 ◆議会

◆ 監査

監査事務局 TEL 3908-1197 FAX 3908-9052

監査委員

監査委員は、区の事務事業が様々な法律や条例等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうか、区民の福祉増進のため、最小の経費で最大の効果を挙げているか等の観点から監査を行うため、地方自治法に基づき設置している機関です。

監査委員は識見を有する者2名と区議会議員選出2名の計4名で構成しています。

住民監査請求

区民は、区長や職員等について、違法もしくは不当な公金の支出等があると認めるとき、または違法もしくは不当に公金の賦課もしくは徴収等を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、このような行為の防止や是正など、必要な措置を求めることができます。

◆ 選挙

選挙管理委員会事務局
TEL 3908-9054 FAX 3908-9064

選挙管理委員会

選挙管理委員会は、地方自治法に基づき、選挙が公正に行われるために、長から独立した機関として設置されています。

各種選挙の管理及び執行、選挙啓発、政党及び政治団体に関する事務などを行っています。

委員は議会の選挙により選ばれ、4名で構成されています。

任期は4年となっています。

投票

北区で投票できる方は、北区の選挙人名簿に登録され、選挙の要件を満たしている方です。選挙が行われるときは、選挙のお知らせ（投票所入場整理券）を郵送します。

選挙人名簿の登録

18歳以上の日本国民の方で、住民基本台帳に登録さ

れ北区内に引き続き3カ月以上お住まいの方を登録します。

【定時登録】

毎年3月、6月、9月、12月に定期的に登録します。

【選挙時登録】

選挙が行われる場合登録します。

期日前投票

投票日に仕事、冠婚葬祭、旅行や病気などで投票所へ行って投票することができない方は、選挙の公（告）示の翌日から投票日の前日まで、期日前投票所で投票することができます。

不在者投票

【指定施設での不在者投票】

あらかじめ指定されている病院や老人ホームなどに入院または入所中の方は、その施設で投票することができます。

【郵便等による不在者投票】

身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定以上の障害のある方、または介護保険の被保険者証をお持ちの方で、要介護5に認定されている方は「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、郵便等（郵便と信書便）で投票することができます。

【北区外での不在者投票】

仕事などの用事で区外に滞在中の方は、北区から投票用紙を取り寄せたうえで、滞在先などの選挙管理委員会ですべての不在者投票ができます。

【その他、特定国外不在者投票、洋上投票（国政選挙のみ）、南極投票（国政選挙のみ）があります。】

在外選挙制度

外国にいても、国政選挙に限り投票できる制度があります。海外へ転出される際はお問い合わせください。

選挙の種類と概要

選挙の種類		総定数	選挙区と定数	
衆議院議員選挙	小選挙区	289人	北区全域、板橋区の一部	1人
	比例代表	176人	東京都全域	19人
参議院議員選挙	選挙区	148人	東京都全域	12人
	比例代表	100人	全国	100人



選挙の種類	総定数	選挙区と定数	
都議会議員選挙	127人	北区全域	3人
都知事選挙	1人	東京都全域	1人
北区議会議員選挙	40人	北区全域	40人
北区長選挙	1人	北区全域	1人

※ 衆議院議員選挙のときは、最高裁判所裁判官国民審査が行われます。

(令和6年7月1日現在)

◆ 議会

区議会事務局 TEL 3908-9948 FAX 3908-0600

北区議会議員の定数は条例により40人となっています。区議会には年4回（2月、6月、9月、11月）開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

区議会への請願・陳情

請願・陳情は、区民の皆さんが議会に対し、施策の実現を要望することができる制度です。議会では、これらを慎重に審査し、結果を提出者に通知します。

- あて名は区議会議長とし、区議会事務局に提出してください。請願・陳情ともに形式は同じですが、請願書には紹介議員の署名が必要です。
- 受付は常時行っていますが、会期の初日の4日前（区役所が休みの日を除く）までに提出された請願・陳情は、原則としてその定例会の会期中の委員会で審査されます。

(記入例)

要 旨	理 由	紹介議員 (署名または記名押印)	請願 (陳情)者 (代表者)	住 所	氏 名	電 話 番 号	年 月 日	東京 都 北 区 議 会 議 長 殿
--------	--------	---------------------	----------------------	--------	--------	------------------	-------------	--

- ※ 陳情の場合、紹介議員は必要ありません。
- ※ 請願者・陳情者の住所・氏名は原則公開されます（特段の理由がある場合には一般公開資料（HP等）において住所の一部及び氏名を非公開とすることができます）。
- ※ 区外に住所を有する個人又は団体から提出された陳情等は、所管の委員会及び関係部に参考送付し、委員会では審査いたしません。

区議会の傍聴

本会議及び全員協議会は、区役所第一庁舎4階の区議会事務局で傍聴券の交付を受けてから、6階の傍聴席で傍聴できます。委員会は、区役所第一庁舎4階の委員会室で傍聴簿に記入の上、傍聴できます。傍聴の定員は、本会議場が70人、第一委員会室が20人、第二委員会室が30人で、先着順となります（状況により人数が制限される場合があります）。また、手話通訳派遣も行っています。詳しくは北区ホームページをご覧ください。

委員会活動

議会では、広範多岐にわたる案件を専門的、合理的かつ能率的に審議するため、次の委員会を設けています。

【各委員会の所管及び審査事項】

常任委員会	企画総務 (定数 8 人)	政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、選挙管理委員会事務局及び監査事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
	区民生活 (定数 8 人)	地域振興部、区民部及び生活環境部に 関する事項
	健康福祉 (定数 8 人)	福祉部、健康部及び子ども未来部に 関する事項
	文教 (定数 8 人)	教育委員会事務局に関する事項
	建設 (定数 8 人)	まちづくり部及び土木部に 関する事項

議会運営委員会 (定数 11 人)	1. 議会の運営に関する事項 2. 議会の会議規則、委員会に関する 条例等に関する事項 3. 議長の諮問に関する事項
----------------------	---

特別委員会	地域開発 (定数 14 人)	1. 西ヶ原地区まちづくりについて 2. 志茂地区まちづくりについて 3. 赤羽駅東口地区まちづくりについて 4. 赤羽西地区まちづくりについて 5. 十条地区まちづくりについて
	防災対策 (定数 13 人)	1. 地震災害について 2. 風水害等について
	都市ブランド推進 (定数 13 人)	1. シティプロモーションについて 2. 観光及び産業・文化PRについて 3. 都市間交流・連携事業について

※予算、決算審査のため、別途特別委員会が設置されます。

本会議・委員会の会議録、資料等の公開

本会議の会議録や委員会の会議録・資料等を、冊子や北区ホームページで公開しています。また、本会議の録画映像を、J:COM東京北や北区ホームページで公開しています。詳しくはお問い合わせください。



ダイヤルガイド

◆区の主な組織と施設

令和6年7月1日現在

◆区の主な組織と施設

区役所庁舎の電話は、ダイヤルインで直接担当係につながります。()は組織の所在地または窓口番号を示しています。

政策経営部	
企画課（第一庁舎 3 階 15 番）	
	TEL 3908-1104
経営改革・公共施設再配置推進担当課（第一庁舎 3 階 15 番）	
	TEL 3908-9334
財政課（第一庁舎 3 階 15 番）	
	TEL 3908-1105
広報課（第一庁舎 3 階 1～2 番）	
	TEL 3908-1102
区民相談室	TEL 3908-1101
シティブランディング戦略課（第一庁舎 3 階 1 番）	
	TEL 3908-1364

しごと連携担当室	
しごと連携担当課（第一庁舎 3 階 15 番）	
	TEL 3908-1226

デジタル推進担当部	
DX 推進担当課（第三庁舎 1 階）	
	TEL 3908-8548
情報システム担当課（第三庁舎 3 階）	
	TEL 3908-9943

総務部	
総務課（第一庁舎 3 階 3～5 番）	
総務係	TEL 3908-8623
（国際）	TEL 3908-9308
文書係	TEL 3908-8624
庁舎・車両管理係	TEL 3908-8628
職員課（第一庁舎 3 階 7～8 番）	
人事係	TEL 3908-8031
（人材育成担当）	TEL 3908-8039
給与福利係（第一庁舎 6 階）	TEL 3908-8044
契約管財課（第二庁舎 3 階）	
管財係	TEL 3908-8693
契約係	TEL 3908-8695
（検査担当）	TEL 3908-8694
営繕課（TIC 王子ビル 3 階）	
工務係	TEL 3908-8058
（技術管理・保全推進担当）	TEL 3908-8061
（区民・福祉施設担当）	TEL 3908-8074
（教育施設担当）	TEL 3908-8123
（電気設備担当）	TEL 3908-8124
（機械設備担当）	TEL 3908-8135
多様性社会推進課（北とびあ 5 階）	
	TEL 3913-0161
スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）	TEL 3913-0161

新庁舎整備担当部	
新庁舎整備担当課（TIC 王子ビル 2 階）	
	TEL 3908-1201

危機管理室	
防災・危機管理課（第一庁舎 2 階 13 番）	
	TEL 3908-8184
防災センター（西ヶ原 2-1-6）	TEL 3940-1811
地域防災担当課（第一庁舎 2 階 14 番）	
	TEL 3908-8194
生活安全担当課（第一庁舎 2 階 16 番）	
	TEL 3908-1121

地域振興部	
地域振興課（北とびあ 10 階）	
地域振興係	TEL 5390-0092
区民施設係	TEL 5390-0095
統計調査係（王子区民センター 5 階）	TEL 3912-4391
大規模区民施設整備担当課（北とびあ 10 階）	
	TEL 5390-1116
文化施策担当課（北とびあ 10 階）	
文化施策担当主査	TEL 5390-0093
産業振興課（北とびあ 11 階）	
産業振興係	TEL 5390-1234
経営支援係	TEL 5390-1237
商工係	TEL 5390-1235
消費生活センター	TEL 5390-1239
スポーツ推進課（北とびあ 10 階）	
スポーツ推進係	TEL 5390-1134
スポーツ支援係	TEL 5390-1135
トップアスリートのまち推進係	TEL 5390-1136

区民部	
戸籍住民課（第二庁舎 1 階・2 階・4 階）	
戸籍住民係	TEL 3908-8735
戸籍係	TEL 3908-8710
個人番号カード交付係	TEL 3908-1329
王子区民事務所	TEL 3908-8745
税務課（第一庁舎 2 階 8～12 番）	
税務係	TEL 3908-1114
課税第一～四係	TEL 3908-1113
収納推進課（第一庁舎 2 階 18～19 番）	
徴収計画係・整理第一係・整理第二係・滞納対策係	TEL 3908-1129
収納係	TEL 3908-1124
国保年金課（第一庁舎 2 階 21～27 番）	
庶務係	TEL 3908-1130
国保資格係	TEL 3908-1131
国保給付係	TEL 3908-1132
国保保険料係（納付相談）	TEL 3908-1135
高齢医療係	TEL 3908-9069
国民年金係	TEL 3908-1139

生活環境部	
リサイクル清掃課（TIC 王子ビル 2 階）	
	TEL 3908-8538
環境課（TIC 王子ビル 2 階）	
環境政策係	TEL 3908-8603
地域美化担当	TEL 3908-8610
ごみ屋敷対策担当	TEL 3908-8092
環境規制調査係	TEL 3908-8611
自然環境みどり係	TEL 3908-8618
北区清掃事務所（豊島 8-4-3）	
事業管理係	TEL 3913-3077
作業第一係	TEL 3913-3141
作業第二係（東田端 2-18-15 滝野川清掃庁舎）	TEL 3800-9191
浮間清掃事業所（浮間 5-13-1）	TEL 3960-5300

福祉部	
地域福祉課（第二庁舎 3 階 12～13 番）	
地域福祉係	TEL 3908-9015
事業調整係	TEL 3908-9082
生活福祉課（第三庁舎 1～2 階）	
庶務計画係	TEL 3908-1141
生活支援係（第二庁舎 4 階）	TEL 3908-9046
保護給付係	TEL 3908-1106
相談係	TEL 3908-1144
医療介護係（第二庁舎 4 階）	TEL 3908-1143
保護第一係	TEL 3908-9084
保護第二係	TEL 3908-1152



保護第三係	TEL 3908-1145
保護第四係	TEL 3908-1150
保護第五係	TEL 3908-9276
保護第六係	TEL 3908-1146
保護第七係	TEL 3908-9280
保護第八係	TEL 3908-1156
北部地域保護担当課（第五庁舎 1～3 階）	
保護第九係	TEL 3908-1147
保護第十係	TEL 3908-1153
保護第十一係	TEL 3908-9272
保護第十二係	TEL 3908-1148
保護第十三係	TEL 3908-1149
高齢福祉課（第一庁舎 1 階 9～10 番）	
高齢福祉係	TEL 3908-1158
高齢相談係	TEL 3908-9083
高齢者虐待防止センター	TEL 3908-1112
長寿支援課（第一庁舎 1 階 14 番）	
	TEL 3908-9017
障害福祉課	
障害福祉係（第一庁舎 1 階 4 番）	TEL 3908-9085
王子障害相談係（第一庁舎 1 階 1～3 番）	TEL 3908-9081
赤羽障害相談係（赤羽会館 6 階）	TEL 3903-4161
介護保険課（第一庁舎 1 階 11～13 番）	
給付調整係	TEL 3908-1286・1119
認定調査係	TEL 3908-1120
介護保険料係	TEL 3908-1285
障害者福祉センター（中十条 1-2-18）	
庶務相談係	TEL 3905-7111
支援係	TEL 3905-7113
事業係	TEL 3905-7121

健康部

健康政策課	
健康政策係（第一庁舎 1 階 5 番）	TEL 3908-9016
地域医療係（北区保健所 2 階）	TEL 3919-9601
健康増進係（第一庁舎 1 階 5 番）	TEL 3908-9068
公害保健係（第二庁舎 3 階）	TEL 3908-9019
保健サービス課	
保健サービス係（第一庁舎 1 階 6 番）	TEL 3908-7050
王子健康支援センター（北区保健所 1 階）	TEL 3919-7588
赤羽健康支援センター（赤羽会館 6 階）	TEL 3903-6481
滝野川健康支援センター（西ヶ原 1-19-12）	TEL 3915-0184

北区保健所

生活衛生課（東十条 2-7-3）	TEL 3919-0376
生活衛生係	TEL 3919-0431
環境衛生	TEL 3919-0720
食品衛生	TEL 3919-0726
医薬衛生	TEL 3919-0727
保健予防課（東十条 2-7-3）	TEL 3919-3101
保健予防係	TEL 3919-3104
感染症係	TEL 3919-3102

子ども未来部

子ども未来課	
子ども未来係（滝野川分庁舎 1 階 2 番）	TEL 3908-9097
そらまめ相談室 （ひとり親家庭等相談室）（第一庁舎 2 階 5 番）	TEL 3908-1363
子育て給付係（第一庁舎 2 階 6 番）	TEL 3908-9096
子ども施設係（滝野川分庁舎 1 階 3 番）	TEL 3908-9095・8143
児童相談所開設準備担当課（王子 6-7-3）	
児童相談所開設準備担当	TEL 6903-0135
子どもわくわく課（滝野川分庁舎 1 階 1 番）	
事業計画係	TEL 3908-9128
運営支援係	TEL 3908-9361
保育課（第一庁舎 2 階 1～3 番）	
保育運営係	TEL 3908-9127
私立保育園係	TEL 3908-1333
入園相談係	TEL 3908-9129
子ども家庭支援センター（王子 6-7-3）	
子ども家庭支援センター	TEL 3914-9565
児童発達支援センター	TEL 3913-8841

出産・子育て支援担当部

出産・子育て支援担当課（滝野川分庁舎 3 階 2 番）	
	TEL 5948-6881

まちづくり部

都市計画課（第一庁舎 3 階 12～14 番）	
	TEL 3908-9152
まちづくり推進課（第一庁舎 7 階 2 番）	
	TEL 3908-9154
住宅課	
住宅政策係（第二庁舎 3 階 9 番）	TEL 3908-9201
建築調整担当（第二庁舎 3 階 9 番）	TEL 3908-9206
住宅支援係（第二庁舎 3 階 10 番）	TEL 3908-9203
区営住宅受付担当（第二庁舎 2 階 8 番）	TEL 3908-1523
建築課（第一庁舎 7 階 4～9 番）	
建築指導係（事務）	TEL 3908-9164
建築指導係（審査）	TEL 3908-9166
構造・耐震化促進係（構造）	TEL 3908-9176
構造・耐震化促進係（耐震化促進）	TEL 3908-1240
細街路整備係	TEL 3908-9194
設備審査担当	TEL 3908-9184
監察担当	TEL 3908-9196

防災まちづくり担当部

防災まちづくり担当課（第一庁舎 7 階 1 番）	
	TEL 3908-9162

拠点まちづくり担当部

拠点まちづくり担当課（第一庁舎 7 階 3 番）	
	TEL 3908-7186

土木部

土木政策課（第一庁舎 3 階 23 番）	
企画調整係	TEL 3908-9238
事業計画係	TEL 3908-9252
整備係	TEL 3908-9259
交通事業担当課（第一庁舎 3 階 11 番）	
交通事業担当	TEL 3908-9216
事業用地担当課（第一庁舎 3 階 24 番）	
事業用地担当	TEL 3908-9254
土木管理課（第一庁舎 3 階 19～22 番）	
管理占用係	TEL 3908-9220
台帳係	TEL 3908-9230
監察係	TEL 3908-9235
自転車対策係	TEL 3908-9218
道路公園課（第一庁舎 3 階 16～18 番）	
河川係	TEL 3908-9213
道路係	TEL 3908-9265
公園係	TEL 3908-9275

会計管理室

会計課（第二庁舎 2 階 3～4 番）	
出納係	TEL 3908-9941
審査係	TEL 3908-9942

教育振興部

教育政策課（滝野川分庁舎 2 階 11 番）	
	TEL 3908-9279
学び未来課（滝野川分庁舎 2 階 9～10 番）	
教育環境調整係	TEL 3908-9271
教育情報化推進係	TEL 3908-9273
学校改築施設管理課（滝野川分庁舎 2 階 1～3 番）	
計画係	TEL 3908-9277
施設管理係	TEL 3908-9268
施設設備係	TEL 3908-9281
学校支援課（滝野川分庁舎 1 階 4～6 番）	
学校支援係	TEL 3908-9293
学事係	TEL 3908-1541
保健給食係	TEL 3908-9295
生涯学習・学校地域連携課（滝野川分庁舎 2 階 8 番）	
生涯学習・青少年健全育成	TEL 3908-9323
学校地域連携	TEL 3908-8282
教育指導課（滝野川分庁舎 2 階 4～5 番）	
教職員係	TEL 3908-9286
指導係	TEL 3908-9287



教育総合相談センター（滝野川分庁舎 2階 6～7番、3階 1番）		
事務担当	TEL 3908-9269	
就学相談担当	TEL 3908-1237	
教育相談担当	TEL 3908-1326	
飛鳥山博物館（王子 1-1-3 飛鳥山公園内）		
管理運営係	TEL 3916-1133	
事業係	TEL 3916-1133	
埋蔵文化財専用（土・日・祝を除く）	TEL 3916-1815	
中央図書館（十条台 1-2-5）		
管理係	TEL 5993-1125	
図書係	TEL 5993-1125	
事業係	TEL 5993-1125	

監査事務局（滝野川分庁舎 4階 2番）

TEL 3908-1197

選挙管理委員会事務局（滝野川分庁舎 3階 3番）

TEL 3908-9054

区議会事務局（第一庁舎 4階）

庶務係	TEL 3908-9944
議事調査係	TEL 3908-9948

区民事務所 P27・28

保健所 P47

地域振興室 P107

会館 P108

区民センター・ふれあい館 P109

元気ぶらざ P109

コミュニティアリーナ P109

文化芸術活動拠点（ココキタ） P111

清掃事務所・清掃関連施設

北区清掃事務所	TEL 3913-3141	豊島 8-4-3
滝野川清掃庁舎	TEL 3800-9191	東田端 2-18-15
浮間清掃事業所	TEL 3960-5300	浮間 5-13-1
粗大ごみ受付センター	TEL 0570-075-533	
北清掃工場（建替工事中）	TEL 5939-6571	志茂 1-2-36
北清掃工場建替工事監督員事務所		

リサイクル活動拠点 P59

その他センター・斎場

防災センター（地震の科学館）	TEL 3940-1811	西ヶ原 2-1-6
中央公園文化センター	TEL 3907-5661	十条台 1-2-1
赤羽文化センター	TEL 3906-3911	赤羽西 1-6-1-301
滝野川文化センター	TEL 5394-1230	西ヶ原 1-23-3
北区セレモニーホール	TEL 5392-0021	浮間 1-13-6

北とびあ

北とびあ総合案内	TEL 5390-1100	王子 1-11-1	1階
北とびあ施設受付	TEL 5390-1105	//	1階
北とびあ体育施設受付	TEL 5390-1140	//	1階
地域振興課	TEL 5390-0092	//	10階
大規模区民施設整備担当課	TEL 5390-1116	//	10階
文化施策担当課	TEL 5390-0093	//	10階
産業振興課	TEL 5390-1234	//	11階
消費生活センター（相談電話）	TEL 5390-1142	//	11階
（一財）東京広域勤労者サービスセンター（北区営業所）	TEL 5390-1242	//	11階
（公財）北区文化振興財団	TEL 5390-1223	//	10階
スポーツ推進課	TEL 5390-1134	//	10階
北区 NPO・ボランティアぶらざ	TEL 5390-1771	//	4階
多様性社会推進課	TEL 3913-0161	//	5階
スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）	TEL 3913-0161	//	5階
（一社）東京北区観光協会	TEL 5390-1166	//	1階

区立小学校

王子小学校	TEL 5902-3358	王子 2-7-1
王子第一小学校	TEL 3919-9174	王子 5-14-18
王子第二小学校	TEL 3908-2460	王子本町 2-2-5
王子第三小学校	TEL 3907-2355	上十条 5-2-3
王子第五小学校	TEL 3907-2381	上十条 2-18-17
豊川小学校	TEL 3913-4111	豊島 3-10-23
堀船小学校	TEL 3912-2868	堀船 2-11-9
柳田小学校	TEL 3911-5409	豊島 2-11-20
東十条小学校	TEL 3913-6648	東十条 3-14-23
としま若葉小学校	TEL 3912-1458	豊島 5-3-30
十条小学校	TEL 3908-3949	中十条 3-1-6
赤羽小学校	TEL 3901-8510	赤羽 1-24-6
岩淵小学校	TEL 3901-2950	岩淵町 6-6
なでしこ小学校	TEL 3901-2601	志茂 1-34-17
第四岩淵小学校	TEL 3901-2501	赤羽 3-24-23
梅木小学校	TEL 3900-3393	西が丘 2-21-15
都の北学園	TEL 3901-2724	神谷 2-30-1
桐ヶ丘郷小学校	TEL 3907-0878	桐ヶ丘 1-10-23
袋小学校	TEL 3907-7483	赤羽北 2-15-3
八幡小学校	TEL 3900-8855	赤羽台 3-18-5
浮間小学校	TEL 3969-0491	浮間 3-4-27
西浮間小学校	TEL 5915-0133	浮間 2-7-1
赤羽台西小学校	TEL 3907-2475	赤羽台 2-1-34
西が丘小学校	TEL 3900-8866	西が丘 1-12-14
滝野川小学校	TEL 3910-3703	西ヶ原 1-18-10
滝野川第二小学校	TEL 3916-3278	滝野川 6-19-4
滝野川第三小学校	TEL 3910-2502	滝野川 1-12-27
滝野川第四小学校	TEL 3893-0041	東田端 2-5-23
滝野川第五小学校	TEL 3893-1200	昭和町 3-3-12
西ヶ原小学校	TEL 3910-5204	西ヶ原 4-19-21
谷端小学校	TEL 3916-1155	滝野川 7-12-17
田端小学校	TEL 3823-0014	田端 5-4-1
滝野川もみじ小学校	TEL 3949-5267	滝野川 3-72-1

区立中学校

王子桜中学校	TEL 5902-3155	王子 2-7-1
十条富士見中学校	TEL 5924-2401	十条台 1-9-33
明桜中学校	TEL 5959-0031	王子 6-3-23
堀船中学校	TEL 3911-8817	王子 5-2-8
稲付中学校	TEL 3900-6211	赤羽西 6-1-4
赤羽岩淵中学校	TEL 5249-4071	赤羽 2-6-18
桐ヶ丘中学校	TEL 5963-3811	桐ヶ丘 2-6-11
都の北学園	TEL 3902-2461	神谷 2-30-1
浮間中学校	TEL 3967-0226	浮間 4-29-32
田端中学校	TEL 5814-7151	田端 4-17-1
滝野川紅葉中学校	TEL 5907-5020	滝野川 5-55-8
飛鳥中学校	TEL 3910-6175	西ヶ原 3-5-12

区立義務教育学校

都の北学園（前期課程）	TEL 3901-2724	神谷 2-30-1
都の北学園（後期課程）	TEL 3902-2461	神谷 2-30-1

特別支援学校

都立北特別支援学校	TEL 3906-2321	十条台 1-1-1
都立王子特別支援学校	TEL 3909-8777	十条台 1-8-41

区立幼稚園 P101

認可保育園

王子	TEL 3911-3801	王子 6-1-15
赤羽	TEL 3901-5480	赤羽南 1-16-2-101
滝野川	TEL 3917-6045	滝野川 3-46-2
王子本町（指定管理者）	TEL 3900-5098	王子本町 3-3-3-101
王子本町保育園分園（指定管理者）	TEL 3906-0616	王子本町 2-30-9
桐ヶ丘（指定管理者）	TEL 3907-2336	桐ヶ丘 1-3-9-101
浮間	TEL 3966-4488	浮間 1-9-3-101
赤羽台（指定管理者）	TEL 3900-0189	赤羽台 1-4-11-105
西ヶ原	TEL 3910-6930	西ヶ原 4-44-10
上十条	TEL 3908-5587	上十条 3-24-8
志茂（指定管理者）	TEL 3901-5888	志茂 4-44-1
田端	TEL 3828-7577	田端 3-24-14



栄町	TEL 3919-2030	栄町 33-3
東十条（指定管理者）	TEL 3913-0530	東十条 3-2-14
赤羽西	TEL 3906-3641	赤羽西 4-42-9
赤羽北	TEL 3906-1148	赤羽北 1-5-5
豊島	TEL 3911-9480	豊島 7-17-8
王子北（指定管理者）	TEL 3913-3577	王子 3-23-7-113
滝野川北（指定管理者）	TEL 5907-6220	滝野川 3-79-1-101
中里	TEL 3915-5157	中里 3-11-18
桐ヶ丘南	TEL 3906-2090	赤羽西 5-5-7-101
滝野川西（指定管理者）	TEL 3916-3225	滝野川 6-84-12
豊島東	TEL 3913-8403	豊島 5-6-12-101
豊島東保育園分園	TEL 3919-2731	豊島 5-5-9-101
豊島北	TEL 3919-0026	豊島 5-4-3-101
西ヶ原東（指定管理者）	TEL 3918-8251	西ヶ原 3-19-11
東十条東	TEL 3912-3077	東十条 3-10-1
西が丘	TEL 3907-6472	西が丘 2-4-1
堀船南	TEL 3914-7954	堀船 2-22-1-101
堀船南保育園分園	TEL 3927-1531	堀船 3-16-11-105
桜田（指定管理者）	TEL 3914-4099	王子 5-2-1-101
岩淵（指定管理者）	TEL 3903-4995	赤羽 3-23-7
桜田北	TEL 3914-7510	王子 5-2-3-101
桜田北保育園分園	TEL 3913-6357	王子 5-2-6-104
袋	TEL 3905-1381	赤羽北 2-15-2-101
浮間東（指定管理者）	TEL 3969-6277	浮間 3-34-1-101
志茂南	TEL 3901-5178	志茂 1-4-4
東田端（指定管理者）	TEL 3893-1137	東田端 2-13-2-101
志茂北	TEL 3901-3023	志茂 5-21-2-101
上十条南（指定管理者）	TEL 3905-1327	上十条 3-3-20
桜田つばみ	TEL 3919-6252	王子 5-2-12
西ヶ原南（指定管理者）	TEL 3576-1023	西ヶ原 4-51-28
浮間さくら草（指定管理者）	TEL 5916-6030	浮間 1-1-2
神谷北つばみ	TEL 5249-4977	神谷 2-42-4
音無つばみ	TEL 5974-4131	滝野川 2-52-9
清水坂	TEL 3907-8526	中十条 4-16-27
王子隣保館（私）	TEL 3912-3388	王子 2-19-21
日の基（私）	TEL 3909-2223	桐ヶ丘 1-21-41
クラブ（私）	TEL 3911-0324	豊島 3-4-15
テオーシー（私）	TEL 3900-3077	西が丘 3-16-15
聖母の騎士（私）	TEL 3908-5905	中十条 1-28-13
ふくし（私）	TEL 3911-6305	豊島 2-20-5
木の実（私）	TEL 3911-5476	堀船 3-23-6
まごころ会（私）	TEL 3911-5584	上中里 2-37-2
法善寺（私）	TEL 3900-9606	赤羽台 3-24-2
神谷（私）	TEL 3901-8338	神谷 2-36-8
豊川（私）	TEL 3911-4661	王子 6-4-10
宮元（私）	TEL 3916-1401	滝野川 3-77-8
キッズタウンうきま（私）	TEL 5914-1332	浮間 5-13-1
キッズタウンうきま夜間（私）	TEL 5914-1332	浮間 5-13-1
キッズタウン東十条（私）	TEL 5902-7055	東十条 3-18-40
つつっこ（私）	TEL 3903-6160	志茂 3-11-6
ポピンズナーサリー スクール田端（私）	TEL 5815-2131	田端 6-1-1 田端 ASUKA タワー 2F
ポピンズナーサリー スクール王子（私）	TEL 5902-5821	王子 1-23-5 ドラゴンスクエアビル 4F
ポピンズナーサリー スクール王子分園（私）	TEL 6903-5275	西ヶ原 2-8-1-124
明日香（私）	TEL 5916-1088	浮間 4-1-3
はとぼっぽ（私）	TEL 5980-7603	滝野川 6-21-19
ういず東十条（私）	TEL 5939-6091	東十条 5-8-16
ういず滝野川（私）	TEL 5980-7377	滝野川 6-9-4
アスクうきま（私）	TEL 5916-6571	浮間 4-14-9
グローバルキッズ コトニア赤羽園（私）	TEL 3905-5755	中十条 4-17-1
グローバルキッズ 王子園（私）	TEL 5390-0326	堀船 1-1-2
ぼけっとランド赤羽（私）	TEL 5939-4636	赤羽 2-57-9
田端聖華（私）	TEL 5814-0800	田端 1-22-7
さくらキッズ（私）	TEL 3800-6731	東田端 2-7-13
さくらキッズ分園（私）	TEL 3800-6722	東田端 2-8-12
あおば保育園 西が丘（私）	TEL 5948-8212	上十条 5-12-8
LIFE SCHOOL 桐ヶ丘 こどものもり（私）	TEL 5948-8280	桐ヶ丘 1-7-17
赤羽北のぞみ（私）	TEL 3900-1208	赤羽北 3-6-10
さくらさくらみらい 浮間（私）	TEL 5918-8902	浮間 2-23-17
にじいろ保育園王子（私）	TEL 6903-2450	王子 5-1-40

キッズガーデン北区豊島（私）	TEL 5390-0806	豊島 4-12-1
アイグラン保育園王子（私）	TEL 6903-0350	王子 1-27-8
ベネッセ 王子神谷（私）	TEL 5902-4520	王子 5-1-70
としま みつばち（私）	TEL 6903-3290	豊島 7-8-7
フレーベル西が丘みらい園（私）	TEL 5948-8030	赤羽西 6-2-20
北赤羽せせらぎ（私）	TEL 5948-8856	赤羽北 2-14-13
にじいろ保育園田端新町（私）	TEL 5901-9070	田端新町 2-31-2
グローバルキッズ志茂（私）	TEL 6903-8711	志茂 3-45-6
たばた絆（私）	TEL 6240-8938	田端新町 1-8-15-101
おうじ絆分園（私）	TEL 6903-5293	滝野川 2-43-5
にじいろ保育園志茂（私）	TEL 6903-9545	志茂 1-19-11
王子神谷雲母（私）	TEL 5902-3777	王子 5-22-3
キッズガーデン北区滝野川（私）	TEL 5944-5037	滝野川 6-30-2
MIWA たばた（私）	TEL 5842-1409	田端 5-11-8
Gakken はいくえん 田端（私）	TEL 3824-2101	田端 1-12-17
キッズハーモニー・たきのがわ（私）	TEL 5961-2280	滝野川 7-4-1
グローバルキッズ志茂第二（私）	TEL 6903-9710	志茂 3-12-3
クオリスキッズ王子（私）	TEL 6908-4260	王子 3-10-14
アルオン（私）	TEL 5809-0940	田端 2-10-5
うきま絆第二（私）	TEL 5918-9941	浮間 3-1-55 河野ビル 2F
うきま絆（分園）（私）	TEL 5918-9941	浮間 3-1-55 さくらビル 2 階
まなびの森保育園上中里（私）	TEL 6903-5530	上中里 1-26-12
太陽の子上中里保育園（私）	TEL 5972-4722	上中里 1-47-5
浮間さくら（私）	TEL 6279-8741	浮間 4-32-20 松岡ビル 2F
ちいはぐ・十条（小規模）	TEL 3908-2323	上十条 2-13-1-103
ゆうひが丘保育園王子神谷 （小規模）	TEL 6903-3237	豊島 8-25-3
西ヶ原ひなた（小規模）	TEL 6903-4698	西ヶ原 1-61-15-101
ベベ・ア・パリ保育園 東十条（小規模）	TEL 6903-2482	東十条 4-5-18 アーバンフラット青雲 1F
サンライズキッズ保育園 北区園（小規模）	TEL 050-5807-2162	中十条 2-13-23
MIRATZ 田端新町 （小規模）	TEL 6807-8936	田端新町 3-7-9-1F
ぬくもりのおうち保育 赤羽園（小規模）	TEL 6903-8813	赤羽 2-10-2-2F
ぬくもりのおうち保育 滝野川園（小規模）	TEL 5980-8531	滝野川 7-33-8
志茂つくし（小規模）	TEL 3903-5232	志茂 5-5-4-1F
ゆうひが丘保育園豊島 （小規模）	TEL 6903-2072	豊島 1-34-1
サンベビー（小規模）	TEL 6903-3642	東十条 4-5-15
アルタベビー滝野川園 （小規模）	TEL 6903-6618	滝野川 1-93-5
ぬくもりのおうち保育 飛鳥山園（小規模）	TEL 5980-7883	滝野川 1-63-6 藤和シティコブ飛鳥山公園
正光寺保育園板橋駅前園 （小規模）	TEL 6903-7262	滝野川 7-2-14-2F
MIRATZ 駒込（小規模）	TEL 6903-6573	中里 2-3-5-1F
キッズパオ王子あおぞら園 （小規模）	TEL 5944-6306	王子 4-16-5-102
ほっぺるランド滝野川 （小規模）	TEL 5961-3916	滝野川 7-21-14-1F
ヤクルト西ヶ原 （事業所内）	TEL 3949-4330	西ヶ原 4-47-4-1F
ヤクルト赤羽 （事業所内）	TEL 3901-5950	赤羽 1-36-1
おうち保育室 さんさん （家庭的保育事業）	TEL 5939-6764	志茂 3-40-10
はまだすまいる保育室 （家庭的保育事業）	TEL 3909-5845	上十条 2-26-4
まつむら保育室 東十条 （家庭的保育事業）	TEL 3902-3712	東十条 5-17-13

図書館P105

博物館等

北区飛鳥山博物館	TEL 3916-1133	王子 1-1-3 （飛鳥山公園内）
自然ふれあい情報館	TEL 3908-0804	十条仲原 4-2-1 （清水坂公園内）
みどりと環境の情報館 （エコベルデ）	TEL 3913-8340	豊島 5-6-1 （豊島五丁目遊び場内）

紙の博物館	TEL 3916-2320	王子 1-1-3 (飛鳥山公園内)
渋沢史料館	TEL 3910-0005	西ヶ原 2-16-1 (飛鳥山公園内)
東京ゲート記念館	TEL 3918-0828	西ヶ原 2-30-1
田端文士村記念館	TEL 5685-5171	田端 6-1-2
北区ふるさと農家体験館 (旧松澤家住宅)	TEL 5993-8361	赤羽西 5-2-34 (赤羽自然観察公園内)
荒川知水資料館	TEL 3902-2271	志茂 5-41-1
お札と切手の博物館	TEL 5390-5194	王子 1-6-1

公園・庭園

都立旧古庭園	TEL 3910-0394	西ヶ原 1-27-39
都立浮間公園	TEL 3969-9168	板橋区舟渡 2-15-1
飛鳥山公園	TEL 5980-9210	王子 1-1-3
名主の滝公園	TEL 3908-9275	岸町 1-15-25
浮間つり堀公園	TEL 3908-9275	浮間 5-4-19

スポーツ施設

中央公園運動場	TEL 080-6883-4546	十条台 1-2-1
桐ヶ丘体育館	TEL 3908-2316	赤羽台 3-17-57
滝野川体育館	TEL 3940-1801	西ヶ原 2-1-6
(公財) 東京都北区体育協会	TEL 3940-1848	西ヶ原 2-1-6
赤羽体育館	TEL 3901-3140	志茂 3-46-16
北運動場	TEL 3902-5639	神谷 2-47-6
赤羽スポーツの森公園競技場	TEL 5948-9281	赤羽西 5-2-27
パノラマプール十条台	TEL 5993-8337	中十条 1-5-6
新荒川大橋野球場・サッカー場	TEL 090-5333-5517	赤羽 3-29 先
浮間子どもスポーツ広場	TEL 3969-1145	浮間 4-27-1
浮間舟渡庭球場	TEL 3967-4751	浮間 4-27-1
新河岸川庭球場	TEL 3902-7381	岩淵町 41
北ノ台スポーツ多目的広場	TEL 3909-3121	上十条 5-14-4
豊島北スポーツ多目的広場	TEL 3913-8363	豊島 5-3-13
豊島五丁目グリーンスポーツ広場	TEL 090-6923-7785	豊島 5-6 先
ハイパフォーマンススポーツセンター	TEL 5963-0200	西ヶ丘 3-15-1
東京都障害者総合 スポーツセンター	TEL 3907-5631	十条台 1-2-2

保養所等宿泊施設

甘楽ふるさと館	TEL 0274-74-2660	群馬県甘楽郡甘楽町 大字小幡 2014-1
那須高原学園 (北区しらかば荘)	フリーダイヤル 0120-731-471	栃木県那須郡那須町 大字湯本 206

老人いこいの家……………P81

いきがい活動センター……………P81

ぷらっとほーむ

ぷらっとほーむ滝野川東	TEL 5974-2540	滝野川 1-46-7
ぷらっとほーむ桐ヶ丘	TEL 3908-1277	桐ヶ丘 1-6-2-101

特別養護老人ホーム

上中里つつじ荘	TEL 5390-6000	上中里 2-45-2
王子光照苑 (民設)	TEL 3927-9851	王子 3-3-1
清水坂あじさい荘	令和7年2月まで TEL 6454-9033 令和7年3月から TEL 6454-2022	浮間 3-11-26 中十条 4-16-32
ウエルガーデン西が丘園 (民設)	TEL 5924-7711	西が丘 3-16-27
桐ヶ丘やまぶき荘	TEL 5924-0150	桐ヶ丘 1-16-26
みずべの苑 (民設)	TEL 3598-2111	志茂 3-6-5
うきま幸福苑 (民設)	TEL 5914-1331	浮間 5-13-1
飛鳥晴山苑 (民設)	TEL 3940-9171	西ヶ原 4-51-1
新町光陽苑 (民設)	TEL 5855-1185	田端新町 2-27-16
赤羽北さくら荘 (民設)	TEL 3900-3901	赤羽北 3-6-10
浮間こひつじ園 (民設)	TEL 5970-0050	浮間 2-12-22

介護老人保健施設

太陽の都	TEL 3558-8881	浮間 2-1-13
さくらの杜	TEL 5963-4187	赤羽台 4-17-56
滝野川病院附属 介護老人保健施設	TEL 5907-6910	滝野川 2-32-12 4 階
リハビリパーク滝野川	TEL 5980-8965	滝野川 6-13-13
はくちょう	TEL 3827-1020	田端 3-18-24
東京シニアケアセンター赤羽	TEL 3903-0022	志茂 1-19-14

高齢者あんしんセンター……………P78

十条台	TEL 5948-5630	中十条 1-2-18 障害者福祉センター 4 階
王子光照苑	TEL 3927-8899	王子 3-3-1
豊島	TEL 6903-2712	豊島 3-27-22 豊島区民センター 1 階
十条	TEL 5948-9981	上十条 3-1-25 帝京大学 4 号館 1 階
東十条・神谷	TEL 6908-4711	東十条 3-2-3-101 東十条グリーンハイツ 1 階
西が丘園	TEL 5924-7715	西が丘 3-16-27
みずべの苑	TEL 5941-6722	志茂 3-13-5 信濃ビル 1 階
赤羽	TEL 3903-4167	赤羽南 1-13-1 赤羽会館 6 階
赤羽北	TEL 5948-5940	赤羽北 2-25-8 アクトピア北赤羽 六番館赤羽北区民セ ンター 3 階
浮間	TEL 3558-3689	浮間 2-10-2 浮間区民センター 1 階
桐ヶ丘やまぶき荘	TEL 5924-0152	桐ヶ丘 1-16-26
滝野川西	TEL 6903-4015	滝野川 6-21-25 滝野川西区民センター 1 階
飛鳥晴山苑	TEL 3940-9175	西ヶ原 4-51-1
滝野川はくちょう	TEL 3822-6080	田端 3-18-24 (介護老人保健施設 はくちょう内)
昭和町・堀船	TEL 6807-6961	昭和町 3-10-7 昭和町区民センター 1 階
新町光陽苑	TEL 5855-1219	田端新町 2-27-16

障害者相談支援センター

滝野川地域障害者相談支援 センター	TEL 4334-6548	西ヶ原 4-51-1 (飛鳥晴山苑内)
障害者基幹相談支援センター	TEL 3905-7226	中十条 1-2-18 (障害者福祉センター内)

障害者福祉センター・福祉園等

障害者福祉センター	TEL 3905-7111	中十条 1-2-18
あすなる福祉園	TEL 3913-0188	王子 6-4-6
若葉福祉園	TEL 5993-5556	赤羽西 6-9-2
王子福祉作業所	TEL 3919-9575	王子 2-19-20
赤羽西福祉作業所	TEL 3907-5801	赤羽西 5-7-5
たばた福祉作業所	TEL 5907-5215	西ヶ原 1-19-12
赤羽西福祉工房	TEL 3908-4111	赤羽西 5-7-1
就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑	TEL 3940-9181	西ヶ原 4-51-1
神谷ホーム (知的障害者グループホーム)	TEL 3598-3111	神谷 2-3-8

その他の福祉施設

都立北療育医療センター	TEL 3908-3001	十条台 1-2-3
児童養護施設 星美ホーム	TEL 3906-2711	赤羽台 4-2-14
養護老人ホーム日の基青老閣	TEL 3907-1955	桐ヶ丘 1-21-40

社団法人・社会福祉法人

(公社) シルバー人材センター	TEL 3908-8400 (代)	赤羽 1-1-38
北区社会福祉協議会	TEL 3906-2352	岸町 1-6-17
北区社会福祉事業団	TEL 5390-6005	上中里 2-45-2

相談所・研究所

東京都北児童相談所	TEL 3913-5421	王子 6-1-12
教育総合相談センター		滝野川分庁舎 3 階
教育相談全般	TEL 3908-1326	
いじめ 110 番	TEL 3905-3110	

労働・税務・法務・年金

ハローワーク王子 (王子公共職業安定所)	TEL 5390-8609 (代)	王子 6-1-17
赤羽しごとコーナー	TEL 3908-3244	赤羽 1-1-38 (赤羽区民事務所内)



ネスト赤羽	TEL 3598-0571	赤羽 1-59-9
中央・城北職業能力開発センター赤羽校	TEL 3909-8333	西が丘 3-7-8
中央・城北職業能力開発センター板橋校	TEL 3966-4131	板橋区舟渡 2-2-1
王子授産場	TEL 3912-9171	王子 2-19-20
桐ヶ丘授産場	TEL 3900-0275	桐ヶ丘 2-7-22
王子労働基準監督署	TEL 6679-0183	赤羽 2-8-5
王子税務署	TEL 3913-6211 (代)	王子 3-22-15
北都税事務所	TEL 3908-1171 (代)	中十条 1-7-8
北年金事務所 (旧北社会保険事務所)	TEL 3905-1011 (代)	上十条 1-1-10
東京法務局北出張所(登記所)	TEL 3912-2608	王子 6-2-66
王子公証役場	TEL 3911-6596	王子 1-14-1 山本屋ビル 3 階
赤羽公証役場	TEL 3902-2339	赤羽南 1-4-8 赤羽南商業ビル 6 階
東京簡易裁判所(本庁)	TEL 3581-5411 (代)	

警察署・消防署

王子警察署	TEL 3911-0110 (代)	王子 3-22-22
赤羽警察署	TEL 3903-0110 (代)	神谷 3-10-1
滝野川警察署	TEL 3940-0110 (代)	西ヶ原 2-4-1
王子消防署	TEL 3927-0119 (代)	王子 4-28-1
王子消防署十条出張所	TEL 3905-0119	中十条 1-7-10
王子消防署東十条出張所	TEL 3919-0119	東十条 3-6-6
赤羽消防署	TEL 3902-0119 (代)	赤羽南 1-10-4
赤羽消防署志茂出張所	TEL 3901-0119	志茂 2-34-15
赤羽消防署浮間出張所	TEL 3966-0119	浮間 3-13-15
赤羽消防署西が丘出張所	TEL 3909-0119	西が丘 1-48-6
赤羽消防署赤羽台出張所	TEL 3907-0119	赤羽台 2-4-41
滝野川消防署	TEL 3916-0119 (代)	西ヶ原 2-1-1
滝野川消防署三軒家出張所	TEL 3940-0119	滝野川 5-39-3
滝野川消防署田端出張所	TEL 3894-0119	田端新町 1-20-12

郵便局・ガス・水道・電気

王子郵便局	TEL 0570-943-472	王子 6-2-28
赤羽郵便局	TEL 0570-943-685	赤羽南 1-12-10
東京ガスお客様センター	TEL 0570-002239	
IP 電話・海外からの電話	TEL 6735-8787	
水道局お客さまセンター		
引っ越し、契約変更	TEL 5326-1100	
料金、漏水、その他	TEL 5326-1101	
東京電力 東京カスタマーセンター	フリーダイヤル 0120-995-005	

その他

自衛隊十条駐屯地	TEL 3908-5121 (代)	十条台 1-5-70
独立行政法人国立印刷局 東京工場	TEL 3910-1141	西ヶ原 2-3-15

駅

JR 赤羽駅	お問い合わせは JR 東日本テレホンセン ターへ TEL 050-2016-1600	赤羽 1
JR 尾久駅		昭和町 1
JR 王子駅		王子 1
JR 上中里駅		上中里 1
JR 十条駅		上十条 1
JR 東十条駅		東十条 3
JR 田端駅		東田端 1
JR 板橋駅		板橋区板橋 1
JR 駒込駅		豊島区駒込 2
JR 北赤羽駅		赤羽北 2
JR 浮間舟渡駅		浮間 4
南北線駒込駅	TEL 5976-9636	豊島区駒込 2-1-40
南北線西ヶ原駅	TEL 5394-2682	西ヶ原 2-3-8
南北線王子駅	TEL 5390-3071	王子 1-10-18
南北線王子神谷駅	TEL 5390-3073	王子 5-2-11
南北線志茂駅	TEL 5249-1620	志茂 2-1-18
南北線赤羽岩淵駅	TEL 5249-0460	赤羽 1-52-8
東京都交通局北 自動車営業所	TEL 3903-6136	神谷 3-10-6
国際興業バス 赤羽営業所	TEL 3900-1211	西が丘 3-16-30

東京都交通局 荒川電車営業所	TEL 3893-7451	荒川区西尾久 8-33-7
都営交通 お客様センター	TEL 3816-5700	



MEMO

MEMO

北区くらしのガイド

令和6年10月発行

刊行物登録番号

6-1-056

発行 東京都北区
編集 北区政策経営部広報課
東京都北区王子本町1-15-22
電話 03-(3908) 1102
印刷 株式会社リーブルテック

TWINKLE RACE



東京シティ競馬(大井競馬)は、東京23区が主催しています。

勝馬投票券の購入は20歳から、適度に遊ぶ、大人のたしなみ。
地方競馬の収益金は、畜産振興及び地方財政の改善に活用されています。

公式
Twitter



公式
YouTube



TCK

検索

北区の防災情報を簡単に確認できる アプリが登場！

 最新の防災情報が
受け取れます

防災無線の内容も
アプリで受け取れます



各種防災マップも
アプリで確認

普段使いできる便利機能も満載

4カ国語(日本語・英語・韓国語
中国語(簡体・繁体))表示対応

Google Play・App Storeからダウンロード！



東京消防庁・消防本部
消防無線センター・消防無線センター

iPhoneはこちら



Androidはこちら



本アプリのインストールは無料ですが、通話料は利用者の責任となります。

お問い合わせ

北区 防災・危機管理課 TEL 03-3908-8184
〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 <https://www.city.kita.tokyo.jp>